

東京都子供・子育て支援総合計画 (第 3 期) (案)

令和 7 年 3 月



東京都

目 次

計画の策定に当たって

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格	4
3	計画期間	5
4	計画の構成	5
5	子ども・子育て支援新制度等	6
6	都における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策	10

第1章 計画の目指すもの

1	計画の基本的な考え方	14
2	計画の「理念」・「目標」・「視点」	17

第2章 子供の意見を聴く取組

1	取組の背景と意義	25
2	こども都庁モニターアンケート結果	27
3	子供の居場所におけるヒアリング実施結果	33

第3章 子供・子育て支援施策の具体的な展開

目標 1	地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり	54
目標 2	乳幼児期における教育・保育の充実	92
目標 3	子供の成長段階に応じた支援の充実	129
目標 4	子供の貧困の解消に向けた対策の推進	170
目標 5	特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実	196
目標 6	次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備	248

第4章 子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上

1	母子保健	304
2	子育て支援	305
3	幼児教育	307
4	保育	309

5	認定こども園	312
6	子供の居場所づくり	313
7	児童相談所	314
8	社会的養護	315
9	ひとり親家庭支援	316
10	障害児支援	317

第5章 子供・子育て支援施策の更なる充実に向けて

1	東京都の役割	320
2	区市町村の役割	321
3	事業主の役割	322
4	地域社会・都民の役割	323
5	計画の推進体制	324
6	計画の進捗状況の評価・公表	325

資料編

計画の策定体制	327
「東京都子供・子育て支援総合計画」策定等事業推進会議設置要綱	328
東京都子供・子育て会議条例	331
東京都子供・子育て会議委員名簿	333
東京都子供・子育て会議の審議経過等	334
計画事業一覧	335
区市町村における教育・保育の量の見込みと確保方策	353
区市町村における家庭支援事業の実施（予定）状況一覧	363

コラム一覧

子供の意見を聴く取組の進め方	51
こども家庭センター～母子保健と児童福祉の連携～（あきる野市）	91
「魅力ある保育」ホームページ	127
中原児童センター～館長にモノ申す会～（品川区）	166
東京都認証学童クラブ事業	168
こどもの生活実態調査結果（東京都立大学実施）	194
子どもの権利を保障する取組みの推進（武蔵野市）	246
「とうきょう子育てスイッチ」ユーザーアンケート	301

計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画期間
- 4 計画の構成
- 5 子ども・子育て支援新制度等
- 6 都における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

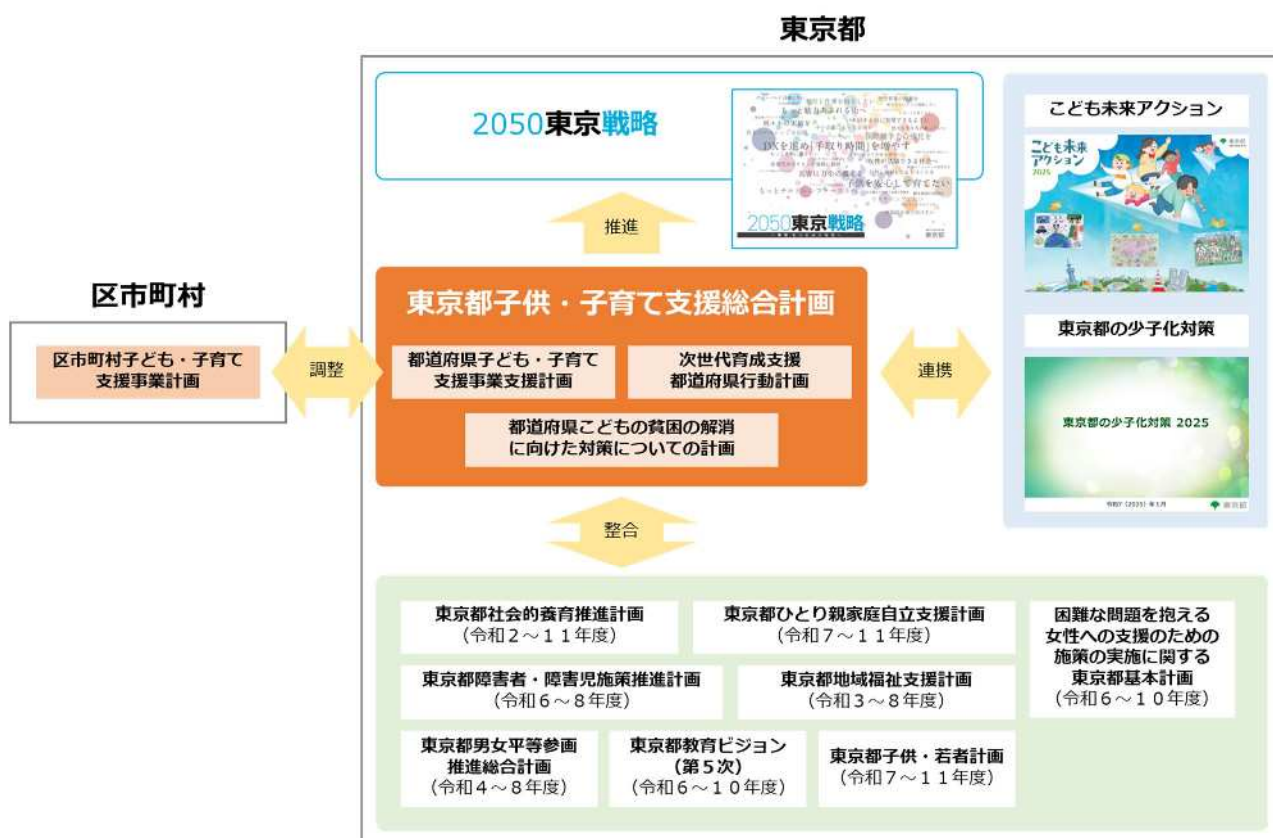
1 計画策定の趣旨

- 我が国では、少子化が進行し、平成 17 年には死亡数が出生数を初めて上回りました。子供や子育てをめぐる状況は厳しく、国や地域を挙げて子供や家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築していくことが求められました。
- そうした状況を受けて、平成 24 年 8 月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。
- また、平成 15 年 7 月に制定された次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）も改正され、引き続き、職場や地域において子育てしやすい環境を整備するため、法の有効期限が令和 6 年度末まで 10 年間延長されました。
- 平成 26 年 1 月には、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策法」という。）が施行されました。
- 平成 26 年 7 月には、子ども・子育て支援法第 60 条第 1 項の規定に基づき、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」という。）が告示されました。
- こうしたことを踏まえ、子ども・子育て支援法及び次世代法に基づき、子供の貧困対策も包含する計画として、平成 26 年度末に「東京都子供・子育て支援総合計画」（以下「第 1 期計画」という。）を策定しました。
- 平成 29 年度末には、区市町村の教育・保育の量の見込みと確保方策及び東京都の目標数値の更新並びに子どもの貧困対策法に基づく計画としての位置付けを明確化するなど、第 1 期計画の中間見直しを行いました。
- 国においては、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、令和元年 5 月、子ども・子育て支援法を改正し、同年 10 月から幼児教育・保育の無償化を実施しました。
- 都においては、令和元年 12 月、今後の都政運営の新たな指針として「『未来の東京』戦略ビジョン」を取りまとめました。
- こうした状況や、これまでの都の子供・子育て支援に係る取組の成果を踏まえ、令和 2 年 3 月に「東京都子供・子育て支援総合計画（第 2 期）」を策定しました。

- 令和３年３月には「『未来の東京』戦略」を策定し、戦略１に子供の笑顔のための戦略を掲げました。
- 「東京都こども基本条例」の施行、子供政策連携室の設置を背景に、少子化の進行やコロナ禍の影響などを踏まえ、令和４年度末、新規事業の追加や、保育サービス・学童クラブの整備目標を更新するなど、第２期計画の中間見直しを行いました。
- 令和４年６月には、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、児童等に対する家庭や養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、児童福祉法が改正されました。
- 令和５年４月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行されました。同年１２月、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。
- 令和６年５月には、次世代法が改正され、法の有効期限が令和１６年度末まで１０年間延長されました。
- 令和６年６月には、子どもの貧困対策法の改正により、法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められました。こども大綱の記述を踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、「目的」及び「基本理念」において、解消すべき「こどもの貧困」が具体化されました。
- 令和６年１０月には、子ども・子育て支援法が改正され、「こども未来戦略」（令和５年１２月２２日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充が図られました。
- 都においては、令和７年３月、すべての「人」が輝き、一人ひとりが幸せを実感できる「成長」と「成熟」が両立した「世界で一番の都市・東京」を実現するため、都政の新たな羅針盤として、「2050 東京戦略」を策定しました。
- こうした状況や、これまでの都の子供・子育て支援に係る取組の成果を踏まえ、東京都子供・子育て支援総合計画（第３期）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の性格

- 本計画は、東京都における子供・子育てに関する総合計画として、子ども・子育て支援法第 62 条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と次世代法第 9 条に基づく都道府県行動計画、こどもの貧困解消法第 10 条に基づく都道府県こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画とを合わせて一体的に策定するものです。
- また、本計画は、「2050 東京戦略」を推進する計画と位置付けるとともに、毎年度策定される「こども未来アクション」及び「東京都の少子化対策」と連携し、東京都の他の関連する計画と整合を図り、区市町村子ども・子育て支援事業計画とも調整の上、策定しています。



3 計画期間

- 本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間です。

平成				令和										
27	28	29	30	元 (平成31)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
第1期計画														
		中間 見直し			第2期計画									
						中間 見直し				第3期計画				

4 計画の構成

- 本計画は、5つの章で構成しています。
- 第1章では、都が子供と子育て家庭に対する支援施策を推進していく上での基本的な考え方や、計画の「理念」「目標」「視点」を示します。
- 第2章では、計画策定に当たって実施した子供の意見を聴く取組の結果や、都の取組との関連などを示します。
- 第3章では、目標ごとに取り巻く状況や現状と課題、施策の方向性、具体的な都の取組を示します。
- 第4章では、人材の確保と資質の向上が一層重要になってきていることから、これに関する広域自治体としての都の取組の方向性を示します。
- 第5章では、本計画の推進に向けて、都・区市町村・事業主・地域社会・都民の役割を明らかにするとともに、計画の進捗管理などについて示します。

5 子ども・子育て支援新制度等

(1) 子ども・子育て支援新制度の概要

新制度では、就学前の子供に教育・保育を行う「子どものための教育・保育給付」として、①幼稚園・保育所等の教育・保育施設を利用する場合には「施設型給付費」が、②小規模保育事業等の地域型保育事業を利用する場合には「地域型保育給付費」が支給されています。

また、「子育てのための施設等利用給付」として、幼稚園（私学助成）、一時預かり事業、認可外保育施設等を利用した場合に施設等利用費が支給されています。

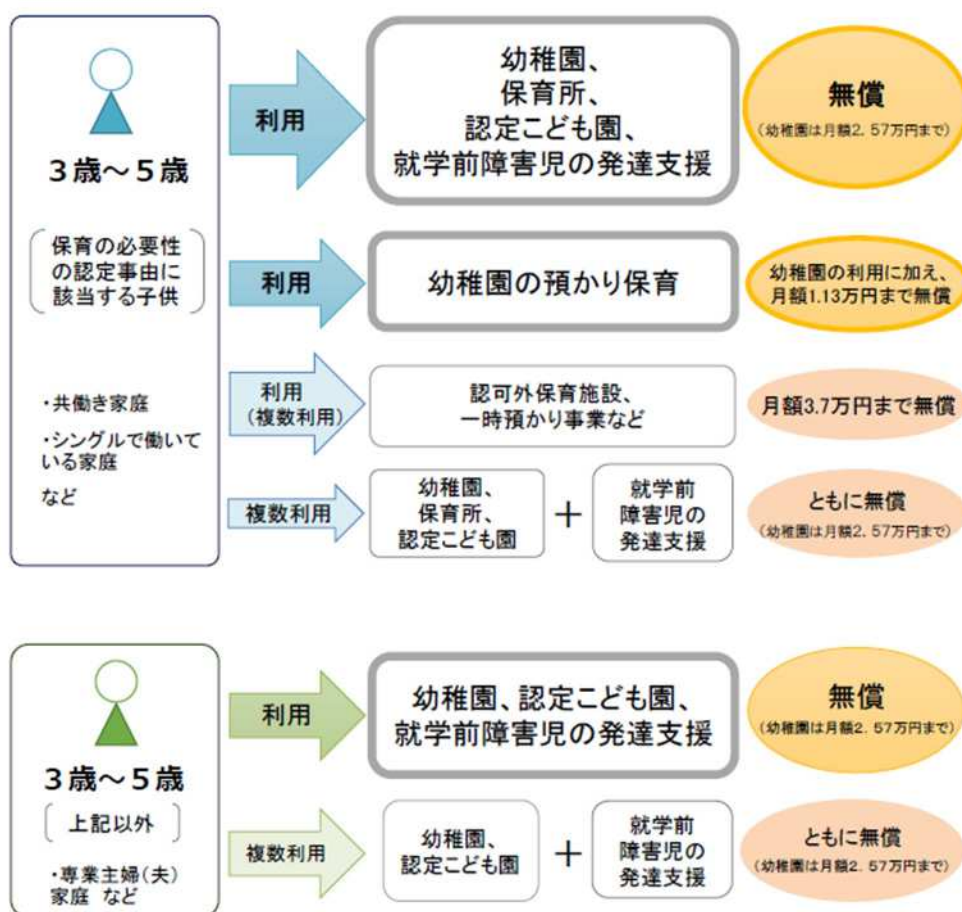
◆子ども・子育て支援新制度における給付・事業

子ども・子育て支援給付	子どものための現金給付		
	児童手当法等に基づく児童手当等の給付		
	妊婦のための支援給付 ※令和7年4月から		
	妊婦であることの認定後に5万円及び妊娠しているこどもの人数に5万円を乗じた額を支給		
子ども・子育て支援給付	子どものための教育・保育給付		
	教育・保育給付認定子どもが幼稚園（新制度移行）、保育所、認定こども園等において特定教育・保育等を受けた場合の給付		
	■施設型給付費…幼稚園（新制度移行）、保育所、認定こども園 ■地域型保育給付費…小規模保育事業（定員6～19人）、家庭的保育事業（定員5人以下）、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業		
	子育てのための施設等利用給付 ※令和元年10月から		
子ども・子育て支援給付	施設等利用給付認定子どもが幼稚園（私学助成）、一時預かり事業、認可外保育施設等において特定子ども・子育て支援を受けた場合の利用料の給付		
	■施設等利用費…認定こども園（国立、公立大学法人立）、幼稚園（私学助成）、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		
	乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度） ※令和8年4月から（予定）		
	月一定時間までの枠の中で時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み		
地域の子育て支援	地域子ども・子育て支援事業		
	①利用者支援事業 ②延長保育事業 ③実費徴収に係る補足給付を行う事業 ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ⑤放課後児童健全育成事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦乳児家庭全戸訪問事業 ⑧・養育支援訪問事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・子育て世帯訪問支援事業 ・児童育成支援拠点事業 ・親子関係形成支援事業 ⑨地域子育て支援拠点事業 ⑩一時預かり事業 ⑪病児保育事業 ⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑬妊婦健診 ⑭産後ケア事業 ⑮乳児等通園支援事業 ※令和7年度限り（こども誰でも通園制度）		
	仕事・子育て両立支援事業		
	■企業主導型保育事業 ■企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 ■中小企業子ども・子育て支援環境整備事業		
仕事と子育ての両立支援	国主体		

(2) 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月の子ども・子育て支援法改正等に基づき、主に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する3歳から5歳までの子供の利用料及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子供の利用料が無償化されています。

幼児教育・保育の無償化の主な例



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

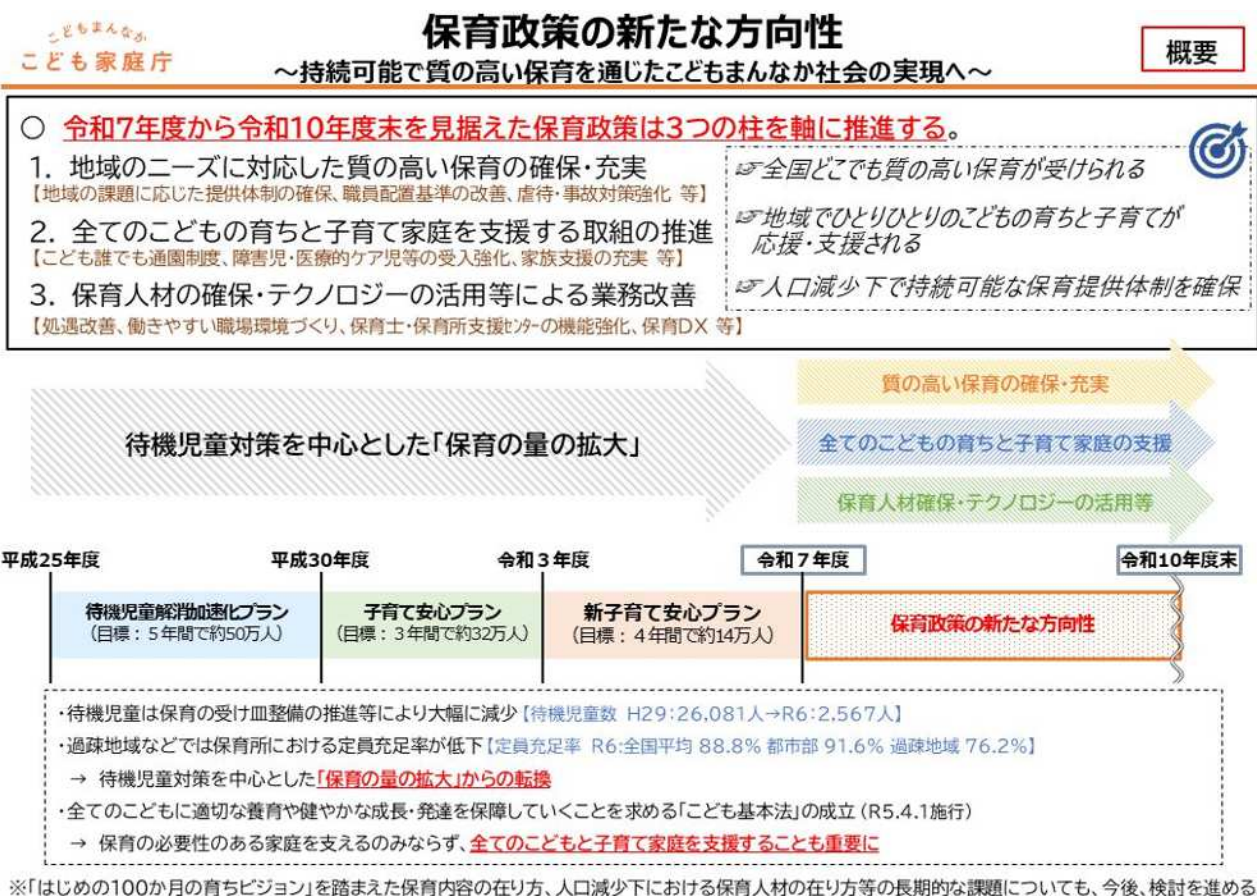
(注2) 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

(注3) 例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

(3) 保育政策の新たな方向性

国は、全国どこでも質も高い保育が受けられ、地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが応援・支援されるような社会を実現するため、今後の保育政策の在り方について示した「保育政策の新たな方向性」（令和6年12月20日公表）を取りまとめました。

人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換し、あわせて「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保する方針を打ち出しました。



資料：こども家庭庁HP

（４）直近の法改正等

○ 児童福祉法改正

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが必要であることから、令和４年児童福祉法が改正されました。

この法改正により、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業が新たに創設され、これらの事業についても、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

また、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業が家庭支援事業として位置付けられました。

○ 子ども・子育て支援法改正

「こども未来戦略」（令和５年１２月２２日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるため、令和６年子ども・子育て支援法が改正されました。

この法改正により、妊婦等包括相談支援事業と乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設され、これら２事業と産後ケア事業が新たに地域子ども・子育て支援事業として位置付けられました（施行期日は令和７年４月１日）。

また、妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、「妊婦のための支援給付」が創設されました（施行期日は令和７年４月１日）。

なお、こども誰でも通園制度については、令和８年度以降は新たに創設される「乳児等のための支援給付」として支給されることとされています。

6 都における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

子ども・子育て支援法により、都道府県は、質の高い幼児期の学校教育・保育が、それぞれの家庭や子供の状況に応じて適切に提供されるよう、教育・保育の「量の見込み」並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」という。）、そしてそれらを定める単位となる区域の設定を都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定めることとされています。

都は、本計画に基づき、区市町村が地域の実情に応じて、教育・保育の提供体制を整備できるよう支援しています。

（１）都道府県設定区域の設定

- 区市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案した区域」として、「教育・保育提供区域」を定めることになっています。教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本とされています。
- 都道府県は、教育・保育の「量の見込み」「確保方策」を定める単位として、区市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し、隣接区市町村等における広域利用の実態を踏まえた区域を設定することとされています。
- 都道府県は、認定こども園や認可保育所の認可・認定の判断を行う際、都道府県設定区域における利用定員の総数が、当該年度の必要利用定員総数に既に達しているか、又は設置によってこれを超えることになるまで、原則として、認可・認定を行います。そのため、都道府県設定区域は、この需給調整の判断基準となることも踏まえて設定する必要があります。

< 都における区域設定 >

1 号認定 3 歳以上で、幼稚園等での教育を希望	都内では、交通の利便性が高く、私立幼稚園が占める割合も高い。そのため、区市町村の区域を超えた通園が多いという特徴がある。 また、新制度において、幼稚園には需給調整の仕組みは導入されていない。 よって、都全域を一つの区域設定とする。
2・3 号認定 0～5 歳で、保育の必要性があり、保育所等での保育を希望	保育の実施主体は区市町村であり、都が区市町村域を超えて区域を設定した場合、各区市町村が整備すべき保育サービスの量が不明確になるおそれがある。 また、区市町村は、地域型保育の認可に当たり、地域の実情に応じて設定した「区市町村設定区域」により需給調整を行う。 よって、区市町村が設定する区域と同一とする。
地域子ども・子育て支援事業	地域子ども・子育て支援事業の実施主体は区市町村であり、基本的に区市町村の区域内で提供・利用される。また、認可等の仕組みはないため、需給調整の判断基準とはならない。 よって、区市町村ごとに 1 区域とする。

(2) 量の見込みと確保方策

- 区市町村は、必要とする全ての家庭が質の高い幼児期の学校教育・保育を利用できるように、地域の実情に応じて計画的に基盤を整備していく役割を担っています。
- そのため、区市町村は、子ども・子育て支援法に基づいて策定する区市町村子ども・子育て支援事業計画において、地域における教育・保育の利用状況や利用希望を調査し、教育・保育提供区域ごとに、認定区分別の必要利用定員総数と、これに対応した教育・保育の提供体制の確保内容等を定めています。
- なお、区市町村は、地域子ども・子育て支援事業のうち家庭支援事業（子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）の量の見込みの推計に当たっては、利用勧奨及び利用措置による事業の提供量についても勘案することとされています。
- 都道府県は、区市町村がその役割を適切に果たせるよう、区市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、広域調整を行った上で、各年度の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容等を計画に定めることになっています。

< 都における量の見込みと確保方策 >

(1) 教育・保育について

- 都においては、区市町村における「量の見込み」と「確保方策」を集計したものを基本とする。保育については、待機児童を解消しその状態を継続するため、地域の実情に応じた区市町村の積極的な取組が進むよう、必要な支援策を講じていく。

(2) 地域子ども・子育て支援事業について

- 子ども・子育て支援法において、実施主体である区市町村の計画に記載することとされており、都道府県計画には記載が求められていない。また、「量の見込み」や「確保方策」の算定は、区市町村ごとに集計方法が異なる。
- しかし、都は、区市町村の計画的な取組を支援し、都内全域の子供・子育て支援のレベルアップを図る観点から、区市町村計画の集計値を参考としつつ、都としての支援策について検討を行い、必要に応じて計画に目標を盛り込むこととした。

第 1 章

計画の目指すもの

- 1 計画の基本的な考え方
- 2 計画の「理念」・「目標」・「視点」
 - (1) 3つの「理念」
 - (2) 6つの「目標」
 - (3) 施策推進の5つの「視点」

1 計画の基本的な考え方

- 地域のつながりの希薄化等により、地域や家庭の子育て力が低下しています。身近に相談できる相手がいらないなど、いわゆる「育児の孤立化」や、子育ての知恵や経験が伝承されにくくなった結果、子育てに不安を抱える家庭が増加していることも指摘されています。あわせて、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等から、子供がほしいという希望が叶えにくくなっています。
- こうした状況の中、我が国の出生数は 100 万人余りが出生した 2015 年以降減少傾向が続いています。2024 年の出生数は統計開始以来、過去最少となる見通しであり、予想をはるかに超える速さで少子化が進展しています。
- 結婚や出産は、一人ひとりの価値観や人生観に深く関わるものであり、社会が強制すべきことではありませんが、いかなる時代、どのような社会状況にあっても、全ての子供たちの育ちを支え未来を守っていくこと、安心して子供を産み育てることができる環境を整備していくことは、行政はもとより、都民、企業など社会全体が連携して取り組んでいくべき課題です。
- とりわけ、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で、重要な時期であり、基礎自治体である区市町村において、妊娠期からの切れ目ない支援や、質の高い教育・保育を提供できる体制を整備することが必要です。
- 都は、広域自治体として、子供・子育て支援を担う人材の確保・資質向上や特に支援を必要とする子供や家庭への支援を進めていく必要があります。
また、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子供・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、社会全体で子育てを応援していく機運を高めていくことも重要です。
- こうした考え方に立って、都は、東京都子供・子育て会議における意見も踏まえて、本計画を策定しました。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概要

子ども・子育て支援法第 60 条第 1 項の規定に基づく「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年 7 月告示（平成 30 年 3 月並びに令和元年 9 月及び 12 月並びに令和 2 年 9 月並びに令和 3 年 12 月並びに令和 6 年 3 月及び 10 月改正告示））

指針においては、以下の事項が規定されており、各市町村、都道府県は、これに即して市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定めることとされています。また、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行うこととされています。

- 子ども・子育て支援の意義に関する事項
- 教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
- 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
- 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

次世代法に基づく行動計画策定指針の概要

次世代法第 7 条第 1 項の規定に基づく「地方公共団体及び事業主が策定する行動計画の指針」（平成 26 年 11 月告示（令和元年 11 月、令和 3 年 2 月、令和 4 年 3 月及び令和 6 年 10 月改正告示））

指針においては、①次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項、②次世代育成支援対策の内容に関する事項、③その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項が定められています。

こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱の概要

子どもの貧困対策法第 8 条第 1 項に基づき、平成 26 年 8 月閣議決定（令和元年 11 月新たな大綱を閣議決定）

こども基本法第 9 条第 1 項に基づき、令和 5 年 12 月こども大綱を閣議決定（こども基本法第 9 条第 3 項には、こども大綱に含めなければならない事項として、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 8 条第 2 項各号に掲げる事項と記載）

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく 3 つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとされています。

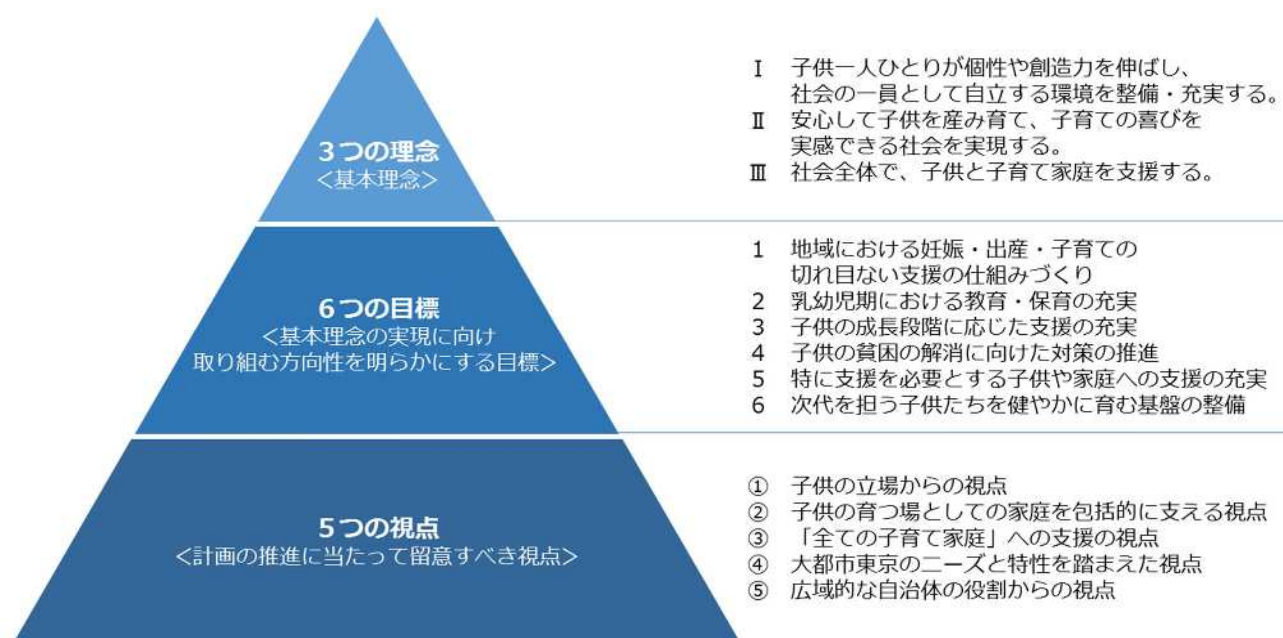
令和 6 年子どもの貧困対策法が改正され、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められました。改正法においては、こども貧困大綱を定める際には、貧困の状況にあるこども及びその家族等関係者の意見反映に必要な措置を講ずる規定が新設されました。

2 計画の「理念」・「目標」・「視点」

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と、次世代法に基づく都道府県行動計画、こどもの貧困解消法に基づく都道府県こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画とを併せて策定する計画です。

第1期計画及び第2期計画では、「3つの理念」、「5つの目標」、「5つの視点」を設定し、子供・子育て支援の取組を進めてきました。

本計画は、第1期計画及び第2期計画における理念・目標・施策推進の視点を引き継いだ上で、新たに目標を1つ追加し、「6つの目標」とするなどの改善を行い、子供・子育て支援の多様な取組を一層推進していきます。



(1) 3つの「理念」

本計画では、以下の「3つの理念」を掲げています。

- ・「子供自身」に焦点を当てた理念 (理念Ⅰ)
- ・「子育てへの支援」に焦点を当てた理念 (理念Ⅱ)
- ・「社会全体で支える」ことの重要性に焦点を当てた理念 (理念Ⅲ)

**理念Ⅰ 子供一人ひとりが個性や創造力を伸ばし、
社会の一員として自立する環境を整備・充実する。**

子供は、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在で、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要があります。

そして、成長段階に応じた教育・保育、豊かな遊びや自然体験、多種多様な経験や人との関わりを積み重ねることを通じ、多くの知識や技能を身に付けるとともに、人間性や社会性を育み、自立した大人へと成長していきます。

また、自らの意見が十分に聴かれ、それにより社会に何らかの影響や変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。年齢及び発達 の程度に応じて、子供の意見が尊重され、子供の最善の利益が実現されるよう、子供の社会参画と意見反映を進めていくことが求められています。

子供一人ひとりが、適切な養育・教育・医療や多様な体験機会その他の権利利益を害され社会から孤立することなく、個性や創造力を十分に伸ばし、夢や希望を持つことができるとともに、社会の一員として自立できるよう、家庭・学校・地域で必要な環境の整備や連携を進めていくことが必要です。

理念Ⅱ 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。

子供にとって家庭は、安らぎの場であり、人間形成の行われる最初 の場でもあります。かけがえのない家庭の役割が十分に果たされるよう、環境を整備していくことは、社会として取り組むべき課題です。

子供・子育て支援施策の充実、ライフ・ワーク・バランスの推進や多様で柔軟な働き方の実現などにより、希望する全ての人たちが、安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

理念Ⅲ 社会全体で子供と子育て家庭を支援する。

子ども・子育て支援法や次世代法の基本理念にも規定されるように、子育ての第一義的な責任は父母等の保護者にあります。同時に、次代を担う人材の育成は、社会全体の責務であり、様々な環境の下で育つ子供たちが等しく育まれるようにしていかなければなりません。

次代を担う子供を育成することの意義を社会全体で共有し、子供と子育てを応援する機運を醸成するとともに、都民・企業、NPO団体など様々な地域の団体や行政（国・都・区市町村）が、それぞれの役割を踏まえて、ライフステージを通じて、子供の育ちと子育て家庭を支援していくことが必要です。

(2) 6つの「目標」

本計画の「3つの理念」を実現するため、6つの目標を設定しています。

目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり

- 安心して子供を産み育てるためには、妊娠期間中や出産後に、必要な医療や子供・子育て支援サービスを適切に利用できる体制を整備することが必要です。
- また、子育て家庭の孤立化を防ぐとともに子育て家庭が抱える課題を早期に把握するためには、継続的な状況把握や支援を行い、必要に応じて利用勧奨・措置による提供を行うとともに、支援に関する情報を十分に提供し、活用や参加を呼びかけることも重要です。
- 子供や家庭がニーズに合ったサービスを利用できるよう、地域における子供・子育て支援の実施主体である区市町村を支援し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する体制を整備していきます。
- また、全ての子供たちの育ちを切れ目なく支援していきます。

目標2 乳幼児期における教育・保育の充実

- 乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。子供が自己を十分に発揮し、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう、発達過程に応じた教育・保育が必要です。
- 認定こども園、幼稚園や保育所等は、少子化などを背景に、子供同士が集団の中で育ち合う場として重要性が増すと同時に、地域の子供・子育て支援の中核的な役割を担うことも期待されています。
- 乳幼児期の重要性や特性を踏まえた質の高い教育・保育が確保され、地域の子育て家庭の期待に応えられるよう必要な支援を行っていきます。

目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実

- 子供の権利擁護の観点から、子供の権利についての理解促進、体罰等によらない子育ての推進、子供の意見表明権を保障する取組が必要です。
- 「未来の東京」に生きる子供たちが、自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り拓いていくことができるようになることを目指し、誰一人取り残さず、全ての子供が将来への希望を持って自ら伸び、育つ教育の実現を図っていく必要があります。
- 主体的に社会の形成に参画する態度を育むことができるよう、一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた資質・能力の育成、キャリア教育の充実が重要です。

- また、共働き家庭の増加や、都市化によって、放課後等に地域において子供が安全に過ごすことのできる場の確保も求められています。
- 子供の成長段階に応じた質の高い教育が提供されるよう、子供を取り巻く問題に学校・家庭・地域・区市町村・関係機関等が連携して取り組んでいきます。また、次代を担う若者の就業促進や自立支援、子供の居場所づくりを進めていきます。

目標 4 子供の貧困の解消に向けた対策の推進

- 子供の貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子供の権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、子供の貧困を解消し、貧困による困難を、子供たちが強いられることがないような社会をつくる必要があります。
- 子供の貧困の解消に向けた対策は、子供の現在の貧困を解消するとともに、子供の将来の貧困を防ぐことを第一として、推進されなければなりません。
- また、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びその子供が大人になるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければなりません。
- 貧困の状況にある子供及びその家族に対し、その状況に応じて支援を包括的かつ早期に講ずることが求められています。
- 貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援等を進めていきます。

目標 5 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

- 支援が必要なヤングケアラーに対して、関係機関・団体等が緊密に連携して早期に発見し、適切な支援につなげる取組が求められています。
- また、虐待など、様々な理由により親と暮らすことのできない子供が増えており、関係機関が一層の連携強化を図り、地域社会が一体となって、虐待の未然防止・早期発見や自立支援などの取組を進める必要があります。
- さらに、発達障害を含む障害のある子供、医療的ケア児、外国につながる子供のニーズに応じた適切な支援が求められています。
- 児童相談所が関わる子供について、児童福祉審議会等を活用した権利擁護の環境整備を行うことや、意見表明等を支援する体制の整備が必要です。

- 社会的養護を必要とする全ての子供が適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭における養育環境と同様の養育環境やできる限り良好な家庭的環境において養育されることが求められています。また、社会的養護の下で育つ子供の権利保障や支援の質の向上、施設退所後等の自立支援の取組を進める必要があります。
- 様々な環境の下で育つ子供一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、子供の最善の利益を確保する観点から、子供や保護者の置かれた状況や心身の状態を的確に把握した上で、特に支援を要する子供や家庭に対する支援を総合的に進めていきます。

目標 6 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

<家庭生活と仕事との両立の実現>

- 多様で柔軟な働き方を支援し、男女共に子育て等の家庭生活に十分なゆとりを持てる社会の実現が求められています。
- ライフ・ワーク・バランスの推進に取り組む企業等への支援を進めるとともに、性別にかかわらず、育児休業や看護休暇などを取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発及び気運醸成を、事業者団体、NPO団体、企業等と共に進めていきます。
- また、家庭と両立しながら再び仕事に就きたいと考えている方を主な対象に、きめ細かい就職支援や職業訓練による能力開発を行い、再就職を支援していきます。

<安心・安全を確保しながら、社会全体で子育てしやすい環境を整備>

- 子育て家庭が安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故や不慮の事故から子供を守るための情報提供や普及啓発が求められています。
- また、子供が犯罪の被害者になる事件が後を絶たない一方、子供や若者による犯罪も発生しており、これらを防ぐための取組も重要となっています。
- 親子が一緒に安心して外出できる環境の整備や、安心して生活できる良質な居住環境の整備を進めていきます。また、交通事故や、家庭内での不慮の事故を防ぐため、子供の事故予防に必要な情報の提供等を行っていきます。
- 子供の健やかな育ちのために、学校や地域の関係諸機関との連携を強化し、子供を犯罪や有害な環境から守る仕組みづくりに取り組んでいきます。
- 様々な分野の関係機関・団体の連携を通じて、社会全体で子供・子育てを応援する機運を醸成します。

(3) 施策推進の5つの「視点」

本計画の推進に当たって、特に留意すべき視点として、以下の「5つの視点」を掲げています。

視点① 子供の立場からの視点

- 子育て支援に当たっては、子供の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、子供の最善の利益が最優先されなければなりません。子供が安心して意見を述べる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要です。
- 幼い頃から積み重ねられた主体的な自己決定や意見表明の経験は、青年期から成人期に至る若者の意見表明や主体的な社会参画につながるという視点を持つことが重要です。
- 貧困と格差は子供やその家族の生活や人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下につながります。このため、貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、全ての子供が心身ともに健やかに成長できるようにするための前提であり、全ての子供施策の基盤となります。
- 子供の成長にとって、誕生前から幼児期までは特に重要な時期であり、「愛着」の形成及び豊かな「遊びと体験」の機会が保障されるよう、家庭、幼児教育・保育施設、関係機関、地域等が連携し、切れ目なく子供の育ちを支えることが重要です。

視点② 子供の育つ場としての家庭を包括的に支える視点

- 児童虐待や非行など、子供をめぐる問題の背景には、子供の育った家庭が様々な問題を抱えている場合も多く、子供だけでなく家庭に対する支援も必要です。
- 子供や親への個別の対応だけではなく、家庭が抱えている問題を、包括的・一体的に捉え、福祉・保健・医療・教育・警察等の各機関が協力し、切れ目ない支援を総合的に展開していきます。

視点③ 「全ての子育て家庭」への支援の視点

- 家庭の状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感を抱えている状況があります。幼稚園や保育所等を利用する子供の家庭等だけでなく、「全ての子育て家庭」を対象とした支援の重要性が増しています。
- 全ての子供の健やかな育ちを担保するため、現行の制度や事業内容にとらわれず、柔軟な発想で多様な子供・子育て支援のニーズに対応していく必要があります。

- また、デジタル分野においても、組織や行政の垣根を越えて便利で快適な子育て支援サービスを実現することが重要です。
- 全ての子育て家庭が地域において安心して子育てができるよう、子供・子育て支援を一層充実させるとともに、必要な家庭がサービスを適切に利用できるように積極的に情報提供していきます。
- 親のニーズや働き方も多様化しており、子供と子育て家庭が、適切かつ質の高い子供・子育て支援を利用できる体制を整備することが重要です。
- 行政だけでなく、都民、企業、NPO 団体など様々な地域の団体や都民が、それぞれの役割のもとに、子供と子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに対応していきます。

視点④ 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点

- 東京では、多様な就業・勤務形態等を背景に、子供・子育て支援に関するニーズが多様化しています。
- 一方、東京には、サービス産業を中心とする多くの企業や、特色のある活動を活発に展開している NPO 団体等の民間団体が集まっていることに加え、情報や人材の集積、利便性の高さなど、大都市特有の利点があります。
- 子供・子育て支援のニーズを的確に把握するとともに、多くの民間サービスや、NPO 団体をはじめとする東京の豊富な社会資源を組み合わせ、それらを最大限に生かして子供・子育て支援に取り組んでいきます。

視点⑤ 広域的な自治体の役割からの視点

- 子供・子育て支援の実施主体は区市町村ですが、都は広域的な自治体として、都内の全ての区市町村において、地域ニーズに応じた子供・子育て支援が適切に提供されるよう、財政面や技術面からの支援を行う役割を担っていく必要があります。また、区市町村の区域を越える広域的・専門的な課題にも対応していく必要があります。
- 子供・子育て支援を担う人材の確保と育成は、一義的には事業者の責任ですが、都として必要な支援の質と量を確保するため、事業者の取組を支援していきます。
- 区市町村による子供・子育て支援が体系的かつ円滑に実施されるよう支援するとともに、特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実に取り組んでいきます。

第 2 章

子供の意見を聴く取組

- 1 取組の背景と意義
- 2 こども都庁モニターアンケート結果
- 3 子供の居場所におけるヒアリング実施結果
 - (1) ヒアリング実施概要
 - (2) いただいた意見のとりまとめ方法
 - (3) いただいた意見と東京都の取組

1 取組の背景と意義

（背景）

- 東京都では、第2期子供・子育て支援総合計画から、小学生から高校生までに出前授業や子供の居場所におけるヒアリングを通して、東京都の課題やもっと充実してほしいことについて意見を聴く取組を行ってきました。
- 令和3年4月1日に施行された東京都こども基本条例では、第5条で「都は、社会全体でこどもを育み、こどもにやさしい東京を実現するため、こどもの目線に立った施策を率先して推進するものとする」こと、また、そのために第10条で「こどもを権利の主体として尊重し、こどもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図る」ことが定められました。
- 国の方針でも、令和5年4月に施行されたこども基本法（令和4年法律第77号）の第3条で、全てのこども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会や社会的活動に参画する機会を確保することとされています。
- 第11条では、こども施策を策定、実施、評価するとき、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることを国や地方公共団体（以下、「地方自治体」という。）に義務付けています。
- こども基本法にのっとり、国や地方自治体において、それぞれの政策の目的等を踏まえ、こども・若者の最善の利益を第一に考えながら、こども・若者の意見を聴き、反映させることが求められています。
- 令和5年12月に決定された「こども大綱」にも、こども・若者が権利の主体であることを明示し、こども施策の基本的な方針の1つとして、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」こととされています。
- このように、計画づくりにおいては、これまで以上に子供の視点で、その最善の利益を第一に考えることが重要です。

（意義）

- 子供に影響を与える施策について、子供自身の意見を聴いて反映することは、いくつかの意義があります。
- まず、子供の状況やニーズを的確に踏まえた施策を作ることができるようになり、その結果施策がより効果の高いものになることです。
- さらに、子供本人にとっても、自らの意見がしっかり聴かれ、自分が社会に影響を与え、変化をもたらす経験によって、自分に自信がついたり、社会の一員としての主体性を高めることになります。
- このような背景や意義を踏まえて、東京都は社会の主役である子供からも意見を聴き、東京都の政策に反映させるように取り組んでいきます。

＜子供の実態、声や思いを子供政策に反映する取組＞

- ・ 子供の居場所におけるヒアリング
様々な環境下にある子供から、一人ひとりの実情に寄り添って意見を聴くため、子供が日常を過ごす多様な居場所でのヒアリングを実施
- ・ SNS を活用したアンケート
中高生等延べ 15,000 人に SNS を活用してアンケートを実施
- ・ 出前授業
都職員が小・中・高校等に出向き、子供政策に関する出前授業を実施
- ・ こども都庁モニター
年代別に公募した 1,200 人のモニターに、各局の施策に関する Web アンケートを実施
- ・ 中高生 政策決定参画プロジェクト
中高生が対象となる都の政策について、当事者である中高生自らが議論し、知事に対して提案を行い、その提案内容を都の政策に反映
- ・ こどもワークショップ
都庁全体で子供の意見を聴き、政策に反映させる取組を推進するため、各局の施策をテーマに、子供の生の声やニーズを把握するワークショップを開催
- ・ 子供に関する定点調査「とうきょう こども アンケート」
従来の行政分野の枠組みに捉われることなく、子供に関する実態や意識の変化を定点で把握するため、幅広い年代の子供とその保護者 10,500 世帯を対象にアンケート調査を実施

（東京都子供・子育て支援総合計画（第 3 期）の策定に当たって実施した取組）

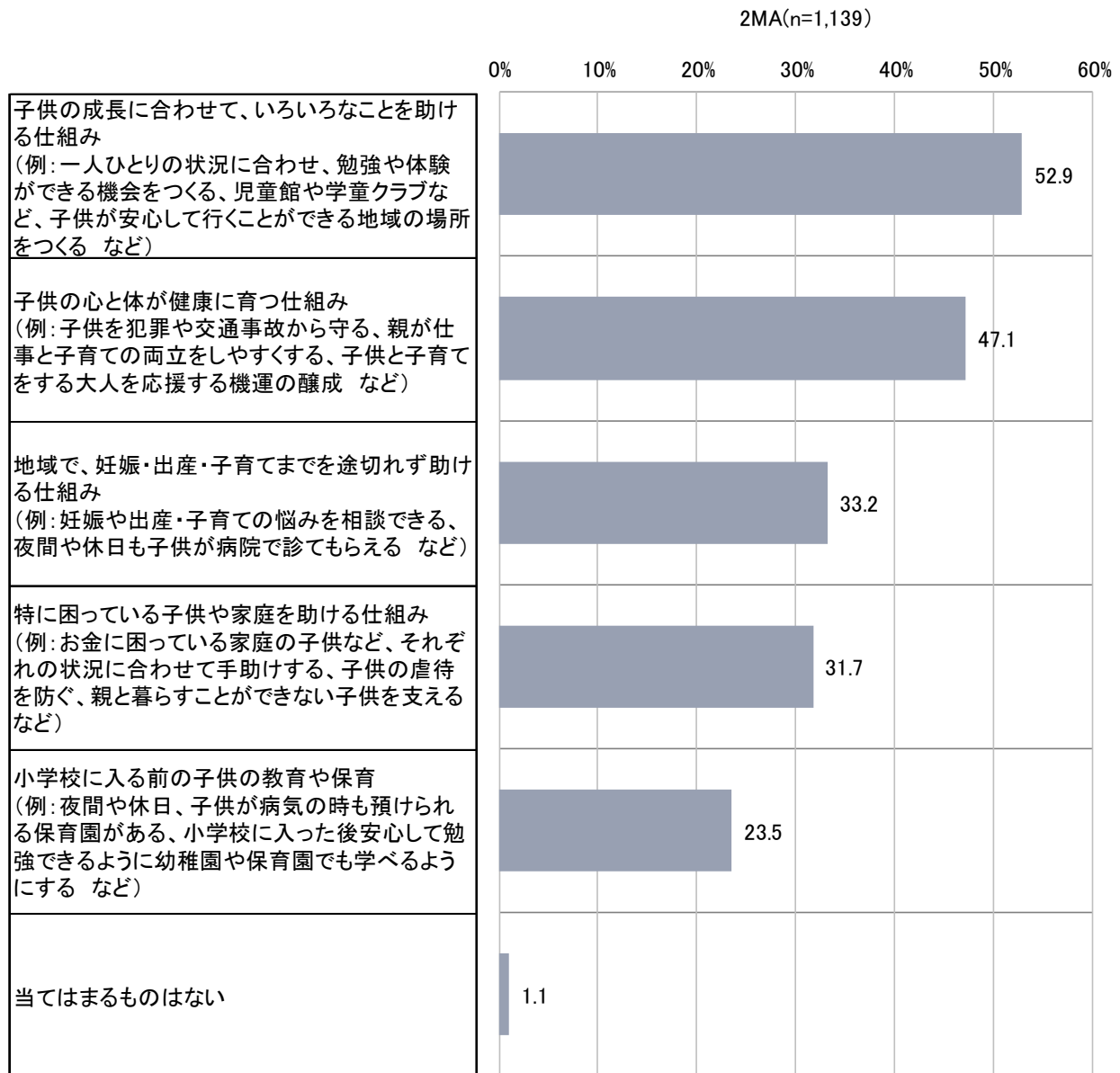
- 子供の意見を東京都第 3 期子供・子育て支援総合計画に反映させることを目的として、子供たちが思っていることや考えていること、感じていることを素直に言葉にでき、発信できる環境である子供が普段過ごしている居場所等においてヒアリングを実施しました。
- 居場所では、計画に反映するための意見をもらうことを説明し、最近の関心ごとや、学校や家庭で生活しながら考えていることや感じていること、東京都に対する要望を聴き取りました。
- また、様々なテーマについて意見を募集してきたこども都庁モニターでも、計画の中で充実してほしいと思うことについて調査しました。

2 こども都庁モニターアンケート結果

- 年代別に公募した 1,200 人のこども都庁モニターの皆様に、令和 6 年 8 月に実施したアンケートの中で「東京都子供・子育て支援総合計画」に対して、様々な意見を聞きました。
- 計画のうち、「もっと充実してほしいと思う目標」、「もっと充実してほしいと思う『特に困っている子供や家庭を助ける仕組み』」について聞いた結果をまとめました。

もっと充実してほしいと思う目標

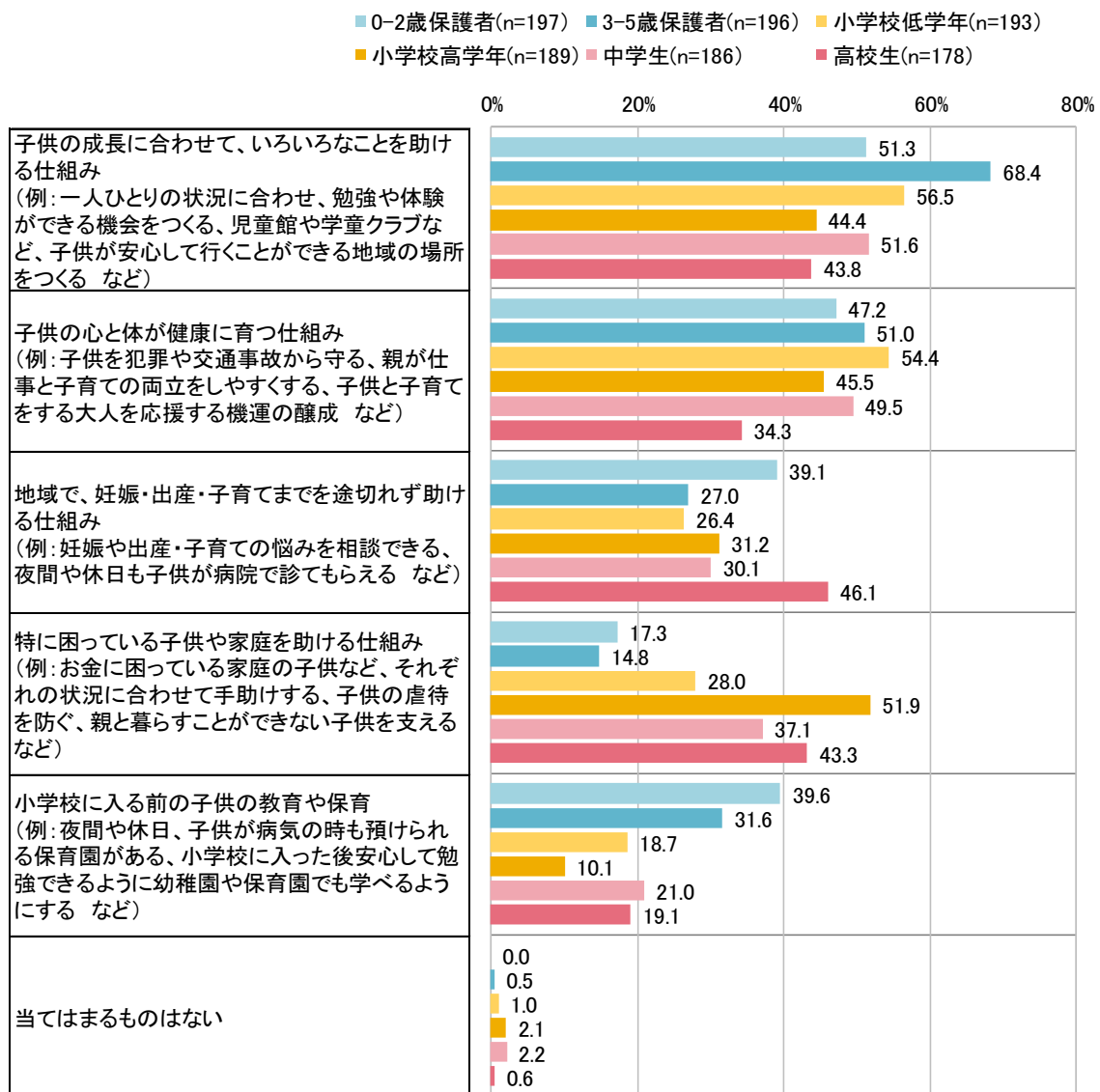
問1 次の選択肢は、現在の「東京都子供・子育て支援総合計画」の中にある5つの目標です。この中で、もっと充実してほしいと思うものを2つまで選んでください。



(調査結果の要約)

- 「子供の成長に合わせて、いろいろなことを助ける仕組み」(52.9%) が最も高く、以下、「子供の心と体が健康に育つ仕組み」(47.1%)、「地域で、妊娠・出産・子育てまでを途切れず助ける仕組み」(33.2%) などと続いています。

【年代別回答結果】

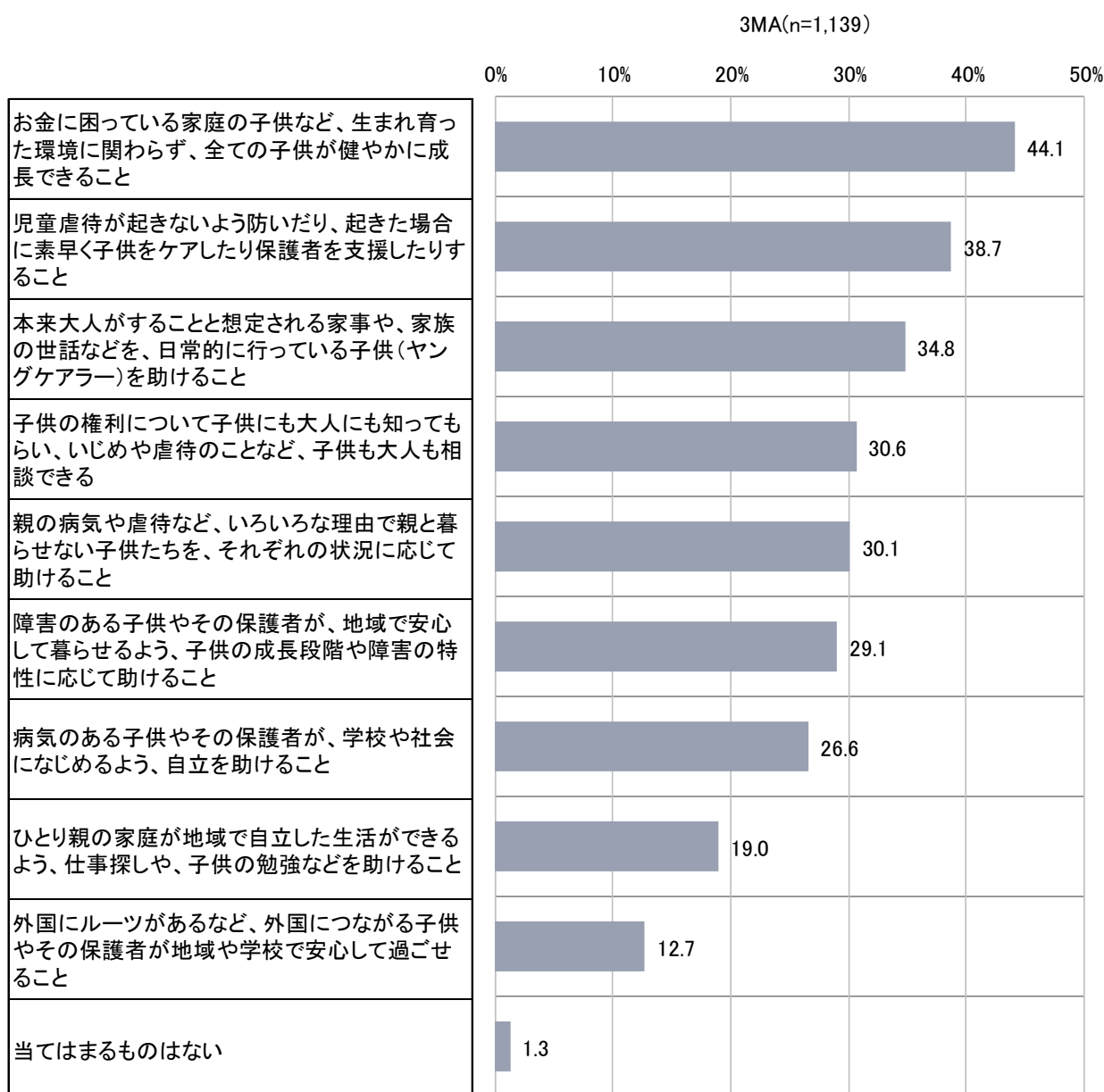


(結果からわかること)

- 「小学校に入る前の子供の教育や保育」は、0-2歳保護者と3-5歳保護者にもっと充実してほしいと思う人が多くなっています。
- 「特に困っている子供や家庭を助ける仕組み」は、小学生高学年と高校生の関心が高くなっています。また、小学生低学年や中学生の関心も高く、子供たちのもっと充実してほしいと思う割合が高くなっています。
- 「地域で、妊娠・出産・子育てまでを途切れず助ける仕組み」は、高校生の関心が特に高くなっています。

もっと充実してほしいと思う「特に困っている子供や家庭を助ける仕組み」

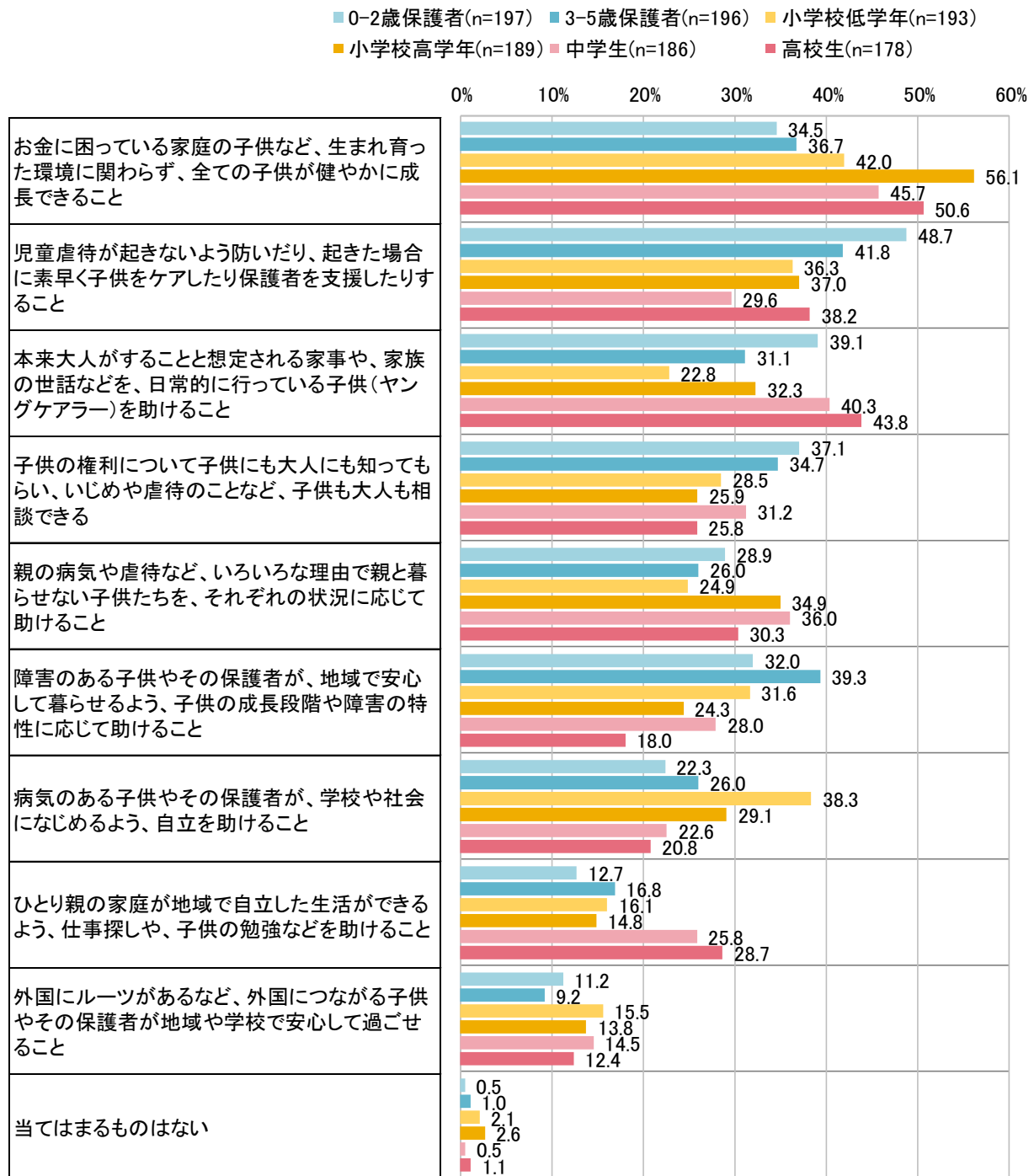
問2 次の選択肢は、【問1】の「特に困っている子供や家庭を助ける仕組み」について、東京都で行っている取組です。この中で、もっと充実してほしいと思うものを3つまで選んでください。



（調査結果の要約）

- 「お金に困っている家庭の子供など、生まれ育った環境に関わらず、全ての子供が健やかに成長できること」（44.1%）が最も高く、以下、「児童虐待が起きないよう防いだり、起きた場合に素早く子供をケアしたり保護者を支援したりすること」（38.7%）、「本来大人がすることと想定される家事や、家族の世話などを、日常的に行っている子供（ヤングケアラー）を助けること」（34.8%）などと続いています。

【年代別回答結果】



(結果からわかること)

- 「児童虐待が起きないように防いだり、起きた場合に素早く子供をケアしたり保護者を支援したりすること」は、0-2歳保護者と3-5歳保護者の関心が高い項目です。
- 「お金に困っている家庭の子供など、生まれ育った環境に関わらず、全ての子供が健やかに成長できること」は、小学生から高校生まで全ての子供・若者で最も関心が高い項目です。

- 「親の病気や虐待など、いろいろな理由で親と暮らせない子供たちを、それぞれの状況に応じて助けること」は、小学校高学年と中学生の関心が高い項目です。
- 「本来大人がすることと想定される家事や、家族の世話などを、日常的に行っている子供（ヤングケアラー）を助けること」は、特に中学生と高校生の関心が高い項目です。また、「ひとり親の家庭が地域で自立した生活ができるよう、仕事探しや、子供の勉強などを助けること」も中学生と高校生の関心が高いことがわかります。

3 子供の居場所におけるヒアリングの実施結果

(1) ヒアリングの実施概要

- 東京都内に住む子供（小学生、中学生及び高校生に相当する年齢の子供）173 名にヒアリング調査、52 名にアンケート調査を実施しました。

<ヒアリングを実施した施設等と意見を聴取した人数>

施設形態等	実施個所数	対象者	実施人数
児童館	4 か所	小学生～中学生	59 名
放課後児童クラブ	2 か所	小学生～中学生	28 名
ユースセンター・中高生向け放課後施設	3 か所	中学生・高校生	30 名
フリースクール	3 - 4 か所	小学生～高校生	24 名
子供食堂	2 - 3 か所	小学生～高校生	8 名
児童養護施設	2 か所	小学生～高校生	15 名
自立援助ホーム	1 か所	高校生以上	5 名
里子	1 か所	高校生	4 名

<ヒアリングテーマ>

- 子供たちには、答えてもらいやすいように 2 つの質問で意見をもらいました。

Q1: いま、あなたの身の回りで、**もっとこうなったらいいの**にと思っていることはありますか？ 家庭や学校、放課後等、なんでもかまいません。

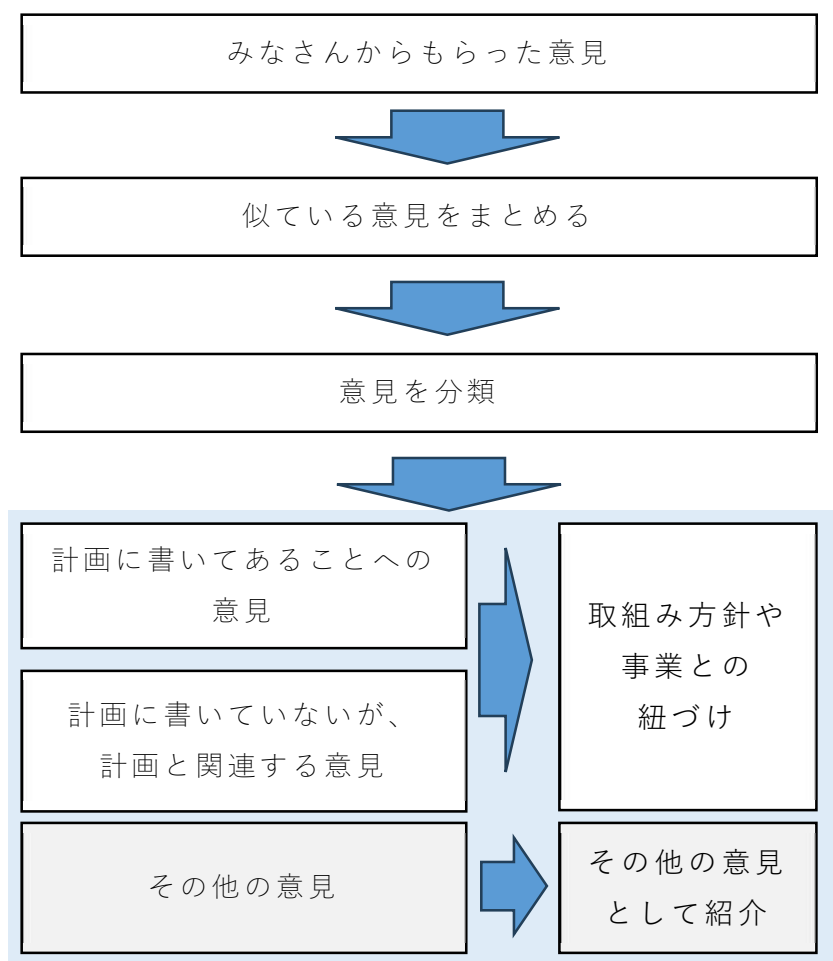
Q2: 東京がどんな街であれば、**自分が幸せ**でいられると思いますか？

（もしくは、お友達で困ってる人がいたりしたら、どんなふうにしたら、その子は幸せになると思いますか？ 具体的なお友達のお名前などはふせて教えてください。）

（２）いただいた意見のとりまとめ方法

- ヒアリングでいただいた意見は、似ている意見をまとめて分類しました。第３期東
京都子供・子育て支援総合計画の６つの目標のうち、それぞれの目標の取組み方針や
事業との紐づけを行いました。

<とりまとめの流れ>



(3) いただいた意見と東京都の取組

資料の見方

みなさんからもらった生の声のうち代表的なものを、実際の発言等に基づいて記載し、その下にそれぞれの目標の取組み方針や事業内容と紐づけて記載しています。

また、こども都庁モニターでいただいた意見には、(年代/都庁モニター)の表記を意見の後ろに記載しています。

目標ごとに、皆さんの意見について、東京都としてコメントを記載しました。

(記載例)

みなさんからの意見 ～おおよその分類～

- ・ …
- ・ …(小学生/都庁モニター)



東京都の取組

- ……
- ……
- ……



みなさんの意見に対する東京都のコメント

妊娠・出産から、小学校に入る前までにすること (目標1・目標2関連)

みなさんからの意見 ～妊娠・出産に関すること～

- ・ 体調不良の人や妊婦は荷物を運ぶのが大変。妊婦が安全に生活する移動のサポートをしてほしい。デリバリーが増えたらいい。
- ・ 出産時、産まれそうになったらすぐに病院につれていってくれるなど、支援を手厚くしてほしい。

▶ 東京都の取組

- 安心して子育てができるよう、妊娠期の健康や子育て、事故防止等に関する情報発信を行うとともに、子供の健康や小児救急の相談に対応します。
- 多胎児を育てる家庭は、同時に複数の子供の育児をすることによって、身体的・精神的負担がより大きくなるため、母子保健事業利用時の移動や家事・育児をサポートする区市町村を支援します。
- 妊娠期から就学前にかけて、子供と家庭に寄り添い、あらゆる支援をコーディネートする人材を育成し、安心して子育てができる環境を整備する区市町村を支援します。

みなさんからの意見 ～子育て支援に関すること～

- ・ 子育て支援を拡充してほしい。
- ・ 地域のコミュニティの強化。子供をいつでも預けられる場所、相談の窓口を沢山作る。(小学生/都庁モニター)
- ・ 場所作り、人をつなぐコーディネーターを配置する。
(保護者/都庁モニター)
- ・ 東京に住む家族は実家が近くでないことも多い。そのため、就学前の子どもを預かれるようなベビーシッターへの補助金制度を全自治体でおこなってほしい。(保護者/都庁モニター)
- ・ 両親が共働きで日中は子供のお世話ができない家庭が増えています。保育園、学童保育以外にも、子供の居場所・子供を見守ってくれる方をどんどん増やしていただきたいです。(保護者/都庁モニター)

▶ 東京都の取組

- 家事援助等の訪問支援やショートステイ事業などの様々な子育て支援策について、子育て家庭のニーズを踏まえて適切にサービス提供できるよう、区市町村の体制整備を促進します。
- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に取り組む区市町村を支援するほか、子育て家庭が地域社会とつ

ながら多様な居場所を創出する取組を促進します。

- 日常的な不安や悩みをチャットで気軽に相談できる「子供・子育てメンター“ギュッとチャット”」を推進することで、子供や子育て家庭の孤独・孤立による不安や悩みの深刻化を予防します。
- 待機児童の保護者や、一時的に保育を必要とする保護者がベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を支援します。

みなさんからの意見 ～保育サービスの質や子供の育ちに関する支援に関すること～

- ・ 保育園の質の向上（選ばなければ保育園に入れるようになってきましたが、まだ環境や運営事業者により保育の質にばらつきがあり、その底上げをしてほしい）（保護者/都庁モニター）
- ・ 幼児期から自己肯定感など非認知能力が育つ教育・環境が必要。挑戦を恐れず、社会から子どもたちの自由な発想の挑戦を応援してもらえる環境が醸成されてほしい。（保護者/都庁モニター）
- ・ 保育園の先生たちの職場の質や給与の改善をしてほしい。
（高校生/都庁モニター）

▶ 東京都の取組

- 全ての乳幼児の「伸びる・育つ（すくすく）」と「好奇心・探究心（わくわく）」を応援する幼保共通のプログラム「とうきょう すくわくプログラム」に基づき、各園の環境や強みを活かしながら、各園が設定するテーマに沿って、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践する幼稚園・保育所等を支援します。
- 他者との関わりの中で、非認知能力の向上など、子供の健やかな成長が図られるよう、保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等で児童を定期的に預かる取組を推進します。併せて、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的に支援します。
- 資格取得や就職・定着を支援するため、保育士資格取得に要する費用を補助するとともに、就職支援と就職後のフォローや就職相談会、宿舍借り上げ支援などを実施します。
- 職責等に応じた処遇を実現するキャリアパス導入に取り組む事業者を支援するとともに、保育士等キャリアアップ研修の実施を支援します。

- 未就学の子供を育てている子育て当事者（大人）にとって関心が高い、妊娠・出産・乳幼児期の支援や育ちについて、子供たちからもさまざまな意見が寄せられました。
- 母子保健や保育サービスなどの取組や支援の充実について、これからも区市町村と協力して進めていきます。

居場所や勉強・遊びに関すること（目標 3 関連）

みなさんからの意見 ～いじめの防止・相談に関すること～

- ・ いじめや喧嘩があったときに先生などに相談しやすい環境があるといい。
- ・ 学校にいじめ防止のポスターや、いじめアンケートがあるが役に立たない。ポストに投函しても返事がこなかった。
- ・ もめごとが起きたらどんなふうに解決したらいいのかわからない。
- ・ いじめやケンカを減らし幸せな町になるといい。

▶ 東京都の取組

- いじめ問題の解決に向けて、学校全体で組織的に対応するとともに、家庭、地域住民、関係者等と連携し、取組を確実に実施します。
- いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わりとともに、保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」を学校に配置します。
- いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、学校だけでは解決できない児童・生徒の問題行動等へ対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして支援を行うスクールソーシャルワーカーを区市町村及び都立学校に配置します。
- 令和 3 年 2 月に策定した「いじめ総合対策【第 2 次・一部改定】」では、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の各段階に応じた具体的な取組を定めています。
- いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図るため、児童・生徒の心理に関して専門的な経験を有する者をスクールカウンセラーとして、都内公立小学校、中学校、高等学校全校に配置しています。
- いじめ問題に悩む児童・生徒やその保護者等からの相談について、年間を通じて 24 時間体制で受け付け、相談者の心のケアや解決に向けた助言を行います。

みなさんからの意見 ～学童クラブに関すること～

- ・ 学童に入れない人がいないようにしてほしい。
- ・ 学童の施設がもっと大きい方がよい。人が多くて大変。
- ・ (小学生/都庁モニター)
- ・ 学童クラブを6年生まで利用できるようにしてほしい。
- ・ (小学生/都庁モニター)
- ・ お姉ちゃんだけ学童に入れませんでした。3年生です。夏休みも行事もバラバラでママが大変って言ってました。
(小学生/都庁モニター)
- ・ 僕は今がとても幸せですが、学校や学童で勉強以外の色々な体験が出来るともっと良いと思います。(小学生/都庁モニター)
- ・ 学童が面白くない。全然外遊びや体育館で遊ばせてくれず、1日中狭い部屋で沢山の子どもがいて面白いおもちゃもなく、いるのが嫌だ。
(小学生/都庁モニター)

東京都の取組

- 「学童クラブ待機児童解消区市町村支援事業」により、学童クラブの整備促進、多様な居場所づくり、利用実態の適正化を支援し、令和9年度末までの待機児童の解消を目指します。
- あわせて、子供と保護者のニーズに応える、多様なサービスを提供する認証学童クラブ制度を都独自に創設します。
- 認証学童クラブ制度では、国基準を上回る放課後児童支援員の配置や、保護者の多様な働き方に合わせた開所時間の設定などの基準を定め、学童クラブの質の向上を支援し、区市町村と連携して早期の認証化を目指します。

みなさんからの意見 ～学校に限らない多様な学びの場の整備に関すること～

- ・ 学校以外にも選択肢がある事を、先生達から伝えてほしい。
- ・ 学校を休んでも責められないと良い。
- ・ 学校でみんなにあわせないといけないのが嫌だ。
- ・ 不登校になってしまった人への学習支援、子どもが1人でいれる居場所等があれば幸せに暮らせると思います。(高校生/都庁モニター)

東京都の取組

- 不登校児童・生徒の状況に応じた支援を推進するため、校内別室指導支援員配置事業や不登校対応事例データベース等を展開していきます。
- ひきこもりの状態にある本人や家族が、安心して一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を受けられるよう、相談支援や都民への普及啓発等を行うとともに、

身近な地域において切れ目のない支援体制を整備する区市町村を支援します。

- 学校生活になじめず生きづらさを抱える子供が、自分らしくありのままで成長できるよう、フリースクール等の利用者等への支援や都内フリースクール等への支援事業、学校外の多様な学びの調査研究を実施するほか、保護者支援の充実など、不登校対策を重層的に展開します。
- 社会的自立に困難を有する若者のための相談窓口及び居場所の設置や支援事業の新設・拡充など、地域のニーズに応じて若者の支援施策を実施する区市町村を対象に、費用の一部を補助するとともに、区市町村職員向けに情報交換会等を開催し、地域における若者の自立支援体制の整備を促進します。また、社会的自立に困難を抱える若者やその家族を支援につなげるため、民生・児童委員等の地域支援者向けに講習会を開催します。

みなさんからの意見 ～子供の意見表明に関すること～

- ・ カフェ等で定期的に意見を聞くイベントがあると良い。常設されるとさらに良い。
- ・ インターネットで意見を言える機会を増やして欲しい。
- ・ 子供が意見を表明し尊重されるように、もっと子どものための政策を増やし、意見交流会を実施してほしい。(高校生/都庁モニター)

▶ 東京都の取組

- 子供をはじめ、全ての都民に「東京都こども基本条例」をわかりやすく伝えるハンドブックや動画を作成し、理解促進に向けた普及啓発を実施します。
- また、身近な区市町村において、子供の権利を尊重し、擁護するための取組が進むよう、子供の意見表明や参加を促進する取組、子供の権利擁護に関する取組を行う区市町村を支援します。

みなさんからの意見 ～遊びに関すること～

- ・ 外で遊ぶイベントを増やして欲しい。
- ・ 学校の休み時間、室内で遊ぶもの(コマ、けん玉など)がほしい。
- ・ 児童館のホールでボール遊びをしたいけれど、予約枠がいつもいっぱいではなかなか遊べない。遊びたいときに遊べるようになるといい。
- ・ 放課後、学童以外にも室内で自由に遊べる所がほしい。

▶ 東京都の取組

- 児童館について、乳幼児から中高校生世代までの多様な年齢層の子供の居場所としての機能・役割の強化を図るため、好事例を収集し、区市町村への情報提供などを通して、遊びを通じた児童の健全育成を推進します。
- 学童クラブについて、区市町村が利用者のニーズを的確に把握し、放課後児童健

全育成事業の設備及び運営に関する基準や放課後児童クラブ運営指針を踏まえつつ、子供たちの放課後の居場所を確保できるよう支援します。

- 子供の意見を踏まえながら、プレーパークやボール遊び場など、地域資源を活用した遊び場等の創出に取り組む区市町村を支援します。
- 子供の「遊び」を地域へ拡大・浸透させるため、遊び体験の創出やプレーリーダー等の人材育成、安全対策などに取り組む区市町村を支援します。
- 全ての子供を対象として、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、文化・スポーツ活動、地域住民との交流の機会を提供することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進します。
- 児童館等について、区市町村への情報提供や職員の資質の向上を図るための研修を実施することにより、遊びを通じた児童の健全育成を図ります。
- 子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場所」（拠点）を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。

みなさんからの意見 ～相談できる場所に関すること～

- ・ 学校で自分に他人の悪口を言ってくる人がいるけれど、そういうのがよくないとどうやって伝えたらよいか、方法がわからない。
- ・ 相談しやすい仕組みにしてほしい。親に勝手に連絡が行くのが嫌。学校外、家からも遠い、居場所みたいな所があればよい。年齢の近い同性の人に、匿名、一対一で相談できるとよい。スマホで相談できるとよい。バーチャルな方法も話しやすい。

東京都の取組

- 区市町村や関係機関等と連携し、児童・生徒を取り巻く様々な問題について、スクールソーシャルワーカーの活用などによる対策を推進します。
- 社会的自立に困難を有する若者のための相談窓口及び居場所の設置や支援事業の新設・拡充など、地域のニーズに応じて若者の支援施策を実施する区市町村を対象に、費用の一部を補助するとともに、区市町村職員向けに情報交換会等を開催し、地域における若者の自立支援体制の整備を促進します。また、社会的自立に困難を抱える若者やその家族を支援につなげるため、民生・児童委員等の地域支援者向けに講習会を開催します。
- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、悩みを抱える若者や、社会的自立に困難を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。
- 日常的な不安や悩みをチャットで気軽に相談できる「子供・子育てメンター“ギュッとチャット”」を推進することで、子供や子育て家庭の孤独・孤立による不安や悩みの深刻化を予防します。

みなさんからの意見 ～子供の居場所に関すること～

- ・ 図書館は私語禁止だけど、友達と話しながら自習したい。自習スペースでカフェが併設されているような場所で過ごしたい。
- ・ 自転車で5分くらいのところに独りになれる場所、誰か（友達や知り合いなど）と話せる場所がほしい。
- ・ 塾帰りに寄れる学生向けの安い食堂（ふだんは家に帰ってから買い食いなので）が欲しい。
- ・ 寝たり、飲食できたりするフラッといける場所がほしい。
- ・ 同じ趣味などで交流するときに、新しい友達になれるような仕掛けがほしい。

東京都の取組

- 子供が気軽に立ち寄ることができ、食事の提供や学習支援等を行う居場所（拠点）を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。
- 地域の子供への食事や交流の場を提供する子供食堂について、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援します。

- 子供たちにとって身近な居場所・勉強・遊びに関することは、とても多くの意見をいただきました。それぞれの希望に合った、様々な選択肢や自由な環境を望む声がある一方、困っていることに対しては、相談場所やルールが必要といった意見もありました。
- みなさんからの意見を踏まえ、東京都としていろいろな「子供の居場所」を支援し、みなさんが使いやすい、行きたくなるような場所を増やしていきます。



学校外での体験や、貧困の状況にある子供の支援に関すること (目標 4 関連)

みなさんからの意見 ～体験活動の機会提供に関すること～

- ・ 学校では教えてくれない大切なことを増やす。
- ・ 中高生向けの職業体験、大学の模擬授業経験などの多様な体験活動の機会が欲しい。
- ・ お金を気にせずスポーツが出来る環境があるとよい。
(高校生/都庁モニター)
- ・ 学校に居場所がない、両親が仕事で家にいないことが多いなど悲しい思いをしている子供がためらわずに行くことができる場所があるとよい。

▶ 東京都の取組

- 家庭の経済的事情や家族構成にかかわらず、全ての家庭の子供や、親子と一緒に楽しめるような事業を企画・実施する区市町村を支援します。
- 子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場所」(拠点)を設置し、要支援家庭等に対する見守りを地域全体で行う体制を整備する区市町村を支援します。

みなさんからの意見 ～困難な状況にある子供への学習・進学支援に関すること～

- ・ 芸術活動やスポーツの強い学校など、偏差値が高かったり学費や交通費が高かったりする。生活費には困っていないけど、お金がかかることで純粋に夢を追えないので、お金の心配をせずに進学先を選びたい。
- ・ お金がなく、塾などに通うのが難しい子供の教育支援を充実させることなど、学校外の教育にかかる費用の補助をして教育格差をすくなくしてほしい。
- ・ 塾に行きたくてもいけない。
- ・ 資格の予備校に行きたい。貸与でも給付でも奨学金があったらよい。
- ・ 金持ちと貧乏の差をなくしてほしい。生まれてきた環境に左右される。塾に行けなくても、図書館などで勉強を教えて欲しい。
- ・ 放課後に質問しやすい先生がいて、自習できる部屋がほしい。

▶ 東京都の取組

- 外部人材を活用し、放課後や長期休業期間中など、年間 200 時間程度の学習指導や自習室の監督などの学習支援を実施します。
- 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が

十分に身に付いていない中学生等に対して、地域と学校の連携・協働による学習支援を実施します。また、中学３年生を対象とした進学支援を実施します。

- 都として国に先行して、子育て世帯の実態に応じた教育費の負担軽減を実施します。
- 低所得世帯の中学３年生・高校３年生に係る学習塾等の受講費用及び受験料の貸付を実施します。
- 都立高校生等の一人１台端末の購入支援や給付型奨学金支援を実施します。

- お金の心配なく、スポーツや勉強、そのほかさまざまな体験ができるようにしてほしいという声を多くいただきました。
- 区市町村とも協力しながら、いろいろな体験の機会を提供するほか、学びに関する経済的な負担の軽減や学習支援など、子供へのサポートを進めていきます。



特に困っている子供への支援に関すること（目標5関連）

みなさんからの意見 ～外国人児童等に関すること～

- ・ 小学生用のお便りが日本語のみ。ほかの言語、通訳があるといい。
- ・ 外国に縁のある子もいて、言語の壁がある。

▶ 東京都の取組

- 海外から帰国した子供、外国人の子供、両親が国際結婚の子供等の外国につながる子供が増えていることを踏まえ、一人ひとりの実情に寄り添った多面的な支援を実施するとともに、保護者等が教育・保育施設等を円滑に利用できるよう支援します。
- 学習の基礎となる初期日本語の早期習得に向けた取組を実施する区市町村を支援します。
- 仮想空間上の学びの場を開発など、多様な学習機会を創出し、日本語学習を支援します。
- 児童・生徒用教材や教職員向けガイドラインの作成、教員向けハンドブックの改定、教員向け研修の実施等により、日本語指導の質の向上を図ります。
- 都立高校における外部人材の活用による日本語指導や相談対応の充実を図ります。
- 母語が日本語ではない保護者が、子育てや教育に関する情報を取得し、教育・保育施設等を円滑に利用できるよう、多言語に対応する相談窓口を設置する区市町村を支援します。
- 困り事を抱える子供や家族を適切な窓口につなげるよう、やさしい日本語を含む15言語で対応する「東京都多言語相談ナビ」を運営します。
- 日本語を母語としない子供等や保護者の困りごとや悩みに寄り添い、適切な情報や支援につなぐ「多文化キッズコーディネーター」を配置する区市町村を支援します。
- 日本語を母語としない子供の地域の居場所として、「学習」「相談」「交流」等の機能を一体的に備えた「多文化キッズサロン」を設置する区市町村を支援します。
- 区市町村等の地域における日本語教育の取組を支援するとともに、都内公立学校におけるアセスメントの導入や日本語指導を充実していきます。

みなさんからの意見 ～ヤングケアラーに関すること～

- ・ 幼稚園の年長や小学校 1 年生くらいに虐待とかヤングケアラーについて教えてくれる時間があったら、理解促進につながると思う。
(小学生/都庁モニター)

▶ 東京都の取組

- ヤングケアラーについて認知し理解を深めてもらうため、制作した専用ホームページ「ヤングケアラーのひろば」を戦略的に広報する等普及啓発を実施します。
- ヤングケアラーの児童・生徒に気付いたら支援につなげるために、学校の役割や具体的な取組を分かりやすく記載したリーフレットや教職員に助言を行う相談窓口の活用を促進します。

みなさんからの意見 ～障害のある子供への支援に関すること～

- ・ 発達障害のある子供への支援をもっと増やして欲しい。
- ・ 障がいのある児童が排除されないようにしてほしい。

▶ 東京都の取組

- 障害児及びその保護者が身近な地域で安心して生活できるようにするため、一般的な子育て支援施策において障害児の受入れを進めるとともに、子供の成長段階や、障害特性等に応じた支援をしていきます。また、社会的自立を図ることのできる力や、地域の一員として生きていく力を培えるよう、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進します。
- 障害の有無にかかわらず、地域で共に生活する「共生社会」を進める観点から、保育・教育等と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援が提供される体制整備に取り組みます。また、学校においては、「個別の教育支援計画」を作成し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を推進します。
- 個々の状況に応じた地域生活を支援するため、障害児の放課後等支援の充実や難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築など、支援の提供体制の拡充を図っていきます。
- また、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育・教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

- 自分自身のことに関する要望ではなく、身近な友達の困りごとに対して、助けたい・助けてあげてほしいといった声がありました。みなさんのように、困っている子供の存在に気づき、理解し合い、助け合っていく必要があると感じていることは大切なことです。
- 日本語を母語としない子供やヤングケアラーなど、特に支援を必要とする子供や家庭に、それぞれの状況に合ったさまざまな支援を提供していきます。

仕事と子育ての両立や、安心・安全な生活に関すること（目標6関連）

みなさんからの意見 ～住居に関すること～

- ・ ゆとりのある住居環境。特に家賃が高いので、家の中で一人の場所を作りにくい。（保護者/都庁モニター）
- ・ もっと家賃が安くなって成長や人数にみあった間取りに住めるようになる。（保護者/都庁モニター）
- ・ 家賃補助。都内の物件高すぎです。（高校生/都庁モニター）

▶ 東京都の取組

- 子育て世帯に配慮した住宅供給の誘導、民間賃貸住宅への円滑な入居に対する支援、公的住宅の建て替えによる子育て支援施設等の整備及び公的住宅における子育て世帯に対する入居機会の確保などの取組を推進します。
- 子育て世帯等の入居を拒まない民間賃貸住宅（東京ささエール住宅）の登録促進及び入居相談などのサポートを行う居住支援法人の指定を進めます。
- 都営住宅や公社住宅の入居者募集において、子育て世帯が優先的に入居できる機会を確保します。
- 住宅の価格や家賃が上昇する中、民間活力を活用し、子育て世帯等が住みやすいアフターダブル住宅の供給を推進します。

みなさんからの意見 ～仕事と育児の両立に関すること～

- ・ 父、母が家でいつも仕事をしていて忙しい。一人では行けないから、一緒に外に遊びに行きたい。
- ・ 親が共働きであっても、2人ともが必ず定時で退勤できるような労働環境があればよいと思う。保育園や学童などが充実するのはありがたいと思う一方で、そもそも働く時間がもっと短くなれば、子どもに関わる時間も増え、よりよい生活になると思う。（保護者/都庁モニター）

▶ 東京都の取組

- 育児は「休み」ではなく「未来を育む大切な仕事」と考える育児休業の愛称「育業」の理念を広く普及させ、多様な主体による取組を後押しすることで、男女問わず望む人誰もが「育業」できる社会の気運を醸成します。夫婦で協力して育児ができ、親子時間を大切にした多様な働き方を推進していきます。
- 男女ともに育児などのライフイベントが訪れた際に、「育業」しやすく、家庭と仕事を両立できる職場環境の整備や、男性の家事・育児を促進するための普及啓発を、より一層推進していきます。

みなさんからの意見 ～事故防止、安全な街に関すること～

- ・ 歩行者専用道路を整備してほしい。
- ・ 歩きたばこ、歩きスマホはやめてほしい。

▶ <東京都の取組>

- 子供たちが交通ルールを守り、子供自身が危険を予測し回避することができるよう、参加・体験・実践型の交通安全教育などを実施します。
- 幹線道路の整備が進んでいないエリアでは、周辺道路の渋滞のため、地域に用事のない通過交通が生活道路に流入している。このため、地域幹線道路を整備し、安心して安全なまちを実現します。
- 歩行者の安全や道路交通の円滑化などを図るため、鉄道の立体化を行い、踏切を除却します。
- 歩道が無い又は狭い箇所において、バリアフリーに配慮した歩道整備を推進し、安全で快適な歩行空間の形成を図ります。
- また、現道の補修に併せ、歩道の拡幅や段差・勾配の改善などにより、歩行空間の確保・改善を行います。

みなさんからの意見 ～犯罪の未然防止に関すること～

- ・ 犯罪や誘拐がなくなるようになってほしい。
- ・ 性犯罪の罪を重くしてほしい。
- ・ 子どもだけでお出掛けしても安全な街だとよい。
- ・ コンビニにたまり、深夜に騒ぐ等迷惑な若者がいない環境にしてほしい。

▶ <東京都の取組>

- 東京都・区市町村・警視庁・関係団体等が連携して、子供を犯罪被害から守るための取組を進めていきます。
- インターネット等の適正な利用や薬物乱用防止など、子供が犯罪等に巻き込まれないよう啓発を行っていくとともに、子供を見守るボランティアの活性化など、地域で子供を見守る取組を促進します。
- 様々な不安や悩みを抱えて「トー横」に来訪する青少年・若者が犯罪被害等に巻き込まれることのないよう、注意喚起を行うほか、青少年・若者への相談業務を行う「きみまも@歌舞伎町」を運営し、関係機関と連携を図りながら様々な支援につなぎます。
- 子供や保護者が相談しやすい体制の充実や、成長、発達段階に応じた正しい知識の理解促進など、被害者への支援と性被害の未然防止を推進します。

- 住むところに関することや、家族ともっと一緒に過ごしたい、安全な街であってほしいという意見が寄せられました。安心できる環境は、必要です。
- 福祉や住宅、都市整備や交通など東京都の様々な担当局が一丸となって、次代を担う子供たちを健やかに育む環境の整備に取り組んでいきます。

みなさんからのそのほかの意見

○ このページでは、東京都子供・子育て支援総合計画での取組以外にいただいた意見について、一部ご紹介します。

【社会の雰囲気や価値観に関すること】

- ・お兄ちゃんだから等の〇〇だから何かをしないといけない、という考えを持たないようにしてほしい。
- ・年齢でルールを分けなくてほしい。みんな平等にしたい。
- ・助け合いや気遣いなどをする社会なら幸せだと思う。
- ・大人も子どももストレスが無い社会だといい。

【学校に関すること】

- ・通学手段や荷物など、通学の負担を減らしたい。
- ・服装に関することなど、ルールや校則を見直してほしい。
- ・学校の暑さ対策をしてほしい。

【地域・まち・環境に関すること】

- ・お祭りを復活してほしい。
- ・学生が行けるくらいの値段の、おしゃれなカフェや娯楽施設が近くに欲しい。
- ・公園にタバコがたくさん捨ててあるので、ポイ捨て禁止やトイレの清掃などの対策をしてほしい。地域にごみ箱をふやしてほしい。
- ・公園でもっと多様な遊びがしたい。
- ・カーボンニュートラルに取り組んで欲しい。
- ・交通の便を良くしてほしい。小中学生も都内の無料バスを使いたい。
- ・生理用品を設置しているトイレを増やしてほしい。ショッピングセンターのトイレなどにスマホアプリをかざすと生理用品がもらえるところがあるが、スマホを持っていないので利用できない。
- ・地震など災害時の食べ物の備蓄を用意してほしい。

【経済に関すること】

- ・お金の使い方を教えてほしい。
- ・お金がかせげるようにしてほしい。
- ・円安をなくしてほしい。
- ・投資のことを教えてほしい。



子供・子育て会議でみなさんの意見を紹介したときの 委員の先生からの感想・コメント

現実的な意見が多く驚きました。今後、オブザーバーといった形も含め、大人と子供で会議を開催することも検討できると思います。

これまで大人が子供たちの思いを想像するにとどまっていたが、子供たちからの率直な意見を実際に聞くことができたことに、意義があると思います。

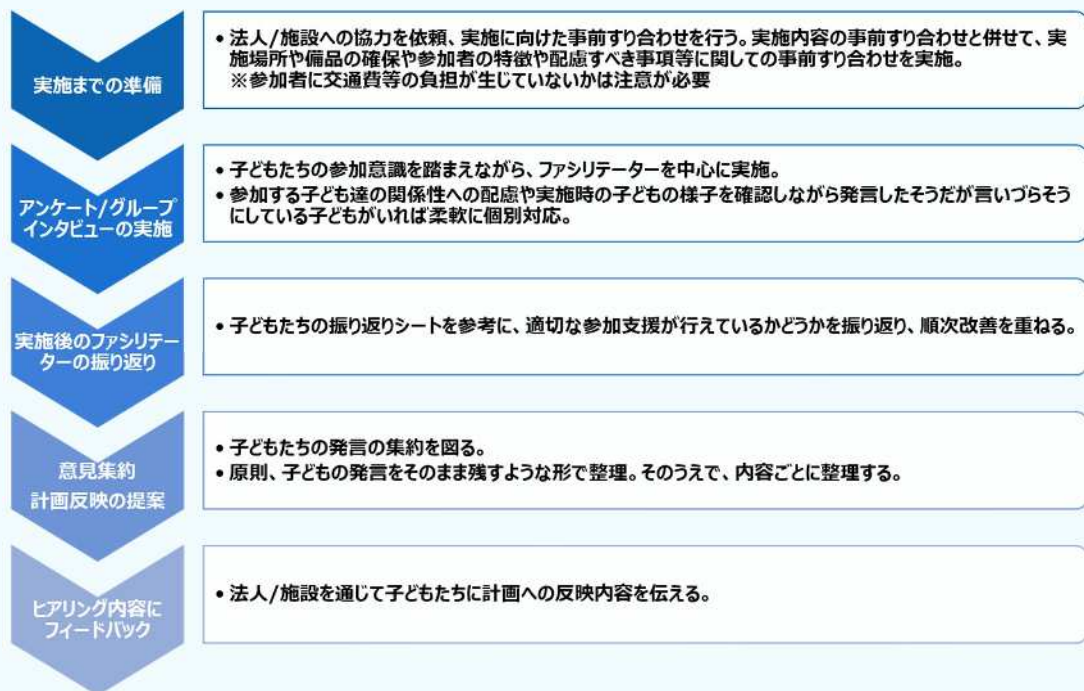
自分のことだけではなくて、周りを見ながら環境に対しての意見があり、利他性・社会性が本当に高いと感じました。こうした声を聴くことで、子供や社会に合った計画になると思います。

相談したい、意見を言える場や機会が欲しいという声が目をひきました。子供が意見を言う機会を広げられるような工夫を進めていただきたいです。

生の声を聞いて、幼稚園世代とその上の世代（小学生）をつなげることで、更に面白い取組やまちづくりの機運が高まるのではないかと感じました。

コラム：子供の意見を聴く取組の進め方

- 東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）の策定にあたり、次のような流れ・ポイントを意識して、子供の意見聴取を実施しました。



- まず、子供の意見聴取実施にむけて、国や都で公開している子供の意見聴取に関するガイドライン等の資料を参考に、子供の権利についても学び、準備から意見聴取、フィードバックまで、マニュアル化しました。
- 並行して、対象の法人・施設のリストを作成し、その中から無作為抽出により依頼先を設定しました。子供へのアンケート及びインタビューへの協力をいただけると回答いただいた法人・施設とは、子供たちの応募やインタビュー実施場所等の事前調整を行いました。協力してくれる子供たちの負担になっていないか配慮しながら企画調整を行うことがポイントとなります。
- アンケートについては、事前回答が望ましいか、当日説明をしながら記入してもらう形が望ましいか、法人・施設の担当者と事前相談の上方針を決定する必要があります。
- 実施後は子供たちに振り返りシートを記入してもらい、ヒアリングでの良かった点・悪かった点を都度確認したうえで、次の回にはより柔軟に対応できるようにしました。

- 意見集約や計画への反映には極力子供たちの言葉をそのまま残すように整理する必要があります。他方、膨大なテキスト情報となるため、テキストマイニング等、機械的な整理と実際の言葉を確認しながら、取りこぼしている意見がないか、子供の目線に立った際に解釈が異なっていないか等、意識しつつ効率的に意見を整理しました。
- 最後に、協力していただいた法人や施設、子供たちに意見がどのように反映されたか分かるフィードバック資料を作成し、共有しました。子供たちの意見が実際に都の施策に反映されていることを伝えることで、都の取組に興味を持ってくれることや、次回以降も積極的に参加してもらえることにつながるので、丁寧に実施していく必要があります。
- 基本となる当日の流れは以下の通りです（以下、「プログラム」と呼びます）。この内容を基本としつつ、各法人・施設の実態・参加してくれる子供の状態等に合わせ、柔軟に内容を変更して実施しました。

プログラムのおおまかな流れ

※当日施設にいる子どもを対象とする。原則6名以内として実施。

当日事前準備①：施設担当者との実施内容のすり合わせ

当日事前準備②：会場に来た子ども達から興味がありそうなテーマでの雑談を実施等



- グループインタビューでは、「どういう発言したらいいのか？」という悩みや戸惑いが生じるため、事前のアイスブレイクやプログラム開始前の雑談による、ゆるやかな関係構築に気を付けました。
- 約束の説明では、【参加】【守秘】【尊重】を必ず伝えました。また、子供たちには当日決めた、自分で決めたニックネームで呼び合ってもらい、個人情報収集しない形で実施しました。子供の自由意志を尊重し、参加を強制することはせず、保護者からの同意書の取得も不要としました。プログラムの途中で、参加をやめることもできるようにしました。

第 3 章

子供・子育て支援施策の具体的な展開

- 目標 1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり
- 目標 2 乳幼児期における教育・保育の充実
- 目標 3 子供の成長段階に応じた支援の充実
- 目標 4 子供の貧困の解消に向けた対策の推進
- 目標 5 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実
- 目標 6 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

【目標 1】

地域における妊娠・出産・子育ての 切れ目ない支援の仕組みづくり

- 1 妊娠・出産・子育てに関する支援の推進
- 2 安心できる小児・母子医療体制の整備
- 3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実
- 4 子供の健康の確保・増進

安心して子供を産み育てるためには、必要な医療や子育て支援サービスを適切に利用できることが必要ですが、周囲に相談できる相手がいない、必要な情報が得にくいなどにより、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える妊婦や保護者が少なくありません。

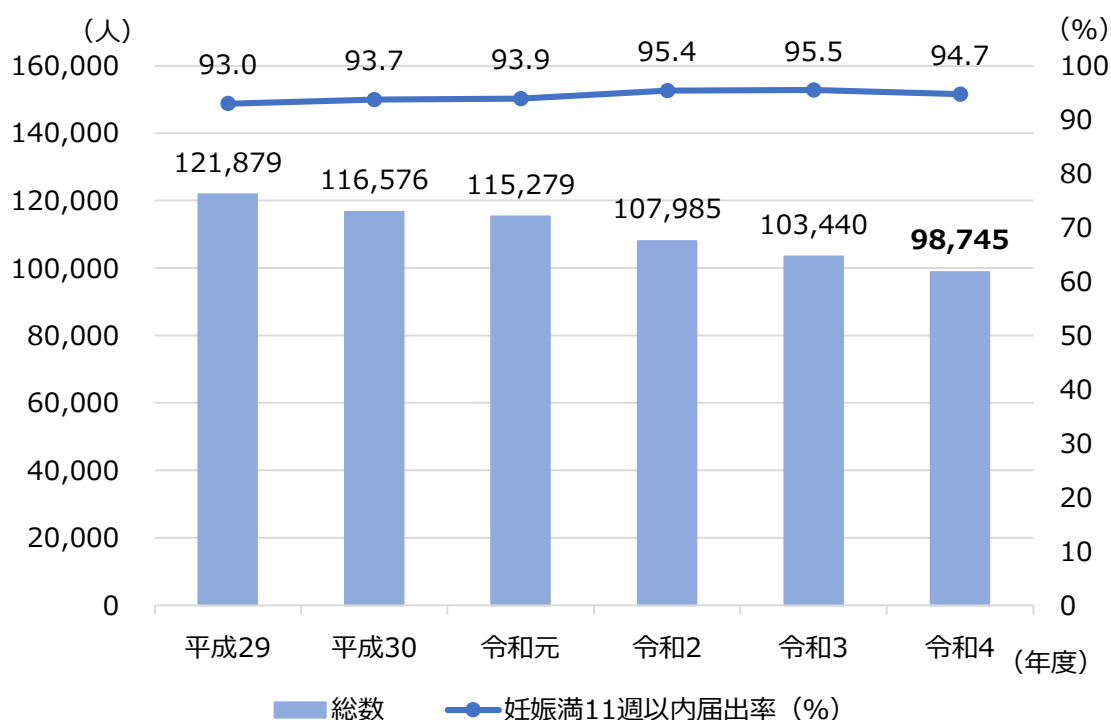
サービスや情報提供を充実するとともに、妊婦等の心身の状態や家庭の状況を早期に把握し、ワンストップで必要な支援につなげる体制の整備など、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みを整えていきます。

【1 妊娠・出産・子育てに関する支援の推進】

< 妊娠・出産・子育てを取り巻く状況 >

- 令和4年度の東京都の妊娠届出数は98,745件であり、平成29年度から一貫して減少傾向です。
- 令和4年度の東京都の妊娠届出率は94.7%であり、平成29年度から令和4年度まで93.0%から94.7%の間で一定に推移しています。
- 妊娠届出率が一定に推移している一方で、妊娠届出数は減少しています。

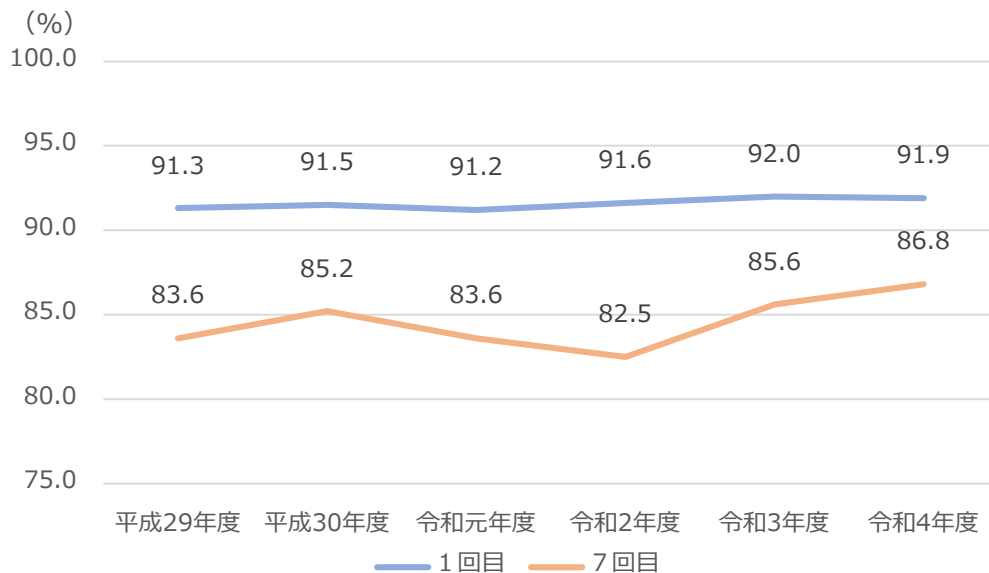
図表1 妊娠届出率



資料：東京都福祉局「母子保健事業報告年報」（令和4、5年版）

- 令和 4 年度の東京都における妊娠健康診査受診率について、1 回目は 91.9%、7 回目は 86.8% となっており、7 回目の受診率は令和 3 年度以降増加傾向です。

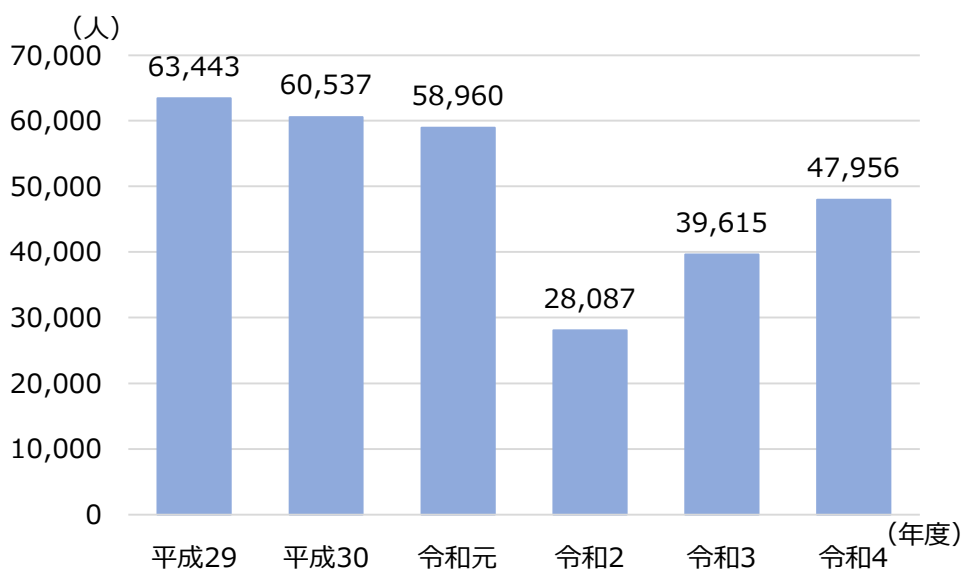
図表 2 妊婦健康診査受診率



資料：東京都福祉局「母子保健事業報告年報」（令和 4、5 年版）

- 令和 4 年度の東京都における母親学級・両親学級の受講数は 47,956 人です。
- 令和 2 年度に受講数が大きく落ち込みましたが、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられ、令和 3 年度以降は回復傾向です。

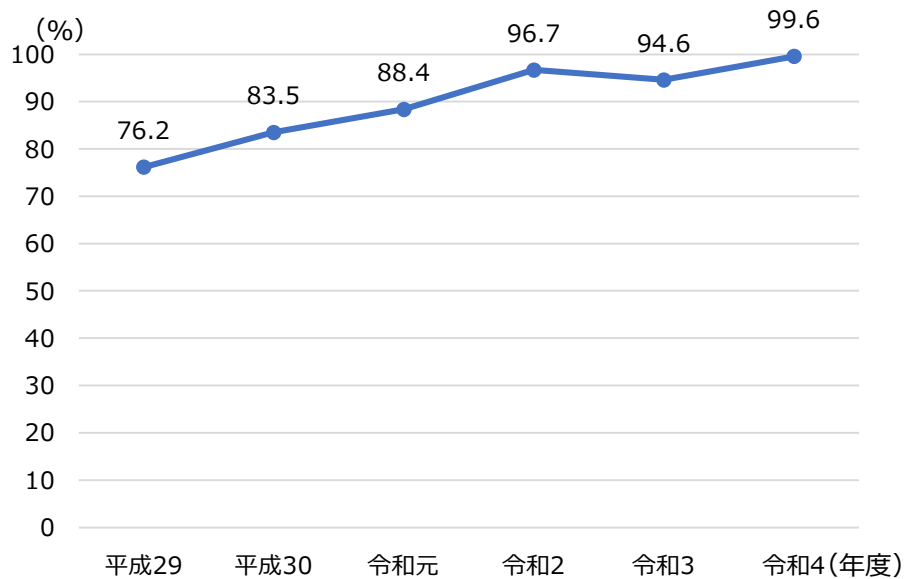
図表 3 母親学級・両親学級の受講数



資料：東京都福祉局「母子保健事業報告年報」（令和 4、5 年版）

- 令和 4 年度の東京都における妊婦面接相談率は 99.6%であり、平成 29 年度の 76.2%から増加傾向です。

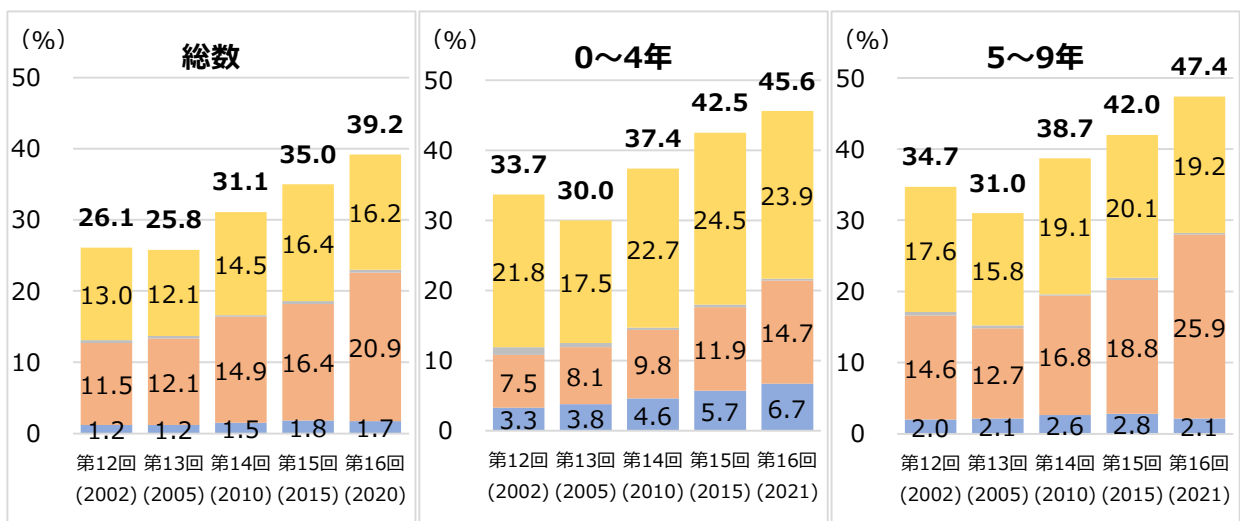
図表 4 妊婦面接相談率



資料：東京都福祉局「母子保健事業報告年報」（令和 4、5 年版）

- 我が国において不妊について心配したことがある夫婦の割合は、2020 年の調査時点で 39.2%であり、2005 年の調査時点から増加傾向です。
- 結婚持続期間別に見た場合、結婚持続期間が 0～4 年の夫婦では 45.6%、5～9 年の夫婦では 47.4%です。

図表 5 結婚持続期間別に見た不妊についての心配と検査・治療経験



■ 検査・治療中 ■ 過去に検査・治療経験あり（検査・治療中を除く） ■ 検査・治療経験不詳 ■ 検査・治療経験なし

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査・結婚と出産に関する全国調査（夫婦調査）」

<現状と課題>

- 東京都は、第一子出産時の母の平均年齢が全国で最も高く、晩産化が進行しています。
- 若い世代における妊娠適齢期等に関する理解は十分ではなく、高齢になってから不妊症で悩む方が多くいます。
- このため、若い世代への妊娠・出産やライフプランに関する普及啓発や検査・治療への支援が必要です。
- 令和4年4月から特定不妊治療が保険適用されましたが、保険適用された体外受精及び顕微授精と併せて自費で実施した先進医療については、全額自己負担となり、経済的負担がかかることから、治療に要する費用の一部を助成することにより、子供を産み育てたいと願う夫婦を支援していく必要があります。
- 一方で、妊娠はするものの、2回以上の流産等により結果的に子供を持てないとされる、いわゆる不育症に悩む方へ、安心して出産に臨めるよう支援することも求められています。
- 地域のつながりの希薄化等により、妊娠・出産・子育てに関して、誰にも相談できず、また、正しい情報が得られず、不安を抱える妊婦や保護者が多くなっています。
- 都は区市町村に対して、妊娠期から切れ目のない支援を行う、東京都出産・子育て応援事業・とうきょうママパパ応援事業や、乳幼児を持つ保護者が安心して外出を楽しめるよう授乳やおむつ替えができる「赤ちゃん・ふらっと」の整備など、都独自の支援を実施しています。
- 同時に二人以上の妊娠・出産・育児が必要な多胎児の家庭や、既に小さい子供がいる多子世帯は身体的・精神的負担が大きく、育児支援の必要性が高まっています。

<取組の方向性>

- 若い世代が妊娠・出産に関する正しい知識を持ち、将来のライフプランを描けるよう普及啓発や AMH 検査、経膈超音波検査、精液検査等への支援等を行います。
- 体外受精・顕微授精を保険診療で受診した際に併せて行った先進医療にかかる費用の一部を助成するとともに、早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始できるよう、不妊検査及び一般不妊治療費の一部を助成します。
- 子供を産み育てたいと望んでいるものの、様々な事情により、すぐには難しい方にとって、将来の妊娠に備える選択肢の一つとなるよう卵子凍結への支援を行います。
- 不妊治療等と仕事の両立を図ることができる職場づくりを推進し、卵子凍結に関する様々な知識が広まり、適切な活用が進むように、不妊治療等や卵子凍結を総合的に情報発信します。
- 無痛分娩を希望する女性が、費用やリスクを理由に無痛分娩を断念することなく、安心して出産できる環境を整備します。
- 妊娠はするものの、流産や死産を繰り返し、結果的に子供を持てないとされる不育症について、リスク因子を特定し、適切な治療及び出産につなげるため、検査費用の一部を助成します。
- 妊婦に対して早期の医療機関受診と妊娠の届出及び定期的な妊婦健康診査の受診を促すための普及啓発を行うとともに、妊婦健康診査における超音波検査の費用助成を行う区市町村を支援します。
- 悩みを抱える妊婦等の相談において、継続した支援の必要な方が適切な支援につながるよう、区市町村へ情報提供を行うとともに、必要な場合は、未受診の妊婦に対して、民間機関を活用して産科等医療機関への同行支援などを行います。
- 予期せぬ妊娠への不安を抱えている方に対しては、緊急避妊薬を処方する医療機関の情報を提供するとともに、必要に応じて同行支援を行います。
- 家庭生活に困難を抱える特定妊婦等が安心した生活を送ることができるよう、一時的な住まいや食事の提供等を行う団体の取組を支援します。
- 先天的な代謝異常やホルモン異常を早期発見するために、従来からの対象である 20 疾患及び、重症複合免疫不全症や脊髄性筋萎縮症等の早期発見・早期治療が可能となった疾患について、生後 5 ～ 7 日の新生児期に血液によるスクリーニング検査を行います。
- 安心して子育てができるよう、妊娠期の健康や子育て、事故防止等に関する情報発信を行うとともに、子供の健康や小児救急の相談に対応します。
- 早産児に関する支援のため、妊産婦向けの相談窓口において、早産児の家族の不安や悩みについて対応するとともに、支援に関わる保健師など専門職への研修の実施や周囲の理解促進に向けた普及啓発を行います。

- 妊婦や子育て家庭に対して保健師等の専門職が関わり、面談や家庭訪問等の伴走型相談支援を実施するとともに、妊娠時、出産後、1歳・2歳前後の時期において育児用品や子育て支援サービス等の提供を一体的に実施することで、区市町村と連携して妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を整備します。
- また、産後間もない産婦の健康診査、出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケアの取組等を一層推進するため、区市町村の区域を超えた広域的な調整等、実施主体である区市町村を支援します。
- さらに、妊婦や子育て家庭の家事・育児の負担軽減を図り産後うつ等を未然に防止するため、家事育児サポーターを派遣する区市町村を支援します。
- 多胎児を育てる家庭は、同時に複数の子供の育児をすることによって、身体的・精神的負担がより大きくなるため、母子保健事業利用時の移動や家事・育児をサポートする区市町村を支援します。
- 妊娠期から就学前にかけて、子供と家庭に寄り添い、あらゆる支援をコーディネートする人材を育成し、安心して子育てができる環境を整備する区市町村を支援します。
- 乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費の一部を助成する区市町村を支援しています。令和7年10月から所得制限を撤廃し、補助対象を拡充します。
- 全ての子供の成長を切れ目なく支えていくため、都内に在住する0歳から18歳までの子供に所得制限なく月額5,000円を支給する「018サポート」を実施します。
- 日常的な不安や悩みをチャットで気軽に相談できる「子供・子育てメンター“ギュッとチャット”」を推進することで、子供や子育て家庭の孤独・孤立による不安や悩みの深刻化を予防します。
- デジタル庁が開発した基盤を活用し、マイナンバーカード1つで医療費助成や予防接種、母子保健（健診）を申請可能とする母子保健オンラインサービスを推進します。
- アプリから必要な情報が先回りで届き、知りそびれや申請忘れをなくすプッシュ型子育てサービスを推進します。
- 保育園探しから入園までの手続きがオンラインで完結する保活ワンストップサービスを推進します。

■とうきょうママパパ応援事業

＜補助要件＞ 以下①～③を全て満たすことを本事業の補助要件とする

- ①改正児童福祉法・改正母子保健法に定める「**こども家庭センター**」を令和8年度中に設置するよう努めること
- ②**経済的支援**（妊婦のための支援給付及び東京都出産・子育て応援事業の育児パッケージ・パースデーサポート）を全て実施すること
- ③**伴走型相談支援**（妊婦全数面接、妊娠8か月アンケート、出産後の家庭訪問、1歳・2歳前後のアンケート等）を全て実施すること

妊 娠 ・ 出 産

乳 児 期

幼 児 期

＜必須事業＞ 伴走型相談支援事業 [補助率10/10又は1/2]

・妊婦全数面接、妊娠8か月頃のアンケート・面談、出産後の家庭訪問、1歳・2歳前後のアンケートや交流会等の実施

＜任意事業＞

産前・産後サポート事業 [補助率1/2] ・妊産婦や父親に対する相談支援

産婦健康診査事業

[補助率1/2]

・産婦健診に係る費用を支援
(5,000円×2回)

産後ケア事業 [補助率10/10]

※3か年時限：サービス供給量の増加（足りている場合は維持）が要件
・出産後1年以内の母子等に対する心身のケアや育児のサポート

妊娠・出産包括支援緊急整備事業 [補助率10/10]

・産後ケア事業等の実施場所の修繕 ※R7拡充・3か年時限



家事・育児サポーター派遣事業 [補助率10/10] ※R7対象者・利用上限時間拡充

・妊婦及び3歳未満の子育て家庭に対して家事育児サポーター（※）を派遣し、産前・産後の家事・育児を支援（1人当たり年間96時間上限）

多胎児家庭支援事業 ・多胎妊婦や3歳未満の多胎児がいる世帯への支援

ア 相談支援や交流会、母子保健事業利用のための移動支援 [補助率10/10]

ウ 多胎児の育児経験者との交流会や相談支援等 [補助率10/10]

イ 家事育児サポーター（※）を派遣 [補助率10/10]

エ 多胎妊婦健康診査加算（R4～） [補助率1/2]

家事育児サポーター（※）の人材育成 [補助率10/10]（※）産後ドウラ、ベビーシッター、家事支援ヘルパー等

こども家庭センター(母子保健機能)の開設準備経費補助 [補助率1/2]

■ライフステージに応じて施策を展開

妊 娠 前	妊 娠 ・ 出 産	乳 児 期	幼 児 期 以 降
プレコンセプションケアの推進 ・若い世代がプレコンセプションケアに興味・関心を持ち、妊娠に向けた健康意識のきっかけとなるよう普及啓発や妊婦・出産前のヘルスチェック支援を実施	東京都無痛分娩費用助成等事業 ・無痛分娩を希望する女性が、費用やリスクを理由に無痛分娩を断念することなく、安心して出産できる環境を整備 妊産婦メンタルヘルス対策事業 ・妊産婦のメンタルヘルス対策を推進するため、地域の関係機関が連携するためのネットワーク体制を構築 妊産婦等生活援助事業 ・家庭生活に困難を抱える特定妊婦等が安心して生活を送ることができるよう、一時的な住まいや食事の提供等を行う団体の取組を支援 とうきょうママパパ応援事業 ・伴走型相談支援（必須事業）、産前・産後サポート、産後ケア、産婦健康診査、家事・育児サポーター派遣、多胎児家庭支援、人材育成など	先天性等代謝異常等検査 ・先天性の代謝異常やホルモン異常を早期発見するために、生後5～7日の新生児期に血液によるマス・スクリーニング検査を実施	5歳児健診区市町村支援事業 ・区市町村が行う普及啓発やフォローアップ体制の構築に要する費用を補助
不妊検査・不妊治療費の助成 ・体外受精・顕微授精を保険診療で受診した際に併せて行った先進医療にかかる費用の一部を助成 ・早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始できるよう、不妊検査及び一般不妊治療費の一部を助成	妊婦のための支援給付 - 妊婦時5万円・出産後3万円（都10/10負担） 東京都出産・子育て応援事業 育児パッケージ 妊婦時1万円（都10/10補助） 赤ちゃんファーストギフト 出産後：10万円（都独自） ※018サポートと同時に申請 パースデーサポート 1歳・2歳前後：6万円（第1子）（都10/10補助）	018サポート ・所得制限なく0～18歳の子供たちに一人当たり月額5千円を支給 各種医療費助成 ・乳幼児、義務教育就学期にある児童及び高校生等の医療費の一部を助成する自治体を補助 早産児に関する支援事業 ・妊産婦向けの相談窓口において、早産児の家族の不安や悩みについて対応するとともに、支援に関わる保健師など専門職への研修の実施や周囲の理解促進に向けた普及啓発を実施	018サポート
卵子凍結への支援 ・卵子凍結に係る費用を助成し、子供を産み育てたいと望む方を支援	不妊症検査費の助成 ・不妊症のリスク因子を特定するための検査に係る費用の一部を助成 キャリアとチャイルドプラン ・不妊治療等と仕事の両立を図ることが出来る職場づくりを推進し、卵子凍結に関する様々な知識が広がり、適切な活用が進むように、不妊治療等や卵子凍結を総合的に情報発信	こどもDXの推進 ・母子保健オンラインサービス、プッシュ型子育てサービス、保活ワンストップ	
各種相談事業 ・女性のための健康ホットライン、妊娠相談はっとライン、不妊・不育ホットライン、妊産婦向けオンライン相談、妊娠したかも相談会東京			
子供・子育てメンター事業 ・日常的な不安や悩みをチャットで気軽に相談できる「子供・子育てメンター“ギュッとチャット”」を推進することで、子供や子育て家庭の孤独・孤立による不安や悩みの深刻化を予防			

ギュッとチャット

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
1	子供家庭支援区市町村包括補助事業 (先駆的事业・選択事業・一般事業)	福祉局	区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を支援することにより、都における福祉保健施策総体の向上を図る。
2	性と健康の相談センター事業	福祉局	電話相談事業(「女性のための健康ホットライン」「妊娠相談ほっとライン」「不妊・不育ホットライン」「妊産婦向け助産師オンライン相談」)やチャットボット(「妊娠したかも相談@東京」)により様々な悩みに対応するとともに、若い世代が妊娠適齢期や不妊等について、正確な知識を持つことができるよう、普及啓発を行う。あわせて、早産における課題や負担に対する意識を高めるため、早産児に関する普及啓発も行う。 また、低所得の妊婦について、初回の産科受診料を助成する区市町村を支援する。
3	東京ユースヘルスケア推進事業 (プレコンセプションケアに係る取組)	福祉局	妊娠・出産をこれから考える男女のプレコンセプションケアの推進に向け、正しい知識の普及啓発や検査への支援等を実施する。
4	妊婦健康診査支援事業	福祉局	妊婦及び胎児の健康を守り、安心して出産できるよう、超音波検査の費用を助成する区市町村を支援する。
5	不妊検査・不妊治療費の助成	福祉局	不妊検査及び一般不妊治療の費用の一部を助成する(平成29年度事業開始)。 また、特定不妊治療の費用の一部(特定不妊治療に至る過程の一環として行われる男性不妊治療の費用の一部も含む)を助成する。 令和4年4月から特定不妊治療が保険適用とされたことに伴い、助成内容を見直し、体外受精及び顕微授精を保険診療した際に併せて実施する先進医療について、かかる費用の一部を助成する。 社会的適応により凍結した卵子を用いて生殖補助医療を行った方に対し、治療にかかる費用の一部を助成する。
6	卵子凍結への支援	福祉局	加齢等による妊娠機能の低下を懸念する場合に行う未受精卵子の凍結に係る医療行為にかかった費用の支援を実施する。(調査の協力等が要件) 未受精卵子を凍結した年度の次年度以降に調査に協力した場合、調査協力に係る費用の助成を実施する。(令和10年度まで)

番号	事業名	所管局	事業概要
7	◆ キャリアとチャイルドプラン両立支援事業	産業労働局	不妊治療等と仕事の両立を図ることができる職場づくりを推進し、卵子凍結に関する様々な知識が広まり、適切な活用が進むように、不妊治療等や卵子凍結を総合的に情報発信する。 また、都内企業の人事労務担当者等を対象に研修を実施して知識を付与するとともに、①不妊治療・不育症治療に係る職場環境の整備、②卵子凍結に係る職場環境の整備に取り組む企業に対し、奨励金を支給することで、職場環境の整備に係る取組を促進する。
8	◆ 東京都無痛分娩費用助成等事業	福祉局 保健医療局	無痛分娩を希望する女性が、費用やリスクを理由に無痛分娩を断念することなく、安心して出産できる環境を整備するため、費用助成を開始するとともに、無痛分娩を行う医療機関に対し研修機会等を提供する。
9	不育症検査費の助成	福祉局	妊娠はするものの、2回以上の流産等を繰り返し、子供を持っていないとされるいわゆる不育症について、不育症のリスク因子を特定するための検査に係る費用の一部を助成する。
10	とうきょうママパパ応援事業	福祉局	全ての子育て家庭に対して妊娠期から保健師等の専門職が関わり、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく行う区市町村の取組を支援する。
11	東京都出産・子育て応援事業	福祉局	妊婦や子育て家庭に対し、妊娠時、出産後及び1歳・2歳前後の時期において、子育て支援サービスの利用や育児用品等の提供による経済的支援を行うとともに、とうきょうママパパ応援事業による伴走型相談支援を一体的に実施することにより、区市町村と連携して妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の整備を推進する。
12	◆ 妊産婦等生活援助事業	福祉局	家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の療育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う民間団体等を支援する。
13	子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	公的な支援につながない子供がいる家庭や食の支援を必要とする家庭等に、食事の調理を行うヘルパーや栄養士等を派遣し、養育力の向上及び子供の健康の増進を図りながら、家庭の現状と課題を把握し、適切な支援につなげることで、子供の健やかな成長を支援する。
14	母子保健支援事業	福祉局	母子保健運営協議会の開催や区市町村職員等を対象とした研修の実施により、地域における母子保健水準の維持・向上を図る。 母子保健に関するDX化の取組を行う区市町村の基盤整備を支援する。
15	◆ 先天性代謝異常等検査	福祉局	知的障害・身体発育異常の原因となる先天的な代謝異常やホルモン異常を早期発見するために、生後5～7日の新生児期に血液によるマス・スクリーニング検査を行う。

番号	事業名	所管局	事業概要
16	◆ 妊産婦メンタルヘルス対策事業	福祉局	妊産婦のメンタルヘルス対策を推進するため、地域の関係機関が連携するためのネットワーク体制を構築する。
17	◆ 5歳児健診区市町村支援事業	福祉局	区市町村が行う普及啓発やフォローアップ体制の構築に要する費用を補助し、5歳児健診の推進及び健診実施後の切れ目ない支援を図る。
18	TOKYO 子育て情報サービス	福祉局	妊娠や子育て、子供の事故防止や応急手当等に関する情報をインターネットにより24時間365日提供することにより、子育て家庭の不安の軽減を図る。
19	東京都こども医療ガイド	保健医療局	子供の病気やケガの対処の仕方、病気の基礎知識、子育てのアドバイスなどを、ホームページで情報提供し、子育て経験の少ない親の不安の軽減を図る。
20	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」	保健医療局	休日や夜間に子供が急に熱を出した場合など、その時間に診療している近くの医療機関を電話で案内するサービスを毎日24時間実施する。
21	若年がん患者等生殖機能温存治療費助成事業	保健医療局	若年がん患者等が、生殖機能温存から妊娠まで一体的な治療を受けるための費用を助成し、将来の妊娠に備えながら、希望を持ってがん治療に取り組むことを支援する。
22	電話相談「子供の健康相談室」（小児救急相談）	福祉局	子供の健康や救急に関する相談に対して、看護師や保健師（必要に応じて小児科医師）が対応し、保護者の不安の軽減を図る。
23	各種医療費助成制度	福祉局	「小児慢性特定疾病の医療費助成」等を行うほか、乳幼児、義務教育就学期にある児童及び高校生等の医療費の一部を助成する自治体を補助することにより、医療費の負担の軽減を図る。
24	018サポート	福祉局	子供一人ひとりの成長を等しく支えるため、0歳から18歳までの全ての子供に月額5,000円を支給する。
25	子供・子育てメンター事業	子供政策連携室	子供や子育て家庭に対し、孤独・孤立による不安や悩みの深刻化を予防するため、日常的な不安や悩みを気軽にSNS等を活用して相談できる「子供・子育てメンター“ギュッとチャット”」をスタートする。
26	◆ こどもDXの推進（母子保健オンラインサービス）	デジタルサービス局	デジタル庁が開発した基盤を活用し、マイナンバーカード1つで医療費助成や予防接種、母子保健（健診）を申請できるようにする。
27	◆ こどもDXの推進（プッシュ型子育てサービス）	デジタルサービス局	アプリから必要な情報が先回りで届き、知りそびれや申請忘れをなくす。
28	◆ こどもDXの推進（保活ワンストップ）	デジタルサービス局	保育園探しから入園までの手続がオンラインで完結するワンストップシステムを実現する。

< 目標を掲げている取組 >

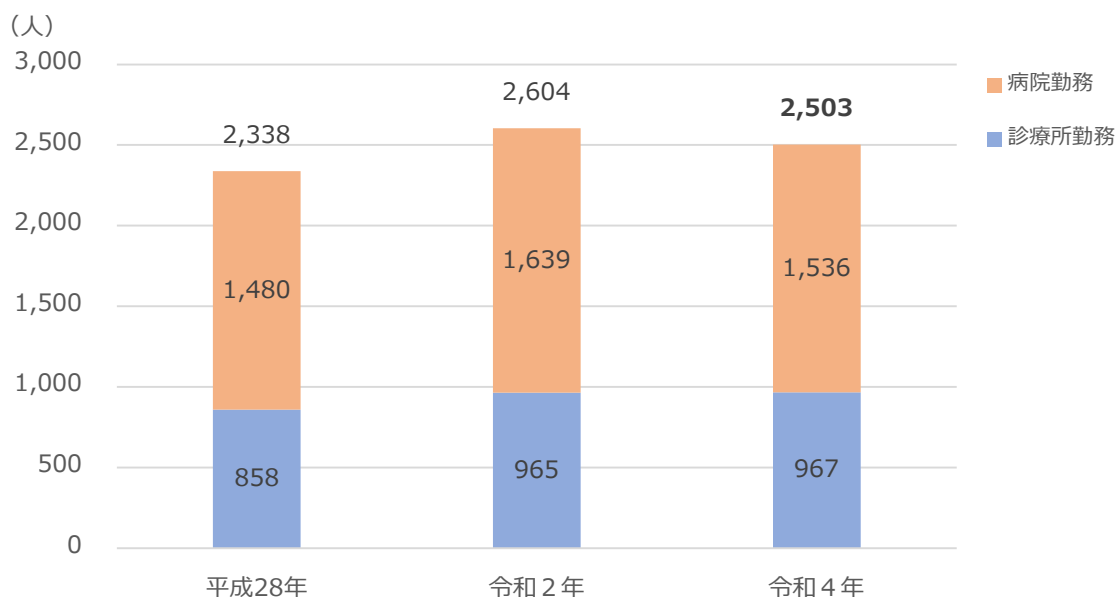
番号	事業名	所管局	目標値（年度の記載ないものは、令和11年度末までの目標）	令和5年度実績
10	とうきょうママパパ応援事業	福祉局	産後ケア事業の利用率の増加	23.1% (令和4年度)

【2 安心できる小児・母子医療体制の整備】

< 小児・母子医療体制を取り巻く状況 >

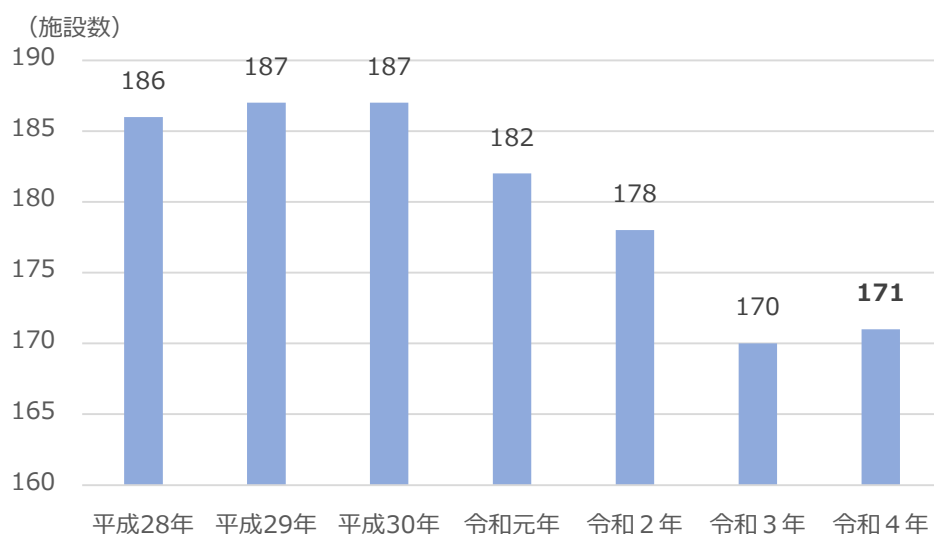
- 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」によると、令和4年の都の小児科医師数（主たる診療科を小児科とする医師）は、2,503人です。令和2年と比較して、令和4年はやや減少しました。
- 厚生労働省「医療施設（静態・動態）調査」によると、令和4年の都の小児科を標榜する病院数は171施設で、平成28年の186施設と比較して15施設減少しており、病院の小児科では集約化の傾向が見られます。

図表6 東京都における主たる診療科を小児科とする医師数



資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計（旧：医師・歯科医師・薬剤師調査）」

図表7 東京都における小児科を標ぼうする一般病院数の年次推移



資料：厚生労働省「医療施設（静態・動態）調査」

- 全国の出生数は減少が続いており、都においても平成 27 年以降、出生数は減少しています。一方で、リスクの高い低出生体重児（出生体重 2,500 g 未満の新生児）の出生数に対する割合は、全国ではほぼ横ばいとなっていますが、都では平成 27 年の 9.1%から令和 4 年には 9.3%となっており、増加傾向にあります。
- また、リスクの高まる 35 歳以上の母からの出生数の割合は全国的に増加傾向にあります。令和 4 年における 35 歳以上の母からの出生数の割合は、都では 38.5%と全国の 30.0%を大きく上回っています。

図表 8 出生数・低出生体重児・35 歳以上の母からの出生数の推移

	東京都		全国	
	平成27年	令和4年	平成27年	令和4年
出生数	113,194人	91,097人	1,005,721人	770,759人
低出生体重児	10,313人	8,492人	95,208人	72,587人
低出生体重児の割合	9.1%	9.3%	9.5%	9.4%
35歳以上の母からの出生数	41,047人	35,048人	282,171人	231,323人
35歳以上の母からの出生数の割合	36.3%	38.5%	28.1%	30.0%

資料：東京都保健医療計画（厚生労働省「人口動態統計」）

- 都内の一般医療機関数は年々増加しているものの、産科・産婦人科及び小児科を標榜する医療機関数は、ほぼ横ばいの状況となっています。また、都内の分娩取扱施設数（各年 9 月に分娩を実施した施設数）は、平成 29 年には 163 施設ありましたが、令和 2 年には 145 施設と減少しています。

< 現状と課題 >

- こども救命センターの受入患者数は増加傾向にあり、搬送元である二次救急医療機関や救命救急センターとの連携、また、転退院後支援の際の受入先や地域の医療・保健・福祉機関等との更なる連携が求められます。
- 地域ごとに医療資源等の状況が異なることから、都の小児二次救急医療体制を確保するために、各地域の実情に応じた救急医療体制の構築が必要です。
- 平日の夜間に診療を行う小児初期救急診療事業については、医師の確保が困難なことから、初期救急医療体制の確保・維持が困難な地域があります。
- 出生数の減少に伴い分娩取扱施設が減少する一方で、高年齢の出産などのハイリスク妊産婦やNICU¹に入院する児は増加しており、限りある医療資源を有効活用するため、リスクに応じた機能分化と連携を更に促進していく必要があります。

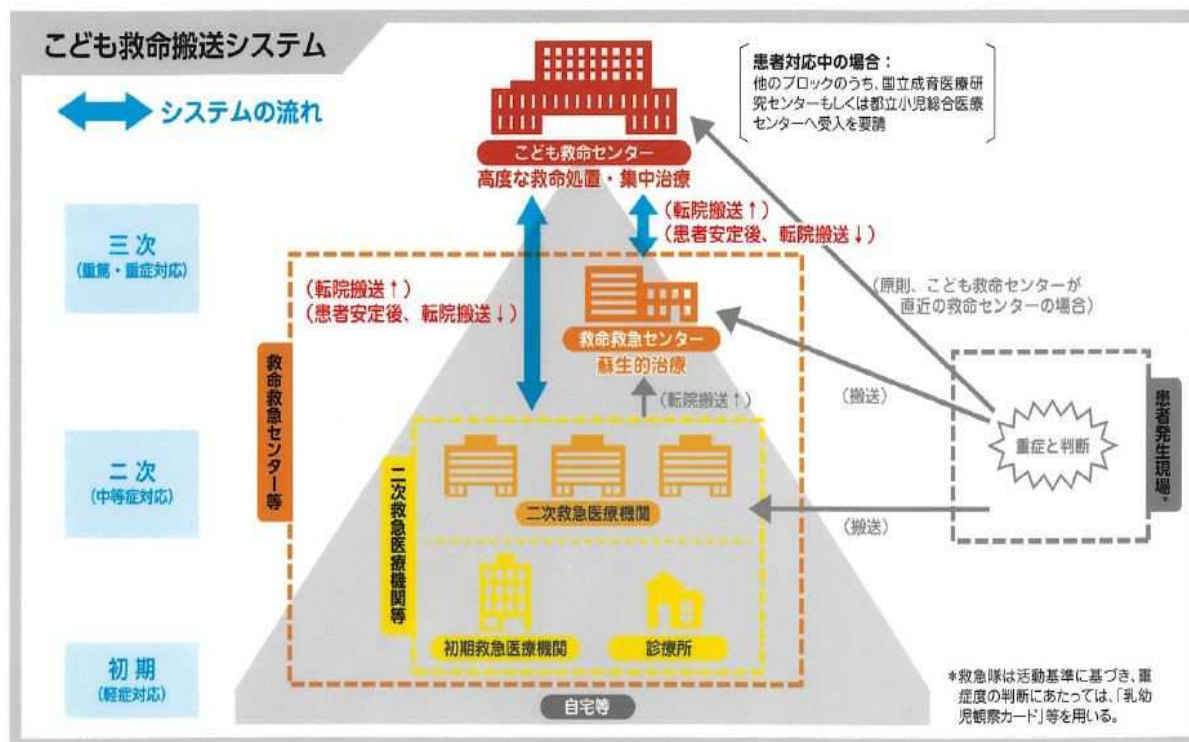
¹ 新生児集中治療管理室（Neonatal Intensive Care Unit）。新生児の治療に必要な保育器、人工呼吸器等を備え、24 時間体制で集中治療が必要な新生児のための集中治療室

- 総合周産期母子医療センターがないブロックがあるなど、ブロックごとに周産期医療資源の状況に違いがあることから、地域の実情に応じて周産期医療施設の整備や連携体制の強化を図ることが必要です。

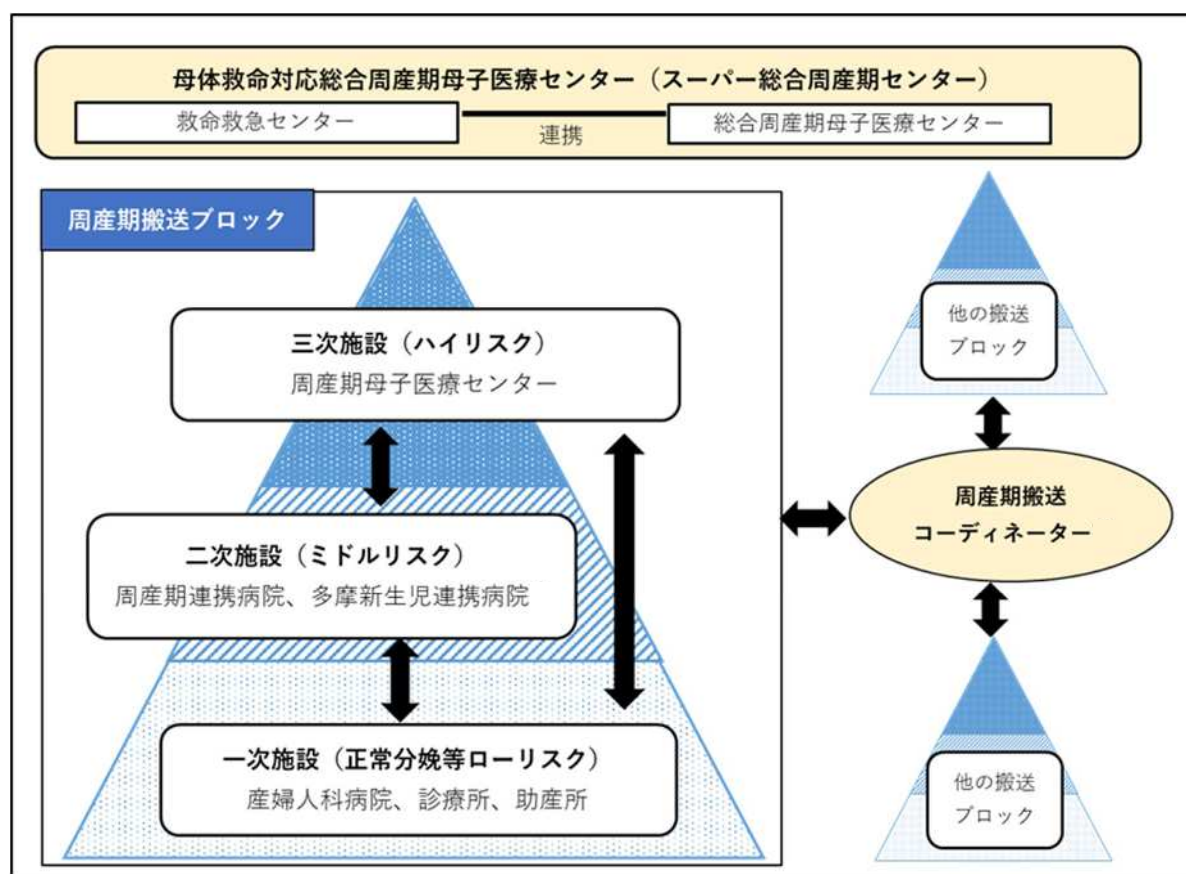
< 取組の方向性 >

- 東京都こども救命センターの運営をはじめとし、小児の救急医療体制を確保するとともに、周産期母子医療センターの整備やNICUの確保、母体救命対応総合周産期母子医療センターの運営など、ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児等に対応する体制を整備します。
- 他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤患者の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う施設を都内4か所指定します。
- 救命治療の他に、小児医療連携の拠点として、日頃から連携する医療機関等と積極的に情報共有するほか、円滑な連携体制の維持・促進に努めるとともに、小児臨床教育の拠点機能として、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施します。
- 小児の初期救急から三次救急までの救急医療を整備し、安心できる小児救急医療体制を確保します。
- ハイリスク妊産婦や高度医療が必要な新生児等に対する医療を提供する周産期母子医療センター等を整備するとともに、各地域・医療機関の状況に応じてNICU病床を確保します。
- 周産期医療が適切かつ円滑に提供されるよう各周産期医療施設間におけるリスクに応じた機能分担やそれに基づく連携体制の強化を図ります。
- 医師の勤務環境改善や復職支援を実施します。
- 小児、周産期医療等に従事する医師を確保するため、これらの分野に従事する意思のある学生を対象に奨学金を貸与（一定期間従事することにより返還を免除）します。
- 都内の救急医療機関に勤務する小児科医等を対象に、小児救急医療に関する専門的な研修を実施します。

■ こども救命センターの運営



■ 東京都における周産期医療体制のイメージ図



< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
29	小児救急医療体制の充実 (初期・二次救急)	保健医療局	子供の急病に対応するため、区市町村が地域の小児科医の協力を得て実施する「小児初期救急平日夜間診療事業」に対して積極的な支援を行う。 入院を必要とする小児の救急患者に対応する二次救急医療については、小児科の「休日・全夜間診療事業」を引き続き実施し、原則、固定・通年制で常時小児科医師による対応が可能な体制を確保する。
30	地域における小児医療研修	保健医療局	地域の小児初期救急診療事業に参加する医師を確保するため、小児科二次救急医療機関における地域の診療所の医師等を対象とした臨床研修や、小児救急医療への参加を促進する小児救急研修会、地域で小児救急医療に従事する医師の研修会を実施する。
31	休日・全夜間診療事業参画 医療機関施設整備費等補助 (小児)	保健医療局	小児科の救急患者に対し、24時間365日小児科医が対応する診療体制を確保するため、整備費の補助を行う。
32	休日・全夜間診療事業(小児・専任看護師配置)	保健医療局	休日・全夜間診療事業(小児)を行う医療機関において、緊急性の高い患者の命を守るため、救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」の実施を支援し、迅速に適切な治療につなげる体制を整備する。
33	小児集中治療室医療従事者 研修事業	保健医療局	良質な小児救命、集中治療体制を維持していくため、東京都小児救命救急センターにおいて医師等に対する小児の集中治療に係る専門的な実地研修を行う。
34	こども救命センターの運営	保健医療局	重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、外科・内科を問わず小児特有の症状に対応した高度な救命治療を実施する。合わせて、医療連携の拠点として、円滑な転院搬送のための施設間調整を行うとともに、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施する。
35	東京都小児医療協議会	保健医療局	小児医療体制の確保・充実に向けた検討・協議を行う「東京都小児医療協議会」を設置する。協議会では、小児救急医療体制の確保等に向け、一次から三次救急医療施設の小児医療ネットワークの構築について検討・協議を行う。
36	周産期医療システムの整備	保健医療局	出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度な医療に対応できる周産期母子医療センターなどの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制の確立を図る。
37	周産期医療施設等整備費 補助	保健医療局	都内の新生児疾患の診断・治療及びリスクの高い妊産婦等の医療的管理を行う周産期施設の整備等を行うことにより、地域において出産前後の母体胎児から新生児に至る一貫した医療を提供する。

番号	事業名	所管局	事業概要
38	母体救命対応総合周産期母子医療センターの設置	保健医療局	救命救急センターと総合周産期母子医療センターの密接な連携により、緊急に母体救命処置が必要な妊産褥婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」（いわゆる「スーパー総合周産期センター」）を指定し、母体が迅速に救命処置を受けられる体制を確保することにより、都民が安心して妊娠・出産できる環境を整備する。
39	周産期搬送コーディネーターの配置	保健医療局	総合周産期母子医療センターのブロック内では受入困難な事例について、都内全域の搬送調整等を集中して行う周産期搬送コーディネーターを配置することにより、総合周産期母子医療センターにおいて搬送調整業務を行う医師の負担軽減を図るとともに、母体・新生児の迅速な医療の確保を図る。
40	周産期医療ネットワークグループの構築	保健医療局	周産期医療ネットワークグループを構築し、地域の中で一次、二次、三次それぞれの医療機関が機能に応じた役割分担と連携をすすめ、リスクに応じた医療提供体制を構築する。
41	周産期連携病院の確保	保健医療局	ミドルリスクの妊産婦に緊急診療を行う「周産期連携病院」を必要に応じ整備していくことにより、周産期母子医療センターへの分娩・搬送集中を緩和し、妊婦のリスクに応じた体系的な受入体制の確保を図る。
42	多摩新生児連携病院の確保	保健医療局	区部に比べて周産期母子医療センターが少ない多摩地域において、比較的高いリスクの新生児の対応が可能な医療機関を確保することにより、多摩地域の新生児受入体制の強化を図る。
43	在宅移行支援病床運営事業	保健医療局	NICU や GCU に長期入院している又は同等の病状を有する気管切開以上の呼吸管理を必要とする小児について、NICU・GCU と在宅療養の間に中間的な病床として在宅移行支援病床を設置し、在宅生活への円滑な移行の促進を図る。
44	在宅療養児一時受入支援事業	保健医療局	NICU 等長期入院児等の在宅医療中の定期的医学管理及び保護者のレスパイトケアを実施する。
45	地域医療を担う医師養成事業（医師奨学金）	保健医療局	将来、都内の医師確保が必要な地域や診療科等に医師として従事しようとする者に対し、奨学金を貸与し、都内の医師確保が必要な地域や診療科等（小児医療、周産期医療、救急医療等）の医師の確保及び質の向上を図る。
46	産科医等育成・確保支援事業	保健医療局	地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて急激に減少する産科医療機関及び産科医等の確保を図るとともに、臨床研修後の専門的な研修において、研修手当等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図る。

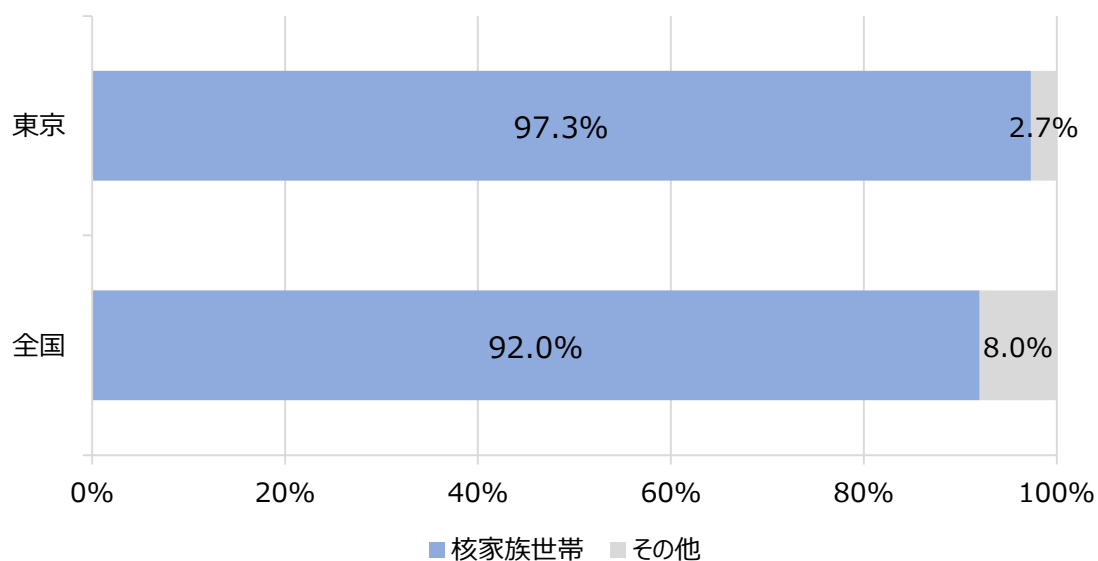
番号	事業名	所管局	事業概要
47	新生児医療担当医育成・確保支援事業	保健医療局	NICU 入院児を担当する医師に手当を支給することにより、処遇改善を通じて新生児担当医の確保を図るとともに、臨床研修修了後の専門的な研修において、研修医手当等を支給することにより、将来の新生児医療を担う医師の育成を図る。
48	病院勤務者勤務環境改善事業	保健医療局	都内医療体制の安定的な確保が可能となるよう、病院勤務医師及び看護職員の勤務環境を改善し、離職防止と定着を図る取組及び職場を離れた医師等の再就業を支援する取組を行う病院を支援する。
49	助産所と嘱託医療機関等の連携支援	保健医療局	助産所における嘱託医師、嘱託医療機関等確保のための相談窓口を設置するとともに、助産所と嘱託医師等の連携を促進することにより、安全・安心な分娩を支援する。
50	助産所設備整備費補助	保健医療局	妊婦の多様なニーズに応え、身近な地域で安全・安心に出産できる環境を整備するため、分娩を取り扱う助産所に対して、医療機器や情報通信機器等の設備整備を促進する。
51	◆ <u>ドナーミルク利用支援事業</u>	保健医療局	NICU におけるドナーミルクの使用やドナー登録を行う医療機関を支援し、ドナーミルクを必要とする NICU 入院児等が利用できる体制を整備する。
52	◆ <u>NICU 入院児相談支援事業</u>	保健医療局	NICU 入院児とその家族に向けた支援の充実を図るため、児の成長発達の促進や、家族の不安軽減に取り組むファミリーセンタードケアを推進する。

【3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実】

< 子育て家庭を取り巻く状況 >

- 6歳未満の親族のいる世帯の家族類型を見ると、令和2年の東京都の核家族世帯の割合は、97.3%となっており、全国の割合（92.0%）より高い状況です。

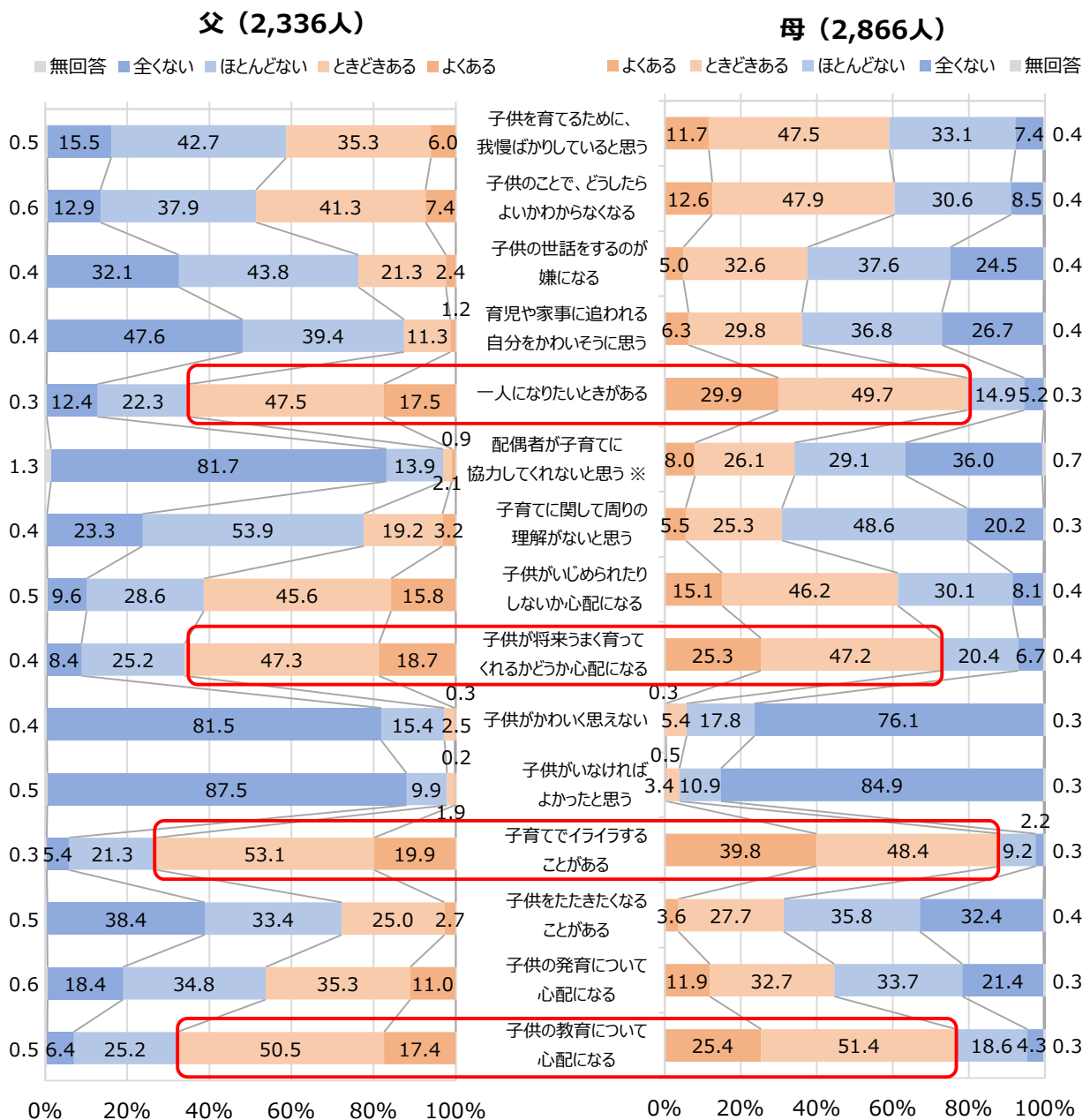
図表9 6歳未満の親族のいる世帯の家族類型（全国・東京都）



資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

- 子育てをしていて、日頃負担に感じることにについては、「よくある」と「ときどきある」とを合わせると、「子育てでイライラすることがある」、「子供の教育について心配になる」、「一人になりたいときがある」、「子供が将来うまく育ってくれるかどうか心配になる」などが他の項目に比べて高くなっています。父母別にみると、「配偶者が子育てに協力してくれないと思う」について、「よくある」と「ときどきある」を合わせた割合が、父親は3.0%に対して、母親は34.1%と、差があります。

図表 10 「子育てをしていて日頃感じること（負担に感じること）」（東京都）



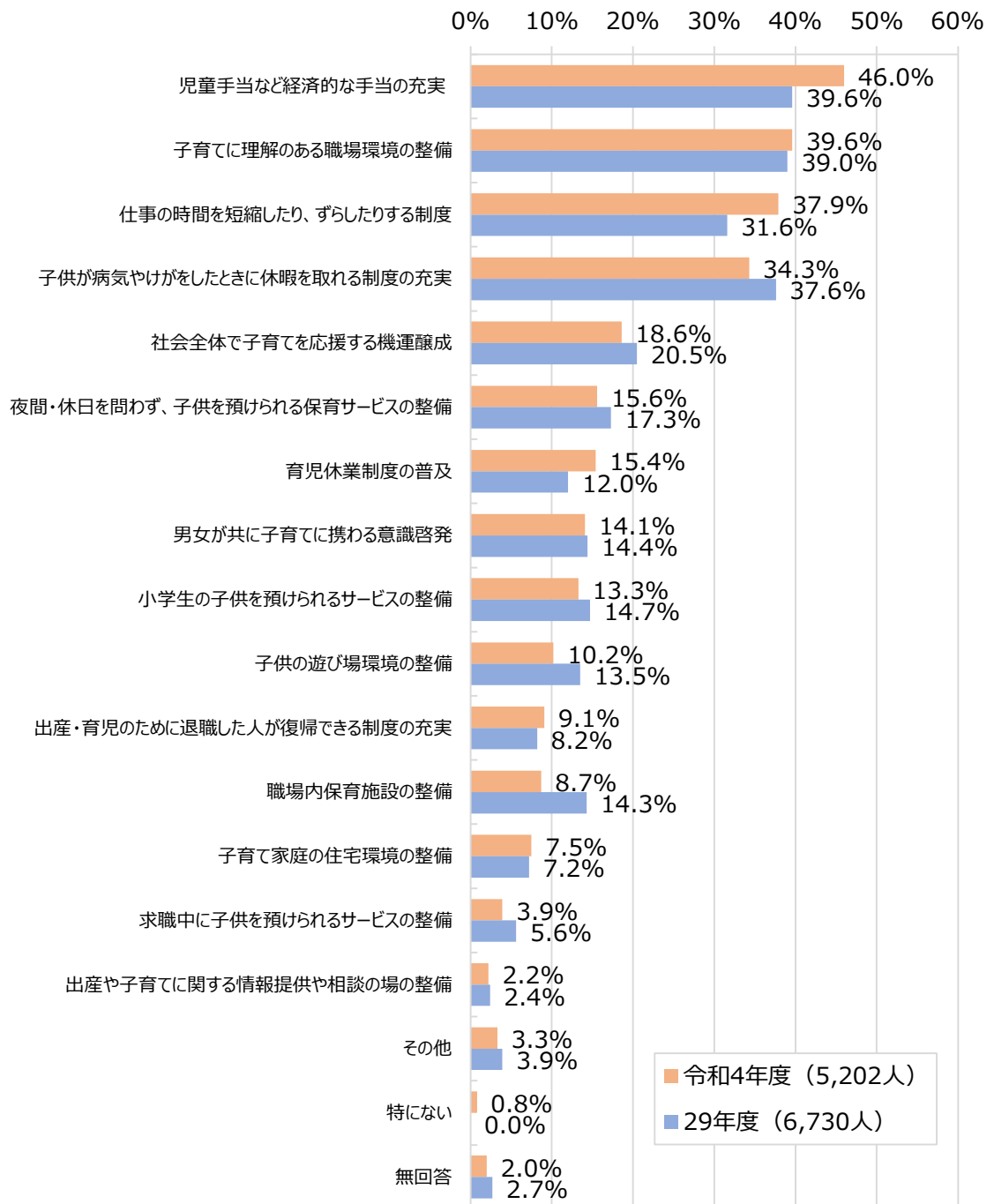
資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和4年度）

（注）「配偶者が子育てに協力してくれないと思う」については、両親世帯のみ集計対象としている

（総数 父 = 2,301 人、母 = 2,465 人）

- 「子育てをしやすいするために必要なもの」について尋ねたところ、令和４年度調査では「児童手当など経済的な手当の充実」（４６．０％）、「子育てに理解のある職場環境の整備」（３９．６％）の順に割合が高く、経済的な問題に対する負担感軽減と子育てと仕事の両立のための環境整備が求められています。

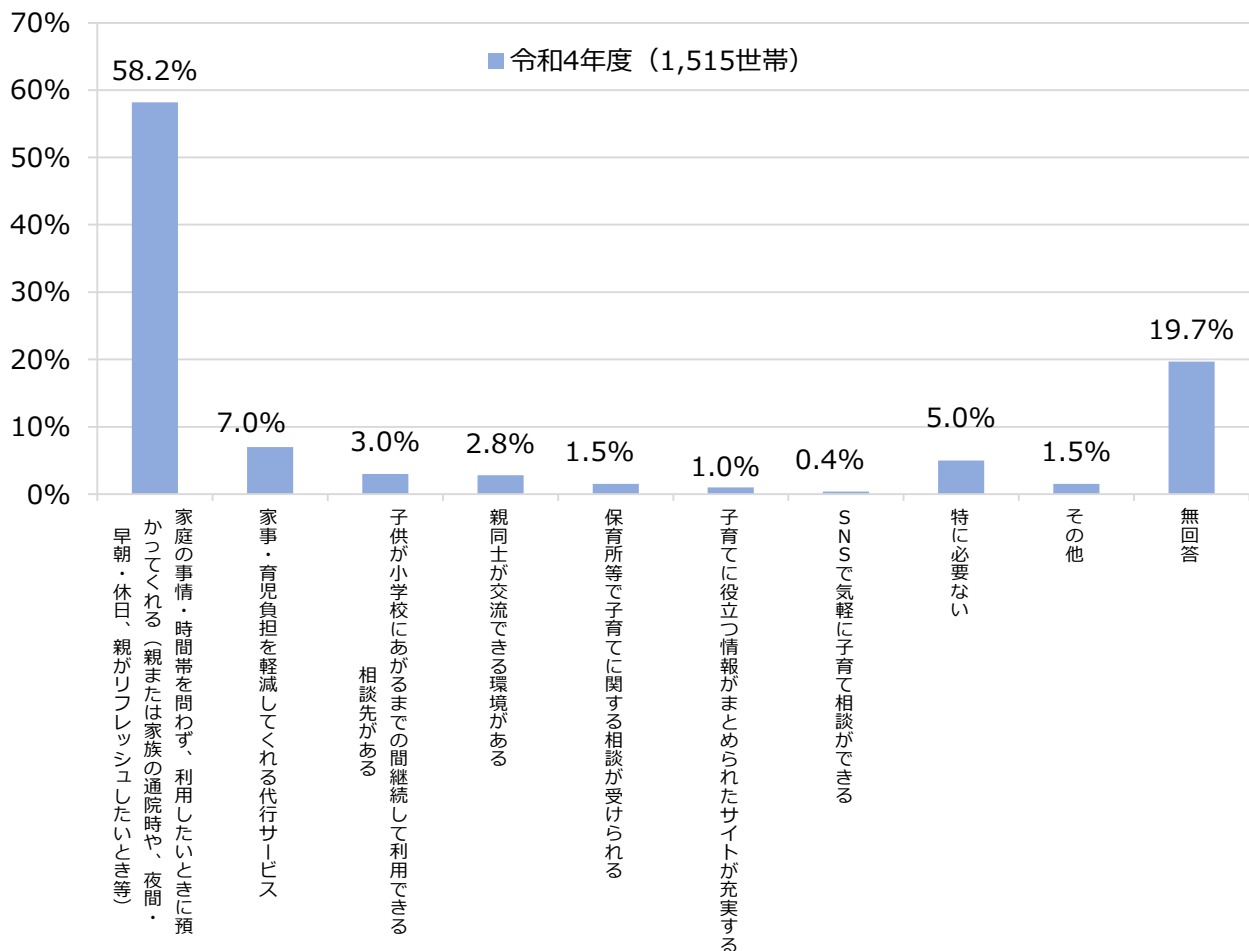
図表 11 子育てをしやすいするために必要なもの（東京都、複数回答）



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和４年度）

- 都内で、在宅で乳幼児の子育てをしている母親が希望する「あればよい在宅支援サービス」については、緊急時の一時預かりの割合が最も高く半数を超えています。東京都は核家族が多く、緊急時に頼れる人が身近にいないことなどから、子育てに不安や負担感を抱えていることがうかがえます。

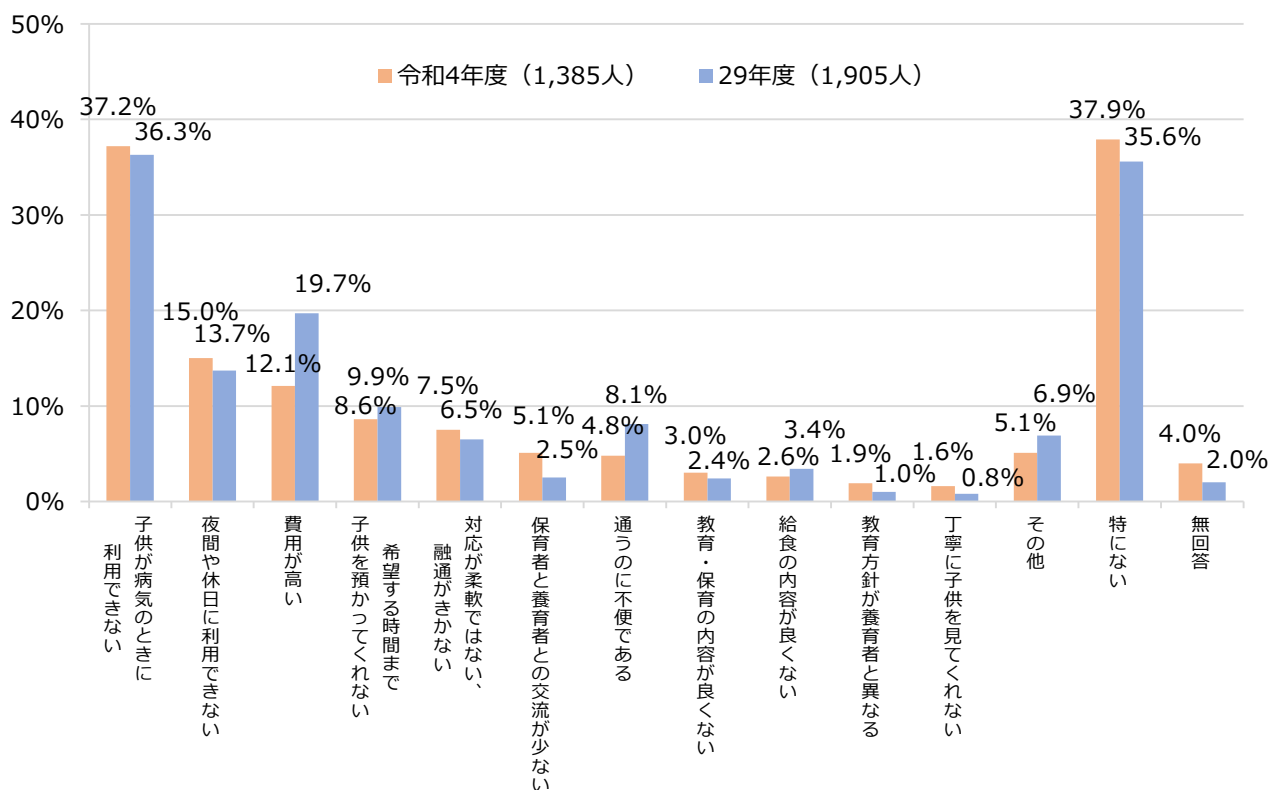
図表 12 養育者自身で平日の日中も子育てを行う家庭に対し、あればいいと思うサービス（東京都）



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和4年度）

- 保育所や認定こども園などに日中子供を預けている保護者が不満に思うことについては、「子供が病気の際に利用できない」という回答が最も多くなっています。

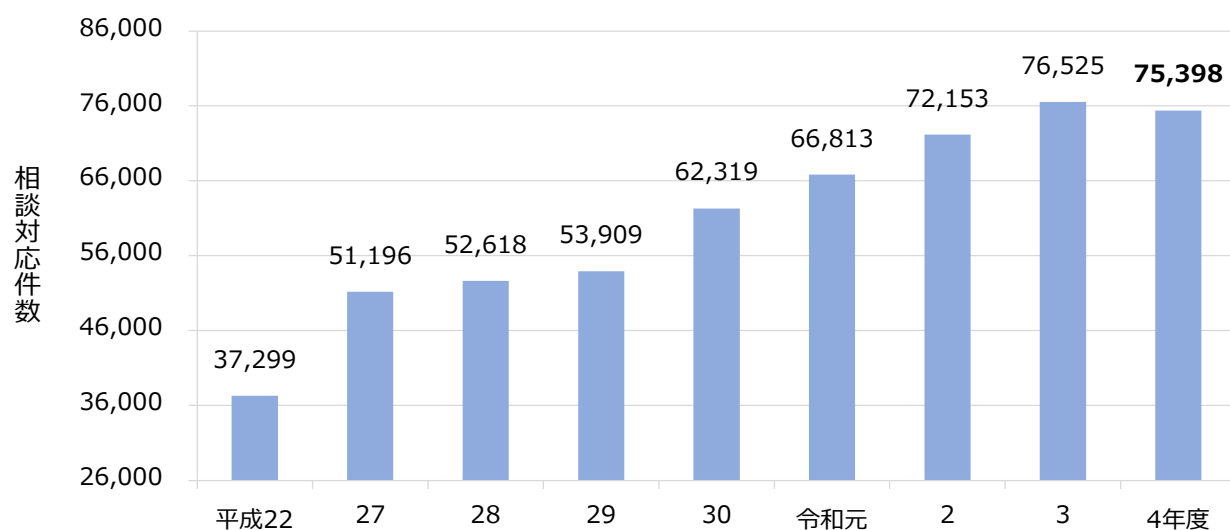
図表 13 子供を預けていて不満に思うこと（複数回答）



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和 4 年度）

- 子供家庭支援センターの相談対応件数は年々増加傾向にあり、令和 4 年度は 75,398 件となっています。

図表 14 子供家庭支援センター相談対応件数



資料：東京都福祉局

（注）令和 4 年度から虐待非該当を含まない等、集計条件を変更

<現状と課題>

- 地域の子供・子育て支援サービスの実施主体である区市町村は、子育て家庭に対して、地域の実情に応じ、様々な事業を組み合わせながら子育てサービスを提供していますが、コミュニティの希薄化や、それに伴う子育ての孤立化、共働き世帯の増加、多様化するニーズなどの課題に対応するため、一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな対応が求められています。
- 妊産婦をはじめ、子供や子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供や相談を行う利用者支援事業は、令和5年度末時点で、都内54区市町村で実施されています。
- 子供と家庭に関する第一義的な相談窓口であり、地域のネットワークの中心的な役割でもある子供家庭支援センターは、令和5年度現在、ほぼ全ての区市町村で設置されています。また、虐待対策コーディネーターや主任虐待対策ワーカーを配置するなど、虐待対応力の強化も進めています。
- 地域の子育てサービスを紹介したり、支援が必要な家庭を早期に把握し、必要な子育てサービス等につなげるための取組は重要です。そのひとつである乳児家庭全戸訪問事業の訪問率は都内全体でおおむね9割となっています。
- 在宅で子育てをしている親子に、地域の身近な場所ですどい場を提供し、子育てについての相談支援や情報提供、子育てサークルの支援等を行う子育てひろばは、着実に整備が進んでおり、令和5年9月現在、都内に1,047か所設置されています。近年は、地域支援や利用者支援事業の機能、子育て家庭の孤立化の防止や虐待の未然防止の役割も担っています。
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、一時預かり事業など、緊急時等に一時的に子供を預かるサービスのニーズが高まっています。多くの自治体が、子供を預かる事業を行っていますが、区市町村により、同じ自治体内に実施施設がない、又は利用できる年齢や日数の上限が異なるなど、実施体制にばらつきがあります。
- 母子保健部門と児童福祉部門が連携しながら、サポートが必要な妊婦や子育て家庭を把握し、適切な支援につなげる体制整備を促進するため、区市町村への支援を一層充実することが必要です。

<取組の方向性>

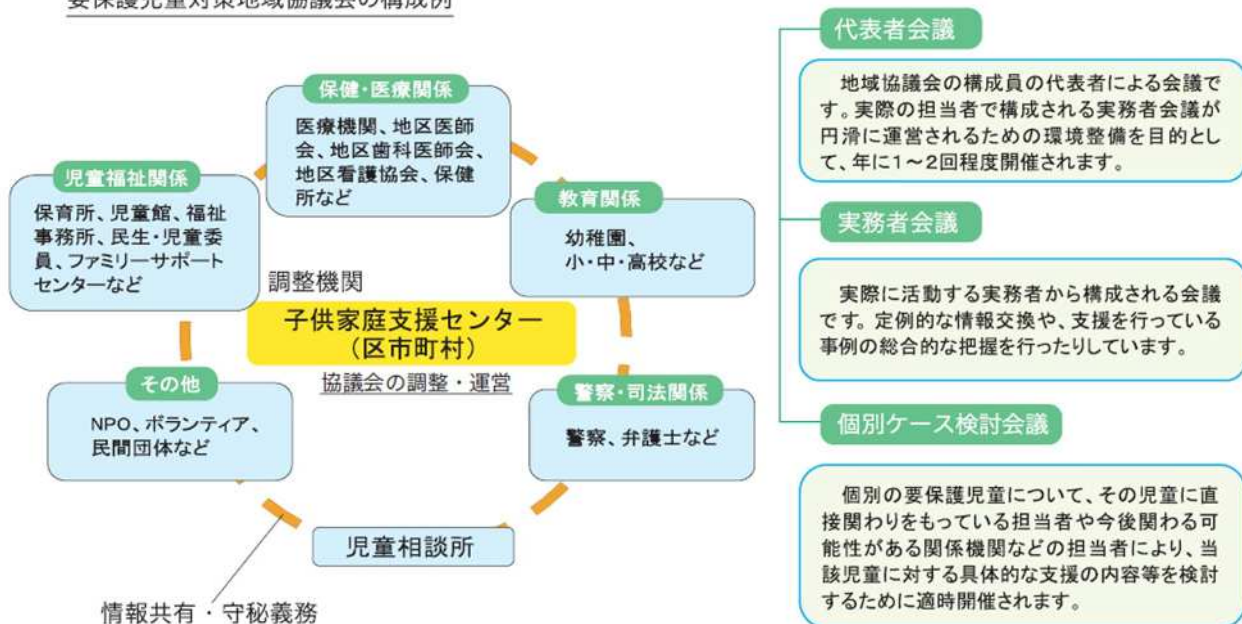
- 区市町村が、子育て支援施策の実施主体として、子供家庭支援センターを中心に、様々な相談支援やサービス提供の充実を図るとともに、地域のネットワーク強化を図ることができるよう支援します。

- 子供家庭支援センターにおいて、虐待対策コーディネーターの配置を強化し、虐待ケースの適切な進行管理や関係機関との連携を促進することにより、児童虐待への更なる対応力向上を図る取組を支援します。
- 虐待相談や虐待の恐れのある家庭への支援を身近な地域で行う経験豊富な虐待対策ワーカーの増配置の支援、また、行政機関・学校・医療機関等地域の関係機関が一堂に会して要保護児童等の支援体制の整備や個別の支援方法等を検討する要保護児童対策地域協議会の円滑な開催に向けた事務支援、さらに、平日夕方以降や休日の相談体制の確保に向けた支援を通じて、子供家庭支援センターの更なる体制強化を図ります。
- 年々増加傾向にある児童虐待の相談や支援等に対応するため、区市町村が虐待対策ワーカー業務の一部を民間委託する取組を支援します。
- 児童福祉法等の改正に伴い、児童相談部門と母子保健部門が一体となり妊娠前から包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」を創設する区市町村を支援するため、妊娠期からの切れ目のない支援を行う子供家庭支援センターと母子保健部門の体制強化を図ります。
- また、乳幼児健診未受診者等、何らかの支援が必要な子供や保護者を早期に発見し、適切な支援につなげられるよう、アウトリーチ型支援を充実させるとともに、専門性向上に資する研修を実施することで、地域の支援体制を強化していきます。
- 特に不安が生じやすい0歳児家庭を中心に、全戸への定期訪問による見守りを実施するなど、子育て家庭に寄り添うアウトリーチ型支援の充実に取り組む区市町村を支援します。
- 子育てひろばが、親子にとって気軽にかけられ相談できる場としての役割を担いつつ、在宅で子育てをしている親子の孤立化を防ぎ、子育てに対する不安を身近な地域で解消できる機能も果たせるよう、地域支援や利用者支援を行う子育てひろばの拡充を図ります。
- また、障害の有無にかかわらず、全ての親子が子育てひろばを気軽に利用できる環境を整備するため、発達障害を含む障害のある子供や多胎児のいる家庭など、特に配慮が必要な子育て家庭に向けた交流の場の提供や相談支援、講習等の区市町村の取組を支援するとともに、職員の専門性向上に向けた研修を実施します。
- 保護者が適切に子育て支援策に結びつくよう、子育て家庭の多様なニーズの把握、子供・子育て支援に関する情報提供、必要に応じた相談・助言及び関係機関調整などを行う区市町村を支援します。
- 家事援助等の訪問支援やショートステイ事業など、家庭支援事業に取り組む区市町村の人材確保や実施促進に向けた支援を充実します。
- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に取り組む区市町村を支援するほか、子育て家庭が地域社会とつながる多様な居場所を創出する取組を促進します。

- 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援に取り組む区市町村を支援します。

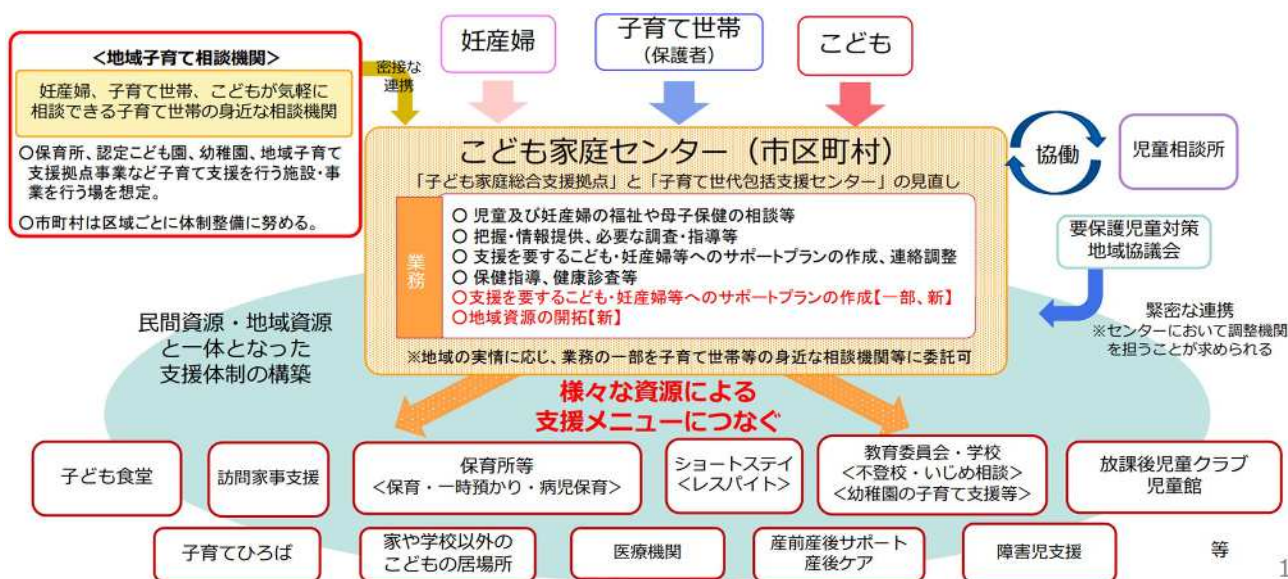
■ 要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会の構成例



資料：みんなの力で防ごう児童虐待～虐待相談のあらまし（2023年度版）

■ こども家庭センター



資料：こども家庭庁

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
53	保健医療政策区市町村包括補助事業	保健医療局	身近な地域医療・保健の実施主体である区市町村が地域の実情に合わせて行う自主的、主体的な取組を支援し、保健医療サービスの向上を推進する。
54	要支援家庭の早期発見に向けた取組	福祉局	母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進する。
55	ファミリー・アテンダント事業	子供政策連携室	子育て家庭の孤独・孤立対策を強化するため、地域の民間団体等の人材を活用した家庭訪問等を通じ、日常的な不安・悩みに寄り添う、「アウトリーチ型支援」を展開する。
56	◆ こども家庭センター体制強化事業	福祉局	当事者及び家庭の意見を踏まえ、子育ての協働意識を持ちながら妊娠前から就学前までの切れ目のない支援を実現し、児童虐待の未然防止を図る区市町村を支援する。
57	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	福祉局	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援する。
58	子供家庭支援センター事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機能、関係機関や団体のコーディネート機能として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターの取組を支援する。また、児童虐待対応の専門性を強化した子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援する。
59	子供家庭支援センター地域支援力強化事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	経験豊富な虐待対策ワーカーの増配置や、区市町村の要保護児童対策地域協議会のきめ細かな実施、平日夕方や休日の相談体制を確保することにより、子供家庭支援センターの更なる体制強化を図る取組を支援する。
60	虐待対策コーディネーター事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	子供家庭支援センターにおいて、調整機能を担う虐待対策コーディネーターの配置を強化し、虐待ケースの適切な進行管理や関係機関との連携を促進することにより、児童虐待への更なる対応力向上を図る取組を支援する。
61	虐待対策ワーカー業務の委託支援事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	年々増加傾向にある児童虐待の相談や支援等に対応するため、子供家庭支援センターの虐待対策ワーカー業務の委託料の補助を創設し、業務の一部を民間委託する取組を支援する。
62	養育支援訪問事業	福祉局	保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援する。

番号	事業名	所管局	事業概要
63	◆ 子育て世帯訪問支援事業	福祉局	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援に取り組む区市町村を支援する。
64	◆ <u>子育て世帯訪問支援員資質向上事業</u>	福祉局	訪問支援員のサービスの質向上を図るため、都独自の研修カリキュラムに基づく研修を行う区市町村を支援する。
65	◆ <u>子育て世帯訪問支援員人材確保・定着支援事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞</u>	福祉局	子育て世帯訪問支援事業に係る訪問支援員の人材確保を図るため、都のカリキュラムに基づく研修の受講者に対し、報酬の上乗せを行う区市町村の取組を支援する。
66	◆ <u>親子関係形成支援事業</u>	福祉局	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。
67	◆ <u>児童育成支援拠点事業</u>	福祉局	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子供の最善の利益の保障と健全な育成を図る。
68	親の子育て力向上支援事業 ＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	親同士が相互に学び合うグループワークを通し子育てスキルの向上や仲間作りを促進し、育児不安の解消を図る取組を支援する。
69	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	福祉局	子供の年齢等にかかわらず、すべての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライトステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう取り組む区市町村を支援する。
70	要支援家庭を対象としたショートステイ事業	福祉局	養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援する。
71	ショートステイ事業の拡充	福祉局	ショートステイについて、実施施設を当日でも利用できる枠や個別対応を有する児童の受入体制を確保するとともに、協力家庭の活用に対する支援を充実することにより、利用者ニーズに応じた体制を整備する。

番号	事業名	所管局	事業概要
72	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）＜子供家庭支援区市町村包括補助事業及び国の交付金＞	福祉局	仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの安定的な実施に取り組む区市町村を支援する。
73	ファミサポマイスター推進事業 ＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	ファミリー・サポート・センターで子育てを援助する提供会員に、子育てに関する研修の充実を行い、受講した提供会員に対して報酬の上乗せを行うことで、提供会員の質と量を確保する。
74	一時預かり事業	福祉局	保護者の疾病や育児疲れなど、保護者の事情に応じて一時的に保育を提供することができるよう、一時預かり事業に取り組む区市町村や事業者を支援する。
75	地域子育て支援拠点事業 （子育てひろば事業）の充実	福祉局	身近な地域で親子が気軽に集い、相互に交流を図る場を提供する子育てひろばの整備や相談体制の充実に取り組む区市町村を支援する。
76	子供を守る地域ネットワーク機能強化事業	福祉局	区市町村において、子供を守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する区市町村の取組を支援する。
77	子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的に、地域の小・中学校や子育て支援施設等の関係機関を巡回・支援するチームを設置し、課題や不安を抱える家庭等の情報収集を行い、早期に必要な支援につなげる取組を行う区市町村を支援する。
78	4152（よいこに）電話	福祉局	土・日・祝日（年末年始を除く）を含め、毎日、電話相談を行うとともに、聴覚言語障害者向けには、FAX 相談を実施し、多様な児童相談ニーズに応える。
79	利用者支援事業	福祉局	子供及びその保護者等、又は妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する区市町村を支援する。
80	地域子育て支援研修	福祉局	年々複雑化する子供家庭相談に的確に対応できる人材を育成するため、子供家庭支援センター、地域子育て支援拠点（子育てひろば）等、地域における子育て支援・相談業務等に関わる職員を対象に、子育て支援をめぐる相談業務に必要な技術・知識の付与や更なる専門性の向上を図り、区市町村の支援体制を総体的に強化する。

番号	事業名	所管局	事業概要
81	子育て支援員研修	福祉局	保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、各事業等に従事することを希望する方に対し、「子育て支援員」として認定するための研修をオンデマンド型と集合型により実施し、サービスの担い手となる人材の確保と質の向上を図る。
82	地域における多世代交流拠点の整備	福祉局	地域住民同士のつながりを醸成し、地域の課題を解決していくための気付きが生まれる場を整備するために、世代や属性を超えて住民同士が交流できる拠点の設置に取り組む区市町村を支援する。
83	東京みんなでサロン事業	住宅政策本部	都営住宅の集会所等を活用して、区市町や社会福祉法人、NPO等の地域の様々な主体と連携し、子ども食堂など多彩なプログラムを通して参加者が交流できる「東京みんなでサロン」を都内各地で展開する。
84	◆ 重層的支援体制整備事業	福祉局	本事業の実施に当たり、次の事業を一体的に実施する（※）。 （１）包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号イ～ニ） （２）地域づくり事業（同第3号イ～ニ） （３）参加支援事業（同第2号） （４）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（同第4号） （５）多機関協働事業（同第5号及び第6号） （※ 本事業の創設に伴い新たに設置された（３）～（５）の事業を合わせて、「多機関協働事業等」という。）
85	◆ 重層的支援体制整備促進事業	福祉局	①体制構築に係る手法の分析と展開 ②事例発表（報告）会 ③先行自治体情報交換会 ④報告集の作成 ⑤町村自治体向けオンラインシンポジウム
再掲	子供家庭支援区市町村包括補助事業 （先駆的事业・選択事業・一般事業）	福祉局	№1 参照
再掲	とうきょうママパパ応援事業	福祉局	№10 参照
再掲	子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	№13 参照
再掲	母子保健支援事業	福祉局	№14 参照
再掲	TOKYO 子育て情報サービス	福祉局	№18 参照

番号	事業名	所管局	事業概要
再掲	電話相談「子供の健康相談室」（小児救急相談）	福祉局	Nº22 参照
再掲	児童虐待を防止するためのSNSを活用した相談事業	福祉局	Nº143 参照
再掲	子供の居場所創設事業	福祉局	Nº242 参照
再掲	子供食堂推進事業	福祉局	Nº244 参照
再掲	子供が輝く東京・応援事業	福祉局	Nº498 参照

< 目標を掲げている取組 >

番号	事業名	所管局	目標値（年度の記載ないものは、令和 11 年度末までの目標）	令和 5 年度実績
56	こども家庭センター体制強化事業	福祉局	62 区市町村で、地域の実情に応じ、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築	—
57	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	福祉局	62 区市町村で、地域の実情に応じ、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築	54 区市町村（23 区 26 市 2 町 3 村）
62	養育支援訪問事業	福祉局	62 区市町村で、地域の実情に応じ、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築	50 区市町村（23 区 24 市 2 町 1 村）
63	子育て世帯訪問支援事業	福祉局	62 区市町村で、地域の実情に応じ、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築	—
69	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	福祉局	62 区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	51 区市町（23 区 26 市 2 町） （実績報告ベース） ショートステイ 51 区市町（23 区 26 市 2 町） トワイライトステイ 25 区市（17 区 8 市）
72	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） <子供家庭支援区市町村包括補助事業及び国の交付金>	福祉局	62 区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	53 区市町村（23 区 26 市 3 町 1 村） 令和 4 年度 提供会員 14,123 人 （実績報告速報値ベース）

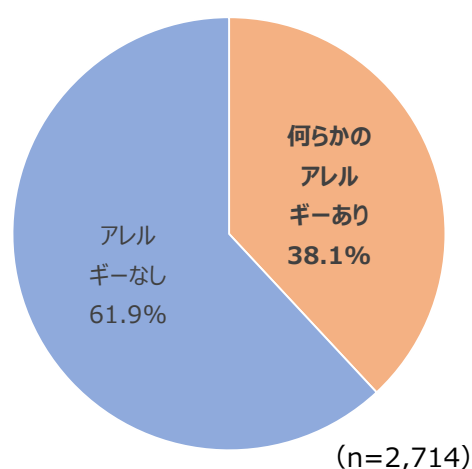
番号	事業名	所管局	目標値（年度の記載ないものは、令和 11 年度末までの目標）	令和 5 年度実績
74	一時預かり事業	福祉局	62 区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	54 区市町村 年間延べ利用児童数：691,983 人（幼稚園型を除く） 【令和 5 年度決算ベース】
75	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）の充実	福祉局	地域支援又は利用者支援事業を行う子育てひろばを全区市町村で実施	地域支援又は利用者支援事業を実施する子育てひろば：354 か所 （22 区 20 市 1 村） ※令和 4 年 9 月 1 日時点
79	利用者支援事業	福祉局	62 区市町村、地域の実情に応じた実施体制の整備	23 区 26 市 2 町 3 村で実施。（東京都子供・子育て支援交付金交付申請より） ○基本型：146 か所（15 区 16 市） ○特定型：48 か所 ○母子保健型：132 か所（23 区 26 市 2 町 3 村）
85	重層的支援体制整備促進事業	福祉局	令和 6 年度 25 区市町村 令和 7 年度 36 区市町村 令和 8 年度 50 区市町村	12 区市

【4 子供の健康の確保・増進】

< 子供の健康を取り巻く状況 >

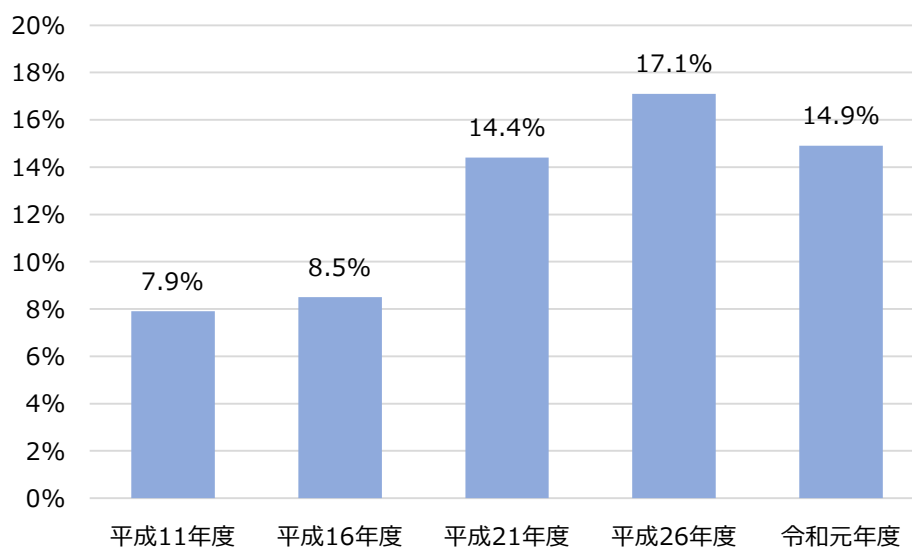
- 令和元年度に都が実施した「アレルギー疾患に関する3歳児全都調査」では、3歳までに何らかのアレルギー疾患であると診断された子供は38.1%でした。疾患別に見た場合、調査開始の平成11年度から一貫して増加していた食物アレルギーのある子供の割合は、令和元年度には減少に転じたものの、依然として高い水準で推移しています。

図表 15 3歳までに何らかのアレルギー症状があり、かつ診断された児の割合



資料：東京都健康安全研究センター「アレルギー疾患に関する3歳児全都調査（令和元年度）」

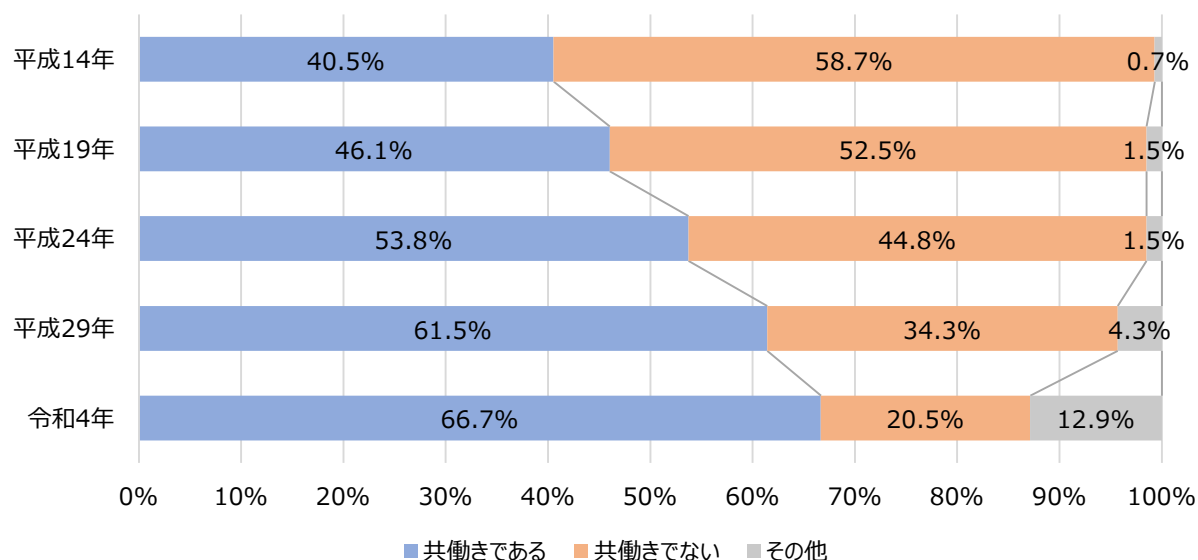
図表 16 3歳児調査における食物アレルギーの罹患状況の推移



資料：東京都健康安全研究センター「アレルギー疾患に関する3歳児全都調査（令和元年度）」

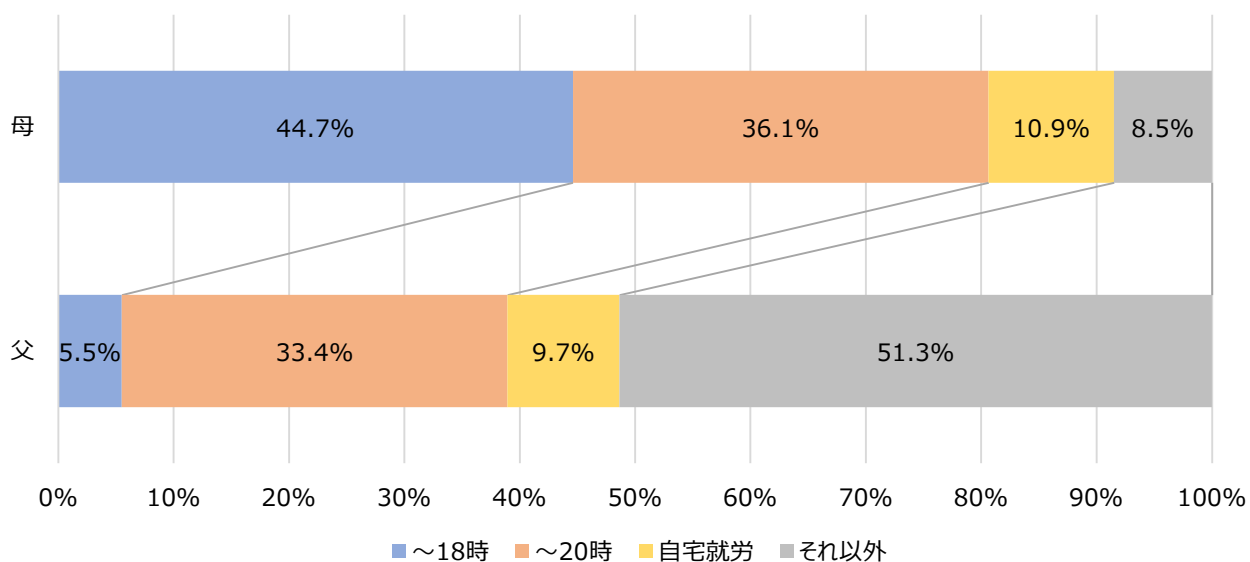
- 食事を一緒に摂る家族については、核家族化の進展に加え、単身世帯や一人親家庭の増加など、家族構造の変化が進んでいます。また、働き方の多様化に伴い、共働き世帯が増える一方で夫婦間の帰宅時間に大きなずれがみられます。

図表 17 共働き世帯の推移（東京都）



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和4年度）

図表 18 両親の帰宅時間（東京都）



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和4年度）

<現状と課題>

- 令和元年度に都が実施した 3 歳児調査では、アレルギー関連情報をホームページから入手している保護者の割合は約 3 割でした。膨大なインターネット情報の中からアレルギー疾患に関する適切な情報を選択することは難しく、情報の選択を誤ることにより症状の悪化を招く可能性があります。
- 令和元年度に都が保育施設等を対象に実施した「アレルギー疾患に関する施設調査」では、食物アレルギーのある子供が在籍している施設の割合は約 8 割と高く、また、過去 1 年間に施設内で子供の食物アレルギー症状の出現を経験した施設は約 1 割に上りました。その一方で、アレルギー対策のための委員会等を設置するなど組織的に対策を検討している施設は、約 4 割にとどまっています。
- 家族一人ひとりの生活時間のずれなどから家族で一緒に食事を摂ることが難しくなっているなか、子供や若い世代の孤食や欠食、偏食の問題が生じています。孤食や欠食が進むことで、食事バランスや生活リズムの乱れによる健康への影響や家族とのコミュニケーションの欠如などが懸念されます。
- 学校給食は「生きた教材」といわれ、栄養バランスのとれた食事の提供に加え、児童・生徒が食事の重要性や生産現場の理解を深めることなどに繋がり、食育を効果的に進めるうえで重要です。学校給食での地場産物の一層の活用や、生産者との交流など地域の事情に応じた食育活動が進むことで、児童や生徒の食への関心を更に高めていくことが期待されます。

<取組の方向性>

- アレルギー疾患のある子供やその保護者が、正しい知識を持って適切な日常生活を送ることのできるよう普及啓発を行うとともに、学校や保育所等における事故予防や、緊急時に適切に対応ができる人材の育成を支援します。
- 普及啓発や相談事業の実施、区市町村立の学校や保育所等における取組を推進する区市町村を支援します。
- 子供たちが食に関する判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、食育の推進を図っていきます。
- 「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及に取り組みます。
- 区市町村における親子食育教室等の開催を支援します。
- 区市町村との連絡会議を開催し、食を通じた子供の健全育成のための推進方策の検討や情報交換等を実施します。
- 栄養教諭の活用や食育推進チーム・食育リーダーなどの校内指導体制により、学校全体で食育を推進します。

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
86	アレルギー疾患対策	教育庁 保健医療局	（教育庁） アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患に対する教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進する。 （保健医療局） 東京都アレルギー疾患対策推進計画に基づき、適切な自己管理方法等の情報提供、状態に応じた適切な医療が受けられる体制の整備、相談体制の充実や社会福祉施設等における緊急時対応体制の整備などに取り組む。
87	食を通じた子供の健全育成	教育庁 保健医療局	（教育庁） 子供たちが食に関する適切な判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、食育の推進を図る。また、区市に栄養教諭を継続して配置し、地場産物を活用した食育の実践研究を行い、研究成果を全区市町村に普及し、学校における食育の一層の推進を図る。 （保健医療局） 幼児期からの健康的な食習慣の確立を図るため、「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及を行うとともに、区市町村等が実施する親子食育教室等の開催を支援する。 「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」を開催し、区市町村や保健所における食を通じた子供の健全育成のための推進方策の検討や情報交換等を行い、各自治体の取組を支援する。

コラム：こども家庭センター～母子保健と児童福祉の連携～（あきる野市）

■こども家庭センターの設置までの経緯

- 平成 29 年 2 月に、妊娠期から出産、子育て期に至るまでの切れ目のない支援をワンストップで行う子育て支援拠点施設を利便性の高い駅近くの商業施設内に整備し、その中に子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を担う子ども家庭支援センターを集約して連携を図ってきました。
- 令和 5 年度に、国のこども家庭センター設置の趣旨を捉え、母子保健担当の所管を健康福祉部門から子ども家庭支援センターに移管し、令和 6 年度には、組織名を「こども家庭センター」に変更して、母子保健と児童福祉の一体的な支援を行っています。

■設置後の効果

- 家庭等が抱える課題が複合化・複雑化する中で、日々のケース対応における情報共有が密に行えるようになり、母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かし、より適切に支援できています。
- 具体的には、保護者が各々の窓口の子育て等の相談に来た際、相談内容をその場で円滑に共有できるようになり、一つの窓口で家庭や子供が抱える悩みや問題を早期に発見・把握し、一体的な支援が実現できるようになっています。また、早期から情報の共有が図れるため、妊娠期から切れ目のない支援が行えています。
- 母子保健、児童福祉及び障害福祉部門で連絡会を開催し、支援が必要と思われる妊婦情報を共有することに加え、定期的に母子保健及び児童福祉部門で合同ケース会議を開催し、支援方針を立て、必要に応じて両部門で訪問等するなどの支援が行えています。

■設置後の課題

- 特定妊婦等に対する主担当の明確化や記録の共有方法に課題があることから、アセスメントの共通化やシステムの共有化を図ることにしています。



（相談窓口の様子）

【目標 2】

乳幼児期における教育・保育の充実

- 1 乳幼児期における教育・保育を取り巻く状況
- 2 就学前教育の充実
- 3 保育サービスの充実
- 4 認定こども園の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、質の高い教育・保育が求められています。

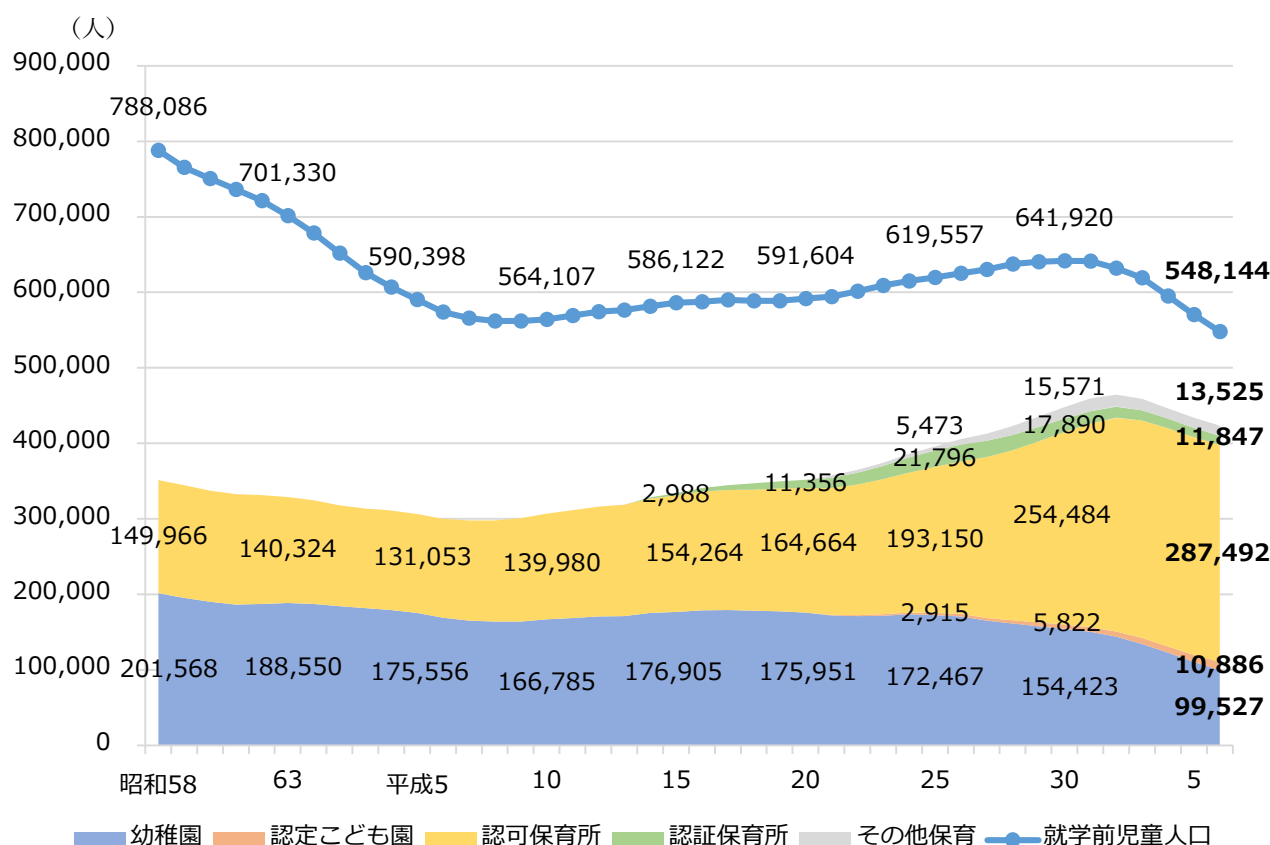
多様化するニーズに対応するとともに、質の高い教育・保育が確保されるよう、必要な支援を行います。

【1 乳幼児期における教育・保育を取り巻く状況】

< 幼稚園・保育サービスの利用状況 >

- 過去約 30 年間の教育・保育施設等の利用状況の推移を見ると、幼稚園の利用児童数は緩やかに減少が続き、保育施設等の利用児童数は令和 3 年度までは増加傾向が続いていましたが、その後はほぼ横ばいで推移しています。

図表 19 幼稚園・保育施設等の利用状況の推移



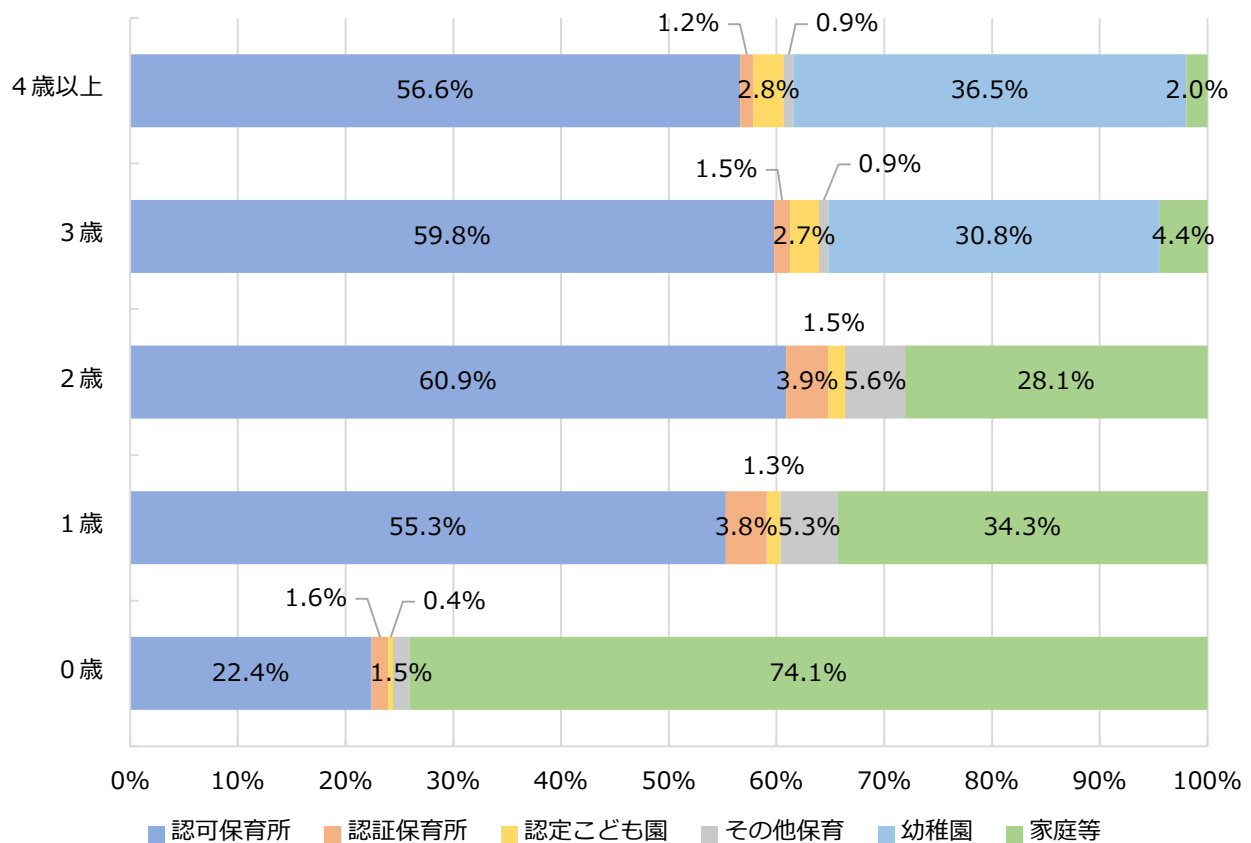
資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（各年 1 月 1 日現在）、東京都総務局「学校基本調査報告」、東京都福祉局

（注）幼稚園は各年 5 月 1 日現在、認可保育所、認証保育所、認定こども園及びその他保育は各年 4 月 1 日現在、就学前児童数は各年 1 月 1 日現在

認定こども園の利用児童数は、幼保連携型及び幼稚園型を利用する保育を必要とする子の合計

- 都における教育・保育施設等の年齢別利用状況を見ると、家庭等の割合が1歳で34.3%、2歳で28.1%となっています。3歳以降は幼稚園の利用割合が3歳で30.8%、4歳以上で36.5%となっています。

図表 20 教育・保育施設等の年齢別利用状況（令和6年）

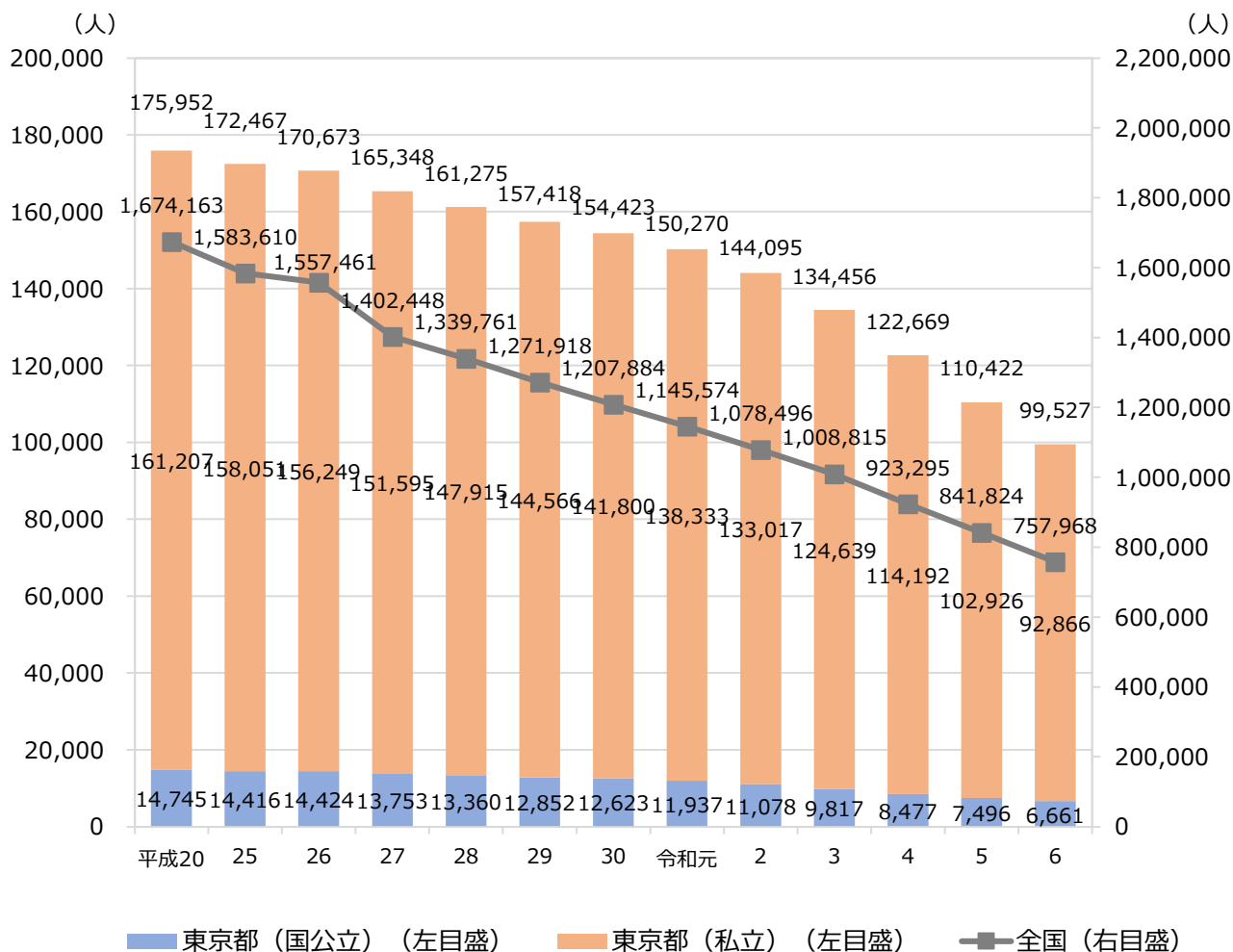


資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（令和6年1月1日現在）、東京都総務局「学校基本調査報告」、
東京都福祉局

< 幼稚園の状況 >

- 東京都の幼稚園の状況について見ると、在園児数は、減少傾向が続いています。
全国の在園児数も、減少傾向が続いています。

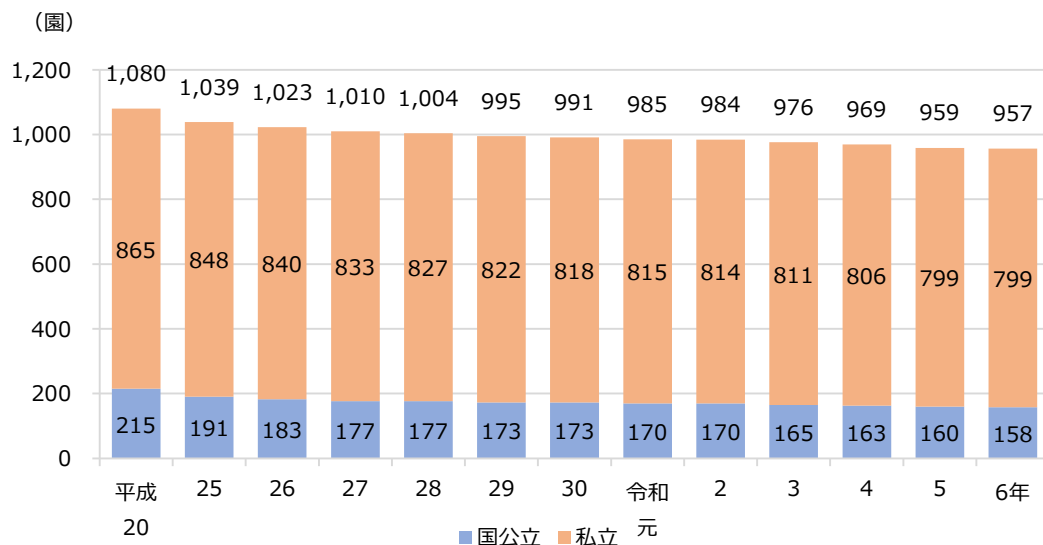
図表 21 幼稚園児数（全国・東京都）



資料：文部科学省「学校基本調査」、東京都総務局「学校調査基本報告」

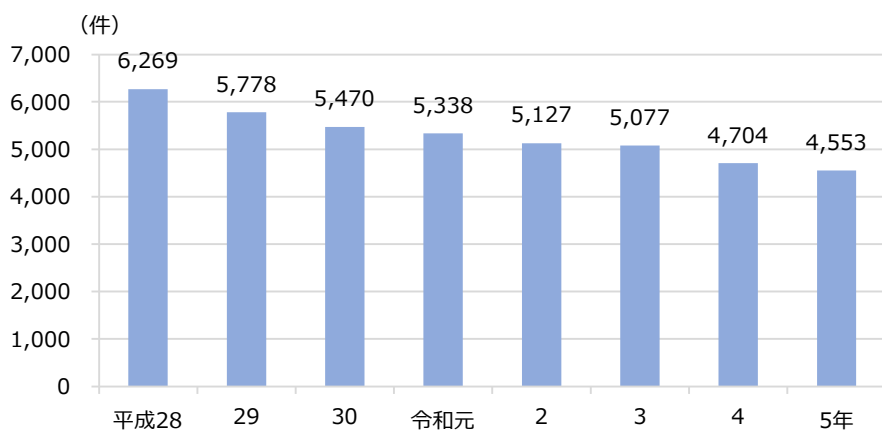
- 東京都の幼稚園数、教員数、幼稚園教諭免許状の授与件数はいずれも除々に減少しています。

図表 22 幼稚園数（東京都）



資料：東京都総務局「学校基本調査報告」（注：幼稚園数は、休園している園も含む。）

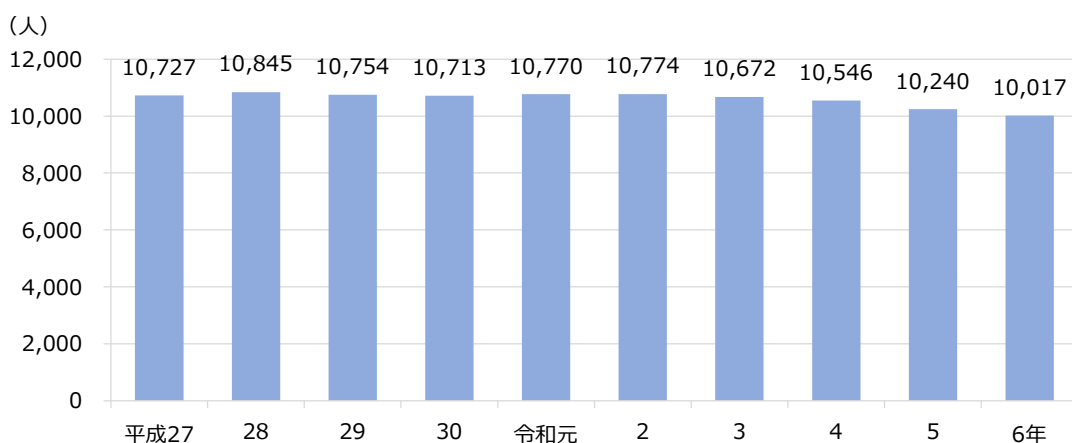
図表 23 幼稚園教諭免許状授与状況（東京都教育委員会授与分）



資料：文部科学省「教員免許状授与件数等調査」

（注）東京都教育庁の報告数

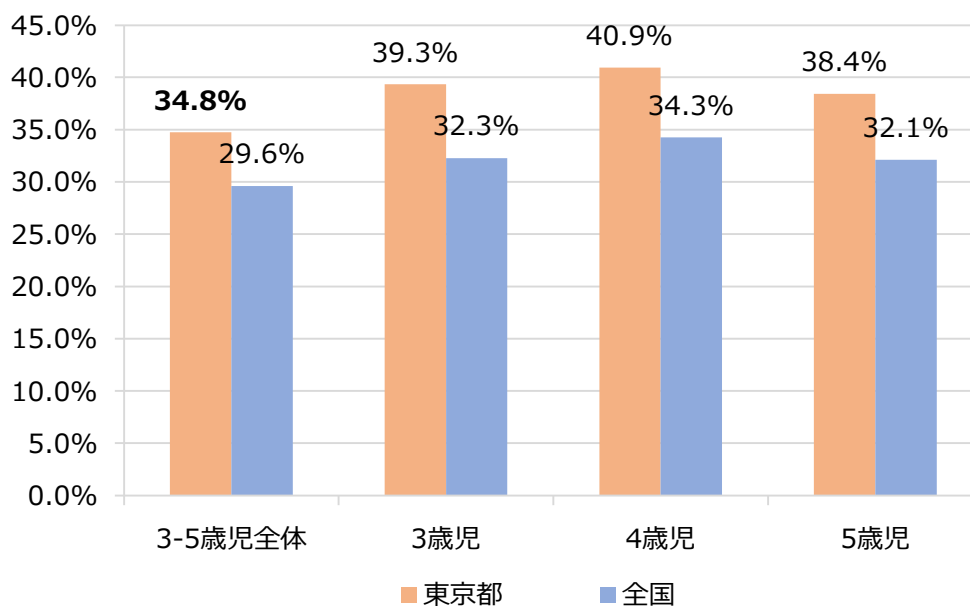
図表 24 教員数（東京都）



資料：東京都総務局「学校基本調査報告」（注：本務者のみを計上）

- 東京都の3～5歳児の幼稚園就園率は34.8%であり、いずれの年齢においても全国の就園率より高くなっています。

図表 25 年齢別幼稚園就園状況（令和5年）

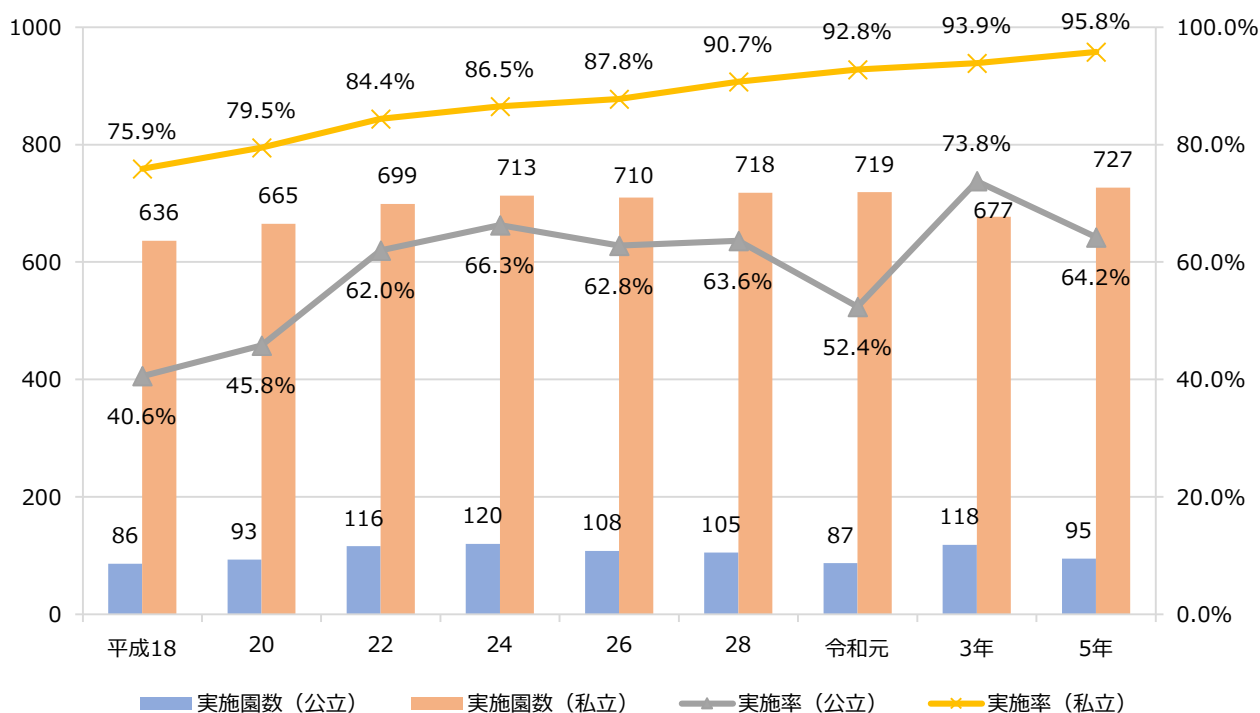


資料：総務省「人口推計」、文部科学省「学校基本調査」、東京都総務局「学校基本調査報告」、東京都教育庁「教育人口等推計報告書」

（注）全国は、令和5年10月現在の年齢別人口（総務省「人口推計」と令和5年5月1日現在の園児数（文部科学省「学校基本調査」）より算出

- 預かり保育とは、教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象に行う教育活動のことです。東京都においては、公立で 64.2%、私立で 95.8%の幼稚園が預かり保育を実施しています。

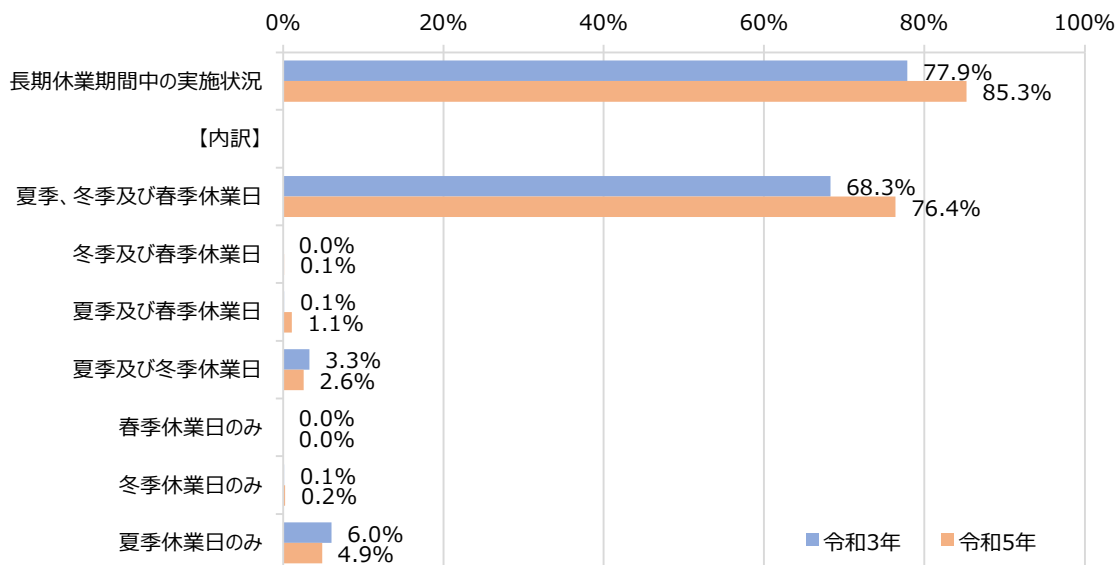
図表 26 預かり保育実施状況



資料：文部科学省調査「幼児教育実態調査」

- 長期休業期間中の預かり保育の実施状況を見てみると、令和 5 年の実施率は 85.3%であり、夏季、冬季及び春季休業日のいずれも実施している割合は 76.4%となっています。

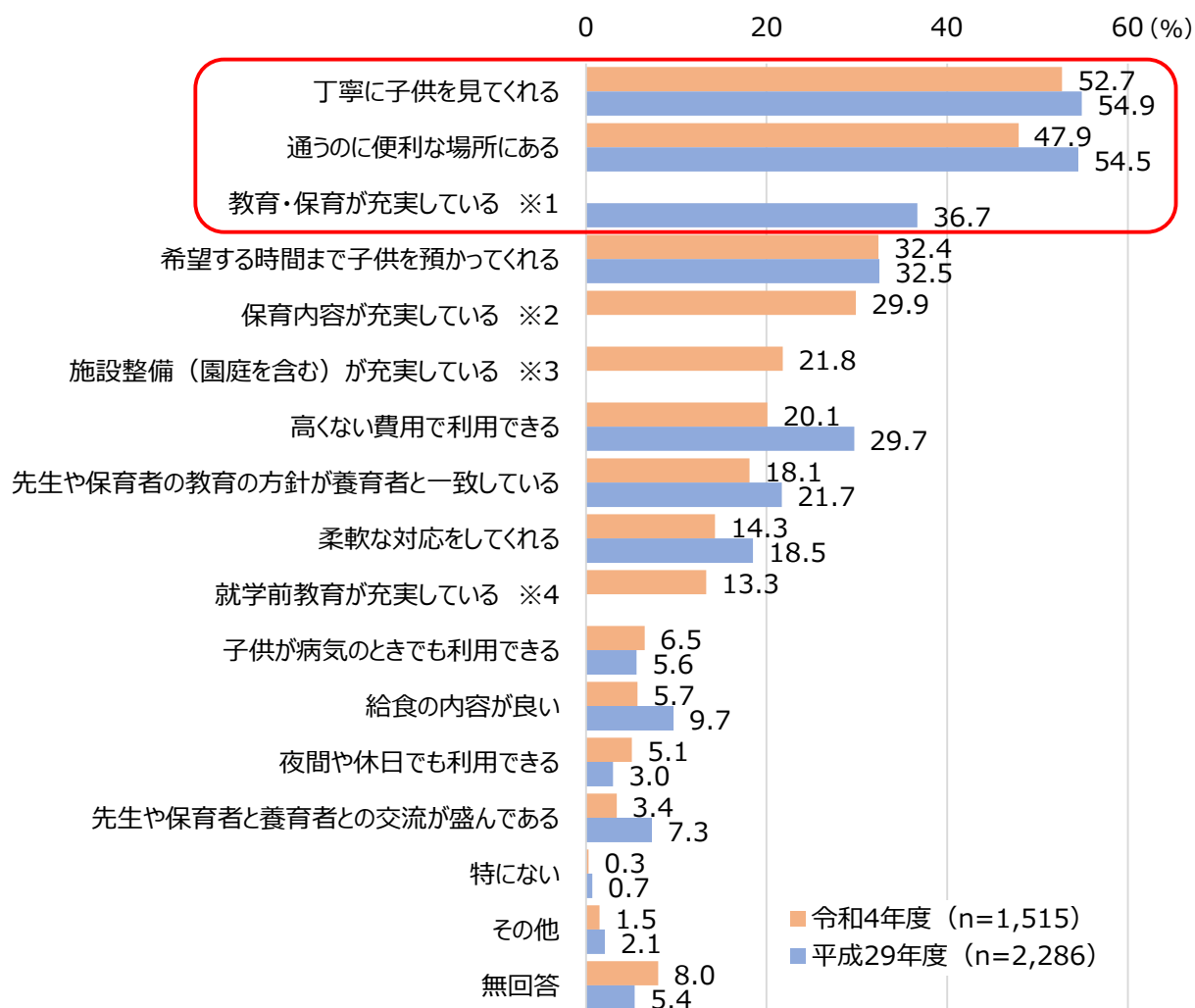
図表 27 長期休業期間中の預かり保育実施状況



資料：文部科学省調査「幼児教育実態調査」

- また、保護者は子供の預け先を選ぶ際に、「丁寧に子供を見てくれる」、「通うのに便利な場所にある」、保育内容、施設整備、就学前教育などの「教育・保育の充実している」ことを重視しています。

図表 28 子供の預け先を選ぶ際に重視すること〔複数回答〕－29 年度調査との比較



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和4年度）

（注）平成29年度調査では※1としていた選択肢について、令和4年度調査では※2、※3及び※4の選択肢に再構築して調査を実施したため、※1の令和4年度データは存在せず、また、※2、※3及び※4については平成29年度のデータは存在しない。

< 保育サービスの状況 >

(これまでの取組)

- 保育を必要としているにもかかわらず、保育サービスを利用できない児童を、待機児童といいます。都内の待機児童数は、平成 20 年度に増加に転じ、その後、7 千人から 8 千人台で推移してきました。待機児童の約 9 割は、0 ～ 2 歳児が占めています。
- 都は、平成 27 年 3 月の第 1 期計画の策定に際し、区市町村や保育事業者の負担を軽減する都独自の支援を行うとともに、多様な設置主体の参入を促すため、株式会社や NPO 法人などが行う施設整備に対する独自補助を実施し、保育サービスの拡充を進めてきました。
- また、平成 28 年 9 月に、「待機児童解消に向けた緊急対策」を取りまとめ、平成 28 年 12 月に策定した「2020 年に向けた実行プラン」において、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年度末までの 4 年間で保育サービス利用児童数を 7 万人増やすことを目標としました。
- さらに、平成 29 年 9 月には、「待機児童解消に向けた追加対策」を取りまとめ、平成 30 年 1 月の「「3 つのシティ」の実現に向けた政策の強化」において、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年度末までの 3 年間で保育サービス利用児童数を 6 万人増やすことを目標とし、平成 26 年から平成 31 年の 5 年間で、待機児童数は、8,672 人から 3,690 人と、約 5,000 人減少しました。
- 令和 2 年 3 月に策定した第二期計画（令和 5 年 3 月中間見直し版）においては、平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年度末までに保育サービス利用児童数を 3.8 万人増やすことを目標とし、更なる保育サービスの拡充を進めてきました。
- こうした取組の結果、令和 4 年には、待機児童数は、3,690 人から 9 割以上減少し、300 人となり、以降同水準で推移しています。一方で、保育サービス利用率は、59.1%まで上昇しました。

（保育サービスの状況）

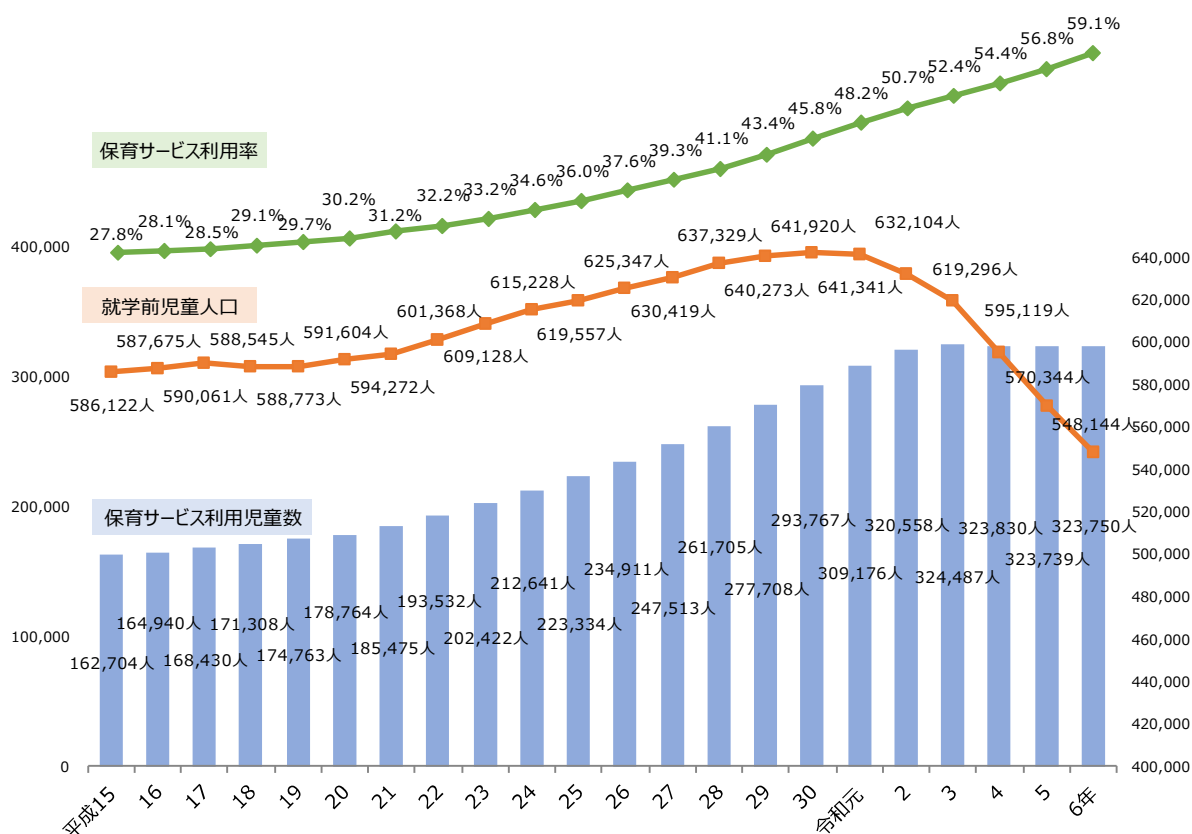
- 都における令和6年4月の状況をみると、認可保育所の定員充足率は89.7%、認証保育所の定員充足率は84.9%となっています。
- 保育サービスの利用児童数は、令和6年4月現在で323,750人、就学前児童人口に対する比率（利用率）は、59.1%となっています。保育サービスの利用率は、年々増加しています。

図表 29 認可保育所と認証保育所の利用状況（令和6年4月）

	認可保育所	認証保育所
定員	320,389 人	13,946 人
利用児童数	287,492 人	11,847 人
利用率	89.7%	84.9%

資料：東京都福祉局

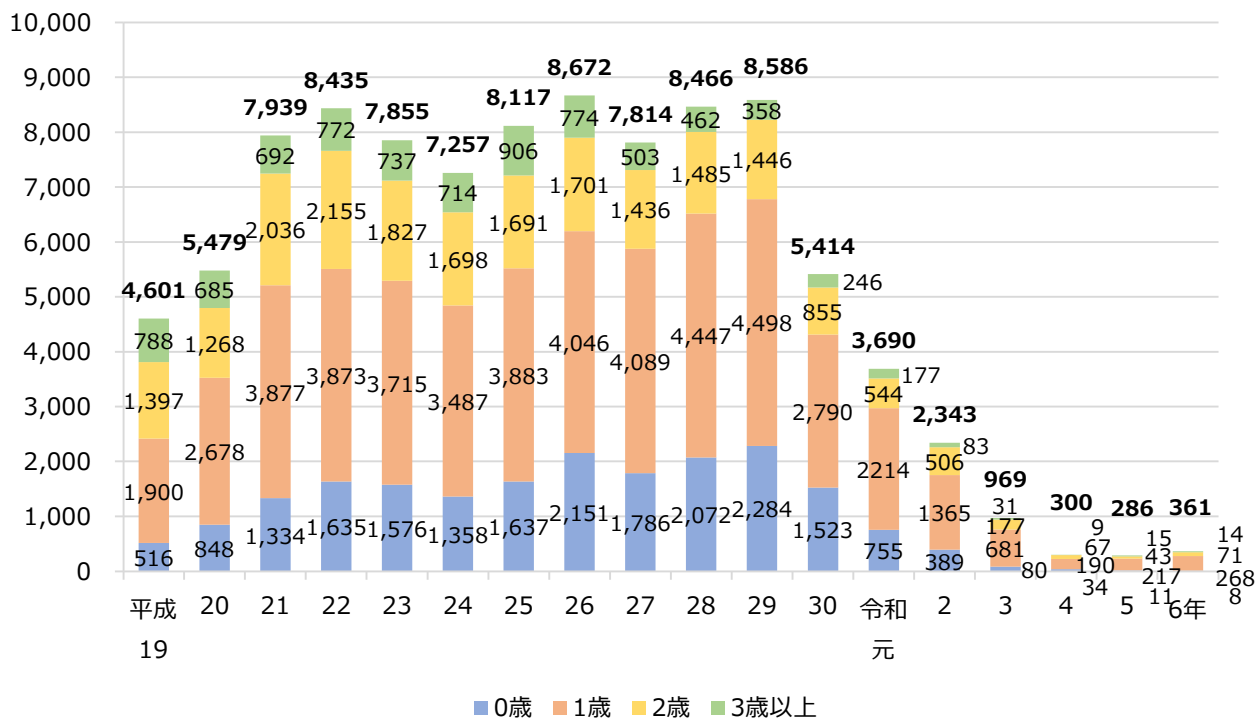
図表 30 保育サービス利用児童数等（東京都）



資料：東京都福祉局

- 都内の待機児童数は、平成 29 年の約 8,600 人から、大幅に減少し、令和 4 年以降は 300 人前後で推移しています。

図表 31 都内の待機児童数（各年 4 月 1 日現在）



資料：東京都福祉局

- 保育サービスは、保育の実施主体である区市町村により、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育など、地域の実情に応じて様々な資源を活用して提供しています。

図表 32 保育サービス種別ごとの利用児童数 各年 4 月 1 日現在

	認可 保育所	認証 保育所	認定 こども園	家庭的 保育事業	小規模 保育事業	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業	定期利用 保育事業	企業主導型 保育	区市町村 単独施策	合計
平成30年度	254,484人	17,890人	5,822人	1,669人	7,338人	684人	126人	1,285人	348人	4,121人	293,767人
令和元年度	269,627人	16,218人	6,269人	1,607人	7,652人	752人	160人	1,201人	727人	4,963人	309,176人
2年度	283,014人	14,734人	6,804人	1,469人	7,572人	736人	186人	1,077人	772人	4,194人	320,558人
3年度	287,937人	13,645人	7,758人	1,257人	7,235人	667人	164人	771人	745人	4,308人	324,487人
4年度	289,076人	12,649人	8,348人	1,200人	6,775人	656人	134人	621人	677人	3,694人	323,830人
5年度	288,070人	12,096人	9,654人	1,168人	6,629人	633人	117人	753人	667人	3,952人	323,739人
6年度	287,492人	11,847人	10,886人	1,166人	6,782人	633人	124人	705人	680人	3,435人	323,750人

資料：東京都福祉局

- 延長保育や、一時預かり、障害児保育、病児・病後児保育等、多様な保育サービスを実施する保育施設は増加傾向にあります。

図表 33 多様な保育サービスの実施状況 各年度補助事業実績

	保育所数	延長保育実施保育所数		休日保育実施	
		(夜間保育を含む)	うち 2 時間以上延長	保育所数	
平成28年度	2,342施設	2,140施設	756施設	67施設	
29年度	2,558施設	2,323施設	849施設	52施設	
30年度	2,811施設	2,669施設	1,064施設	53施設	
令和元年度	3,066施設	2,897施設	1,221施設	53施設	
2年度	3,325施設	3,065施設	1,347施設	68施設	
3年度	3,477施設	3,284施設	1,451施設	70施設	
4年度	3,569施設	3,306施設	1,518施設	75施設	
5年度	3,611施設	3,421施設	1,647施設	75施設	

	一時預かり 利用児童数	定期利用 保育利用 児童数	障害児保育		病児・病後児	
			保育所数	児童数	実施区市	施設数
平成28年度	1,371,284人	165,757人	1,647施設	4,894人	48か所	134施設
29年度	2,189,740人	190,940人	1,767施設	5,196人	48か所	144施設
30年度	2,441,434人	205,207人	1,963施設	5,573人	48か所	149施設
令和元年度	2,700,714人	185,622人	2,037施設	5,839人	48か所	159施設
令和2年度	2,253,704人	156,561人	2,178施設	6,445人	48か所	161施設
3年度	2,678,738人	131,687人	2,324施設	6,952人	48か所	159施設
4年度	2,965,762人	111,168人	2,504施設	7,342人	48か所	160施設
5年度	3,299,901人	111,496人	2,778施設	9,047人	49か所	170施設

資料：東京都福祉局

- ここ数年の新規の保育士登録者数は、6千人台から8千人台で推移しています。

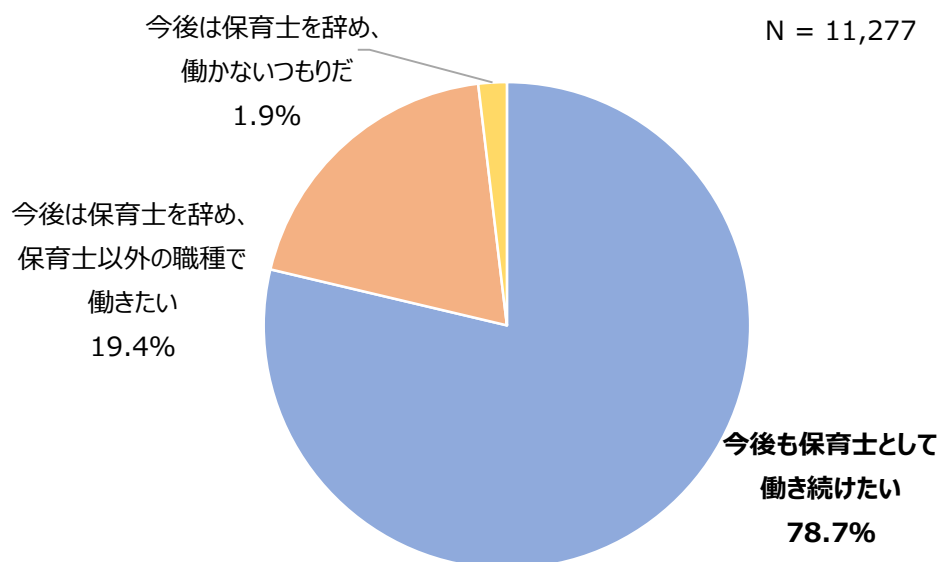
図表 34 保育士登録数

	新規登録者数	登録簿記載者数
平成 27 年度	7,829 人	116,227 人
28 年度	8,867 人	125,094 人
29 年度	8,442 人	133,536 人
30 年度	8,033 人	141,569 人
令和元年度	8,195 人	149,764 人
2 年度	6,523 人	156,287 人
3 年度	7,114 人	163,401 人
4 年度	7,515 人	170,916 人
5 年度	6,812 人	177,728 人

資料：東京都福祉局

- 令和 4 年度に実施した東京都保育士実態調査結果によると、現在保育に従事している保育士のうち 78.7%の方が「今後も保育士として働きたい。」と回答しています。

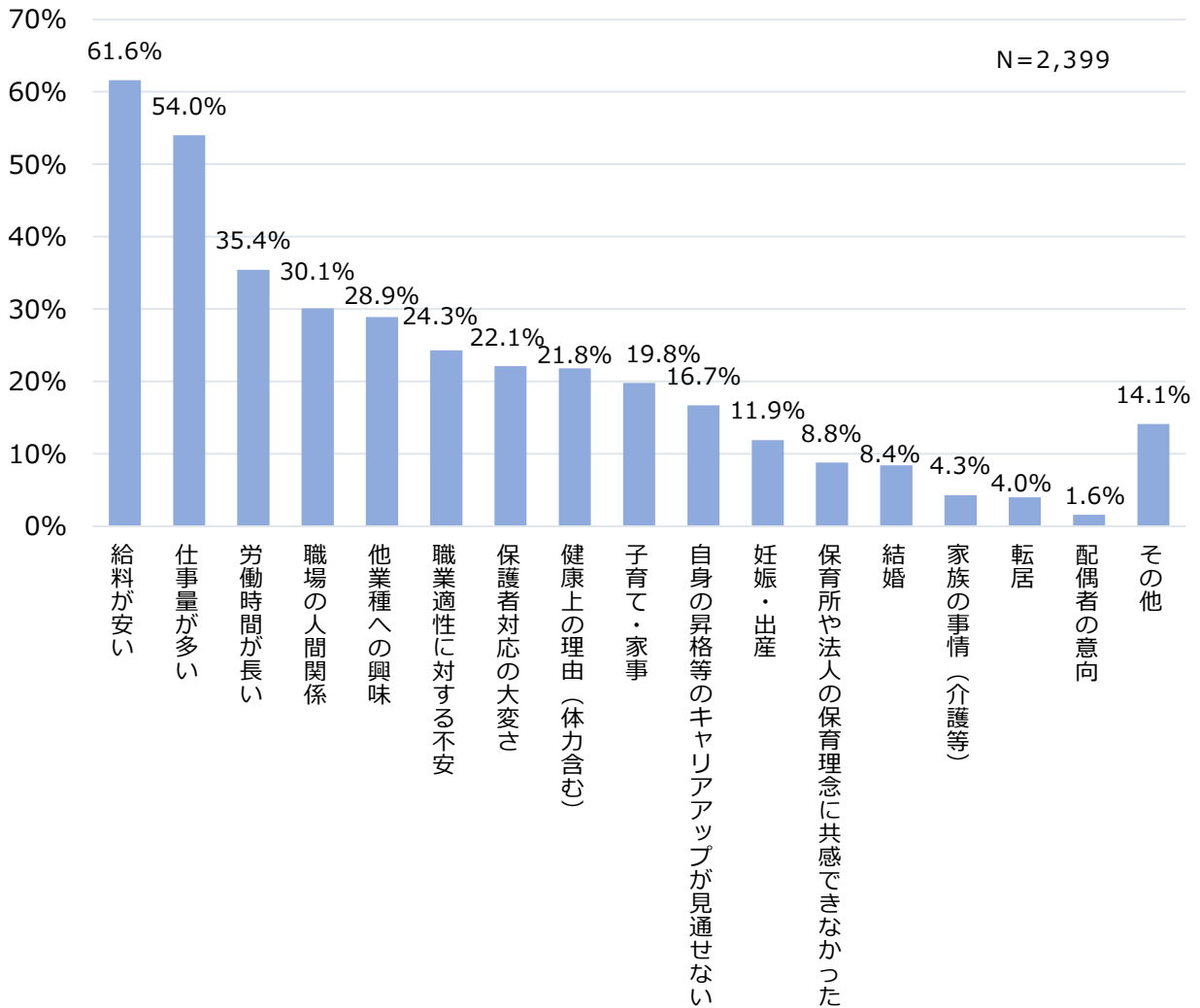
図表 35 現任保育士の就業継続に関する意識（令和 4 年）



資料：東京都福祉局「東京都保育士実態調査」

- 19.4%が退職の意向をもっていますが、退職意向の理由は、「給料が安い」、「仕事量が多い」、「労働時間が長い」など、勤務条件に関わるものが高い割合を示しています。

図表 36 退職を考えている現任保育士の退職意向理由（令和４年）

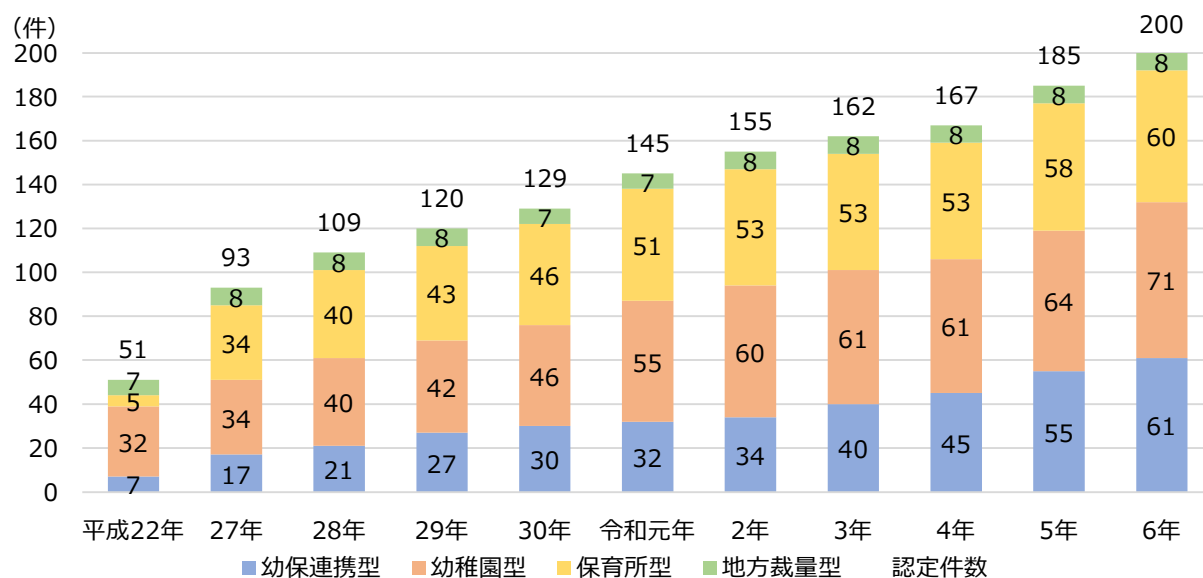


資料：東京都福祉局「東京都保育士実態調査」

< 認定こども園の状況 >

- 東京都の認定こども園の認可・認定件数は 200 施設（令和 6 年 4 月 1 日現在）となっており、このうち幼稚園型が 71 施設、保育所型が 60 施設となっています。

図表 37 認定こども園の認可・認定件数の推移（各年 4 月 1 日現在）（東京都）



資料：東京都福祉局

（注）幼保連携型認定こども園は、平成 27 年度から認可施設に制度変更

図表 38 認定こども園の認定件数（令和 6 年 4 月 1 日現在）

	認定件数	公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
東京都	200 件	30 件	170 件	61 件	71 件	60 件	8 件
全国	10,483 件	1,567 件	8,916 件	7,136 件	1,506 件	1,754 件	87 件

資料：内閣府「認定こども園に関する状況について（令和 6 年 4 月 1 日現在）」

（注）幼保連携型認定こども園は、平成 27 年度から認可施設に制度変更

- また、定員（令和 6 年 4 月 1 日現在）は、都全体で 36,723 人、そのうち保育を必要とする子の定員が 18,232 人、それ以外の子の定員が 18,491 人となっています。

図表 39 認定こども園の定員（東京都）（令和 6 年 4 月 1 日現在）

	0歳	1歳	2歳	満3歳	3歳	4歳	5歳	計
全体	1,135人	2,213人	2,578人	1,178人	9,284人	10,099人	10,236人	36,723人
保育を必要とする子	1,135人	2,213人	2,578人	0人	4,031人	4,121人	4,154人	18,232人
上記以外の子	0人	0人	0人	1,178人	5,253人	5,978人	6,082人	18,491人

資料：東京都福祉局

【2 就学前教育の充実】

< 現状と課題 >

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領は、平成 29 年 3 月に改訂・改定が同時に告示され、就学前教育¹のねらいや内容等の一層の整合性が確保されました。その中では、就学前教育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにして行くことの必要性が示されています。
- また、五つの領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）に示されたねらい及び内容に基づく教育及び保育活動全体を通して資質・能力が育まれている 5 歳児後半に見られるようになる姿を明確化した「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されています。
- 国においては、「幼保小の架け橋プログラム」の推進などの取組が進められています。また、幼稚園、保育所、認定こども園においては、要領・指針の趣旨を踏まえた教育の実現に向けて着実な実践が積み重ねられてきています。
- 幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることや、0 歳から 18 歳の子供の発達や学びが連続していることを踏まえ、家庭や地域の状況にかかわらず、全ての子供が格差なく質の高い学びを享受でき、その後の学びへと接続できるよう、就学前教育の充実を図ることが必要です。

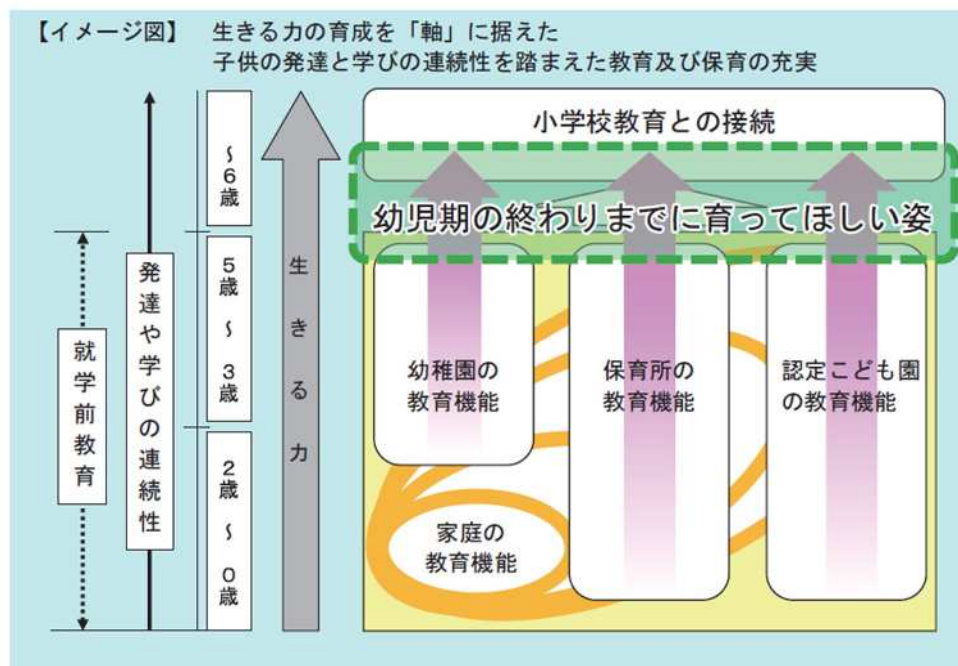
< 取組の方向性 >

- 乳幼児期からの子供の教育支援を地域に定着させる取組等を推進します。
- 乳幼児期の発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム改訂版」等指導資料の普及啓発を図り、区市町村や学校法人等と連携し、幼稚園、保育施設及び認定こども園における質の高い就学前教育を推進します。
- 都内の 3 歳から 5 歳までの就学前児童の約 4 割が幼稚園に就園し、うち私立幼稚園に在園する園児の割合は約 9 割を占めています。建学の精神に基づく様々な特色ある教育活動を行っており、量・質ともに重要な役割を担う私立幼稚園に対し、教育条件の維持向上等を目的とした支援をはじめ、預かり保育に対する支援、保護者の経済的負担の軽減を目的とした支援を行います。

¹ 幼稚園、保育施設及び認定こども園における小学校就学前の子供に対する教育。本計画においては、乳幼児期における家庭教育を包含

- 全ての乳幼児の「伸びる・育つ（すくすく）」と「好奇心・探究心（わくわく）」を応援する幼保共通のプログラム「とうきょう すくわくプログラム」に基づき、各園の環境や強みを活かしながら、各園が設定するテーマに沿って、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践する幼稚園・保育所等を支援します。
- 幼児が生きる力²の基礎を身に付け、小学校入学後の学習や集団生活に適応できるよう、「就学前教育カリキュラム改訂版」及び「就学前教育プログラム」の活用を促進するとともに、保育者や小学校教員を対象とした研修会等を開催するなど、区市町村や学校法人等と連携して就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図っていきます。
- また、就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るために、その重要性について、協議会等を通して保育・教育関係者に広く啓発するとともに、東京都教育委員会が作成した指導資料の活用を促進します。

■ 就学前教育のイメージ図



² 変化の激しいこれからの社会を生きる子供たちに身に付けさせたい、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
88	小学校との連続性を踏まえた 就学前教育の充実	教育庁	幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム改訂版」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図る。このことにより、幼稚園、保育所等の就学前施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との円滑な接続を推進する。
89	乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト	教育庁	子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性をすべての保護者に伝え、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施する。
90	子供の読書活動の推進	教育庁	児童・生徒の成長段階に合わせた読書活動推進のための取組及び読書活動の基盤づくりのための取組等を行う。 また、関係機関と連携し、公立学校のほか、私立学校や児童福祉施設への情報提供も進めていく。 ○乳幼児が読書を好きになり、身近に感じることができるよう、絵本の読み聞かせの充実や保護者等への乳幼児期の読書の重要性についての啓発 ○小・中学生が目的をもって読書を行い、他人に伝えることができるよう、朝読書の実施方法の工夫や異年齢・異校種間での読み聞かせによる交流等を進めるための区市町村への支援 ○高校生等が課題解決のために読書等が主体的にできるよう、各教科の授業における調べ学習等の指導の推進や、読書の幅を広げ読解力を向上させるための多様なジャンルのおすすめ本の紹介等 ○障害のある児童・生徒が読書に親しむことができるよう、読み聞かせ等の工夫やIT機器活用等の指導、多様な指導事例の紹介等 ○読書環境の充実のための学校図書館のリニューアル事例の紹介や人材育成の支援等

番号	事業名	所管局	事業概要
91	私立幼稚園等への助成	生活文化局	○私立幼稚園経常費補助・私立幼稚園教育振興事業費補助 私立幼稚園の教育条件の維持向上、在学する園児に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立幼稚園の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助する。あわせて、地域の様々なニーズに応じた私立幼稚園の取組を促進する。 ○私立幼稚園等施設型給付費負担金 新制度の施行に伴い創設された施設型給付の一部を負担し、幼児期の学校教育や保育等の量の拡充、質の向上の推進を図る。 ○私立幼稚園等特色教育等推進補助 新制度に移行する私立幼稚園等に対し、特色ある幼児教育の推進を図るため、各園の取組に応じて補助する。
92	私立幼稚園等における預かり保育の充実	生活文化局	○私立幼稚園預かり保育推進補助 私立幼稚園における預かり保育の拡充を推進するため、預かり保育を実施する私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助する。 ○私立幼稚園等一時預かり事業費補助 新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る。 また、就労家庭の教育ニーズに対応するため、預かり保育の長時間、通年化、小規模保育施設との連携による卒園児受入れ、2歳児の定期利用に取り組む私立幼稚園を「TOKYO 子育て応援幼稚園」として都が独自に支援を行う。
93	私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援	生活文化局	○私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助する。 ○私立幼稚園等施設等利用費負担金 幼児教育・保育の無償化の実施に伴い創設された施設等利用給付の一部を負担し、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る。
94	公立幼稚園における預かり保育の充実	教育庁	新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る。

番号	事業名	所管局	事業概要
95	とうきょう すくわくプログラム推進事業	子供政策連携室	全ての乳幼児の「伸びる・育つ（すくすく）」と「好奇心・探究心（わくわく）」を応援する幼保共通のプログラム「とうきょう すくわくプログラム」に基づき、各園の環境や強みを活かしながら、各園が設定するテーマに沿って、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践する幼稚園・保育所等を支援する。
再掲	多様な他者との関わりのお機会の創出	福祉局	Nº131 参照

【3 保育サービスの充実】

< 現状と課題 >

（質の高い保育の確保・充実）

- 都は、これまでも、保育の実施主体である区市町村による、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育など、地域の実情に応じた多様な保育サービスの整備を支援してきました。
- 認証保育所は、平成 13 年度の制度創設以降、都の保育施策の重要な柱の一つとして、認可保育所が対応し切れない大都市特有の多様なニーズに柔軟に対応しています。保育サービスや地域の子育て支援の充実に一層貢献していくよう、引き続き支援していく必要があります。
- 平成 30 年度からは、待機児童の保護者、育児休業満了者、夜間帯保育を必要とする保護者がベビーシッターを利用する場合の利用料の一部の補助を開始し、その後、一時預かりの支援など対象の拡大を図るとともに、ベビーシッターを安心して利用できるよう、保育の質向上に取り組む事業者を支援しています。
- 引き続き保育ニーズに的確に対応し、待機児童解消を維持していくために、都内全域の動向を踏まえるとともに、局地的な人口流入等、地域における保育ニーズの変化にもきめ細かく対応していく必要があります。
- 区市町村や事業者が地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組めるよう、支援することが必要です。
- 子供の育ちを支えるために、豊かな遊びと体験の機会を提供していくことは大切です。
- 保育人材の資質向上のため研修の受講を促進するとともに、保育人材が自らの専門性をより発揮できる環境を整備することが必要です。
- 区市町村との連携による適切な指導監督、第三者評価の受審の促進のほか、事故防止の徹底や事故が発生した場合の着実な再発防止の取組を行っていくことが必要です。

（全ての子供の育ちの支援）

- 多様な子供や大人との関わりは、子供の育ちにとって重要です。令和 5 年度からは、乳幼児期から多様な他者との関わりを持ち、子供が健やかに成長できるよう、就労等の有無にかかわらず、幼稚園や保育所等で子供を定期的に預かる取組を開始しています。

なお、国においても、令和 8 年度より、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、幼稚園・保育所等を利用できる「乳児等のための支援給付」（こども誰でも通園制度）を創設することとしています。

- ライフスタイルや就労形態の多様化、特に配慮を要する子供が増加する中、実施主体である区市町村が、延長保育や夜間保育、病児保育、障害のある児童や医療的ケアが必要な児童（以下、「医療的ケア児」という。）の対応など、ニーズに応じたきめ細かい保育の提供や子供の育ちの支援が行えるよう、支援していく必要があります。
- 保育所は、地域の保護者等に対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう務める必要があります。

（保育人材の確保・定着）

- より良い保育サービスを提供する上で、保育人材の確保は極めて重要です。
- 登録簿記載者数は増加していますが、資格を有していても保育以外の分野に就業している方や退職して働いていない方も多く、こうした潜在保育士の活用も課題となっています。
- 都内保育士の有効求人倍率は 3.41 と、全国平均 2.42 を上回っており、保育人材が需要に対して十分ではありません。

<取組の方向性>

- これまでの取組により待機児童がほぼ解消したことを踏まえ、待機児童対策を中心とした「量の拡大」から、「保育の質の向上」、保育の必要性の有無にかかわらず「子育ての支援」に重点をおいて施策を推進していきます。

（質の高い保育の確保・充実）

- 子供のより良い育ちに資するため、質の高い保育の確保・充実を図るため、地域の実情に応じて保育サービス向上に取り組む区市町村や事業者を支援します。
- 全ての乳幼児の「伸びる・育つ（すくすく）」と「好奇心・探究心（わくわく）」を応援する幼保共通のプログラム「とうきょう すくわくプログラム」に基づき、各園の環境や強みを活かしながら、各園が設定するテーマに沿って、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践する幼稚園・保育所等を支援します。（再掲）
- 子供を主体とした保育等の実践や不適切保育防止に係る保育者向け研修等により保育所等における子供を中心とした保育実践の普及促進を図り、保育の質の向上及び保育の充実につなげます。
- 保育の質の向上を図るため、事務職員や保育補助者の配置支援によって、施設長や保育士が本来の役割に注力できる環境を整備します。
- 第三者評価の受審促進、区市町村と連携した効果的な指導監督を行います。また、保護者支援や配慮が必要な子供への保育力の強化など、保育従事者の資質の向上に必要な研修を受講できる環境を整えます。

- 子供の健康及び安全の確保のため、子供の健康支援、食育の推進、施設における環境及び衛生並びに安全管理、災害への備えなど保育所保育指針で示されている内容を踏まえながら、散歩等の園外活動やバス送迎も含め、事故防止及び事故発生時の迅速かつ適切な対応が図られるよう、区市町村と連携しながら取り組んでいきます。
- また、引き続き保育ニーズに的確に対応し待機児童解消を維持していくため、地域の実情に応じた様々な保育サービスの提供や、認可保育所や認証保育所の空き定員を活用して、保育ニーズの変化に応じた受け皿を確保する取組を支援していきます。

(全ての子供の育ちの支援)

- 望む人誰もが、安心して子供を産み育てることができる社会の実現に向け、保育料の無償化を図ります。
- 特に支援を要する子供が増加する中、これまでの病児保育、障害児、アレルギー児などへの支援に加え、医療的ケア児の受入体制の整備や外国につながる子供への対応など、ニーズに応じた多様な保育サービスを提供する区市町村や事業者を支援していきます。
- ライフスタイルや就労形態が柔軟化・多様化する中、夜間保育や休日保育などを行う区市町村や事業者を支援していきます。
- 病児保育施設の設置を促進するとともに、ベビーシッターによる病児保育を受けられるよう、急な依頼にも対応可能な体制の確保等に取り組む事業者を支援し、取組の評価・検証を通じて事業内容の充実を目指します。
- 他者との関わりの中で、非認知能力の向上など、子供の健やかな成長が図られるよう、保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等で児童を定期的に預かる取組を推進します。併せて、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的に支援します。
- 医療的ケア等により保育所等を利用することができない児童に対し、保護者の就労等の有無にかかわらず、居宅等で保育し、保護者以外の他者との関わりの中で、非認知能力の向上など子供の健やかな成長を図ります。
- 保育所等で地域の子育て家庭を対象とした育児相談などを行うことにより、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減につなげる取組を支援していきます。
- 全ての乳幼児の「伸びる・育つ（すくすく）」と「好奇心・探究心（わくわく）」を応援する幼保共通のプログラム「とうきょう すくわくプログラム」に基づき、各園の環境や強みを活かしながら、各園が設定するテーマに沿って、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践する幼稚園・保育所等を支援します。（再掲）

（保育人材の確保・定着）

- 資格取得や就職・定着を支援するため、保育士資格取得に要する費用を補助するとともに、就職支援と就職後のフォローや就職相談会、宿舍借り上げ支援などを実施します。
- 職場への定着が一層図られるよう、メンタルヘルスに関する研修の取組を支援します。
- 認可外保育施設に対する研修の実施や、区市町村等が行う研修に係る経費を補助します。
- 職責等に応じた処遇を実現するキャリアパス導入に取り組む事業者を支援するとともに、保育士等キャリアアップ研修の実施を支援します。
- 事務職員や保育補助者の配置支援によって、施設長や保育士が本来の役割に注力できる環境を整備します。（再掲）

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
96	保育サービスの充実（認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、定期利用保育）	福祉局	地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを提供する区市町村を支援する。 ○認可保育所 保育を必要とする就学前児童に対する保育を行う、児童福祉法に定める児童福祉施設 ○認証保育所 東京の保育ニーズに対応するため、大都市の特性に着目した都独自の基準により設置・運営する保育施設 ○認定こども園 就学前の子供を、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育と保育の一体的提供と地域における子育て支援を行う施設 ○家庭的保育事業 家庭的保育者がその居宅等において、利用定員5人以下で保育を行う事業 ○小規模保育事業 定員が6人以上19人以下の少人数で保育を行う事業 ○居宅訪問型保育事業 家庭的保育者が、乳児または幼児の居宅において保育を行う事業 ○事業所内保育事業 事業主が、従業員及び地域の児童のために保育を行う事業 ○企業主導型保育事業 国の助成を受けて、企業が主として従業員のために保育を行う事業（地域の児童も受け入れ可能） ○定期利用保育 パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育するサービス
97	子育て推進交付金	福祉局	子育て支援の主体である市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう、すべての子どもと子育て家庭を対象とした支援を充実。
98	< 保育サービスの充実 > 認可保育所	福祉局	賃貸物件による保育所等を設置するために要する開設前の建物賃借料の一部を補助するなどにより、保育所の設置を支援する。
99	< 保育サービスの充実 > 認証保育所	福祉局	大都市特性に合わせた都独自の基準を満たし、都が認証した認可外保育施設に対して、運営費、修繕費及び開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認証保育所の設置促進の取組を支援する。

番号	事業名	所管局	事業概要
100	< 保育サービスの充実 > 認定こども園	生活文化局 福祉局	開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置促進の取組を支援する。
101	< 保育サービスの充実 > 定期利用保育事業	福祉局	認可保育所に加え、認証保育所や家庭的保育事業等を活用し、パートタイム労働者等にも利用しやすい定期利用保育の取組を支援する。
102	< 保育サービスの充実 > 家庭的保育事業	福祉局	区市町村が行う都独自の家庭的保育事業等に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による家庭的保育事業を活用した保育サービス充実の取組を支援する。
103	< 保育サービスの充実 > 小規模保育事業	福祉局	開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による小規模保育事業を活用した保育サービス充実の取組を支援する。
104	< 保育サービスの充実 > 居宅訪問型保育事業	福祉局	地域型保育事業の一つである居宅訪問型保育事業を活用して待機児童対策に取り組む区市町村を支援する。
105	< 保育サービスの充実 > 企業主導型保育事業	福祉局	○企業主導型保育の地域枠の確保・拡大を図るため、地域枠分について、保育士等の処遇改善に向けた取組を支援する。 ○既存の企業主導型保育施設の地域枠の活用や利用促進に取り組む区市町村を支援する。
106	ベビーシッター利用支援事業	福祉局	保育所等を利用できない保護者、夜間や一時的に保育を必要とする保護者等がベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を補助するとともに、保育の質向上に取り組む事業者を支援する。また、学齢児の長時間預かりや障害児、ひとり親世帯等のニーズに対応する。
107	保育所等利用世帯負担軽減事業	福祉局	認可保育所等の保育料（利用者負担分）について、無償化を図る区市町村を支援する。
108	認可外保育施設利用支援事業	福祉局	認証保育所の保育料の上限額を基準として、認証保育所・認可外保育施設の保育料（利用者負担分）について、無償化を図る区市町村に対し経費の一部を補助する。
109	緊急1歳児等受入事業	福祉局	認可保育所の空き定員や余裕スペース等を活用して、1歳児等を緊急的に受け入れる区市町村を支援する。
110	認証保育所1歳児等受入促進事業	福祉局	認証保育所の空き定員や余裕スペースを活用し、1歳児等の受け入れを促進する。

番号	事業名	所管局	事業概要
111	待機児童解消区市町村支援事業	福祉局	保育所等の整備費に係る区市町村や事業者の負担を軽減するとともに、建築資材等の高騰に対応するため、国の整備費補助の補助基準額に「高騰加算」を上乗せし、待機児童解消（解消状態の維持）及び保育サービスの充実に向けた区市町村の取組を支援する。
112	保育環境改善等事業	福祉局	駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用した保育所等の設置や障害児を受け入れるための改修等を行う区市町村を支援する。
113	保育所等用地確保の支援	福祉局	都有地の減額貸付や、定期借地権設定に際して授受される一時金への補助、国有地や民有地を借り受ける場合の土地借料補助などにより、保育所等の整備を促進する。 ○定期借地権利用による認可保育所等整備促進事業 定期借地権設定時に必要な一時金の一部を補助し、認可保育所等の設置促進を図る区市町村を支援する。 ○借地を活用した認可保育所等設置支援事業 国有地又は民有地を借り受けて整備を行う事業者に対して、借地料の一部を補助し、認可保育所等の設置促進を図る区市町村を支援する。都内の地価高騰に対応するため、借地料補助の上限額及び都の負担割合を引き上げ、区市町村と事業者の負担を軽減する。
114	民有地マッチング事業	福祉局	民有地や空き家等を活用した認可保育所や小規模保育等の整備を進めるため、不動産事業者等と連携して物件確保に取り組む区市町村を支援する。
115	とうきょう保育ほうれんそう	福祉局	都有地を活用した保育所の整備を推進するため、民間保育事業者等からの都有地に関する照会や提案などを受け付け、関係部局及び区市町村に情報提供する。 ＊ほうれんそう：「方法のアドバイス（ほう）」、「連携（れん）」、「相談（そう）」の頭文字をとったもの。
116	民有地を活用した保育所等整備促進税制	主税局	民有地を活用した保育所等の整備促進を税制面から支援するため、23区内において、保育所等として使用するために有料で貸し付けられた土地のうち、一定の要件を満たすものについて、固定資産税及び都市計画税を減免する。（令和9年4月1日まで）
117	認証保育所に対する減免	主税局	認証保育所の設置を税制面から支援し、児童福祉の増進を図るため、その事業者等に課する不動産取得税、固定資産税・都市計画税（23区内）及び事業所税（23区内）を減免する。
118	夜間帯保育事業	福祉局	深夜帯の保育や24時間保育に取り組む認証保育所を支援することで、都民が安心して利用できる夜間帯（22時から翌7時まで）及び休日の保育を提供する。
119	夜間保育事業	福祉局	保護者の就労等の事情により、夜間（おおそ午後10時まで）のニーズに対応するため、夜間保育に取り組む区市町村を支援する。

番号	事業名	所管局	事業概要
120	延長保育事業	福祉局	保護者の就労の多様化、長い通勤時間等に伴う保育ニーズに対応するため、11 時間の開所時間の前後において延長保育を行う区市町村を支援する。
121	休日保育事業	福祉局	保護者の就労形態の多様化により、日曜日、国民の祝日等のニーズに対応するため、休日保育に取り組む区市町村を支援する。
122	東京都病児保育推進事業	福祉局	○病児保育事業費補助 病中又は病気の回復期の児童を、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う区市町村を支援する。 ○病児・病後児保育の設置等の促進 病児・病後児保育の経営の安定性確保や新規参入を後押しするとともに、保育中の体調不良児について在籍する保育所等で看護師等が一時的に預かる取組を推進するため、実施計画を定めた区市町村に対して、都独自に支援を行う。 ○ベビーシッターを利用した病児保育に係る検証事業 保護者が安心してベビーシッターによる病児保育を受けられるよう、都が主体となり、区市町村と連携しながら、急な依頼にも対応可能な体制の確保やベビーシッターの処遇改善等に取り組む事業者を支援するとともに、認定事業者の取組の評価・検証を通じて事業内容の充実を目指す。
123	医療的ケア児への支援	福祉局	医療的ケア児を受け入れる保育所等への看護師の派遣や、医療的ケアを行う看護師、保健師、又は助産師を保育所等に配置する区市町村を支援する。
124	送迎保育ステーション事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	自宅から遠距離にある保育所でも通えるよう、保護者にとって利便性のよい保育所等に送迎ステーションを設置し、バス等により児童の送迎を行う区市町村を支援する。
125	都庁内に地域に開放した保育施設の設置	総務局	民間事業者等に対して、地域に開放した事業所内保育施設の設置を一層促進するため、平成 28 年度に都自らがシンボリックな事業として、都内でも最大級の事業所である都庁内に保育施設を設置する（平成 28 年 10 月設置済み）。

番号	事業名	所管局	事業概要
126	保育の質の確保	福祉局	○保育所等における保育の提供体制や事故防止対策等について、事業者から運営状況等の報告を求めるとともに、区市町村と連携した効果的な指導監督を行うことにより、適正な施設運営及びサービスの質の確保を図る。 ○質を確保するため、各施設及び事業における自己評価や第三者評価の実施を促していく。 ○区市町村による保育従事職員に対する研修受講促進の取組を支援していく。 ○認証保育所の質の確保・向上を図るため、新設の事業者等に対して、保育士等の専門職を活用した運営指導を行う。また、認証保育所の施設長及び中堅保育士を対象とした研修や、家庭的保育者研修、認可外保育施設に従事する職員を対象としたテーマ別研修を実施。 ○認可外保育施設における事故防止、安全対策の強化のため、施設の巡回指導等を行う。 ○保育所、認定こども園等における保育中の死亡事故等の重大事故を防止するため、睡眠中等の重大事故が発生しやすい場面や各基準の遵守状況等に関する巡回支援・指導を行う区市町村を支援する。 ○認証保育所へ移行する認可外保育施設に対して、運営費や改修費の一部を補助することにより、認可外保育施設の保育の質を確保するとともに、区市町村による受け皿の整備を支援する。
127	保育サービス推進事業及び保育力強化事業	福祉局	アレルギー児対応や育児困難家庭への支援などの特別保育や、障害児保育、地域子育て支援など、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村を支援する。
128	保育体制強化事業	福祉局	地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（保育支援者）を、保育に係る周辺業務や園外活動時における見守り活動に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備する。

番号	事業名	所管局	事業概要
129	保育人材の確保及び定着支援	福祉局	○保育士有資格者に対する就職支援研修及び就職相談会の一体的な実施や、キャリアカウンセリングの実施、保育人材コーディネーターによる就職支援及び就職後のフォローアップを行うことにより、保育人材の確保・定着を図る。 ○社会保険労務士による対面・双方向での講座を開講し、保育事業者から挙げられた課題を踏まえ、課題解決の糸口を見出し、職場環境の整備を進め、定着支援を図る。 ○保育に特化した常設のプラットフォーム開設し、保育の魅力やそのやりがい等について情報を発信する。 ○保育所等に勤務する保育従事者が保育士資格を取得する際に要する経費の一部を支援することにより、保育士の確保を図る。 ○指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対して修学資金を貸し付けることで、保育士の養成・確保を図る。 ○保育事業者等が保育従事者向けの宿舍を借り上げる際に要する経費の一部を補助することにより、保育人材の確保及び定着を図る。 ○保育従事者の職責に応じた処遇を実現するキャリアパス導入に取り組む事業者を支援し、保育人材の確保及び定着を図る。 ○保育士を目指す高校生に対して、保育施設での職場体験を行い、保育士の仕事への理解・興味を深め、将来の保育人材の確保を図る。 ○保育人材を確保するため、保育人材の確保・定着を図る区市町村の取組を支援する。 ○保育士養成施設が行う、卒業予定者向け就職説明会やOBとの交流会等の取組を支援することにより、新卒者の保育施設等への就職を促進する。 ○保育所等の職員に対し、臨床心理士等による相談・助言等を行い、保育従事職員等の定着を図る区市町村を支援する。 ○認可保育所において、保育士資格を有しない者を保育に係る周辺業務に活用することで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援する。 ○認可保育所等において、保育士資格を有しない短時間勤務の保育補助者を雇い上げることで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援する。 ○書類作成等の業務を支援するシステムを導入するなど、認可保育所等におけるICT化を推進することで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援する。
130	保育士等キャリアアップ研修支援事業	福祉局	技能・経験を積んだ職員に対する国の新たな処遇改善加算の要件となっている専門分野別研修等を実施する指定研修実施機関を支援する。

番号	事業名	所管局	事業概要
131	多様な他者との関わりのお の創出	福祉局	他者との関わりの中で、非認知能力の向上など、子供の健やかな成長が図られるよう、保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等で児童を定期的に預かる取組を推進する。 併せて、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的に支援する。
132	◆ <u>医療的ケア児等の育ちの支援事業</u>	福祉局	医療的ケア等により保育所等を利用することができない児童に対し、保護者の就労等の有無にかかわらず、居宅等で保育し、保護者以外の他者との関わりの中で、非認知能力の向上など子供の健やかな成長を図る。
133	保育所等における地域の子育て支援事業	福祉局	保育所等に地域の子育て家庭を対象とした育児相談の場を設け、保育の専門性を活かした子育て支援を実施するなど、在宅子育て家庭の育児不安の軽減に取り組む区市町村を支援する。
134	子供主体の保育に係る保育者向け研修事業	福祉局	子供主体の保育に係る保育者向け研修を実施する区市町村を支援することにより、保育所等における子供を中心とした保育実践の普及促進を図り、保育の質向上及び保育の充実につなげる。
135	保育所等における要支援児童等対応推進事業	福祉局	保育所等において、保育士等有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童等の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。
136	◆ 虐待等の不適切な保育に関する相談対応事業	福祉局	認証保育所・認可外保育施設における不適切な保育に関する相談窓口の設置等により、虐待等の不適切な保育に関する相談対応に係る体制を強化する。
137	◆ 認証保育所等における地域の子育て支援への対応強化事業	福祉局	認証保育所等が、空きスペース等を活用し、地域の子育て支援等に資する取組を着実に進めるよう支援する。
138	◆ 認証保育所障害児受入促進事業	福祉局	障害児の受入状況等に応じて必要な職員を配置し、障害児の受入れを促進することにより、認証保育所における障害児保育の推進を図る。
139	◆ <u>保育所等の業務負担軽減支援事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞</u>	福祉局	認可保育所等において、ICTを活用した会計業務を行う職員を配置することにより、施設長等の業務負担を軽減し保育の質の向上を図る区市町村を支援する。
再掲	子供家庭支援区市町村包括補助事業 (先駆的事业・選択事業・一般事業)	福祉局	№1 参照
再掲	子育て支援員研修	福祉局	№81 参照
再掲	とうきょう すくわくプログラム推進事業	子供政策連携室	№95 参照

< 目標を掲げている取組 >

番号	事業名	所管局	目標値（年度の記載ないものは、令和 11 年度末までの目標）	令和 5 年度実績
119	夜間保育事業	福祉局	62 区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	延長保育事業 （午後 9 時までの開所） 9 区市 夜間保育所 2 区 計 9 区市（7 区 2 市）（上記のいずれか又は両方を実施）
120	延長保育事業	福祉局	62 区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	51 区市町 （23 区 26 市 2 町）
121	休日保育事業	福祉局	62 区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	28 区市 （14 区 14 市）
122	東京都病児保育推進事業	福祉局	242 か所	170 か所
123	<u>医療的ケア児への支援</u>	福祉局	62 区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	44 自治体

【4 認定こども園の充実】

< 現状と課題 >

- 保育所は保護者の就労等の事情により家庭で養育できない子を保育する施設、幼稚園は満 3 歳以上の就学前の子に対し教育を行う施設として、その位置付けが区別されてきたところ、保護者の就労の有無で利用する施設が限定されてしまうことや、子育てについて不安を感じている保護者への支援が不足していることなどの問題から、既存の保育所と幼稚園の枠組みを超えた新たな仕組みが求められていました。
- こうした課題に対応するため、平成 18 年に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）」が成立・施行され、認定こども園制度が始まりました。平成 24 年 8 月には認定こども園法の改正（平成 27 年 4 月施行）により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」としての新たな幼保連携型認定こども園が創設されました。
- 認定こども園の特徴として、幼児教育・保育の一体的提供と、地域における子育て支援機能があります。一つの施設が幼稚園機能と保育所機能を有しているため、保護者の就労状況が変化しても、引き続き同一施設の利用が可能です。また、全ての子育て家庭を対象に、育児相談や、一時預かりなど、子育て支援を実施しています。
- 認定こども園には以下の 4 つの類型があります。

● 幼保連携型

幼保連携型認定こども園としての認可を受け、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ施設。学校教育・保育及び家庭における子育て支援を一体的に提供する。

● 幼稚園型

認可幼稚園が、保育を必要とする子供の保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす類型

● 保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子供以外も受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす類型

● 地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たす類型

■ 認定こども園の類型



< 取組の方向性 >

- 区市町村における設置計画を基本とした目標設置数を設定し、区市町村が地域の実情に応じて認定こども園を設置する取組を支援します。
- 国の補助制度に加えて、国の補助制度の対象にならない地方裁量型認定こども園等についても、都独自に施設整備費補助を実施します。
- 事業者が認定こども園への移行を希望する場合には、意向を踏まえつつ、地域の実情に応じ、基準を満たしていれば原則認可・認定します。

< 区市町村における設置計画を基本とした目標設置数（各年４月１日） >

	令和 7 年	令和 8 年
幼保連携型	6 2 か所	6 8 か所
幼稚園型	8 0 か所	8 1 か所
保育所型	6 0 か所	6 1 か所
地方裁量型	8 か所	8 か所
合計	2 1 0 か所	2 1 8 か所

- 幼保連携型認定こども園は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有する保育教諭が教育・保育を提供します。そこで、「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」を活用した資格取得を支援する区市町村への補助の実施などにより、保育教諭の確保等を図っていきます。
- 質の高い幼児教育・保育を提供するため、幼稚園教諭と保育士が共に学ぶ講座や研修等の機会を、区市町村や教育・保育施設の設置者等と連携しながら推進します。

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
140	認定こども園の設置支援	生活文化局 福祉局	開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置促進の取組を支援する。 幼稚園又は保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、供給が需要を上回る場合にも、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定する。
141	保育教諭の確保	生活文化局 福祉局	保育教諭とは、幼稚園教諭免許と保育士資格の両免許・資格併有者が、幼保連携型認定こども園に雇用（任用）されることに伴う任用職種である。幼稚園教諭免許、保育士資格の取得を支援する区市町村に対し、その費用の一部を補助する取組などにより、保育教諭の確保を図る。

コラム：「魅力ある保育」ホームページ

■「魅力ある保育」HPについて

- 「魅力ある保育」は、保育に関わる・興味のある全ての方々に向けて、保育士の仕事の魅力や東京都のサポート制度などをわかりやすくお届けする、保育の魅力がぎゅっと詰まったプラットフォームです。
- 「魅力ある保育」で発信している動画や記事の一部を紹介します。
 - ・ 動画で分かる！保育士になるためには
 - ・ 保育士の1日がまるっとわかる！保育園の日常動画
 - ・ 「保育士の専門性」に関する記事・動画
 - ・ 保育にかかわる相談窓口や支援事業も紹介



■「保育士の専門性」に関する記事・動画について

- 保育士という職業の魅力を潜在保育士等に伝えるためには「子供が可愛い」、「保育士は楽しい」など、保育士の仕事の導入的・表層的な魅力発信に留まらず、子供を育む専門職として、『一生をかけて取り組む価値のある（奥深い）職業』であるとの理解を広めることが必要と考え、アカデミックな視点から、保育の「専門性」を解説する記事及び動画を作成し、発信することとしました。
- HPでは、保育士の皆さんが日々の保育の中で感じている「保育士の専門性」を映し出す事例や実際の場面をもとに、興味深い記事や動画をお届けしています。
- 保育士がどのように子供たち一人ひとりに寄り添い、その成長を支えるのか、各保育所へのインタビューを通して深く掘り下げました。
- 是非、保育士のプロフェッショナルな姿や、子供たちとの温かな関わりを、記事や動画を通じてご覧ください。

『第24回 子供の「やってみたい」を尊重する』から掲載記事の一部を紹介します。

雨上がりのグラウンドで遊ぶ子供の姿

こちらの園は大学のキャンパス内に設置されています。毎日、年齢に応じて広いキャンパス内のどこに行くかを子供たちと相談して出かける保育が展開されています。構内には広いグラウンドもあります。

雨上がりの午前、4歳児、5歳児が出かけたのはグラウンドです。子供たちは思い思いの場所に広がっていき、それぞれの遊びが始まりました。グラウンドの中に大きな水たまりができていて、それを覗き込んでいた子供たちから、「うえ(空)には、虹がないのに、水たまりの中には虹が見えるよ!」と声があがりました。この大発見に夢中になる子供たち。次には「これは浮くと思う?沈むと思う?」と、石や葉っぱを水溜りに入れ、水の中で浮くのか沈むのか試し始めました。「いちょうの葉っぱは浮くよ!」「こっちはどうかな」と試しは続けました。



次第にダイナミックな遊びになり、木々を持ってきて釣りをする人がいると、そこに魚になりきって動き出す人がやってきました。水たまりの中に入って、気持ちよさも感じながら、楽しむ子供たちでした。

大きな水たまりとの出会いをきっかけとして、美しさを感じながら探究したり、イメージの遊びを楽しんだりしていく子供たちです。それぞれの湧き出る思いが重なって遊びが展開されていきます。保育士は、そのような子供たちの動きをとらえながら、一緒に驚いたり喜んだり、見守ったりしながら、遊びを支えています。



広いグラウンドでボール遊びをする子供たち。思い切りけったボールがグラウンドの片隅にある木の枝に引っかかってしまいました。そのボールを落とそうと、4歳、5歳の子供たちが別のボールを投げたりしています。なかなかボールは落ちてきません。少し離れて、引っかかったボールの位置を確認するのは5歳児。「あーダメか、落ちないね」「あと少しかな」と見ながら、子供たちの気持ちが一体になってボールを落とすことに挑む姿がありました。誰が決めるということでもなく自然に順番に、挑んでいます。近くを通りがかった担任保育士は眼差しを送りながらも、子供たち同士でなんとかしようとしている様子にたくましさを感じながら、あえて声はかけずに見守っています。

子供たちは、置かれた環境、出来事を「やってみたい遊び」とつなげて、体で感じながら遊びこんでいます。保育士は、子供たちに眼差しを送り、子供のやりたい気持ちに寄り添いながら保育を行っているのです。

【目標 3】

子供の成長段階に応じた支援の充実

1 子供の権利擁護の取組

2 子供の生きる力を育む環境の整備

3 次代を担う人づくりの推進

4 子供の居場所づくり

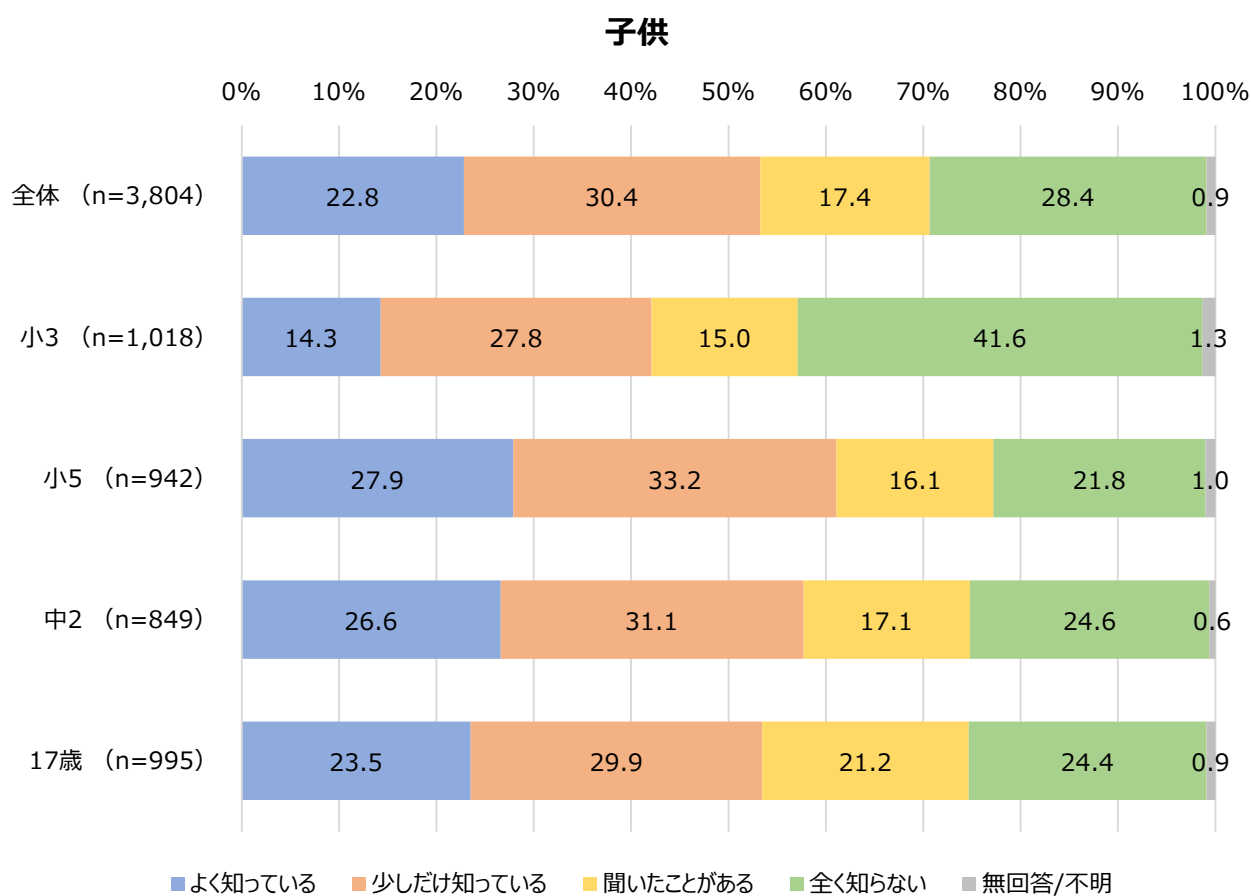
義務教育段階以上の子供を伸ばす教育・体験機会を数多く整え、多様な選択を可能とするとともに、社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられる仕組みづくりや、実際に自立するための支援を進めます。また、放課後等に地域で子供が安全に過ごすことのできる場の確保に取り組めます。

【1 子供の権利擁護の取組】

< 子供を取り巻く状況 >

- 子供が権利の主体であることを知っているか聞いたところ、子供の回答では、学年別にみると、小3では「全く知らない」が41.6%で最も高く、小5、中2、17歳では「少しだけ知っている」が最も高い。

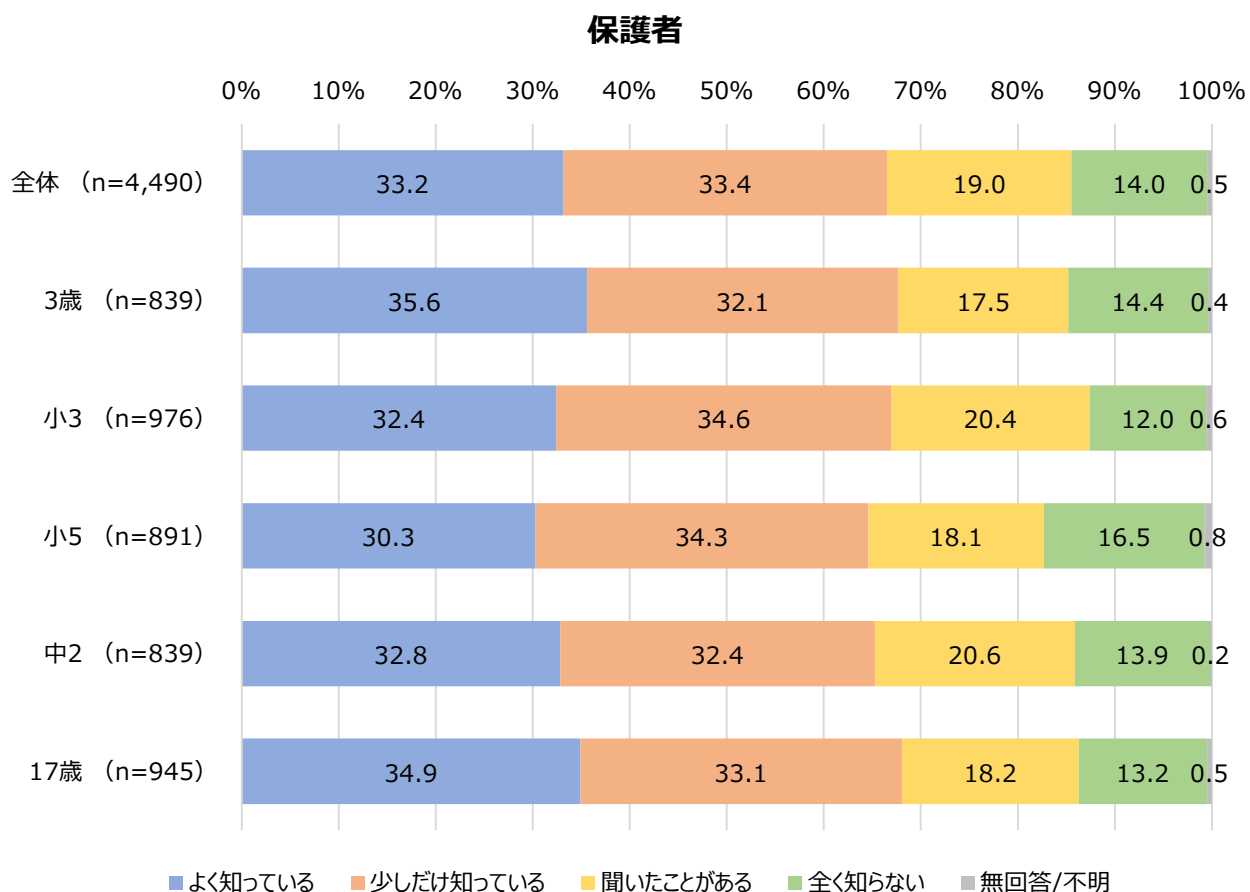
図表 40 子供が権利の主体であることの認知度（子供／学年別）



資料：東京都子供政策連携室「『とうきょう こども アンケート』報告書（令和6年調査）」を基に作成

- 子供が権利の主体であることを知っているか聞いたところ、保護者の回答では、子供の学年別に見た場合、子供が権利の主体であることを知っている（「よく知っている」と「少しだけ知っている」の割合）保護者は、3歳で67.7%、小3では67.0%、小5では64.6%、中2では65.2%、17歳では68.0%となっています。

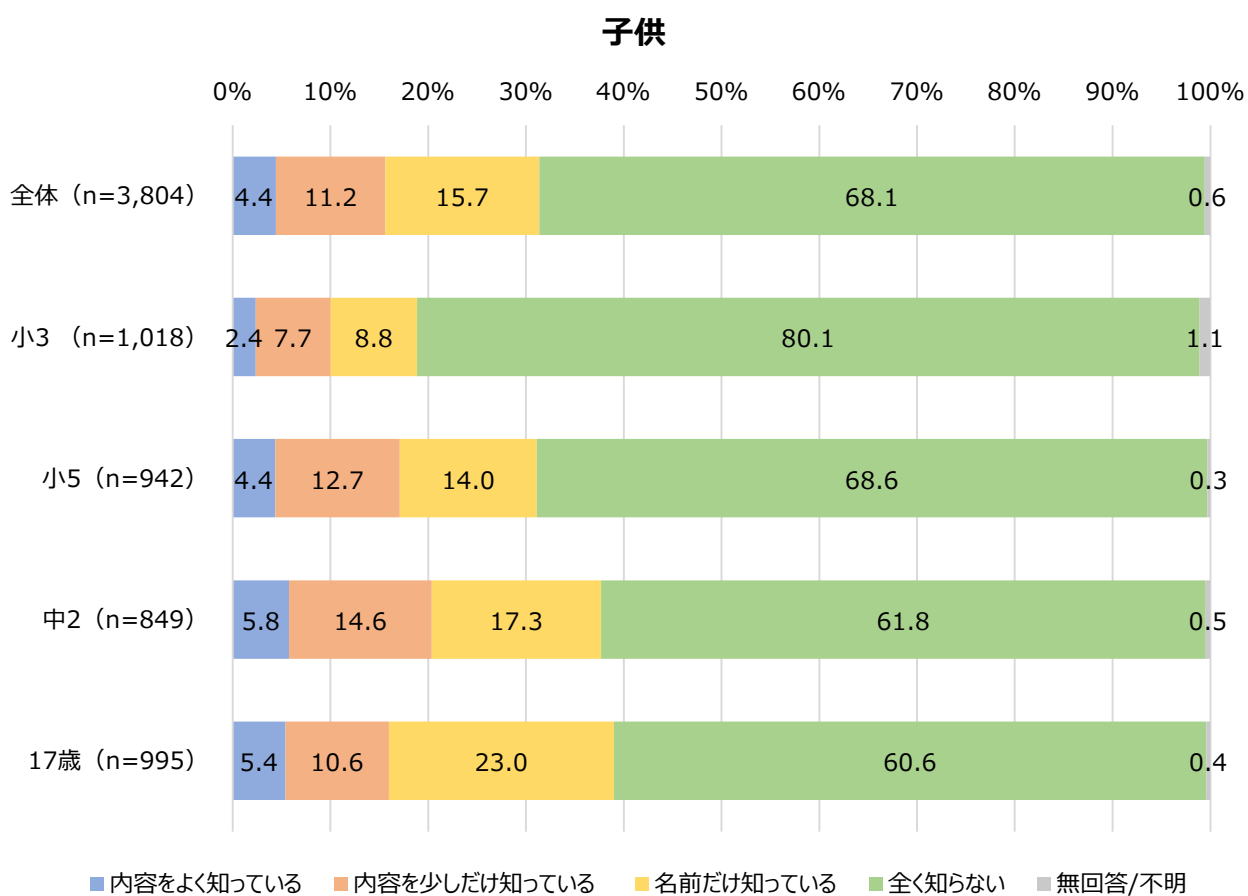
図表 41 子供が権利の主体であることの認知度（保護者／学年別）



資料：東京都子供政策連携室『『とうきょう こども アンケート』報告書（令和6年調査）』を基に作成

- 東京都では、子供の笑顔があふれる社会の実現に向けて、「東京都こども基本条例」を定めています。
- 子供の東京都こども基本条例の認知度について、学年別にみると、年齢が高くなるほど「名前だけ知っている」割合が増加します。一方で、内容を知っている割合（「内容を良く知っている」または「内容を少しだけ知っている」の合計）は、小3で10.0%、17歳で16.0%と、「名前だけ知っている」割合と比べた場合、あまり変わりません。

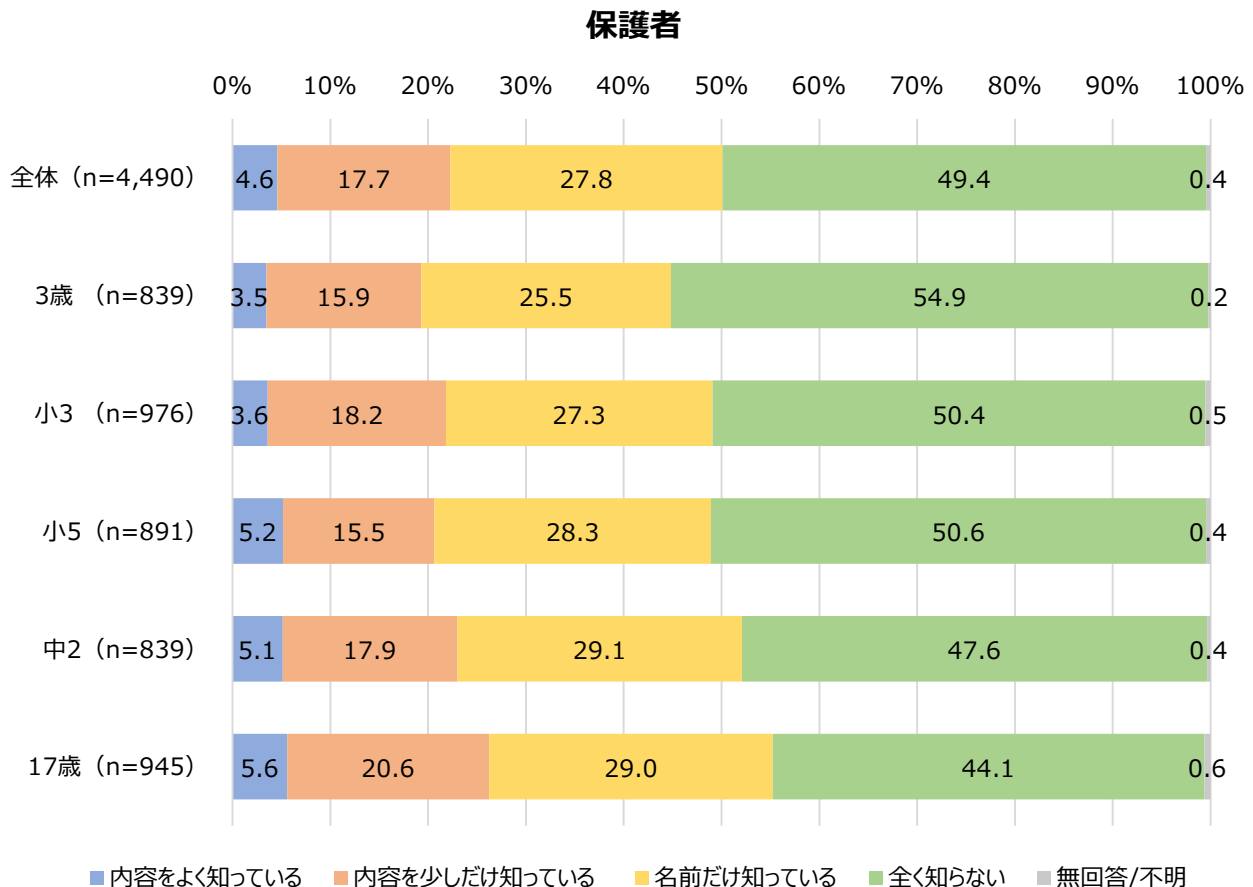
図表 42 東京都こども基本条例の認知度（子供／学年別）



資料：東京都子供政策連携室『『とうきょう こども アンケート』報告書（令和6年調査）』を基に作成

- 保護者の東京都子ども基本条例の認知度について、子供の学年別にみると、条例を知っている（「内容をよく知っている」＋「内容を少しだけ知っている」）割合は、3歳で19.3%、小3では21.8%、小5では20.7%、中2では23.0%、17歳では26.2%です。

図表 43 東京都子ども基本条例の認知度（保護者／学年別）



資料：東京都子供政策連携室『『とうきょう こども アンケート』報告書（令和6年調査）』を基に作成

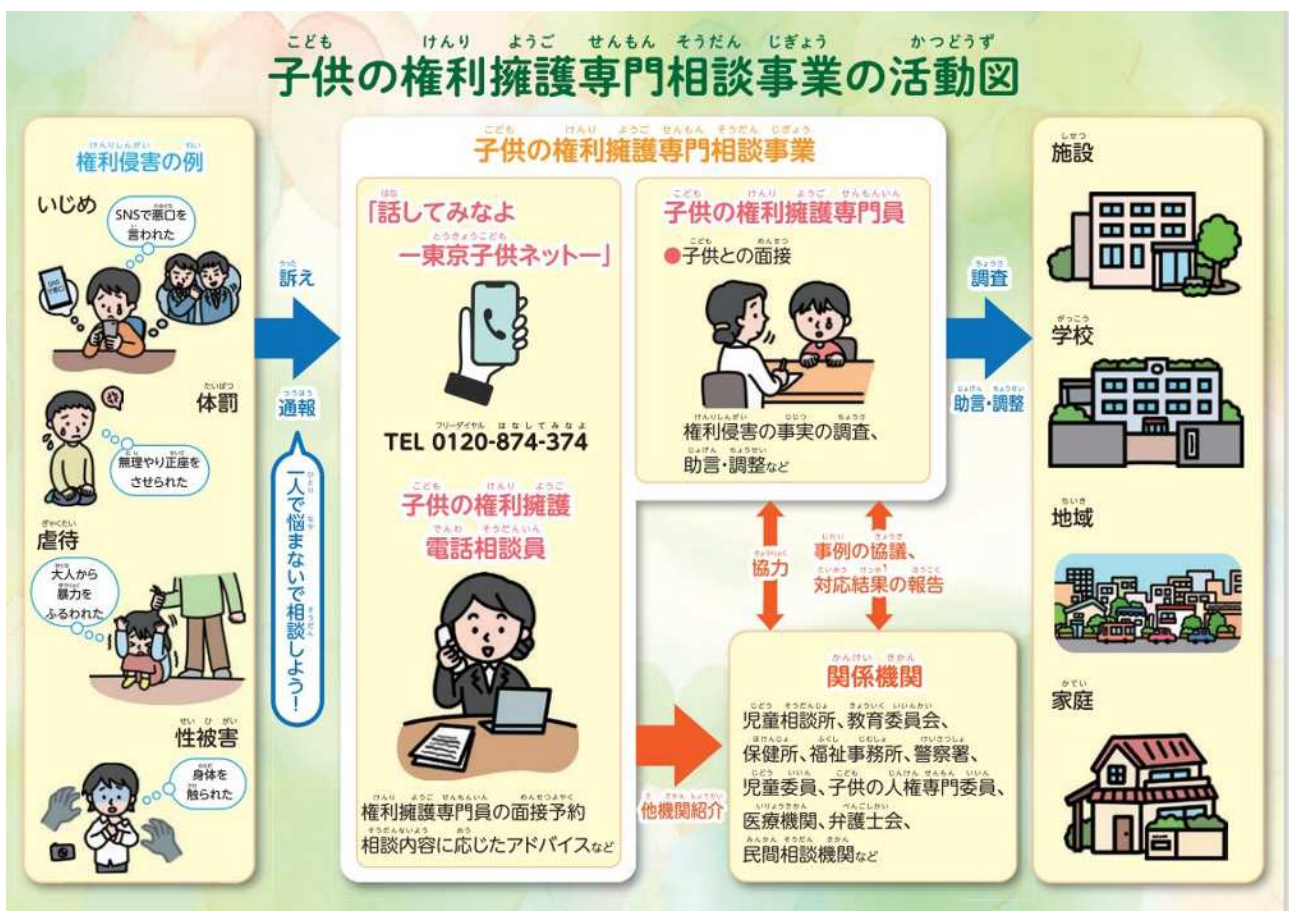
< 現状と課題 >

- 子供は、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要があります。
- 東京都子ども基本条例の内容を知っているのは、子供は約15%、保護者は約20%となっており、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にするという基本理念の理解促進を図る取組を更に充実させる必要があります。
- 子供の権利を擁護するため、子供本人からの悩みや訴えに対応する相談窓口を設置しています。

< 取組の方向性 >

- 子供をはじめ、全ての都民に「東京都子ども基本条例」をわかりやすく伝えるハンドブックや動画を活用し、理解促進に向けた普及啓発を実施します。
- 都では、当事者である子供の権利擁護を推進するため、子供の権利擁護専門相談事業のさらなる周知を図ります。
- また、身近な区市町村において、子供の権利を尊重し、擁護するための取組が進むよう、子供の意見表明や参加を促進する取組、子供の権利擁護に関する取組を行う区市町村を支援します。
- 児童虐待を防止するため、子供及びその保護者にとって身近な LINE（ライン）を活用し、よりアクセスしやすい相談窓口を設置します。
- 「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」に明記している保護者による体罰その他の子供の品位を傷つける罰の禁止を徹底し、体罰や暴言によらない子育てを推進するため、子供のしつけには体罰が必要という認識を社会からなくし、体罰などによらない子育てが社会全体に浸透するよう普及啓発に努めます。

■ 子供の権利擁護専門相談事業



< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
142	子供の権利擁護専門相談事業	福祉局	様々な子供の権利侵害事案に対応する、子供の権利擁護専門相談事業の実施などにより、関係機関と連携しながら、子供の権利擁護体制を強化する。
143	児童虐待を防止するためのSNSを活用した相談事業	福祉局	児童虐待の未然防止を図るため、近年、コミュニケーション手段として浸透しているソーシャルメディアのうち、最も利用されている無料通話アプリ（LINE）を活用した相談窓口を設置する。
144	「東京都子ども基本条例」に関する理解促進事業	子供政策連携室	都民に広く、条例の理念や内容を分かりやすく伝え、子供の意見表明や地域社会等への参加促進、子供の権利擁護に関する理解促進を図る。
145	「東京都子ども基本条例」を踏まえた新たな取組＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	子供の意見表明や参加を促進する取組、子供の権利擁護に関する取組を行う区市町村を支援する。
再掲	4152（よいこに）電話	福祉局	Nº78 参照
再掲	児童虐待防止の普及啓発	福祉局	Nº274 参照

【2 子供の生きる力を育む環境の整備】

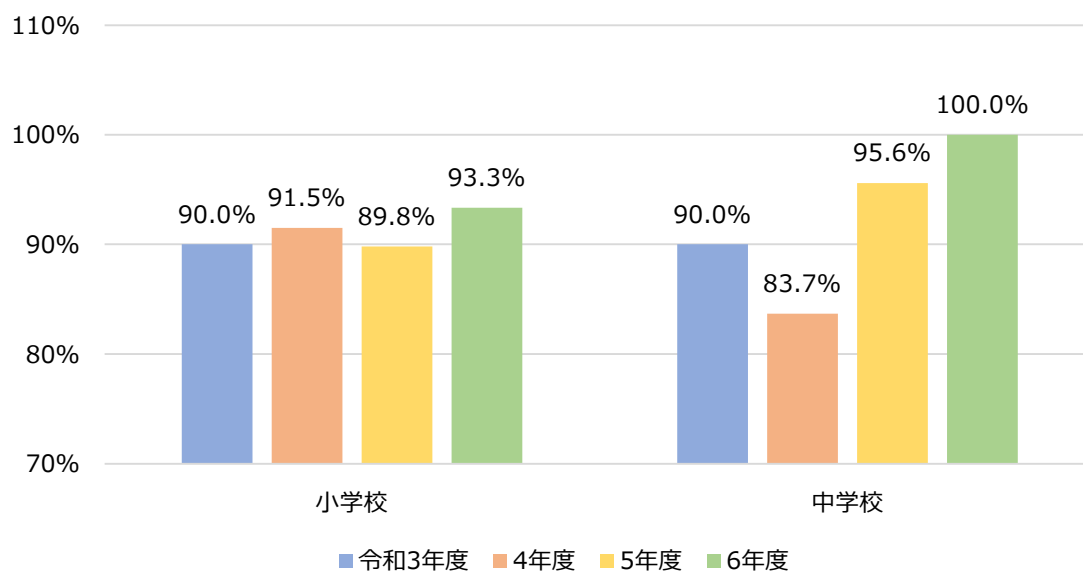
< 学齢期の子供を取り巻く状況 >

- 令和6年度の全国学力・学習状況調査の結果によると、東京都の小・中学生の平均正答率は、全ての教科において全国平均正答率を上回っています。

図表 44 令和6年度の全国学力・学習状況調査の結果（平均正答率）

小学校		中学校	
	東京都（全国）		東京都（全国）
国語	70%（67.7%）	国語	61%（58.1%）
算数	68%（63.4%）	数学	57%（52.5%）

図表 45 全国学力・学習状況調査の結果（全国平均正答率を上回っている設問の割合）



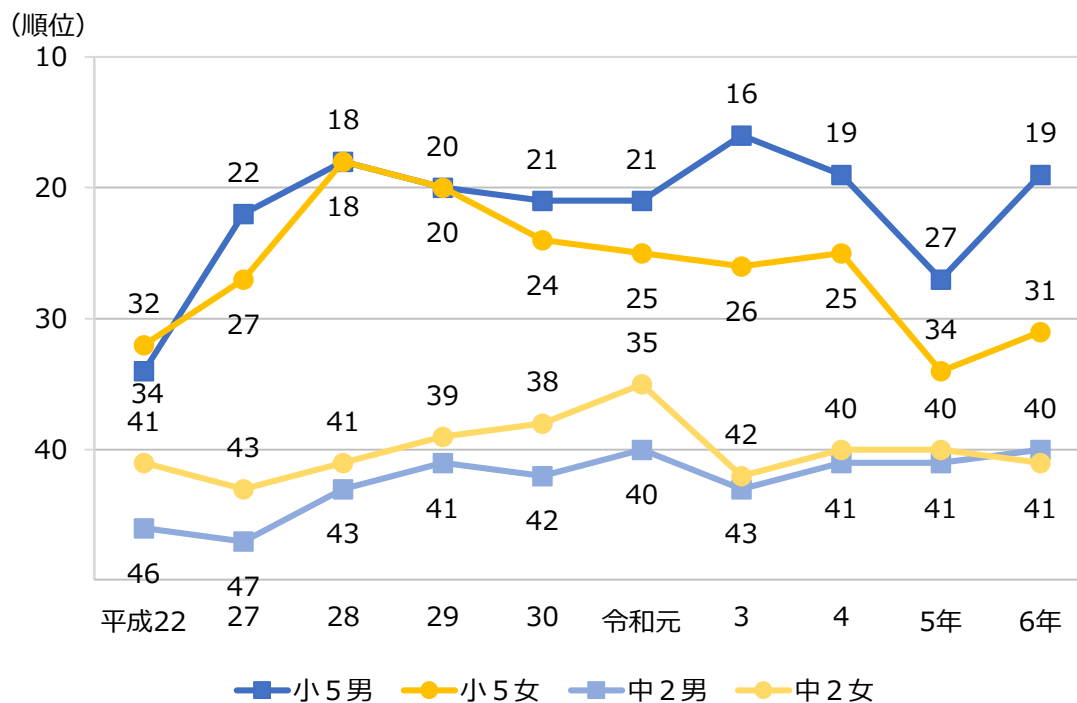
資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査結果」

（注）全ての教科の正答数を合計して割合を算出

実施教科は、国語、算数・数学、理科（令和元年度）、国語、算数・数学、英語（3年度）（英語は中学校のみ。「話すこと」調査の結果は除く）、国語、算数・数学、理科（4年度）

- 令和6年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、東京都の児童・生徒の体力は、特に中学生で、全国の中で順位が低い状況にあります。

図表 46 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における東京都の順位

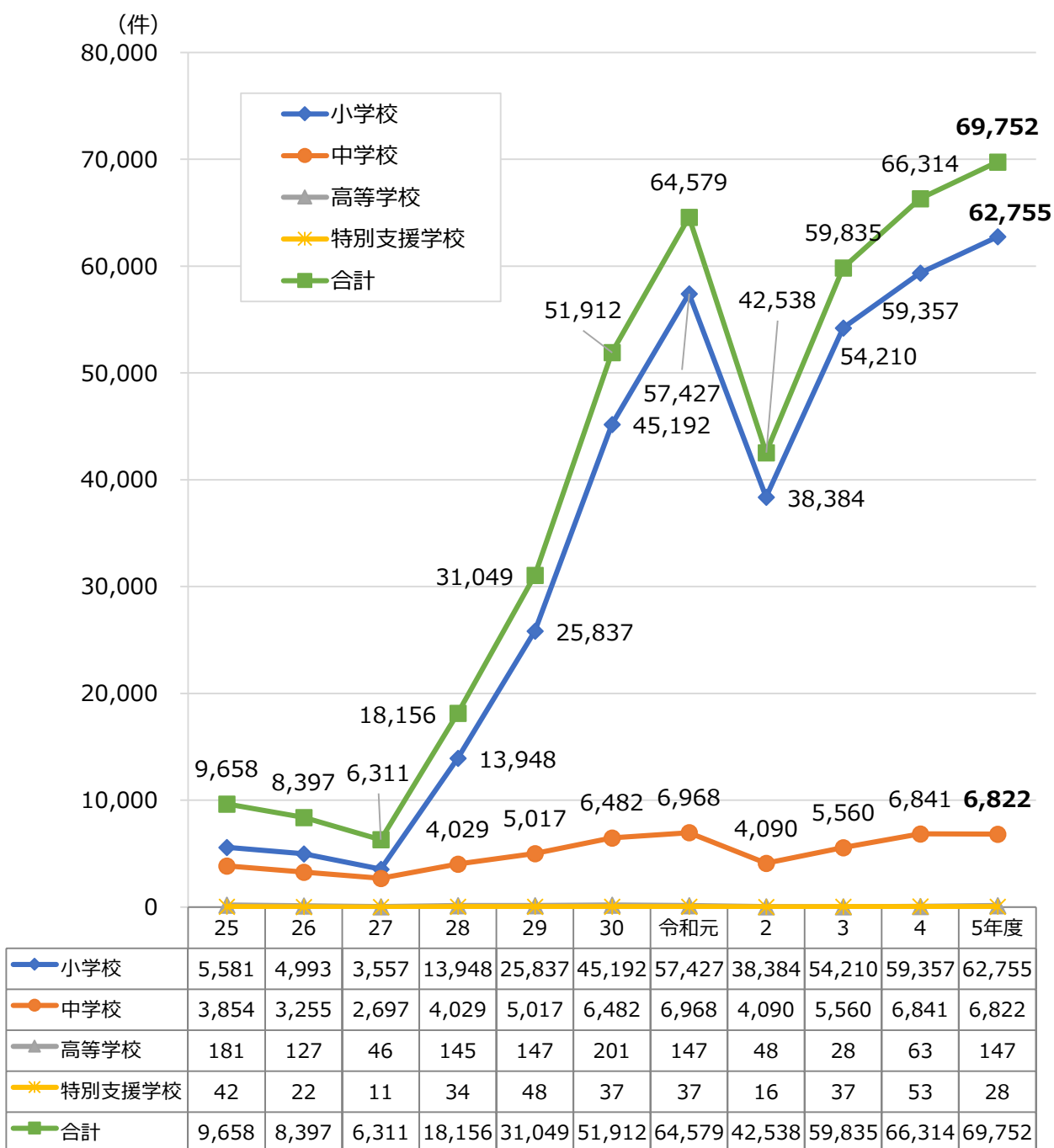


	平成22	27	28	29	30	令和元	3	4	5	6年
小5男	53.54	53.90	54.19	54.34	54.28	53.81	52.85	52.59	52.60	52.65
小5女	54.07	55.25	55.80	56.03	56.00	55.66	54.71	54.40	54.29	53.84
中2男	38.66	39.88	40.67	40.92	41.02	40.54	39.76	40.08	41.18	40.98
中2女	45.78	47.40	48.32	49.01	49.54	49.40	47.38	46.62	47.08	46.47

資料：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」

- 令和5年度の調査によると、都内公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数の合計は、前年度と比べ3,438件の増加となる69,752件であり、小学校及び高等学校において増加し、中学校及び特別支援学校では減少しています。

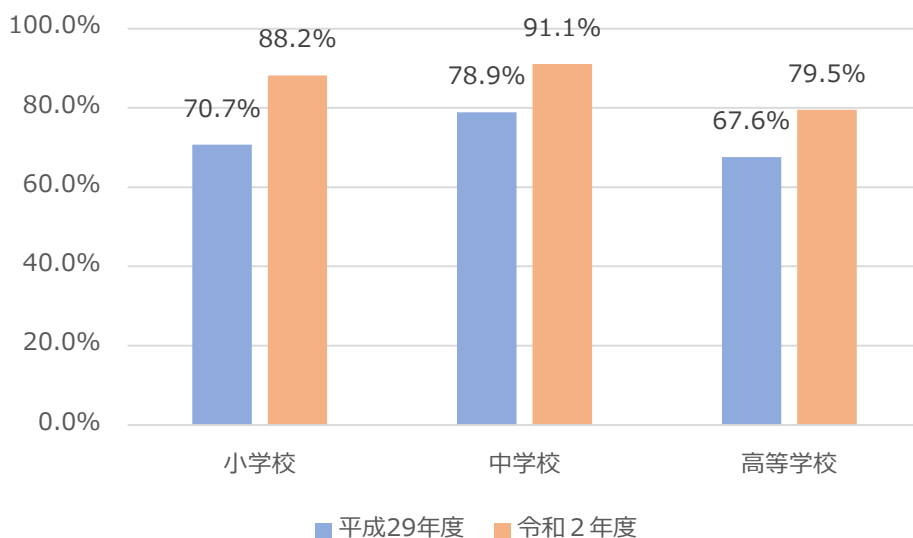
図表 47 いじめ認知件数の推移（東京都）



資料：「『令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』について」

- 東京都の調査によると、都内公立学校が実施した国際交流の実施割合については、平成 29 年度から令和 2 年度までの 4 年間で小学校・中学校・高等学校のいずれの校種においても、実施率が向上しています。

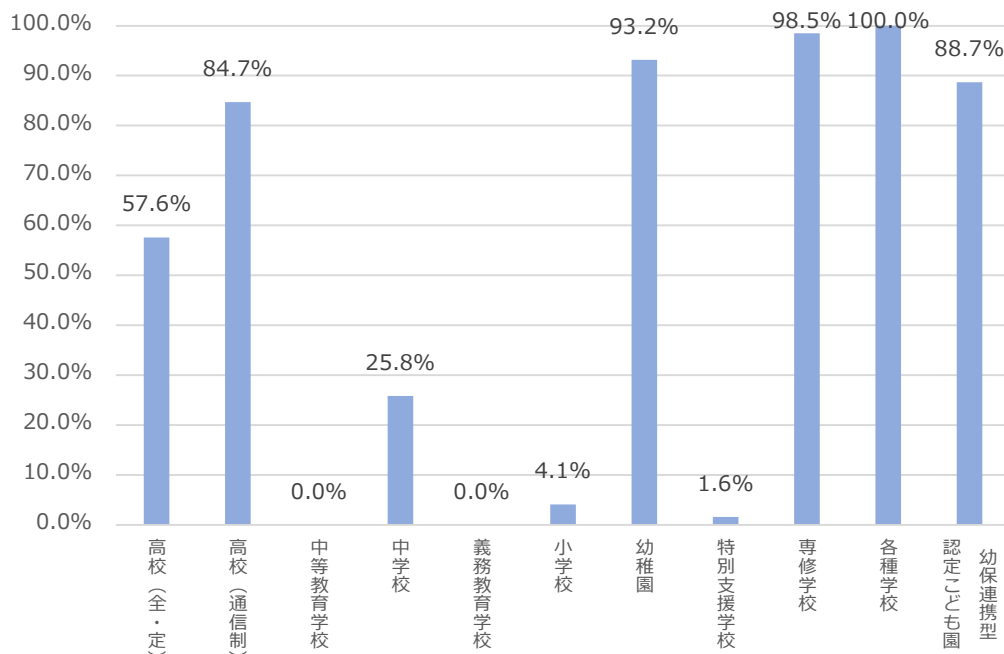
図表 48 都内公立学校における国際交流の実施状況



資料：東京グローバル人材育成指針

- 私立学校に在学する児童・生徒数は、高校（全日制・定時制）では 57.6%、幼稚園では 93.2% を占めており、私立学校は都の公教育の重要な役割を担っています。

図表 49 都内の児童・生徒総数に占める私立学校生徒数の割合（令和 5 年 5 月 1 日現在）



資料：東京都の私学行政

< 現状と課題 >

- 全国学力・学習状況調査において、小学生については全国平均正答率を上回っていない設問もあるため、今後とも、「確かな学力¹」の定着と伸長に取り組む必要があります。
- 子供一人ひとりの学習の進度や興味・関心の度合い、発達の段階等に応じた学びを実現する必要があります。また、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進する必要があります。
- 運動やスポーツへの意識は、学年が上がるにつれて、「体育・保健体育の授業が楽しい」「運動やスポーツをもっとしたい」と「思う」「やや思う」が減少傾向にあります。
- 次代の東京を担う健やかな児童・生徒の育成のため、実効性のある更なる総合的な体力向上施策が必要です。
- 他者を思いやり、自他の生命を尊重する教育を一層推進する必要があります。
- 各学校においては、「東京都いじめ対策推進基本方針」や「東京都教育委員会いじめ総合対策」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処の各段階に応じた具体的な取組を推進していく必要があります。
- 思春期は、心身の様々な変化に直面するとともに、不安や悩みを抱えこみやすい時期です。こうした時期にある子供に対し、適切な健康管理の基礎を培いながら、将来を見据えた健康増進の取組を支援していく必要があります。
- 「使える英語力」を駆使し、自分の意見を伝え議論することで新たな考えを生み出し、国内外の課題を解決していく力を伸ばすための取組を強化することが必要です。
- 子供が「遊び」を通じて、異年齢の子供や家族以外の大人等と関わりながら、多様な経験を積み重ねることによって、実社会で生きる力を育むことを支援していく必要があります。

¹ 知識や技能に加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの

<取組の方向性>

- 全国学力・学習状況調査の結果等を活用した授業改善の一層の推進により、知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成や学びに向かう力・人間性等の涵養を図るとともに、「習熟度別指導ガイドライン」に沿って、児童・生徒一人ひとりの学力向上を図っていきます。
- 運動やスポーツとの多様な関わりを通して、健康で活力に満ちた生活をデザインすることができる児童・生徒を育成するため、総合的な子供の基礎体力向上方策である「TOKYO ACTIVE PLAN for students」を推進します。
- 都独自の東京都道徳教育教材集の活用等により道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進します。
- いじめ問題の解決に向けて、学校全体で組織的に対応するとともに、家庭、地域住民、関係機関等と連携し、取組を確実に実施します。
- 中高生等の思春期特有の健康上の悩みなどに対応するための相談窓口「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぼ）」を設置し、電話・メール・対面での相談を実施するとともに、思春期における、婦人科疾患等に関する相談支援、健康教育、普及啓発を実施する区市町村を支援します。
- ヘルスケアに関する専門的な相談等を実施するため、都立高校等において産婦人科医が、生徒が抱える思春期特有の様々な悩みに対して、養護教諭等と連携し、対面やオンラインにより個別相談を行います。
- 日常的な不安や悩みをチャットで気軽に相談できる「子供・子育てメンター“ギュッとチャット”」を推進することで、子供や子育て家庭の孤独・孤立による不安や悩みの深刻化を予防します。（再掲）
- 区市町村や関係機関等と連携し、児童・生徒を取り巻く様々な問題について、スクールソーシャルワーカーの活用などによる対策を推進します。
- 外国の子供との学びや海外での実体験等を通じて、高度な英語力と豊かな国際感覚を身に付け、世界に羽ばたきグローバルに活躍する人材を育成するための教育環境を整備していきます。
- 建学の精神に基づく特色ある教育活動を実践する私立学校に対し、教育条件の維持向上や保護者の経済的負担の軽減等を目的とした様々な支援を行います。
- 子供が伸び伸びと遊び、他者との交流を通じて多様な体験ができる環境づくりに向け、ハード・ソフトの両面から取組を推進します。
- 子供の体験活動を実施する区市町村の支援を通じて、子供が社会を生き抜く上で必要となる基礎的な能力を育成します。また、区市町村における学校外の体験活動の創出を促し、全ての子供が多様な体験活動にチャレンジできる環境を整備します。

■「未来の東京」に生きる子供の姿、東京の目指す教育



資料：東京都教育庁ビジョン（第5次）

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
146	地域スポーツクラブ中間支援組織事業等	スポーツ推進本部	子供から大人まで、幅広い世代の都民が生涯にわたってスポーツに親しむ機会を拡大するため、地域住民自らが主体となって運営する地域スポーツクラブの設立・育成を支援する。
147	総合的な子供の基礎体力向上方策の推進	教育庁	子供の体力向上の方向性を示し、総合的な子供の基礎体力向上方策を推進する。 具体的には、東京都統一体力テストの全校実施、体力向上や健康教育の研究指定校における実践研究等により、体力向上を図る。
148	学校 2020 レガシー	教育庁	学校はオリンピック・パラリンピック教育で培ったネットワークや家庭・地域との連携を生かした体験活動を「学校 2020 レガシー」として、共生社会の形成に向けた取組を継続していく。
149	「学びに向かう力等に関する意識調査」の作成・配布とそれに基づく授業改善の実施	教育庁	児童・生徒の学力向上を図るため、次の取組を実施する。 ○「学びに向かう力等に関する意識調査」の作成・配布 ○保護者向け資料の作成・配布 ○授業改善推進拠点校を設置し、全都へ効果的な授業改善の方法等の発信 ○基礎的な学習内容を習得するための教材である「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフトの活用による、基礎的・基本的な事項の定着 ○「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて策定したガイドラインに基づき、効果的な習熟度別指導を推進
150	校内寺子屋	教育庁	義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、個に応じた学習を支援するため、外部人材を活用している。「学力向上研究校」として10校を指定し、平成30年度からは、指定校を30校に拡充して実施する。
151	都立専門高校技能スタンダードの実施	教育庁	専門高校において生徒が身に付けるべき主な技術・技能を示す「都立専門高校技能スタンダード」を活用した取組を全都立専門高校職業学科にて実施し、生徒の専門的な技術・技能の習得を徹底する。
152	理数教育の推進	教育庁	都内全公立小学校を対象とした「小学生科学展」の実施や都内全中学校を対象とした「中学生科学コンテスト」の実施、理数教育重点校の指定など、公立小・中・高校における理数教育を充実し、理数の専門的授業を通じ、科学技術分野に高い関心と知識をもつ児童・生徒を育成する。 東京サイエンスハイスクールの指定などとおして、理数教育を充実させ、科学技術分野に高い関心と知識をもつ児童・生徒を育成する。

番号	事業名	所管局	事業概要
153	道徳教育の推進	教育庁	東京都道徳教育教材集等の活用を図るとともに、公立小・中学校における道徳の授業を保護者、都民及び教員に公開することを通じて、子供たちの豊かな心の育成について、学校・家庭・地域社会が話し合い、連携して道徳教育を推進する。
154	スクールサポーター制度	警視庁	児童・生徒の非行等を防止し、少年の健全育成を推進するため、スクールサポーターを警察署等に配置し、少年の非行・被害防止活動、非行からの立ち直り支援活動、学校等における児童等の安全確保対策、その他少年の健全育成上必要な活動を行う。
155	思春期に係る相談、研修の実施	福祉局	ひきこもりや不登校など、思春期の心の問題に対して、区市町村など地域の関係機関が連携して的確な対応を図られるよう、精神保健福祉センターは次のような技術的な支援を行う。 ・思春期・青年期の専門相談の実施 ・学校等の関係機関向けの事例検討会（研修）や、家族向けの家族講座の開催
156	HIV／エイズ・性感染症の予防啓発、相談・検査の実施	保健医療局	都民のHIV／エイズや性感染症への理解を促進し予防を推進するため、パンフレット等を作成して保健所等で配布するとともに、東京都新宿東口検査・相談室、東京都多摩地域検査・相談室や保健所において、HIV検査・性感染症検査や相談を行う。
157	◆ 小児インフルエンザワクチン任意接種補助事業	保健医療局	子育て支援の観点から、2回接種が必要な13歳未満の方の負担軽減のため、任意接種に係る費用の一部を区市町村を通じて補助する。
158	ユースヘルスクエア普及啓発事業	子供政策連携室	思春期に知っておきたい健康管理情報を若者目線で発信するホームページを構築し、ユースヘルスクエアの普及啓発を推進する。
159	東京ユースヘルスクエア推進事業	福祉局	中高生等の思春期特有の健康上の悩みなどに対応するための相談窓口を設置するとともに、思春期における、婦人科疾患等に関する相談支援・健康教育・普及啓発を実施する区市町村を支援
160	◆ 都立高校等における産婦人科医を活用したユースヘルスクエア事業	教育庁	都立高校等において、産婦人科医が、生徒が抱える思春期特有の様々な悩みに対して、養護教諭等と連携し、対面やオンラインにより個別相談を行います。
161	子供の遊び場等整備事業	子供政策連携室	子供の意見を踏まえながら、プレーパークやボール遊び場など、地域資源を活用した遊び場等の創出に取り組む区市町村を支援する。
162	◆ <u>子供の未来を育む「体験活動」推進区市町村支援事業（「遊び」特別推進枠）</u>	子供政策連携室	・子供の「遊び」を地域へ拡大・浸透させるため、遊び体験の創出やプレーリーダー等の人材育成、安全対策などに取り組む区市町村を支援する。

番号	事業名	所管局	事業概要
163	◆ <u>子供の「遊び」普及啓発事業</u>	子供政策連携室	・「遊び」の専用 SNS を活用し、子供の「遊び」の大切さについて、分かりやすく親しみを感じる発信を行うとともに、子供と一緒に楽しみながら参加できる企画を実施することで、地域社会の理解を促進する。 ・「東京都こどもホームページ」において、楽しみながら「遊び」に興味を持てるようコンテンツを充実する。
164	◆ <u>子供の未来を育む「体験活動」推進区市町村支援事業（「体験活動」推進枠）</u>	子供政策連携室	全ての子供が自らの希望に応じて、多様な体験活動にチャレンジできるよう、子供のニーズ等を踏まえ、身近な地域において幅広い分野で子供目線に立った体験活動の創出に取り組む区市町村を支援
165	◆ <u>笑顔と学びの体験活動プロジェクト</u>	教育庁生活文化局	希望する公立学校及び私立学校に対し「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」を実施することで、多くの学校の児童・生徒に多様な体験活動の機会を提供します。
166	◆ <u>都立特別支援学校で移動式冒険遊び場の実施</u>	教育庁	土日の都立特別支援学校の校庭等を活用し、冒険遊び場を実施
167	20歳未満の喫煙防止対策	保健医療局	20歳未満の喫煙防止及び受動喫煙の健康影響防止を推進するため、次の事業を展開する。 < 20歳未満の喫煙防止 > ○小中高生用副教材やホームページ等において、20歳未満の者や胎児・妊産婦への喫煙・受動喫煙防止に関する啓発を実施 ○小中高生を対象に20歳未満喫煙防止ポスターコンクールの実施 ○両親学級等において、喫煙の健康影響等を啓発 < 受動喫煙の健康影響防止 > ○「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」、「東京都受動喫煙防止条例」及び「健康増進法」に基づき、受動喫煙による都民の健康への影響を未然に防止する取組を実施
168	地域における青少年の健全育成	都民安全総合対策本部	青少年の規範意識やコミュニケーション力などを育む取組に加え、地域の中で多様性の尊重や受容の意識を育む機会を提供するとともに、区市町村等が実施する青少年の健全育成に向けた取組を推進する。
169	学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進	教育庁	地域全体で子供の教育を支えるためには、学校・家庭・地域・社会が具体的に連携・協働する仕組みを構築する必要がある。このため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」や国の地域学校協働活動推進事業を活用して、各区市町村において、地域全体で子供の教育を支える「地域学校協働本部」の設置を推進し、様々な教育活動に多様な地域人材の活用を促進する。
170	東京都教育の日の設定による地域の協働の推進	教育庁	都民の教育に対する関心を高め、教育について共に考えるため、「東京都教育の日」（11月第1土曜日）を中心として、学校・家庭・地域が協働する取組を推進する。

番号	事業名	所管局	事業概要
171	私立学校への助成	生活文化局	私立学校の教育条件の維持向上、在学する児童生徒に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助する。
172	学校と家庭の連携推進事業	教育庁	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」を学校に配置する。また、児童・生徒や保護者への支援について専門的な助言を行う「スーパーバイザー」を学校に派遣する。
173	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育庁	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、学校だけでは解決できない児童・生徒の問題行動等へ対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして支援を行うスクールソーシャルワーカーを区市町村及び都立学校に配置する。
174	いじめ総合対策推進事業	教育庁	令和3年2月に策定した「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」では、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の各段階に応じた具体的な取組を定めている。各学校においては、いじめ問題の解決に向け、軽微ないじめも見逃さず、学校全体で組織的に対応するとともに、家庭、地域住民、その他の関係者との連携の下、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」に示す取組を確実に実施していく。
175	スクールカウンセラー活用事業	教育庁	いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図るため、児童・生徒の心理に関して、高度に専門的な経験を有する者をスクールカウンセラーとして、都内公立小学校、中学校、高等学校全校に配置している。
176	◆ <u>エデュケーション・アシスタントを活用した小1重点支援事業</u>	教育庁	小学校1年生において、指導上の工夫や学習環境の整備、学級編制の工夫など、児童が安心して学べる取組を推進するため、副担任相当の業務を担うエデュケーション・アシスタントを、1学級に1名配置するモデル事業を実施
177	アドバイザリースタッフ派遣事業	教育庁	アドバイザリースタッフ（臨床心理士等）を学校に派遣し、不登校や集団不適應の悩みをもつ児童・生徒等を支援する。
178	東京都教育相談センター 教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン	教育庁	いじめ問題に悩む児童・生徒やその保護者等からの相談について、年間を通じて24時間体制で受け付け、相談者の心のケアや解決に向けた助言を行う。

番号	事業名	所管局	事業概要
179	防災教育の推進	教育庁 生活文化局	防災教育デジタル教材「防災ノート」の活用による学校と家庭が一体となった防災教育の充実等を通じ、自らを守り、身近な人を助け、地域に貢献できる人材を育成する。 また、国立・私立学校においては、防災教育デジタル教材「防災ノート」の情報提供や、各学校の防災力向上のための取組に対し支援を行う。
180	JETプログラムによる外国人英語指導者等の配置	教育庁 生活文化局	JETプログラムを活用し、全都立高等学校学等に英語等指導助手を配置する（夜間定時制単独校を除く）。 外国語教育の充実を図るため、JETプログラムを活用する私立中学校、高等学校に対し、その経費の一部を補助する。
181	海外留学支援事業	教育庁 生活文化局	【教育庁・次世代リーダー育成道場】 都立高校生等を対象に、将来、様々な場面や分野で活躍し、日本や東京の未来を担う次代のリーダーを輩出するため、事前研修や約1年間の留学、事後研修を通して、海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神、課題解決能力等を育成する。 【生活文化局・海外留学推進補助】 私立高校生の留学に伴う経済的負担を軽減し海外留学を促進するため、私立高校が行う留学に参加する生徒に対し、その経費の一部を補助する。
182	私立学校教員海外派遣研修事業費補助	生活文化局	世界で活躍するグローバル人材育成のため、指導力向上を目的に、私立学校が教員を海外研修に派遣した場合にその経費の一部を補助する。
183	私立高等学校外部検定試験料補助	生活文化局	私立高等学校が、在籍する生徒の英語力向上を目的として外部検定試験（高等学校における英語教育レベルを満たし「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能を総合的に測定でき、学校が教育活動の一環として外部検定試験実施団体に対して団体受験を申し込むもの）を実施する場合、当該試験に係る経費を補助する。
184	都立国際高校での国際バカロレアの取組	教育庁	都立国際高校のパカロレアコースにおいて、国際バカロレアのディプロマ・プログラムによる授業を展開し、国際的に認められる大学入学資格（フルディプロマ）の取得や、それを用いた海外大学進学を支援する。
185	「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の活用による、児童・生徒の英語学習の意欲向上	教育庁	小学生から高校生までを主な対象とし、体験的で実践的な学習を通じて、英語を使用する楽しさや必要性を体感し、英語学習の意欲を自ら向上させることを目的に、民間事業者とともにT O K Y O G L O B A L G A T E W A Yを開設する。児童・生徒8人につき1人のイングリッシュ・スピーカーが常に付き添い、海外の日常生活シーンや文化、ビジネス、国際貢献などの多彩な内容を、英語漬けで体験する。 また、令和5年1月から、多摩地域に同様の施設を開設し、運営している。

番号	事業名	所管局	事業概要
再掲	子供家庭支援区市町村包括補助事業（先駆的事业・選択事業・一般事業）	福祉局	Nº 1 参照
再掲	性と健康の相談センター事業	福祉局	Nº 2 参照
再掲	子供・子育てメンター事業	子供政策連携室	Nº25 参照
再掲	子供家庭支援センター事業 ＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	Nº58 参照
再掲	子供の読書活動の推進	教育庁	Nº90 参照

< 目標を掲げている取組 >

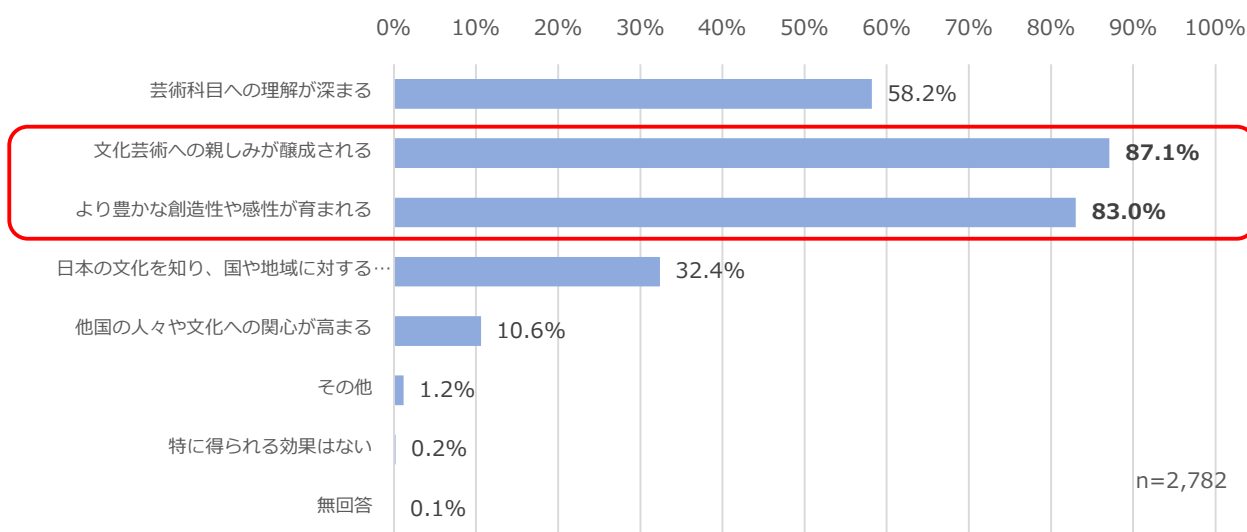
番号	事業名	所管局	目標値（年度の記載ないものは、令和 11 年度末までの目標）	令和 5 年度実績
146	地域スポーツクラブ中間支援組織事業等	スポーツ推進本部	都内全区市町村に設置	57 区市町村 160 クラブ （23 区：80 クラブ、25 市：71 クラブ、4 町：4 クラブ、5 村：5 クラブ）
147	総合的な子供の基礎体力向上方策の推進	教育庁	運動やスポーツとの多様な関わりを通して健康で活力に満ちた生活をデザインすることができる児童・生徒を育成する。等	○東京都統一体力テスト実施...全公立学校対象（2,173 校 967,083 人）・実施報告書配布 ○全国体力・運動能力、運動週間等調査実施

【3 次代を担う人づくりの推進】

< 子供を取り巻く状況 >

- 文化庁の調査によれば、文化芸術活動を通して得られる児童・生徒への効果について尋ねたところ、「文化芸術への親しみが醸成される」「より豊かな創造性や感性が育まれる」の割合が高くなっています。

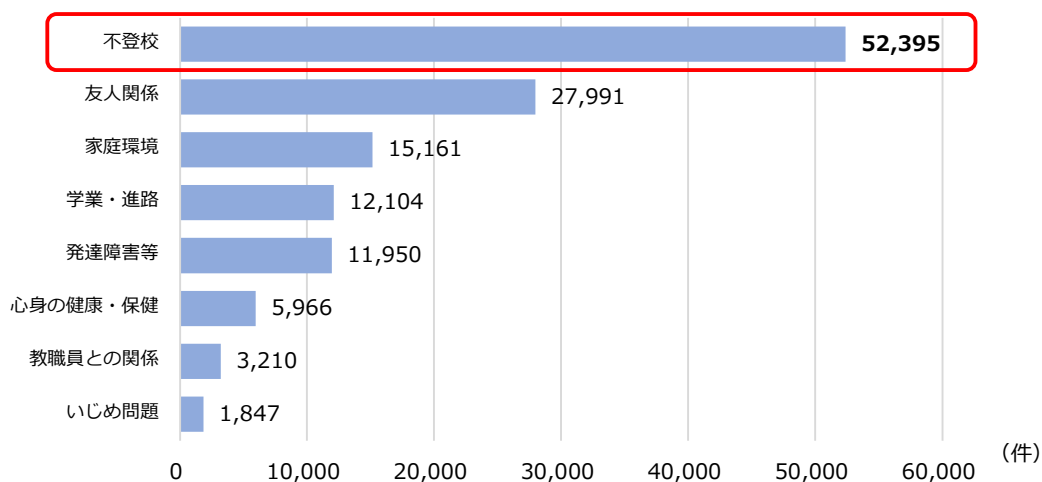
図表 50 文化芸術活動を通して得られる効果



資料：文化庁「令和5年度文化芸術による子供育成推進事業に関する調査研究報告書」

- 令和4年度の東京都では、スクールカウンセラーに相談があった中で最も多かった相談内容は、「不登校」であり52,395件でした。また、次いで多い相談内容は、「友人関係」、「家庭環境」でした。

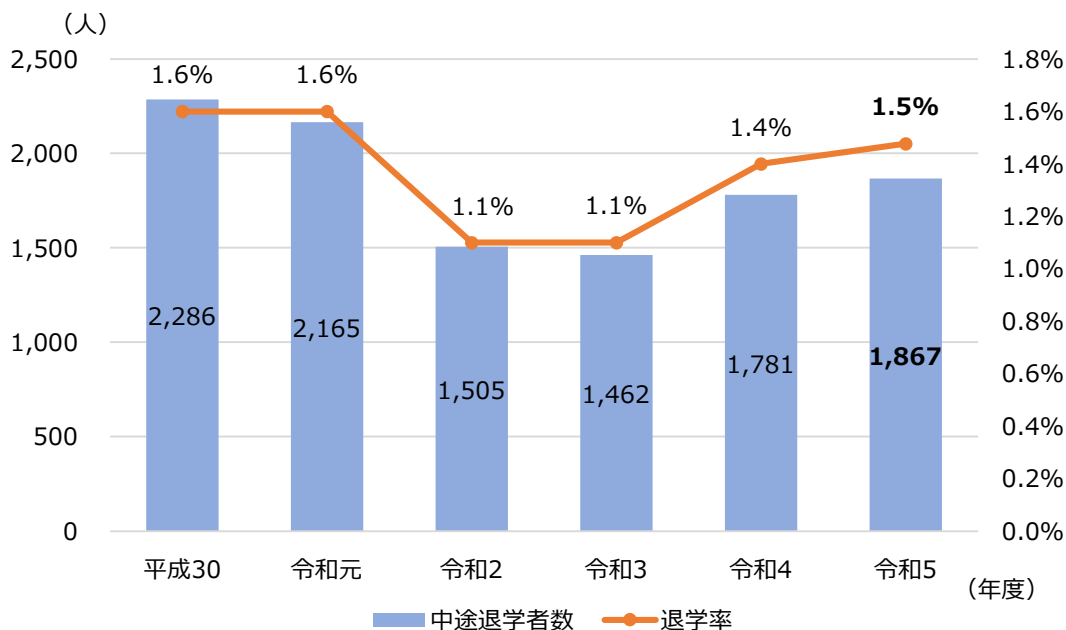
図表 51 スクールカウンセラーへの児童・生徒の相談件数



資料：文部科学省「令和4年度スクールカウンセラー等活用事業」に係る実績調査から東京都公立学校分を抜粋

- 令和5年度の都立高校の中途退学者数は1,867人であり、退学率は1.5%でした。
ここ5年間の退学率は、1.1%から1.6%の間で推移しています。

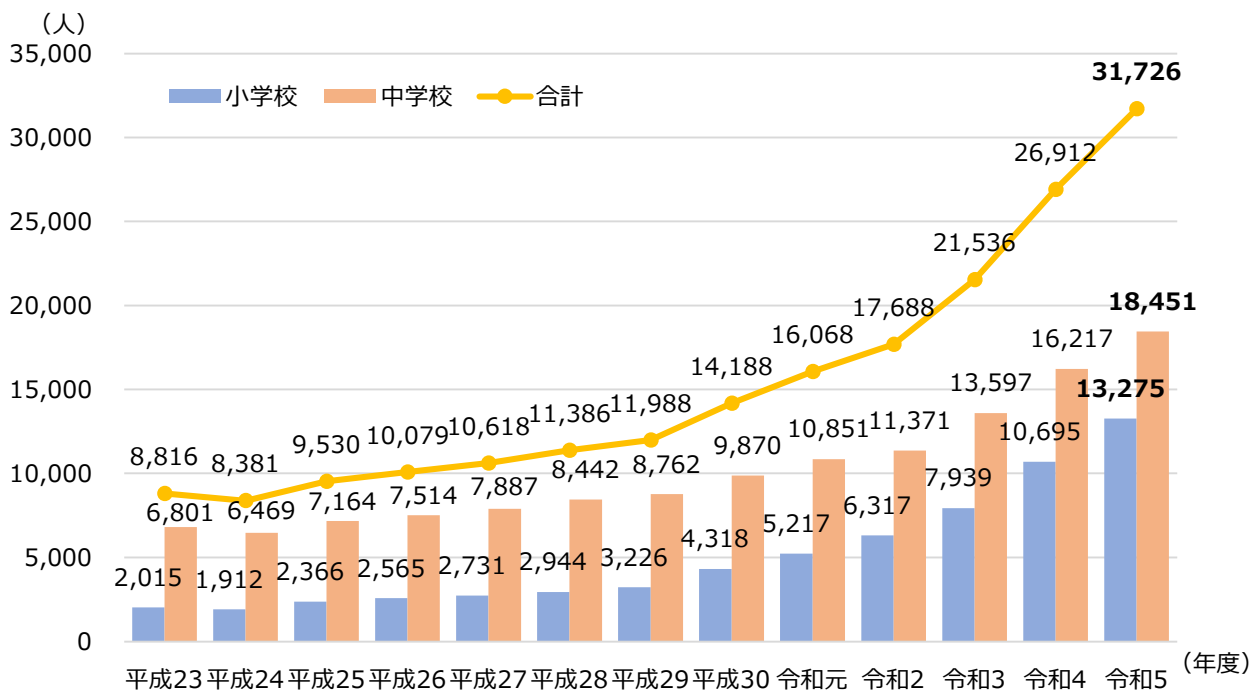
図表 52 都立高校の中途退学者数・中途退学率



資料：東京都教育委員会「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に作成

- 東京都の小中学校における不登校の児童・生徒数は年々上昇傾向であり、令和5年度は小学校で13,275人、中学校で18,451人です。

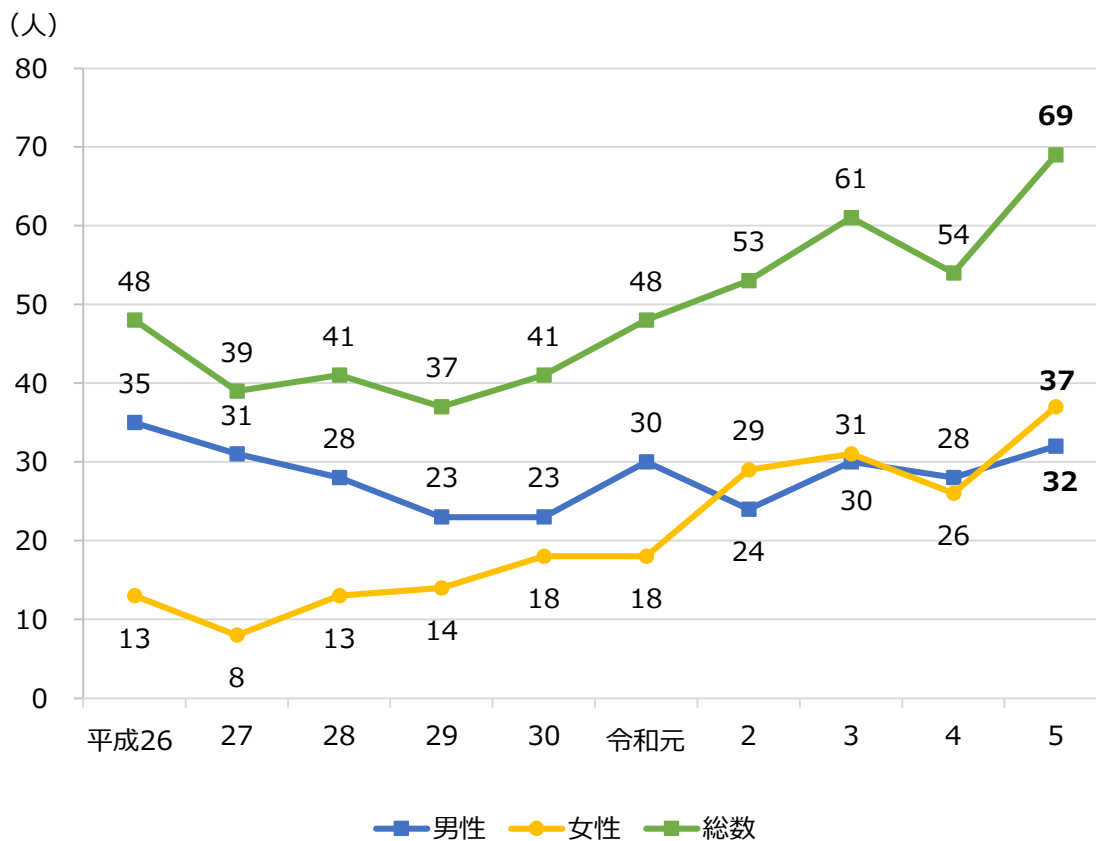
図表 53 不登校の状況にある児童・生徒数



資料：東京都教育委員会「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に作成

- 児童・生徒・学生の自殺者数は増加傾向にあり、令和5年の児童・生徒の自殺者数は69人と、平成26年と比較するとここ10年で約1.4倍の水準となっています。

図表 54 児童・生徒の自殺者数の推移（東京都）



資料：「警察庁『自殺統計』より厚生労働省自殺対策推進室作成」資料に基づき都作成

<現状と課題>

- ひきこもりの状態にある本人や家族一人ひとりの心情に合った、無理のない、受け入れられやすい支援を粘り強く行うことが必要です。また、本人や家族が地域から孤立せず、安心して支援を求めることができるよう、ひきこもりへの正しい理解の促進に向けた普及啓発や情報発信を行う必要があります。
- 子供の豊かな感受性、表現力を育み健全な成長を促す意味で、芸術文化に親しむ機会を増やしていく必要があります。
- 一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた資質・能力の育成、キャリア教育の充実を図る必要があります。
- 学校とのつながりが全くない子供をなくし、一人ひとりの状況に応じた支援を強化する必要があります。また、学校と福祉等の関係機関が協働して支援する体制の一層の充実が必要です。
- また、不登校の児童・生徒や高等学校を中途退学した者が、将来自立して生活することができるようにするため、児童・生徒の実態に応じた長期的な視点による対策を、総合的かつ効果的に推進していくことが求められます。
- 非正規雇用の全てが問題というわけではないものの、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発機会が乏しいなどの課題があります。将来を担う若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できるよう、包括的な支援を行っていく必要があります。
- 児童期は子供が自身の置かれた状況を客観的に捉えることができず、SOSを出すきっかけがつかみづらいことから、虐待や貧困、ヤングケアラー等、家庭内での問題や子供自身の精神状態が顕在化しにくいとされています。また、学校の各段階、学校や社会とのつながりの有無等、支援を必要とする若年層が置かれている状況は異なっており、自殺に追い込まれる事情も様々です。

<取組の方向性>

- 未来を担う子供たちが楽しみながら東京の魅力を感じ、都政への興味・関心を高められるよう、子供の意見やアイデアを取り入れながら、東京都こどもホームページにより、多彩な情報を発信します。
- 社会的自立に困難を抱える若者をはじめ、全ての子供・若者が円滑に社会生活を営むことができるよう、関係機関の連携強化を図り、切れ目のない支援をします。
- ひきこもりの状態にある本人や家族が、安心して一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を受けられるよう、相談支援や都民への普及啓発等を行うとともに、身近な地域において切れ目のない支援体制を整備する区市町村を支援します。
- 未来を担う子供たちが東京の芸術文化を享受し、創造的な才能を育成できるよう支援します。

- 低所得世帯の子供への学習支援や生活習慣・育成環境の改善を行い、家庭の状況にかかわらず本人の希望が尊重され、能力・適性に応じた進路選択の機会を確保できるよう支援します。
- 子供たちが自らの将来像を具体的に描き実現していけるよう、勤労観や職業観を育成する取組を推進していきます。
- 不登校の生じない魅力ある学校づくりによる未然防止を推進するとともに、不登校や高校中途退学の実態を把握し、区市町村や関係機関等との連携による未然防止と子供の社会的自立に向けた取組を推進していきます。
- 不登校児童・生徒の状況に応じた支援を推進するため、チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）の設置、不登校対応巡回教員及び校内別室指導支援員の配置や不登校対応事例データベースの掲載等を展開していきます。
- 学校風土を改善し子供が直面する様々な問題の発生を未然に防ぐ仕組みを構築するため、高等学校・中学校において学校の居心地をより良くするための取組を研究機関等と連携して実施し、科学的なエビデンスに基づいて取組の効果を検証していきます。併せて、小学校を対象としたスキーム等の検討を進めていきます。
- 学校生活になじめず生きづらさを抱える子供が自分らしくありのままで成長できるよう、フリースクール等に通所する小・中学生への支援など、学校外も含めた学び・居場所の選択肢の多様化に向けた取組を推進していきます。
- 不安定雇用を余儀なくされている若者等向けにカウンセリングや各種セミナー、能力開発、職業紹介などの就業支援を実施することにより、正規雇用化を促進します。
- 都として国に先行し、都内区市町村が行う学校給食費の保護者負担軽減に係る取組を支援します。
- 自殺未遂者等を地域の支援や精神科医療につなぐ相談調整窓口には子供サポートチームを設置するほか、学校や地域の支援機関に対し、子供の自殺に対する理解や対応力向上に関する研修を実施するなど、自殺リスクの高い子供への支援を強化します。また、児童・生徒の自殺を防止するため、様々な相談窓口の情報を掲載した普及啓発資材を、学校等を通じて配布します。

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
186	東京都こどもホームページ	子供政策連携室	未来を担う子供たちが楽しみながら東京の魅力を感じ、都政への興味・関心を高められるよう、子供の意見やアイデアを取り入れながら、東京都こどもホームページにより、多彩な情報を発信する。
187	◆ 中高生 Web サイト（仮称）の構築	子供政策連携室	中高生にとっての「都政への玄関口」であるとともに、日常的に利用したくなるコンテンツを盛り込んだ Web サイトについて、中高生の意見を聴きながら構築する。
188	◆ 「職業体験プラットフォーム（仮称）」の構築	子供政策連携室	中高生の政策提案を反映した、中高生と企業・団体とをマッチングする「職業体験プラットフォーム（仮称）」を構築し、多様な職業体験の機会を提供する。
189	ひきこもりに係る支援事業	福祉局	(1) 東京都ひきこもりに係る支援協議会 (2) 都民向け普及啓発・情報発信 (3) 都民に対する相談等支援 (4) 区市町村等に対する支援 (5) 人材育成
190	◆ キッズ・ユース・プロジェクト	生活文化局	子供や若年層を対象として、美術、演劇、音楽などの良質な芸術文化に触れる機会を増やす。
191	中学生の職場体験	教育庁	中学生に社会の一員としての自覚を促し、働くこと、学ぶことの意義に気付かせるために、職場体験に関わる情報提供を行い、都内中学校等における職場体験の円滑な推進を図る。
192	都立高校における人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」の実施	教育庁	教科「奉仕」に道德教育やキャリア教育を加えた新教科「人間と社会」を全都立高校で実施し、人間としての在り方生き方に関する教育を通じて、規範意識と社会貢献意識の向上を図る。
193	勤労観・職業観育成推進プラン	教育庁	高校生の勤労観、職業観を育成するために、国際ロータリーとの連携事業や、技能習得型インターンシップの実施等により、インターンシップの充実・拡大を図る。
194	高等学校「家庭」における保育体験活動の充実	教育庁	都立高校で、生徒が乳幼児への理解をはじめ、親になること、男女が協力して家庭を築くことなどについての理解を深めていくために、生徒が乳幼児と触れ合う保育体験活動や乳幼児の親と交流する活動を充実する。
195	不登校・中途退学対策事業	教育庁	不登校や中途退学の経験のある児童・生徒やその保護者、民間施設等を対象とした実態調査・研究を行い、児童・生徒の社会的自立につながる施策を推進する。
196	都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援事業	教育庁	都立高校における中途退学者及び進路未決定卒業者を次の社会の受け皿に円滑につなげるため、ユースソーシャルワーカーを学校に派遣するとともに、就労支援機関や若者支援機関と連携し、中途退学の未然防止や中途退学者等に対する進路支援等を行う。

番号	事業名	所管局	事業概要
197	◆ <u>チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）設置事業</u>	教育庁	不登校生徒の多様なニーズに対応するため、中学校にチャレンジクラス（不登校対応校内分教室）を設置し、教科等の指導を行う教員を配置するとともに、学習環境の整備等に係る経費を支援
198	◆ <u>不登校対応巡回教員配置事業</u>	教育庁	不登校対応を専門に担う教員が、授業をもたずに複数校を巡回。不登校の未然防止・早期発見・長期化への対応など、校内体制を整備
199	◆ <u>区市町村への不登校対応支援</u>	教育庁	都立学校「自立支援チーム」派遣事業を通じて培ったノウハウを活用し、区市町村のスクールソーシャルワーカーの対応力向上・活用促進を図るため、区市町村連携事業及びガイドラインを踏まえた研修体系の構築を行う。
200	◆ <u>不登校児童・生徒の社会的自立に向けた体験活動プログラム</u>	教育庁	不登校の児童生徒を対象に、学校外の体験活動や異年齢の交流活動を通して、友達づくりや他者理解の機会を提供する「未来きらめきプロジェクト」を実施。また、不登校対応に精通した研究者等による専門家会議を設置し、プログラムに参加した子供及び保護者へのインタビューを行い、プログラム内容を評価・検証する。
201	バーチャル・ラーニング・プラットフォーム	教育庁	不登校児童・生徒への支援や日本語指導が必要な児童・生徒への支援等に活用するため、オンライン（仮想空間）上にプラットフォームを構築し、区市町村等に提供
202	◆ <u>地域における多様な居場所確保事業</u>	福祉局	地域の社会資源を活用し、学校に通うことが難しい児童等の居場所を創出するとともに、保護者や学校関係者等と連携し児童を支援する区市町村に対し補助する。
203	◆ <u>学校の居心地向上検証プロジェクト</u>	子供政策連携室	学校風土を改善し子供が直面する様々な問題の発生を未然に防ぐ仕組みを構築するため、学校の居心地をより良くするための取組を研究機関等と連携して実施し、科学的なエビデンスに基づいて取組の効果を検証する。 また、高等学校・中学校に適用するスキーム等を踏まえ、小学校を対象としたスキーム等を検討する。
204	学齢期の子育ち	子供政策連携室	学校生活になじめず生きづらさを抱える子供が、自分らしくありのままで成長できるよう、フリースクール等の利用者等への支援や都内フリースクール等への支援事業、学校外の多様な学びの調査研究を実施するほか、保護者支援の充実など、不登校対策を重層的に展開する。
205	◆ <u>学校生活になじめない子供を取り巻く実態に関する調査</u>	子供政策連携室	不登校児童生徒の低年齢化が進んでいることを踏まえ、小学生等を対象に不登校の背景や要因を分析するための実態調査を実施
206	性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する取組	生活文化局	性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に対する認知や関心を高めるため、普及啓発を行う。教育機関と連携した実態調査の結果を踏まえ、キッズニア東京と連携した親子向けのイベントや、小学生新聞とのタイアップによる小学生と保護者に対する普及啓発などを実施する。

番号	事業名	所管局	事業概要
207	Girls Meet STEM in Tokyo ～女子中高生向けオフィスツアー～	生活文化局	STEM 分野での女性活躍を推進するため、女子中高生を対象としたオフィスツアーを実施し、将来の自分をしっかりイメージして進路選択することを応援する。
208	地域における若者の自立等支援体制整備事業	都民安全総合対策本部	社会的自立に困難を有する若者のための相談窓口及び居場所の設置や支援事業の新設・拡充など、地域のニーズに応じて若者の支援施策を実施する区市町村を対象に、費用の一部を補助するとともに、区市町村職員向けに情報交換会等を開催し、地域における若者の自立支援体制の整備を促進する。 また、社会的自立に困難を抱える若者やその家族を支援につなげるため、民生・児童委員等の地域支援者向けに講習会を開催する。
209	◆ 困難を抱える若者の意見を聴く仕組みづくり	都民安全総合対策本部	様々な困難を抱える若者の状況を把握し、当事者目線に立った効果的な支援策等の検討に繋げるため、都が直接施設や居場所などに赴き支援団体等と連携しながら若者の声を聴取する。
210	若者総合相談支援事業	都民安全総合対策本部	東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、悩みを抱える若者や、社会的自立に困難を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しする。
211	◆ 若者をサポートするポータルサイト「若ぼた+」の構築・運営	都民安全総合対策本部	令和 6 年度に新ポータルサイト「若ぼた+」を構築し、支援団体相互の連携や支援情報の発信を強化していく。
212	非行少年の立ち直り支援事業	都民安全総合対策本部	非行少年及び少年院出院者をはじめとする非行歴のある少年の立ち直りを支援するため、立ち直り支援に携わる支援者を対象としたガイドブックの作成・配布や研修会の開催、保護観察対象少年の会計年度任用職員としての雇用、非行の入口ともいわれる子供の万引き防止対策に取り組む。
213	生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援	福祉局	貧困の連鎖を防止するため、低所得世帯の子供を対象として、学習支援に加え、居場所の提供や進路相談等を行う。
214	受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉局	学習塾等の受講費用並びに高等学校及び大学等の受験費用を捻出できない低所得世帯に対して、これらの費用に必要な資金を貸し付けることにより、低所得世帯の子供を支援する。※令和 4 年度より収入要件を緩和し、対象を拡大
215	東京都立大学等の授業料実質無償化	総務局	教育費の負担軽減を図るため、国に先駆け都立大、産技大及び都立産技高専において授業料を実質無償化（R6 年度から）※R7 年度から国の制度改正により、多子世帯の学生（大学学部生及び高専 4 年生以上）は、生計維持者の住所にかかわらず授業料を全額免除

番号	事業名	所管局	事業概要
216	被保護者自立促進事業	福祉局	生活保護法による被保護者に対して、その自立支援に要する経費の一部を支給し、もって本人及び世帯の自立の助長を図る。※このうち、次世代育成支援のメニューとして、小学1年生～高校3年生の学習環境整備支援費（塾代）、大学等進学支援費（大学等受験料）等を補助している。
217	若年者の雇用就業支援事業（東京しごとセンター事業）	産業労働局	進路決定前の時期に、高校生の就業意識を醸成する啓発講座を、学校の要望に沿って実施することで、将来の安定就労の一助とする。 東京しごとセンターにおいて、若年フリーター向けに、きめ細かなカウンセリングや各種セミナー、職業紹介を行うとともに、若者と企業の出会いの場の提供等の事業を実施する。また、早期の就職促進を図るため、職業意識の啓発や、基礎的ビジネスマナー等の習得を図るための講座を実施する。
218	若年者能力開発訓練	産業労働局	30歳未満の無業者・フリーター等で主に中卒者、高校中退者を対象として、職業に必要な技能・知識に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練を実施することで、若年者の就業を支援する。 訓練カリキュラムに複数の業種の内容を取り入れることにより、多様な職業を理解させ、自己の適性にあった就業先の業種が選択できるようにする訓練を実施している。
219	◆ 東京都自殺相談ダイヤル～ここといのちのほっとライン～	保健医療局	自殺防止専用の相談電話を設置し、自殺の悩みを抱える人の相談に応じるとともに、各分野の専門相談機関と連携し、相談者への支援を行う。
220	◆ ここといのちの相談・支援東京ネットワーク	保健医療局	自殺の背景には様々な問題があるため、自殺の危険性の高い人が、悩みに応じた適切な相談・支援を受けられるよう、相談機関・関係団体によるネットワークを構築している。
221	◆ 自殺予防のための人材育成（ゲートキーパー養成）	保健医療局	自殺の危険性の高い人の早期発見・対応を図るため、職場や地域などで自殺の危険を示すサインに気づき支援する役割が期待される人材を養成する。
222	◆ SNS 自殺相談	保健医療局	若年層に対する自殺対策を強化するため、SNSを活用した自殺相談を実施する。
223	◆ 東京都自殺未遂者対応地域連携支援事業～東京都ここといのちのサポートネット～	保健医療局	救急医療機関に搬送された自殺未遂者の自殺再企図を防止するために、相談・支援窓口を設置し、地域の医療・保健・福祉など必要な支援につなげる。
224	◆ 「SOSの出し方に関する教育」の推進	教育庁	（１）教材等を活用したSOSの出し方に関する教育 ○児童・生徒向け動画の作成及び教職員向け研修動画の作成を周知 （２）全ての子どもたちを対象としたSOSの出し方に関する教育 ○校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時などに、全ての子どもを対象に毎年度繰り返し実施

番号	事業名	所管局	事業概要
225	◆ 授業料免除制度（都立高等学校等）	教育庁	都立高等学校等に在学する生徒のうち、所得要件により高等学校等就学支援金又は高等学校等学び直し支援金の対象とならない世帯に対して、授業料を全額免除する。
226	◆ 東京都公立学校給食費負担軽減事業	教育庁	学校給食費の在り方は全国共通の課題であり、本来は、国の責任と財源において無償化を進めていくべきものである。都として国に先行し、都内区市町村が行う学校給食費の保護者負担軽減に係る取組を支援する。
227	◆ 小・中学校における不登校対応	教育庁	不登校児童・生徒の状況に応じた支援を推進するため、以下の施策を展開する。 ○校内別室指導支援員配置事業 ○不登校対応事例データベース
228	◆ 個人融資「まなび」	産業労働局	中小企業従業員の生活の安定に資するため、従業員ご本人及びその扶養親族の方の教育・リスキリング費用（入学金、授業料、受講料など）を、保証料全額都負担で融資する。

< 目標を掲げている取組 >

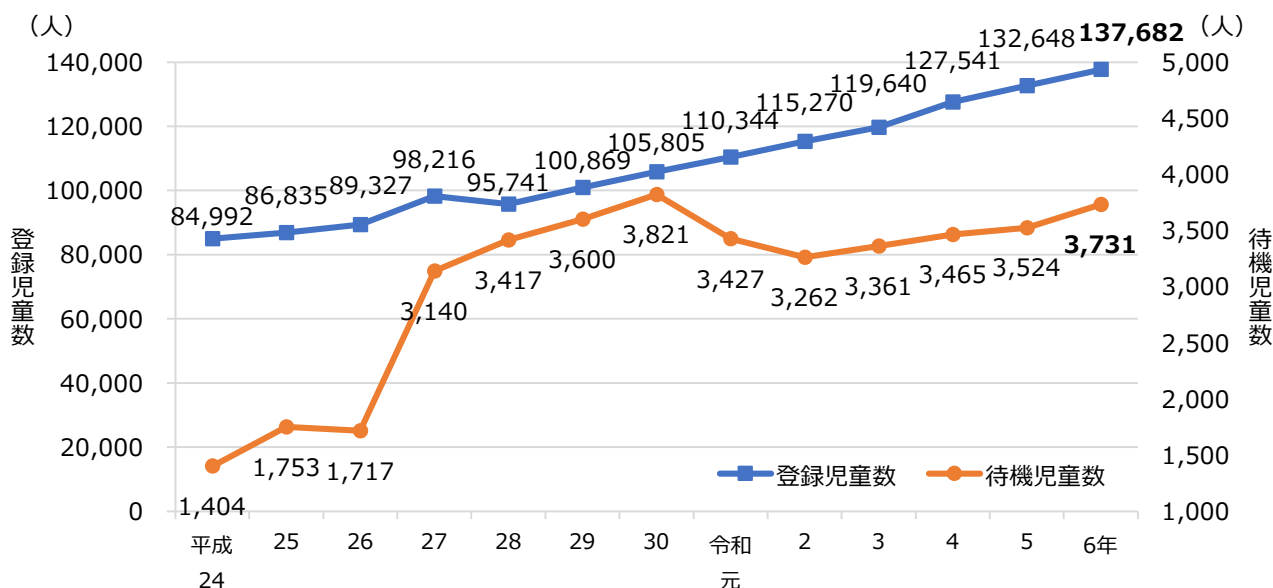
番号	事業名	所管局	目標値（年度の記載ないものは、令和11年度末までの目標）	令和5年度実績
213	生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援	福祉局	62 区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	○区市における実施状況（令和5年度） 48 区市（23 区 25 市） ○西多摩福祉事務所における支援対象者（在籍者）数 64 名（R4 年 3 月時点） ○大島支庁における支援対象者（在籍者）数 66 名（R4 年 3 月時点） ○八丈支庁における支援対象者（在籍者）数 51 名（R4 年 3 月時点）

【4 子供の居場所づくり】

< 子供の居場所を取り巻く状況 >

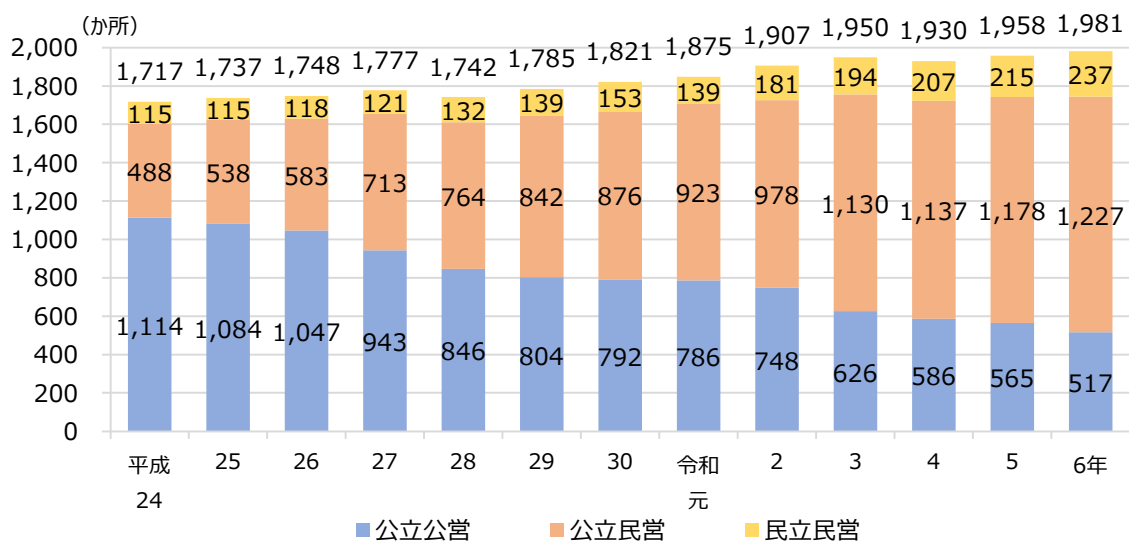
- 学童クラブ事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に安心して遊び、生活できる場所を確保する事業です。児童福祉法の改正に伴い、各区市町村は学童クラブの設備及び運営の基準について、省令で定める基準を踏まえて条例を制定し、各クラブはその条例に基づいて運営されています。
- 学童クラブの設置数、登録児童数はいずれも近年増加傾向にありますが、利用申込みをしたが学童クラブに登録できなかった児童（待機児童）も発生しています。

図表 55 学童クラブ登録児童数と待機児童数の推移（各年 5 月 1 日現在、令和 2 年のみ 7 月 1 日現在）



資料：東京都福祉局

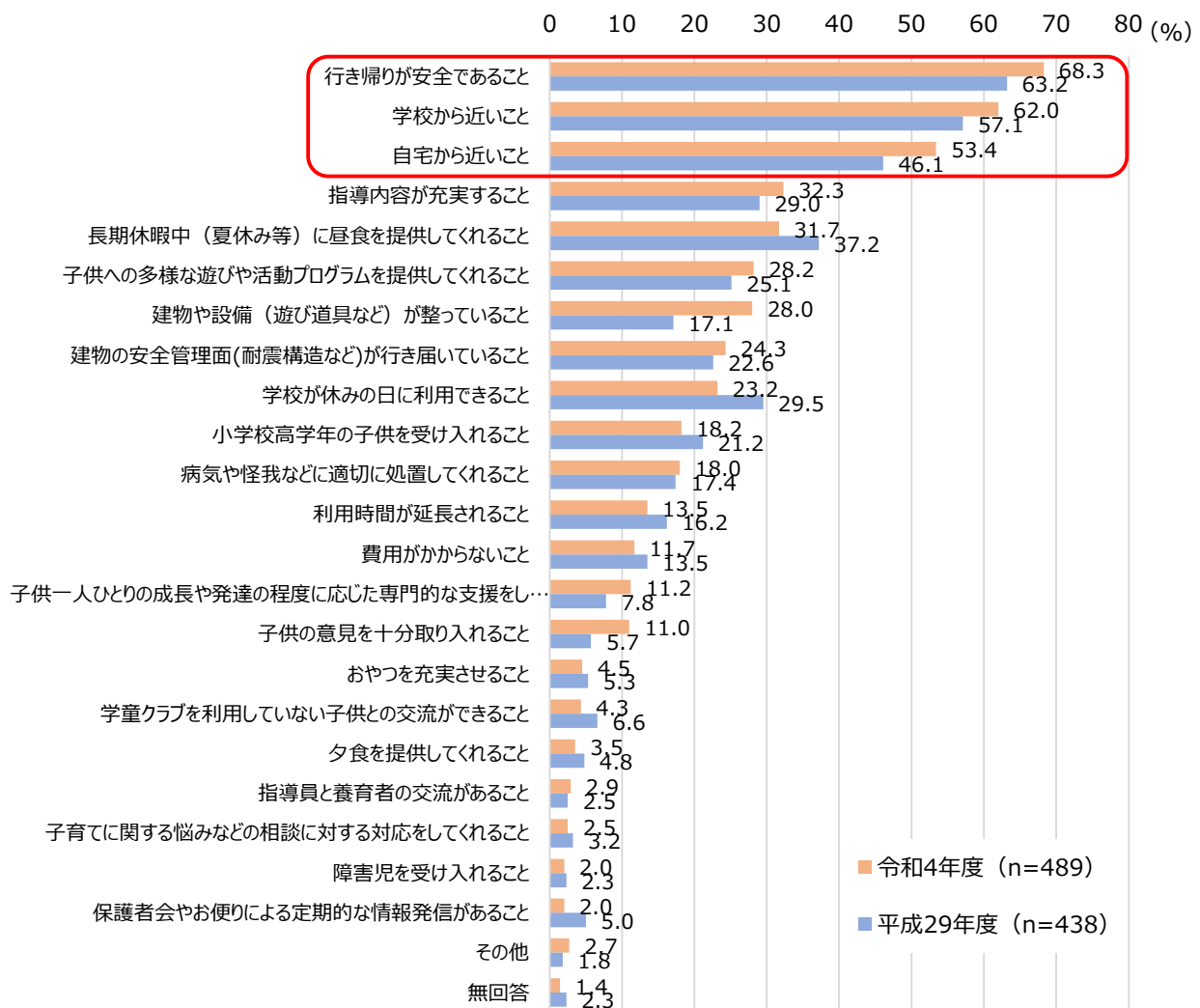
図表 56 学童クラブ設置数（各年 5 月 1 日現在、令和 2 年のみ 7 月 1 日現在）



資料：東京都福祉局

- 学童クラブを利用するに当たって望むこととして、「行き帰りが安全であること」「学校から近いこと」「自宅から近いこと」が高くなっています。

図表 57 学童クラブを利用するに当たって望むこと



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和4年度）

- 放課後の子供たちの居場所としては、学童クラブのほか、教育部門が行う放課後子供教室があります。放課後子供教室は、学校等を利用して放課後等の子供の居場所を設け、学習や体験・交流活動を行う事業で、令和5年度には57区市町村1,298か所で実施しています。

図表 58 放課後子供教室の推移

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
教室数（か所） （都立特別支援学校含む。）	1,158	1,200	1,240	1,260	1,272	1,178	1,258	1,292	1,298
区市町村数	55区市町村	55区市町村	55区市町村	55区市町村	55区市町村	55区市町村	56区市町村	57区市町村	57区市町村

資料：東京都教育庁

<現状と課題>

- 学童クラブの利用希望や地域の実情を踏まえて、整備を進める必要があります。
- 放課後の子供たちの安全・安心の確保に対する保護者のニーズが非常に高いことから、移動時のリスクを回避するため、送迎支援や学校内での学童クラブの設置を促進するとともに、学校施設の活用が困難な場合は、学校外において利活用できる空間の確保や施設整備に取り組む必要があります。
- 国は、令和 6 年 12 月に令和 6～7 年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として「放課後児童対策パッケージ 2025」をとりまとめました。親の就労状況に関わらず、全ての子供の安全・安心な居場所の確保を図る観点から、学童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型を推進していく必要があります。
- 子供が安心して過ごせる環境づくりや場の創出を推進する必要があります。
- 子供の居場所を新たにつくっていくことに加え、すでに多くの子供の居場所となっている児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、子供にとってよりよい居場所となるよう取り組む必要があります。
- 保護者の働き方の多様化等により、放課後だけでなく、学校始業前の子供の居場所に対するニーズが拡大しています。

<取組の方向性>

- 児童館について、乳幼児から中高校生世代までの多様な年齢層の子供の居場所としての機能・役割の強化を図るため、好事例を収集し、区市町村への情報提供などを通して、遊びを通じた児童の健全育成を推進するほか、児童館ガイドラインの内容を区市町村に周知します。
- 学童クラブについて、区市町村が利用者のニーズを的確に把握し、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準や放課後児童クラブ運営指針を踏まえつつ、子供たちの放課後の居場所を確保できるよう支援します。
- 放課後子供教室の活動プログラムに参加し多様な体験ができること、地域のボランティア及び異年齢児との交流が図られること等の効果があるため、学童クラブと放課後子供教室との校内交流型の実施や、共同プログラムの企画・実施を推進します。
- また、依然として高いニーズに対応するため、地域の実情に応じて整備を進める区市町村を支援し、令和 11 年度までに学童クラブの登録児童数 17,400 人増を目指します。

<学童クラブ登録児童数見込み> 各年 5 月 1 日現在の対前年の登録児童増加数

令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和10年	令和11年
<u>3,400人</u>	<u>4,000人</u>	<u>4,000人</u>	<u>3,000人</u>	<u>3,000人</u>

- さらに、「学童クラブ待機児童解消区市町村支援事業」により、学童クラブの整備促進、多様な居場所づくり、利用実態の適正化を支援し、令和 9 年度末までの待機児童の解消を目指します。
- あわせて、子供と保護者のニーズに応える、多様なサービスを提供する認証学童クラブ制度を都独自に創設します。
- 認証学童クラブ制度では、国基準を上回る放課後児童支援員の配置や、保護者の多様な働き方に合わせた開所時間の設定などの基準を定め、学童クラブの質の向上を支援し、区市町村と連携して早期の認証化を目指します。
- 学童クラブにおける医療的ケア児や重度心身障害児等の受入れに必要な人材の配置や送迎支援を行うことにより、医療的ケア児等の放課後や長期休暇等における居場所を確保し、保護者が子育てと仕事を両立して、安心して働くことができるよう支援します。
- 認証保育所における児童の受け入れやベビーシッターによる一時預かりにより、放課後における小学生の居場所のさらなる充実を図ります。
- 放課後児童支援員の適切な配置及びその資質の向上に向け、研修を実施します。
- 放課後子供教室の実施を推進するとともに、教室運営の従事者について、研修等により資質の向上を図ります。
- 子供が気軽に立ち寄ることができ、食事の提供や学習支援等を行う居場所（拠点）を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。
- 地域の子供への食事や交流の場を提供する子供食堂について、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援します。
- 子供食堂の開催に加え、配食や宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる子供食堂の取組を支援します。
- 学校始業前に小学校を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、企業や NPO 等の協力を得て、校庭等で自由遊びやスポーツ等を提供する区市町村を支援します。

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
229	シニア世代・シニア予備群を活用した中高生の居場所・学び・遊び支援事業	福祉局	児童館において、中高生世代向けの講習会の講師や見守りボランティアとして、シニア世代・シニア予備群の力を活用し、中高生の放課後の居場所の充実に取り組む区市町村を支援することで、児童の健全育成の推進を図る。
230	学童クラブ運営費補助事業	福祉局	就業などにより、保護者が昼間いない小学生の健全な育成を図るために、区市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の供給体制の整備を支援していく。開所日数、障害児受入、放課後児童支援員のキャリアアップ等の取組に加算を設け、地域のニーズに応じた取組を支援する。 都型学童クラブ事業においては、開所時間の延長や常勤職員を配置することなどにより、学童クラブのサービス向上を図る。
231	学童クラブの設置促進	福祉局	既存施設を活用して、学童クラブ事業を新たに実施するための改修及び設備の整備等を行う事業に対する補助を実施することで、学童クラブの設置を促進する。
232	学童クラブにおける医療的ケア児等受入推進事業	福祉局	医療的ケア児や重度心身障害児等の受入に必要となる人材の配置や送迎支援を行うことにより、医療的ケア児等の放課後や長期休暇等における居場所を確保し、保護者が子育てと仕事を両立して、安心して働くことができるよう支援する。
233	◆ <u>東京都認証学童クラブ事業</u>	福祉局	学童クラブにおける子供の最善の利益を考慮した育成支援の推進や保護者のニーズにこたえる多様なサービス提供するため、都独自の新たな運営基準を創設し、運営基準に基づく運営費補助により、学童クラブの質の向上を図る。
234	◆ <u>学童クラブ待機児童解消区市町村支援事業</u>	福祉局	既存施設等を活用した多様な居場所づくりを支援することにより、学童クラブにおける待機児童の解消を図る。
235	◆ <u>学童クラブにおける人材確保事業</u>	福祉局	就職相談会を実施するなど学童クラブにおける人材確保を推進する。
236	児童館等整備費補助	福祉局	児童に健全な遊びを与えて、健康を増進し、又は情操を豊かにするために、児童館及び学童クラブの整備を行う区市町村の取組を支援する。

番号	事業名	所管局	事業概要
237	放課後児童支援員資質向上研修・認定資格研修	福祉局	○学童クラブに従事しようとする者に、業務遂行における基本的な考え方や心得、必要最低限の知識・技能を習得させることを目的として、放課後児童支援員認定資格研修を実施する。 ○放課後児童支援員であって、一定の勤務経験を有する者に対して、必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行い、放課後児童支援員の資質の向上を図ることを目的として、放課後児童支援員資質向上研修を実施する。
238	放課後居場所緊急対策事業	福祉局	学童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、児童館、公民館等の既存の社会資源を活用することにより、放課後に子供の安全・安心な居場所を提供する。
239	放課後子供教室	教育庁	すべての子供を対象として、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、文化・スポーツ活動、地域住民との交流の機会を提供することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する。
240	◆ <u>朝の子供の居場所づくり</u>	教育庁	学校始業前に小学校を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、企業やNPO等の協力を得て、校庭等で自由遊びやスポーツ等を提供する区市町村を支援する。
241	児童館支援事業	福祉局	児童館等について、区市町村への情報提供や職員の資質の向上を図るための研修を実施することにより、遊びを通じた児童の健全育成を図る。
242	子供の居場所創設事業	福祉局	子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場所」（拠点）を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援する。
243	◆ <u>子供若者シェルター・相談支援事業</u>	福祉局	家庭等に居場所がない子供・若者が、そのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（子供若者シェルター）を確保する取組に対して支援する。
244	子供食堂推進事業	福祉局	子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援するとともに、子供食堂の開催に加え、配食や宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる子供食堂の取組を支援する。
再掲	東京みんなでサロン事業	住宅政策本部	Nº83 参照
再掲	ベビーシッター利用支援事業	福祉局	Nº106 参照

< 目標を掲げている取組 >

番号	事業名	所管局	目標値（年度の記載ないものは、令和 11 年度末までの目標）	令和 5 年度実績
230	学童クラブ運営費補助事業	福祉局	令和 11 年 5 月時点 登録児童数 17,400 人増 （令和 6 年 5 月比）	登録児童数 132,648 人 （令和 5 年 5 月 1 日現在）
231	学童クラブの設置促進	福祉局		1,958 か所（令和 5 年 5 月 1 日現在） 余裕教室等を活用した学童クラブの 整備 161 か所
232	学童クラブにおける医療的ケア 児等受入推進事業	福祉局		4 区市（墨田区、 渋谷区、杉並区 及び調布市）
234	<u>学童クラブ待機児童解消区 市町村支援事業</u>	福祉局		—
236	児童館等整備費補助	福祉局		○児童館 （創設）1 施設 （改築）7 施設 （大規模改修） 6 施設 ○学童クラブ （創設）23 クラブ （改築）33 クラブ （大規模修繕） 7 クラブ
233	<u>東京都認証学童クラブ事業</u>	福祉局	区市町村と連携して早期の認証化 を目指す	—

コラム：中原児童センター～館長にモノ申す会～（品川区）

■中原児童センターについて

- 品川区の児童センターは、児童の健全育成を目的にした児童福祉法による児童厚生施設で、0～18歳の児童や子育て世帯等を対象としています。区内には25の児童センターがあり、中原児童センターはそのうちの一つです。
- 中原児童センターは現在改築工事中のため仮設で運営していますが、50年以上の歴史がある施設で、ニューボラ相談室や乳幼児親子専用スペース、図書室、遊戯室、防音設備の整った音楽スタジオなど、幅広い年代や多様なニーズに応じた居場所作りを行っています。
- また、地域の様々な職業の方から円座になって話を聞く「キャリアデザイン講座」を実施するなど、子供たちの将来につながる取組も行われています。音響や照明設備の使用方法を学ぶ機会もあり、それをきっかけに職業に就いた卒業生が中原児童センターに来て教えてくれるなど、交流が図られています。



（中原児童センターのチラシ）

■館長にモノ申す会とは？

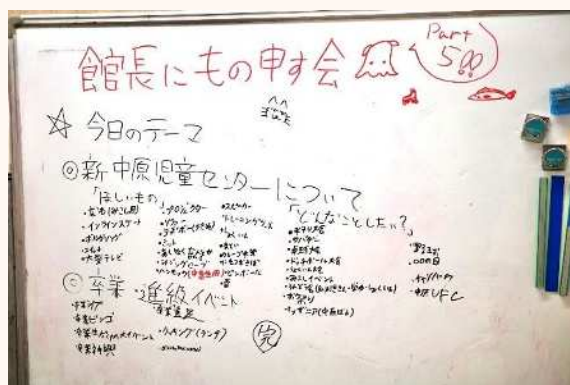
- 中原児童センターでは、子供の意見を取り入れた環境づくりや運営、居場所としての定着を目的として「館長にモノ申す会」を2、3か月に1回程度実施し、子供が意見を述べる場を提供しています。
- 「館長にモノ申す会」では、館長、職員、子供たちがテーブルを囲んでテーマについて話し合います。館長や職員は話し合いを主導するのではなく、子供たちを中心に、進行をサポートしています。
- これまで様々な子供の意見を実現してきており、「幼児とふれあうイベントをしたい」という意見から「あそぼうスタッフ」という、小学3年生以上がスタッフとして登録して、乳幼児親子と一緒に遊ぶ取組が行われています。登録する子供は事前に職員から講習を受けて安全面等に配慮するなど、必要に応じて職員がサポートし、子供たちの意見を実現しています。
- 子供たちの意見を聴くだけで終わらせず、「館長にモノ申す会」で出た意見を具現化していることで、子供たちからもさらに意見が出てくるなど、好循環が生まれています。

■新しい中原児童センターの開設に向けて

- 2月の「館長にモノ申す会」のテーマは、令和7年8月に開設予定の新しい中原児童センターについて、「ほしいもの」と「どんなことをしたいか」。また、卒業・進級シーズンを控えた時期ということもあり、イベント実施についても話し合いました。
- この日は、7名が参加し、活発な話し合いが行われました。まず、館長から新しい中原児童センターの図面が示されると、早速、ほしいものややりたいことが次々と挙げられていきます。現在は仮設で運動できるスペースが限られていることもあってか、スポーツ関連の用品がほしいという意見や、運動会をやりたいたいといった意見が多く出ました。
- ジムを作りたいという意見に対しては、館長も面白いかもしれないねと、トレーニンググッズの導入など考えてみようと言が進んでいきました。
- 館長や職員は、子供たちの意見を否定せず、全て受け止めていました。また、「こういうのはどうかな？」といったように、さらに意見を拡げるようなサポートをしていました。
- 最後に館長から、「できること、できないことがあるかもしれないけど、みんなの意見を職員みんなで共有します」という言葉があり、終了となりました。



(話し合いの様子)



(話し合い後のホワイトボード)

- 子供たちの意見は、館長や職員にこれをやってほしい、こうしてほしいというよりも、自分たちでこれがやりたい、こうしていきたいという意見が多く出されていました。
- 回数を重ねていることや日頃の関係性の構築もあり、子供たち同士、また、館長や職員に対してでも、気兼ねなく、自分の意見を言える雰囲気が醸成されており、活気にあふれた話し合いの場となっていました。

(取材：東京都)

コラム：東京都認証学童クラブ事業

■検討経過

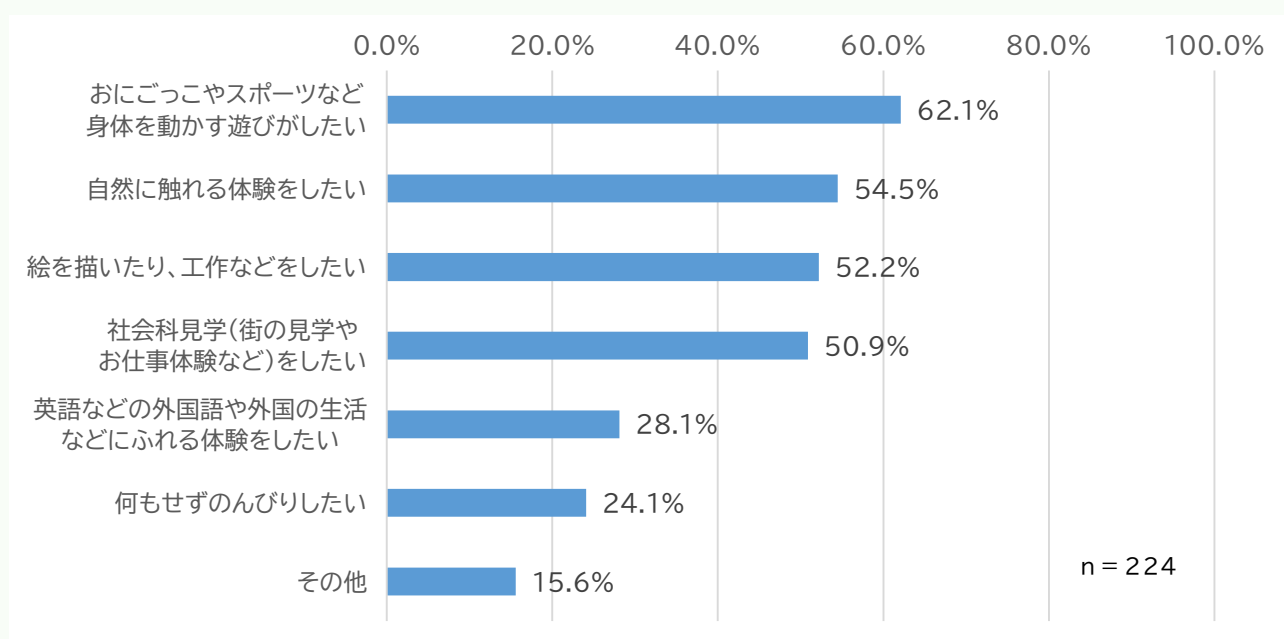
- 東京都認証学童クラブ制度創設に向けた専門委員会を設置し、子供の自主性、社会性及び創造性をはぐくむとともに、保護者のニーズに応じた多様なサービスを提供し学童クラブの充実が図られるよう、設備運営基準を上回る都独自の新たな運営基準による認証制度の創設に向けて検討を行いました。
- 令和6年12月には、東京都認証学童クラブ制度創設に向けた専門委員会の中で行われた東京都認証学童クラブ制度の運営基準に関する議論をとりまとめました。
- 「東京都認証学童クラブ制度の運営基準に関する議論のとりまとめ」では、認証学童クラブ制度の方向性として、以下の3点が示されました。
 - ・ 子供の最善の利益を考慮した育成支援の推進
 - ・ 保護者のニーズに応える多様なサービスを提供
 - ・ 民間事業者の参入を促進し、待機児童解消にも寄与

■こども都庁モニターアンケート結果（抜粋）

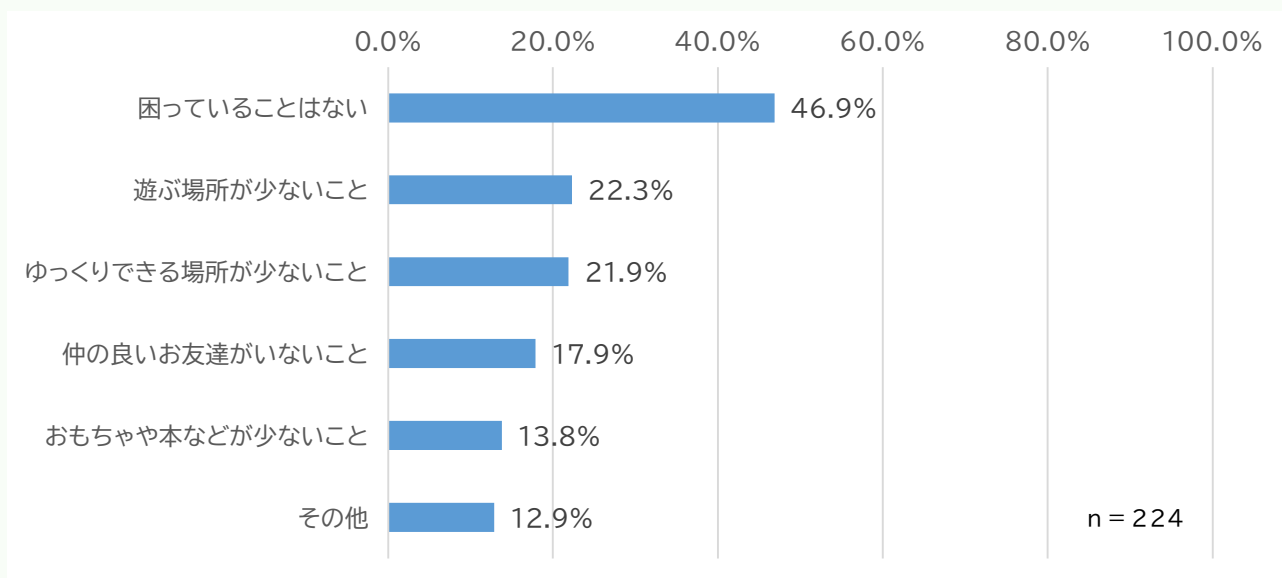
- 令和6年6月、こども都庁モニターアンケートを活用し、子供たちから学童クラブに関してアンケートを行いました。

【アンケート結果（抜粋）】

学童クラブがより楽しくなるために、やりたいこと（やりたかったこと）は？



学童クラブの生活で困ること（困ったこと）はありますか？



※ n=224…学童クラブに通っている、又は以前通っていた児童

■東京都認証学童クラブの特徴

- 東京都認証学童クラブには、以下のような特徴があります。
- ・ 国の基準を上回る職員体制や専用スペースの面積等の確保により、きめ細やかな支援が受けられ、子供が安心して過ごすことができます。
- ・ 子供の意見を踏まえた多様な遊びや体験活動が充実します。
- ・ 昼食提供、午後7時までの開所、土曜日開所など、保護者ニーズを踏まえたサービスを提供します。

【目標 4】

子供の貧困の解消に向けた対策の推進

- 1 子供の貧困を取り巻く状況
- 2 教育の支援
- 3 生活の安定に資するための支援
- 4 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- 5 経済的支援
- 6 必要な支援の利用を促す取組

子供の貧困を解消し、貧困による困難を、子供たちが強いられることがないような社会をつくっていく必要があります。

教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援の四つを柱に、福祉、教育、就労など様々な分野の関係機関と連携しながら、子供の貧困対策を総合的に進めていきます。

全ての子供が、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組めます。

【1 子供の貧困を取り巻く状況】

（国の動向）

- 令和6年6月、超党派の議員立法による「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。
- 今回の改正においては、こども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められました。
- また、目的や基本理念の充実等が図られ、こども大綱の記述を踏まえて、「目的」及び「基本理念」において、解消すべき「こどもの貧困」が具体化されました。
- 「目的」には、児童の権利に関する条約に加えて、日本国憲法第25条その他の基本的人権に関する規定、こども基本法にのっとりことが追記されました。
- 「基本理念」には、こどもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことが明記されました。

（子供の貧困の状況）

- 「相対的貧困率」は、国民一人当たりの可処分所得を高い順に並べ、その中央値の半分に満たない人の割合を言います。令和３年の相対的貧困率は15.4%で、うち17歳以下の子供の貧困率は11.5%となっています。
- また、18歳未満の子供がいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の相対的貧困率をみると、令和３年は10.6%となっています。そのうち、大人が2人以上いる世帯は8.6%であるのに対し、大人が1人の世帯では44.5%と約半数を占め、ひとり親世帯の相対的貧困率が高いことがうかがえます。
- 諸外国との比較では、データが公表されているOECD加盟国の中で相対的貧困率は9番目に高いほか、ひとり親世帯の相対的貧困率は5番目に高くなっています。

図表 59 （参考）相対的貧困率の年次推移（全国）

	平成6年 (1994年)	平成9年 (1997年)	平成12年 (2000年)	平成15年 (2003年)	平成18年 (2006年)	平成21年 (2009年)	平成24年 (2012年)	平成27年 (2015年)	平成30年 (2018年)		令和3年 (2021年)
									旧基準	新基準	新基準
子供がいる現役世帯	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が1人	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
大人が2人以上	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6
相対的貧困率	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
子どもの貧困率	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5

資料：厚生労働省「令和４年 国民生活基礎調査」

（注）相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものをを用いて算出

平成6年の数値は兵庫県を除いたもの

平成27年の数値は熊本県を除いたもの

大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

等価可処分所得金額が不詳の世帯員は除く。

令和３年からは、新基準の数値である。

図表 60 （参考）貧困率の国際比較

相対的貧困率			こどもの貧困率			こどもがいる世帯の貧困率								
						計			大人が一人			大人が二人以上		
順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合
1	アイスランド	4.9	1	フィンランド	2.9	1	フィンランド	3.4	1	デンマーク	9.7	1	フィンランド	2.0
2	チェコ	5.3	2	デンマーク	4.8	2	デンマーク	3.8	2	フィンランド	16.3	2	アイスランド	2.8
3	デンマーク	6.5	3	アイスランド	5.4	2	スイス	3.8	3	アイスランド	18.9	3	デンマーク	3.5
4	フィンランド	6.7	4	スロベニア	6.0	4	アイスランド	4.5	4	ルウエー	23.4	4	チェコ	3.6
5	スロベニア	7.0	5	ノルウェー	6.7	5	スロベニア	5.1	5	ハンガリー	23.5	5	スロベニア	4.0
6	ベルギー	7.3	6	ポーランド	7.1	6	チェコ	5.4	6	ポーランド	23.8	6	スイス	4.1
7	アイルランド	7.7	7	カナダ	7.3	7	ノルウェー	6.7	7	スロベニア	24.5	7	アイルランド	4.5
8	スロバキア	7.8	8	アイルランド	7.4	7	ポーランド	6.7	8	ラトビア	24.8	7	ノルウェー	4.5
9	ノルウェー	7.9	9	チェコ	7.8	9	アイルランド	7.0	9	スウェーデン	25.3	9	ベルギー	5.3
10	オランダ	8.2	10	ベルギー	8.0	10	スウェーデン	7.8	10	ギリシャ	26.8	10	スウェーデン	5.4
11	フランス	8.4	11	スウェーデン	8.8	11	ベルギー	8.0	11	ドイツ	27.2	11	フランス	6.0
12	カナダ	8.6	12	韓国	9.8	12	オーストリア	8.6	12	アイルランド	27.5	12	オランダ	6.3
13	ハンガリー	8.7	13	ハンガリー	10.2	13	ハンガリー	8.8	12	ポルトガル	27.5	13	ポーランド	6.4
14	ポーランド	9.1	14	オランダ	10.3	14	オランダ	8.9	14	イギリス	28.1	14	ドイツ	6.7
15	スウェーデン	9.2	15	エストニア	10.6	15	ラトビア	9.3	15	チェコ	28.4	15	ニュージーランド	7.3
16	オーストリア	9.6	15	ラトビア	10.6	16	エストニア	9.4	16	エストニア	29.1	16	オーストリア	7.5
17	ルクセンブルク	9.8	15	リトアニア	10.6	16	フランス	9.4	16	フランス	29.1	16	エストニア	7.5
18	スイス	9.9	18	スイス	11.4	16	ドイツ	9.4	18	ベルギー	29.5	18	ラトビア	7.6
19	ドイツ	10.9	19	日本	11.5	19	カナダ	9.8	18	オランダ	29.5	19	カナダ	7.7
20	イギリス	11.2	20	フランス	11.7	20	日本	10.6	20	オーストリア	31.0	19	ハンガリー	7.7
21	ニュージーランド	12.4	20	ドイツ	11.7	20	スロバキア	10.6	21	トルコ	31.2	21	日本	8.6
22	オーストラリア	12.6	22	イギリス	11.9	22	ポルトガル	11.1	22	イタリア	33.4	22	オーストラリア	8.8
23	ポルトガル	12.8	23	オーストリア	12.0	23	ニュージーランド	11.3	23	スロバキア	33.6	23	リトアニア	9.5
24	ギリシャ	13.0	24	スロバキア	12.4	24	オーストラリア	11.5	24	イスラエル	33.9	24	ポルトガル	9.7
25	イタリア	13.5	25	オーストラリア	13.3	25	韓国	11.6	25	メキシコ	34.2	25	イギリス	9.9
26	リトアニア	14.1	26	ニュージーランド	14.8	26	イギリス	12.3	26	ルクセンブルク	40.2	26	スロバキア	10.2
27	トルコ	15.0	27	ポルトガル	15.2	27	ギリシャ	13.5	27	スペイン	40.3	27	韓国	10.7
28	韓国	15.3	28	ギリシャ	15.3	28	リトアニア	13.8	28	オーストラリア	41.0	28	ルクセンブルク	12.1
29	日本	15.4	29	ルクセンブルク	15.6	29	ルクセンブルク	14.3	29	リトアニア	41.3	29	ギリシャ	13.2
29	スペイン	15.4	30	イタリア	17.2	30	メキシコ	16.4	30	チリ	42.6	30	アメリカ	14.9
31	エストニア	15.8	31	アメリカ	18.6	31	イタリア	17.2	31	カナダ	44.1	31	メキシコ	15.3
32	アメリカ	16.4	32	メキシコ	19.9	32	スペイン	17.6	32	日本	44.5	32	イタリア	15.8
33	チリ	16.5	33	イスラエル	20.1	33	イスラエル	18.2	33	アメリカ	45.7	33	スペイン	16.4
34	メキシコ	16.6	34	チリ	21.5	34	アメリカ	18.3	34	ニュージーランド	46.1	34	チリ	16.7
35	イスラエル	16.9	35	スペイン	21.8	35	トルコ	18.4	35	コスタリカ	47.4	35	イスラエル	17.7
35	ラトビア	16.9	36	トルコ	22.4	36	チリ	18.9	36	韓国	47.7	36	トルコ	18.2
37	コスタリカ	20.3	37	コスタリカ	27.4	37	コスタリカ	24.3	—	コロンビア	—	37	コスタリカ	22.1
—	コロンビア	—	—	コロンビア	—	—	コロンビア	—	—	スイス	—	—	コロンビア	—
	OECD平均	11.4		OECD平均	12.4		OECD平均	11.0		OECD平均	31.1		OECD平均	9.2

資料：こども家庭庁「こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援の現状について」

（注）「相対的貧困率」及び「こどもの貧困率」の出典は OECD "Income Distribution Database"。「こどもがいる世帯の貧困率」の出典は OECD Family Database "Child poverty"。いずれも 2023 年 7 月 19 日閲覧。

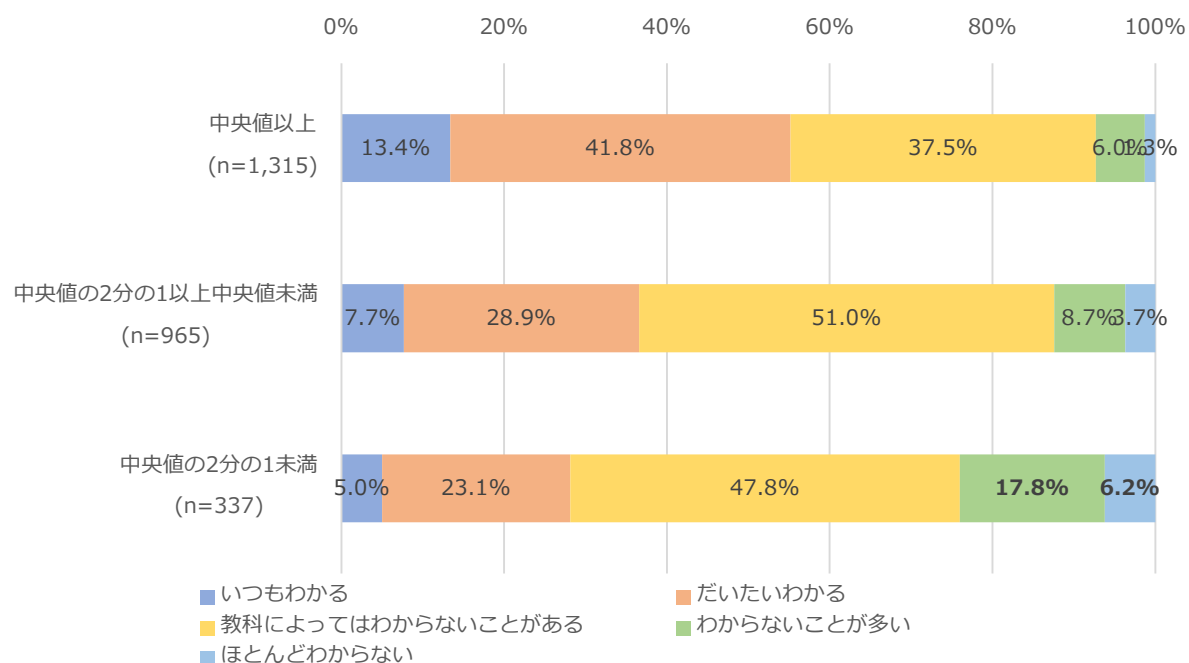
「相対的貧困率」、「こどもの貧困率」及び「こどもがいる世帯の貧困率」の日本の数値は、2022 年国民生活基礎調査（厚生労働省）に基づく 2021 年のデータであり、2015 年に改定された OECD の新たな所得 定義に基づく数値。

「相対的貧困率」及び「こどもの貧困率」のチリ及びアイスランドは 2017 年、デンマーク、フランス、ドイツ、スロバキア、スイス及びトルコは 2019 年、コスタリカ、フィンランド、日本、ノルウェー及びスウェーデン は 2021 年、それ以外の国は 2020 年の数値。コロンビアは数値なし。

「こどもがいる世帯の貧困率」のニュージーランドは 2014 年、オランダは 2016 年、チリ、デンマーク、ハンガリー、アイスランド、スイス及びアメリカは 2017 年、カナダ、ラトビア、スウェーデン及びイギリスは 2019 年、コスタリカは 2020 年、日本は 2021 年、それ以外の国は 2018 年の数値。大人が一人のこどもがいる世帯の貧困率のスイスの数値は OECD データベース上 0 % となっているが、有効な数値が不明なため数値なしとしている。コロンビアは数値なし。各項目の OECD 平均は、37 か国（「こどもがいる世帯の貧困率」の「大人が一人」については 36 か国）の単純平均。

- 内閣府の調査¹では、学校の授業の理解状況について、等価世帯収入の水準別²にみると、「ほとんどわからない」と「わからないことが多い」を合わせた割合は、「中央値の2分の1未満」の世帯では24.0%で、他の世帯と比べて高くなっています。

図表 61 授業の理解状況（等価世帯収入の水準別）



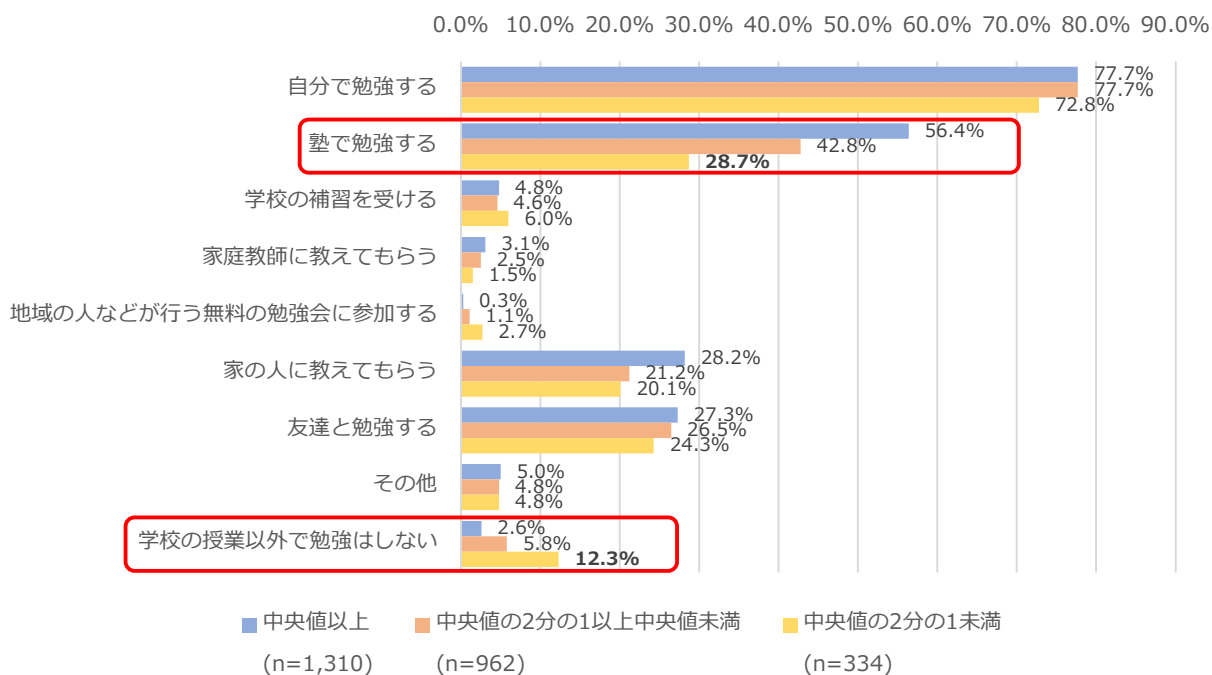
資料：令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書（内閣府）

¹ 調査対象者は全国の中学2年生及びその保護者。標本数は5,000組で、有効回収数は2,715件（組）、有効回収率は54.3%。図表内の「n=〇〇」はその設問についての有効回答者数（集計対象件数）を示している。

² 年間収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする（例えば、「50万円未満」であれば25万円、「50～100万円未満」であれば75万円とする）。なお、「1000万円以上」は1050万円とする。その値を、同居家族の人数の平方根をとったもので除す。この方法で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、さらに、その2分の1未満であるか否かで分類する。

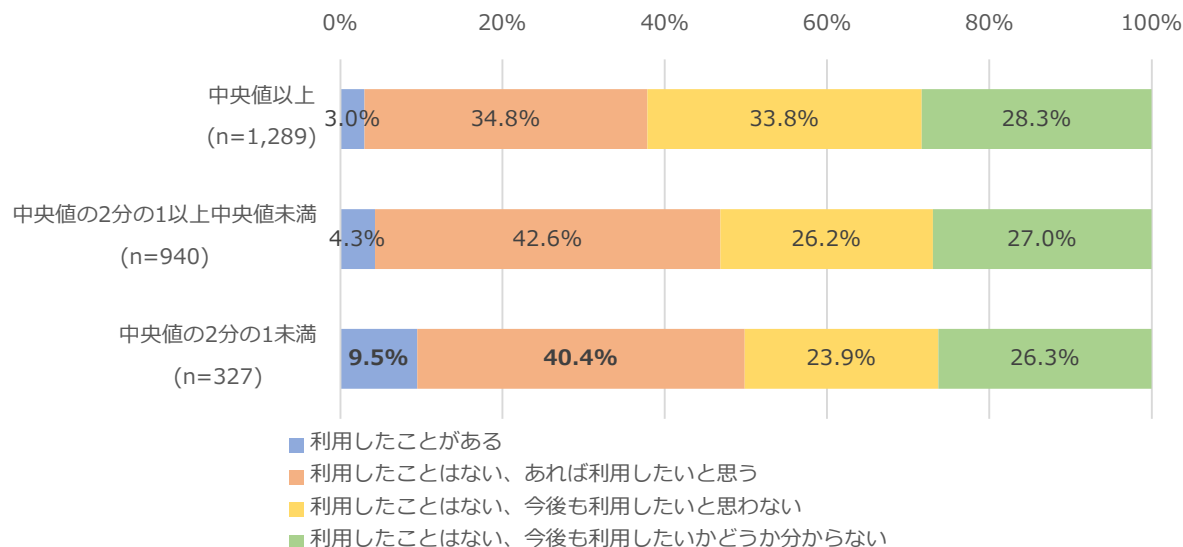
- 内閣府の調査では、学校の授業以外でどのように勉強をしているかについて、等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」の世帯では、「塾で勉強する」が28.7%で、他の世帯と比べて低くなっている一方、「学校の授業以外で勉強はしない」の割合は12.3%で、他の世帯と比べて高くなっています。
- 支援制度・居場所等の利用状況について、「勉強を無料でみてる場所」に関しては、等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」の世帯では「利用したことがある」の割合は9.5%、「あれば利用したいと思う」の割合は40.4%となっています。

図表 62 普段の勉強の仕方（等価世帯収入の水準別）



資料：令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書（内閣府）

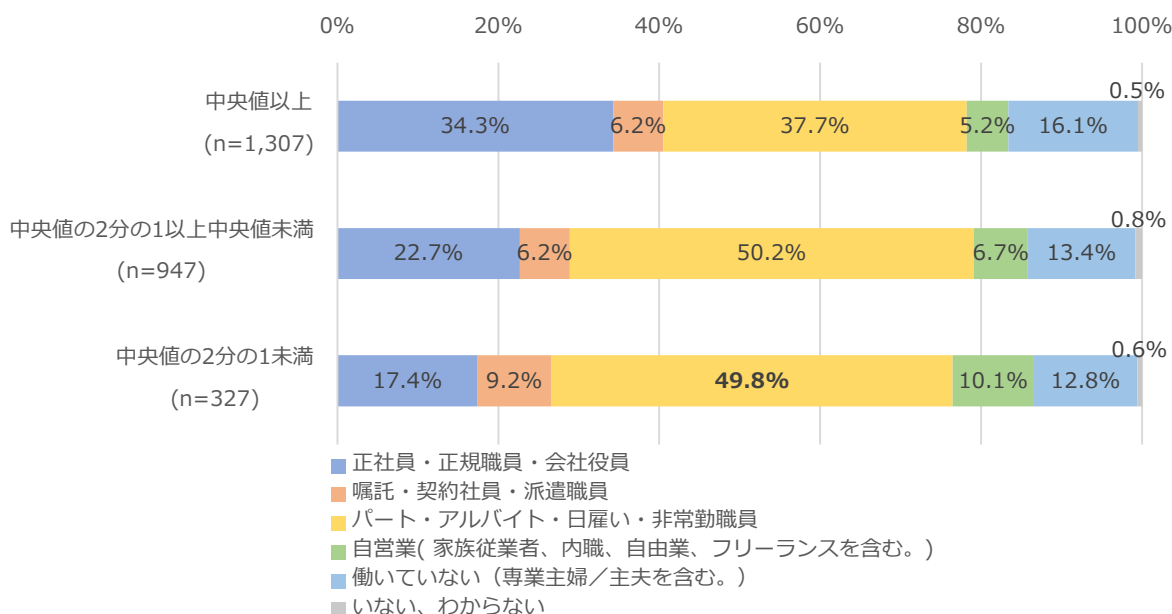
図表 63 支援制度・居場所等の利用状況（勉強を無料でみてる場所）（等価世帯収入の水準別）



資料：令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書（内閣府）

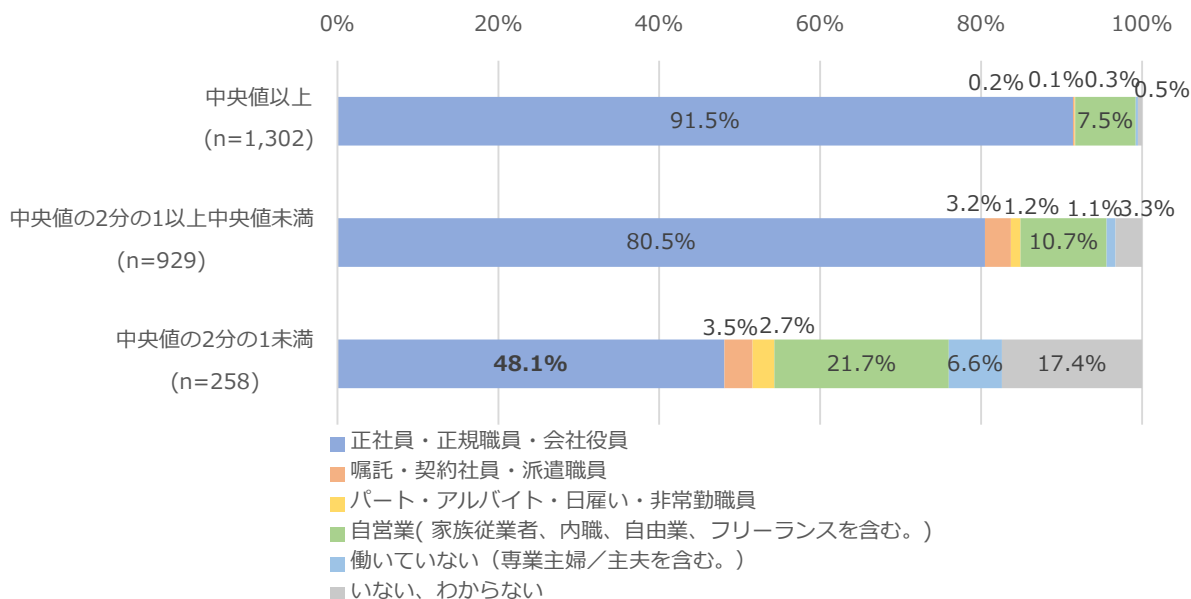
- 内閣府の調査では、母親の就労状況について等価世帯収入の水準別にみると、世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」の世帯では、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が49.8%となっています。
- また、父親の就労状況については、「中央値の2分の1未満」の世帯では「正社員・正規職員・会社役員」が48.1%と他の世帯と比べて低くなっています。

図表 64 母親の就労状況（等価世帯収入の水準別）



資料：令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書（内閣府）

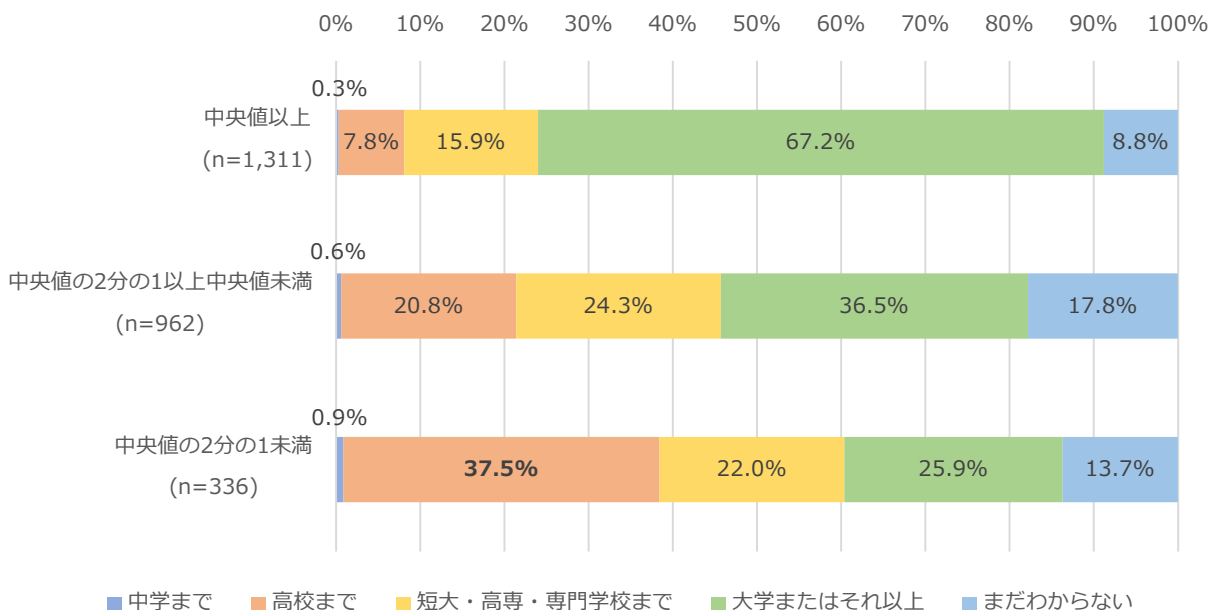
図表 65 父親の就労状況（等価世帯収入の水準別）



資料：令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書（内閣府）

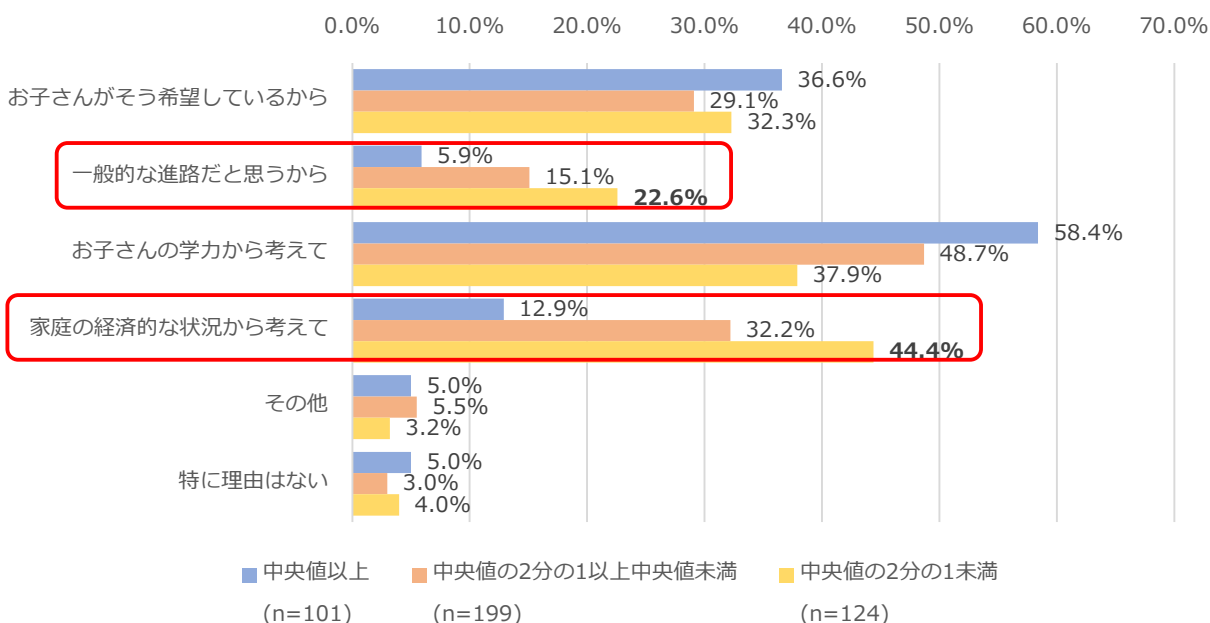
- 内閣府の調査では、子供が将来どの段階まで進学すると思うかについて、等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」の世帯では、「高校まで」の回答割合が37.5%で、他の世帯と比べて高くなっています。
- 「高校まで」と回答した場合の理由を等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」の世帯では、「家庭の経済的な状況から考えて」や「一般的な進路だと思うから」の回答割合が他の世帯と比べて高くなっています。

図表 66 子供の進学段階に関する希望・展望（等価世帯収入の水準別）



資料：令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書（内閣府）

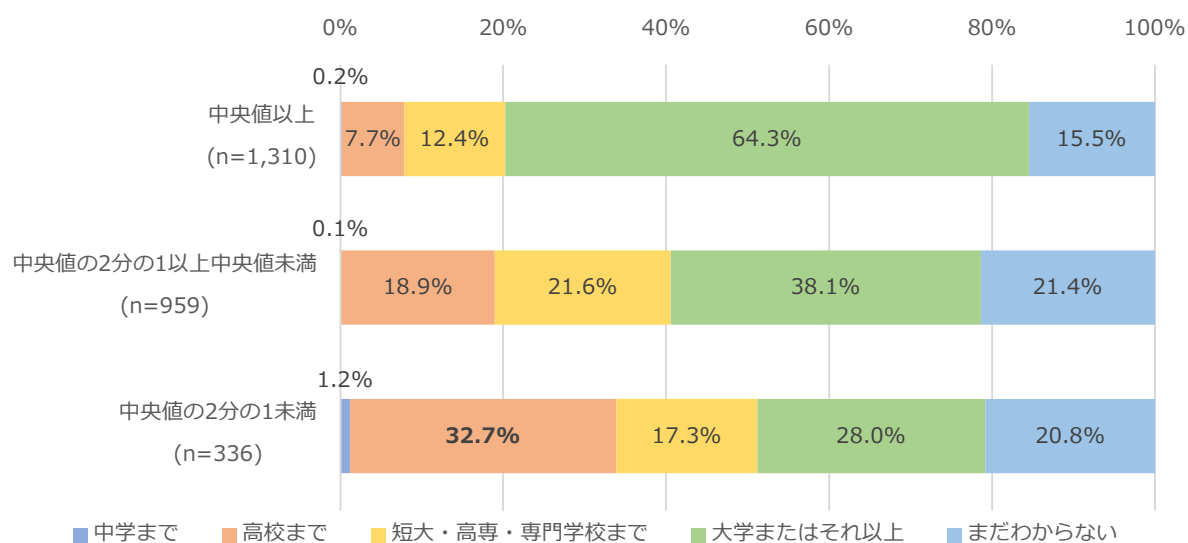
図表 67 進学段階に関する希望・展望について「高校まで」と考える理由（等価世帯収入の水準別）



資料：令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書（内閣府）

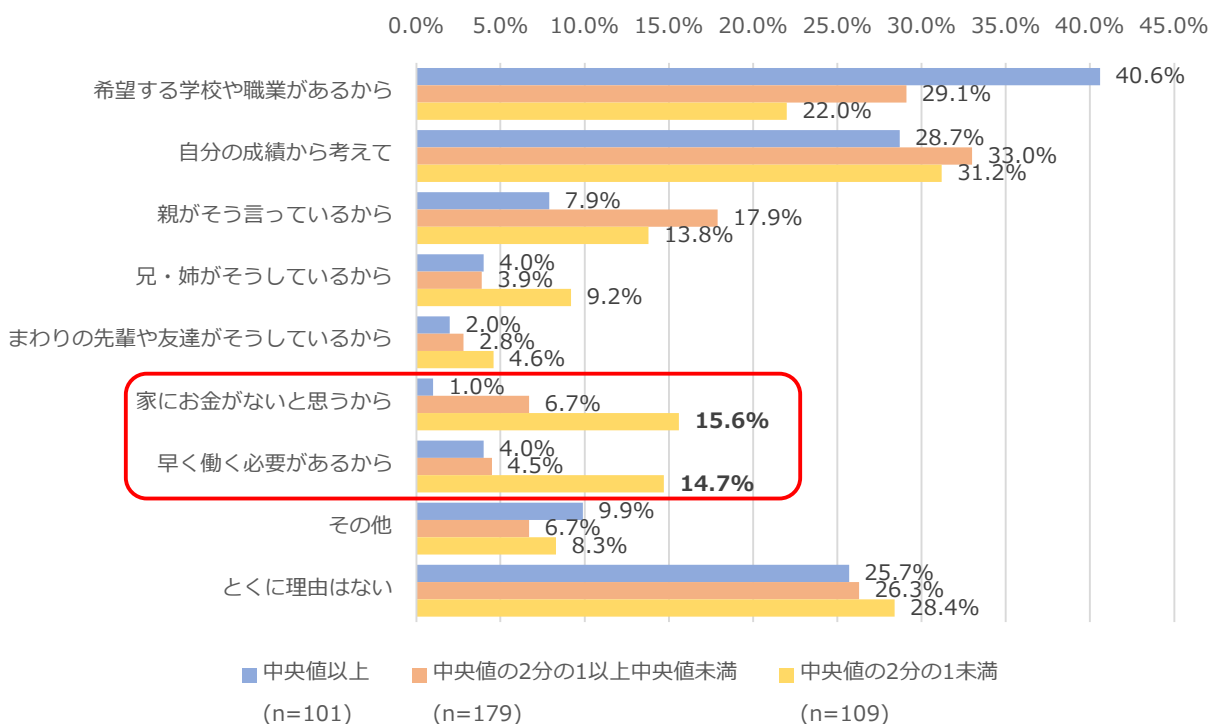
- 内閣府の調査では、将来どの段階まで進学したいかについて、等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」の世帯では、「高校まで」の回答割合が32.7%で、他の世帯と比べて高くなっています。
- 「高校まで」と回答した場合の理由を等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」の世帯では、「希望する学校や職業があるから」は22.0%で他の世帯と比べて低く、他方で、「家にお金がないと思うから」が15.6%、「早く働く必要があるから」が14.7%と比較的高くなっています。

図表 68 進学したいと思う教育段階（等価世帯収入の水準別）



資料：令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書（内閣府）

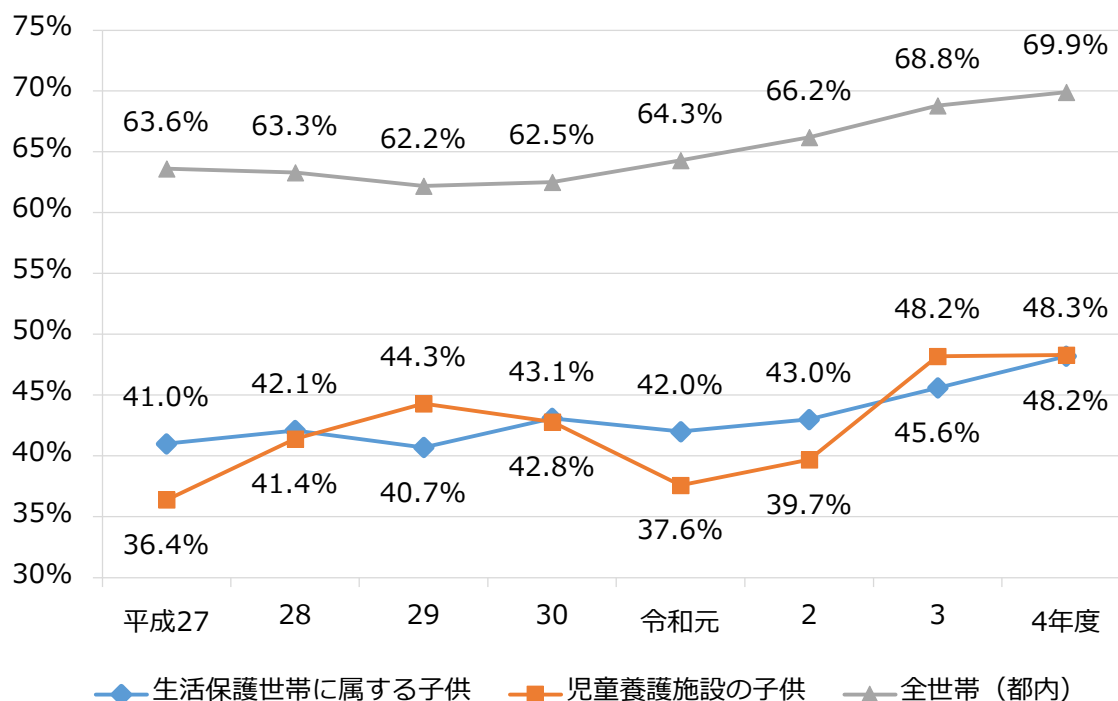
図表 69 進学希望の教育段階について「高校まで」と考える理由（等価世帯収入の水準別）



資料：令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書（内閣府）

- 生活保護世帯に属する子供や児童養護施設の子供の大学等への進学率は、全世帯（都内）の進学率よりも低くなっています。

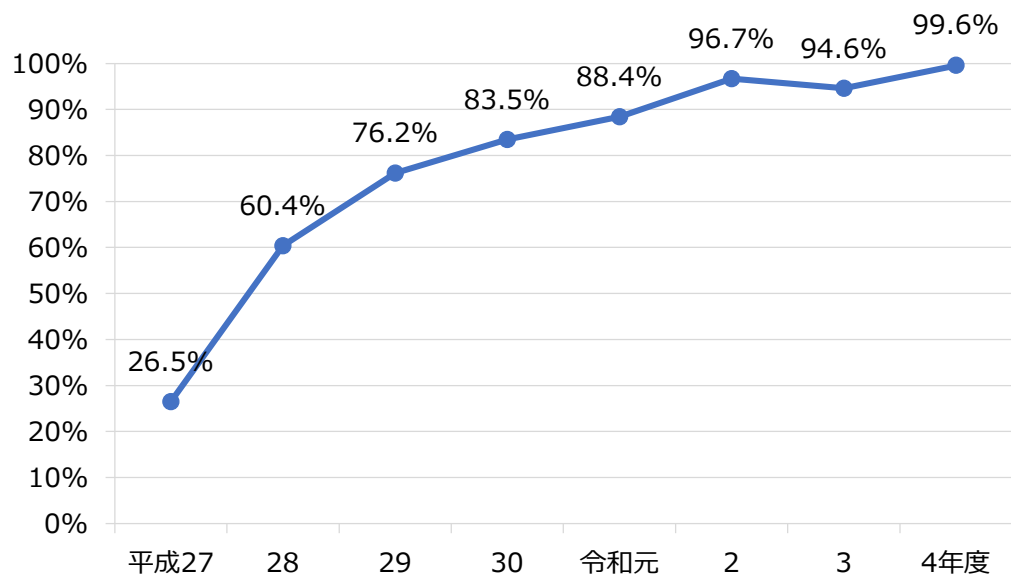
図表 70 大学等への進学率



資料：厚生労働省社会・援護局保護課調べ。全世帯は、文部科学省「学校基本調査」

- 家庭の課題の早期発見にもつながる妊娠届出者に対する面接を行った割合は、大幅に上昇しています。

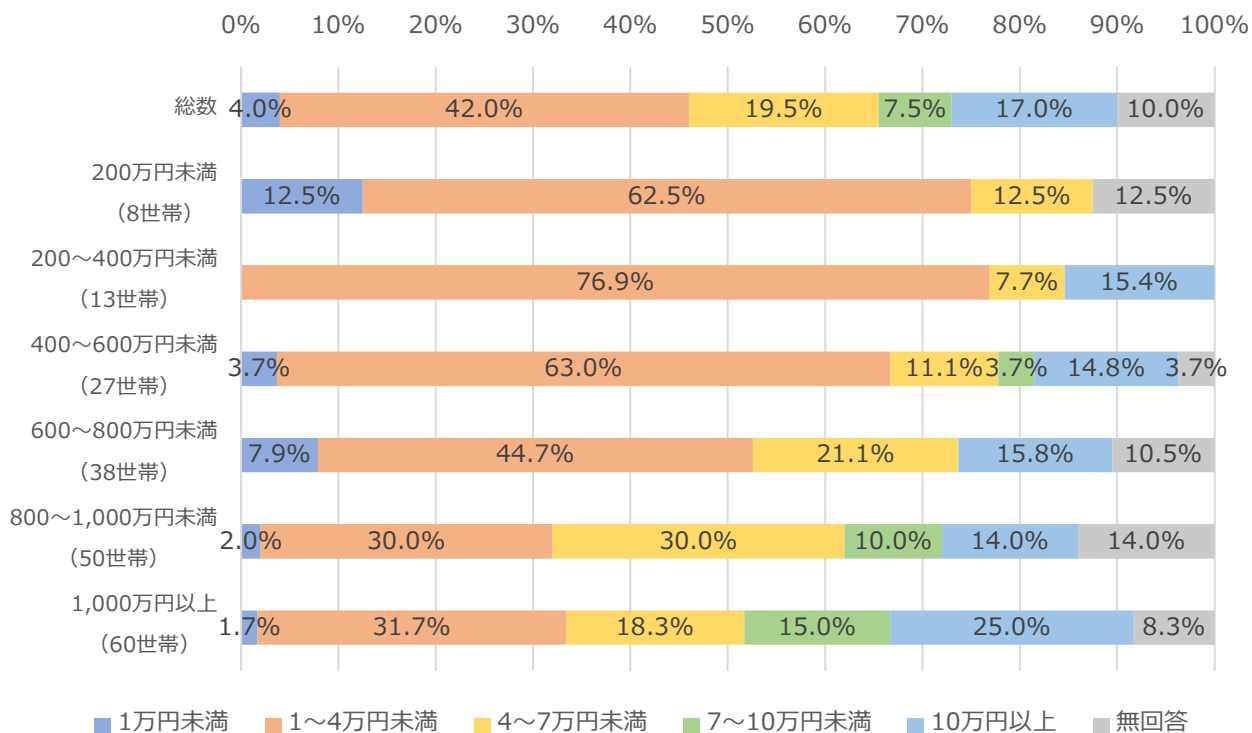
図表 71 妊娠届出者に対する面接を行った割合



資料：母子保健事業報告年報（東京都福祉局）より

- 小学校入学前（未就学）の子供がいる世帯（200 世帯）で、令和 3 年 9 月中に育児にかかった費用を聞いたところ、世帯の年間収入別にみると、収入が高いほうが支出額も高い傾向にあります。

図表 72 1 か月の育児にかかった費用

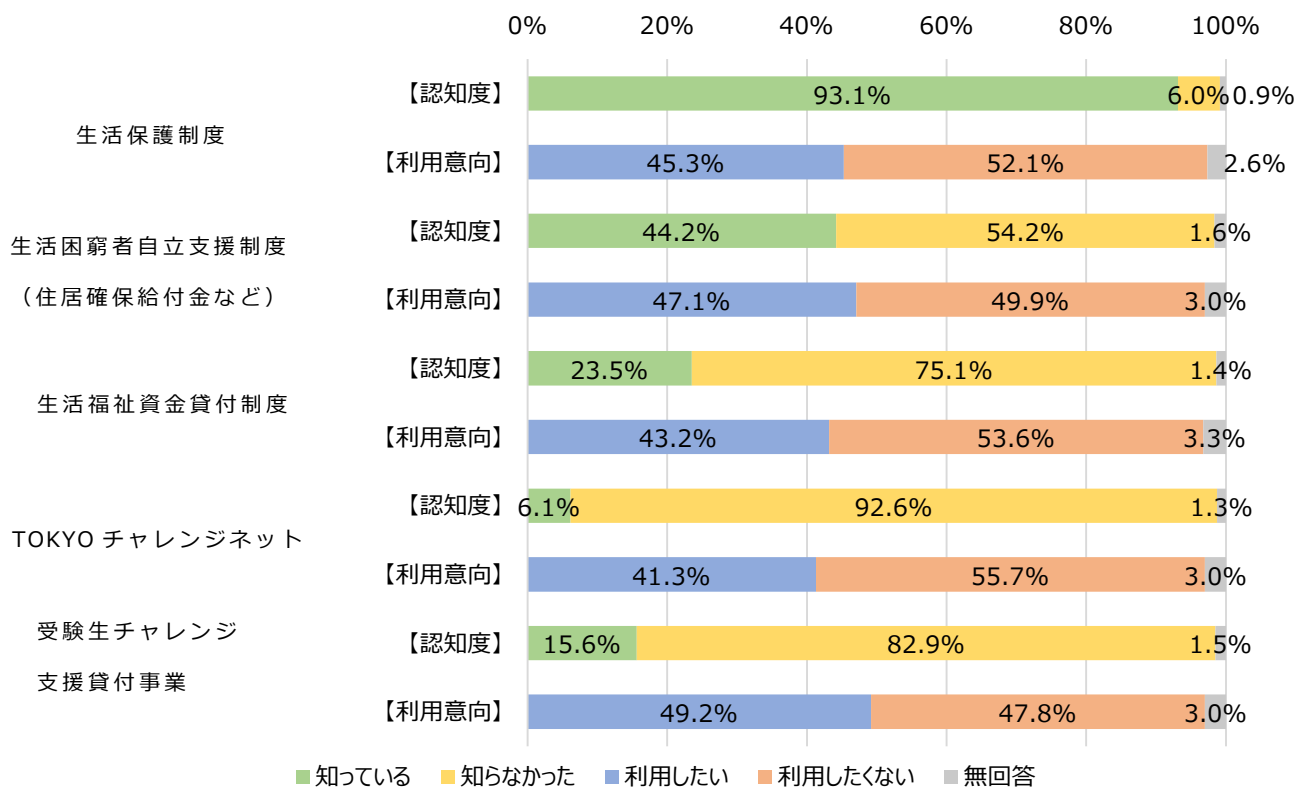


資料：東京都福祉局「東京都福祉保健調査」（令和 3 年度）

（注）費用については、小学校入学前の子供が 2 人以上いる場合は合算。保育費、医療費、家具・寝具などの費用、衣服費、衛生費、乳児に係る費用及びその他（小遣い、おもちゃ代等）の乳幼児にかかった費用は全て入る。ただし、飲食費、光熱水道費、住居費などは分割不可能なため除外する。

- 18歳未満の子供がいる世帯について、生活困窮者への支援制度の認知度と生活困窮の場合の利用意向の関係をみると、生活保護制度を除いて、「知っている」と回答した人の割合より「利用したい」と回答した人の割合のほうが高い傾向にあります。

図表 73 生活困窮者への支援制度の認知度と生活困窮の場合の利用意向



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和3年度）

【2 教育の支援】

< 現状と課題 >

- 保護者の所得など家庭の状況が子供の学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題があります。全ての子供が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受けられるようにする必要があります。
- また、家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることがないように、将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図る必要があります。
- 子供が安心して多様な体験や遊びができる機会や、学習する機会を確保する必要があります。

< 取組の方向性 >

- 外部人材を活用し、放課後や長期休業期間中など、年間 200 時間程度の学習指導や自習室の監督などの学習支援を実施します。
- 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生等に対して、地域と学校の連携・協働による学習支援を実施します。また、中学 3 年生を対象とした進学支援を実施します。
- 子供の多様な体験機会を確保するため、区市町村を支援します。
- 都として国に先行して、子育て世帯の実態に応じた教育費の負担軽減を実施します。
- 低所得世帯の中学 3 年生・高校 3 年生に係る学習塾等の受講費用及び受験料の貸付を実施します。
- 都立高校生等の一人 1 台端末の購入支援や給付型奨学金支援を実施します。

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
245	高等学校等就学支援金による授業料負担の軽減	教育庁 生活文化局 総務局	高等学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒を対象に、高等学校等就学支援金を支給する。
246	私立高等学校等特別奨学金	生活文化局	都内に在住する私立高校等に通う生徒を対象に、授業料の一部を助成する。
247	私立中学校等特別奨学金	生活文化局	都内に在住する私立中学校等に通う生徒を対象に、授業料の一部を助成する。
248	給付型奨学金（高等学校等）	教育庁 総務局	家庭の経済状況が教育の格差につながることを防ぐ、保護者等の収入の状況に応じて、都内の高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）や特別支援学校（高等部）の生徒に対し、多様な教育活動に参加するために必要な経費の支援等を行う。 家庭の経済状況が教育の格差につながることを防ぐ、保護者等の収入の状況に応じて、都立産業技術高等専門学校1～3年生に対し、授業料負担の軽減及び選択的学習活動に係る経費の支援等を行う。
249	高校生等奨学給付金による授業料以外の負担軽減	教育庁 生活文化局 総務局	高等学校等に通う生徒の保護者のうち、生活保護受給世帯又は都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額の合計が非課税の世帯に対し、授業料以外の教育に必要な教科書費、教材費、学用品費の経費を軽減するため奨学給付金を支給する。
250	就学奨励事業（特別支援学校）	教育庁	都内特別支援学校等に在学する幼児・児童・生徒の就学のために必要な経費の一部を、保護者等の経済的負担能力の程度に応じて支給し、経済的負担軽減を図る。
251	育英資金事業費補助	生活文化局	高等学校等に在学する都民で、勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な者に対し、育英資金奨学金を無利子で貸し付ける。
252	地域未来塾（スタディ・アシスト+）	教育庁	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生等に対して、地域と学校の連携・協働による学習支援を実施する。また、中学3年生を対象とした進学支援を行う。
253	◆ <u>子どもの進路選択支援事業</u>	福祉局	西多摩福祉事務所において、生活保護受給中の子育て世帯に対し、訪問等のアウトリーチ型手法により、学習・生活環境の改善、進路選択や奨学金の活用等に関する相談・助言を行う。
254	◆ <u>子供の多様な体験の機会確保事業</u> <u>< 子供家庭支援区市町村包括補助事業 ></u>	福祉局	こども大綱やこどもの貧困解消法の趣旨を踏まえ、家庭の経済的事情や家族構成に関わらず、全ての家庭の子供や、親子が一緒に楽しめるような事業を企画・実施する区市町村を支援する。

番号	事業名	所管局	事業概要
再掲	私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援	生活文化局	Nº93 参照
再掲	校内寺子屋	教育庁	Nº150 参照
再掲	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育庁	Nº173 参照
再掲	スクールカウンセラー活用事業	教育庁	Nº175 参照
再掲	生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援	福祉局	Nº213 参照
再掲	受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉局	Nº214 参照
再掲	被保護者自立促進事業	福祉局	Nº216 参照
再掲	授業料免除制度（都立高等学校等）	教育庁	Nº225 参照
再掲	東京都公立学校給食費負担軽減事業	教育庁	Nº226 参照
再掲	放課後子供教室	教育庁	Nº239 参照
再掲	自立生活スタート支援事業	福祉局	Nº304 参照
再掲	ひとり親家庭等生活向上事業	福祉局	Nº322 参照

【3 生活の安定に資するための支援】

< 現状と課題 >

- 貧困の状況にある子供や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進める必要があります。
- 子供や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出するものであり、表出している課題に係る子供への支援に加え、保護者への支援を始めとする成育環境や社会的養護への対応も含め、重層的にアプローチする必要があります。
- 施設や里親等の下で育った子供は、施設退所後等に進学・就労や自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できず、様々な困難に直面している場合が多いため、自立支援を進める必要があります。

< 取組の方向性 >

- 自立相談支援機関³による子供の学習・生活支援を実施します。
- 子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場所」（拠点）を設置し、要支援家庭等に対する見守りを地域全体で行う体制を整備する区市町村を支援します。
- 生活困窮世帯の子供を支援する民間団体による事業の立上げ支援や、民間団体間の連携促進に取り組む区市町村を支援し、子供の学習・生活支援や子供の居場所創設に関する取組を充実します。
- 子育て世帯などの住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、入居を拒まない民間賃貸住宅（東京ささエール住宅）の登録を促進するとともに入居者への家賃債務保証や入居に係る情報提供、相談、見守り等の生活支援を行う居住支援法人の指定を推進します。
- 若者と企業のマッチング支援、職業意識の形成、個々の状況に応じた相談やカウンセリング、能力開発等により若者の就業を支援します。
- 社会的養護の下で育つ子供が、自らの意志で希望する未来を切り開いていけるよう、入所（里親委託）中から退所（解除）後まで、自立に向けて一貫して支援していきます。

³ 生活困窮者からの相談に応じ必要な情報の提供や助言等を行い、認定就労訓練事業の利用のあっせん、プランの作成等の支援を包括的に行う自立相談支援事業を実施する機関。区部・市部については区市が実施主体、町村部については東京都が実施主体として実施

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
255	子供サポート事業立上げ支援事業	福祉局	貧困世帯等の子供に対して、支援を実施する民間団体の事業の立上げ等に取り組む区市町村を支援する。
256	フードパントリー設置事業	福祉局	住民の身近な地域に「フードパントリー（食の中継地点）」を設置し、生活困窮者に対して食料提供を行うとともに、それぞれの生活の状況や食以外の困りごと等について話を聴くことで、現在区市等の相談支援窓口を利用していない生活困窮者を、それぞれの状況・移行に応じた適切な相談支援機関に繋ぐ取組を行う区市町村を支援する。
257	フードパントリー緊急支援事業	福祉局	食料価格が上昇する中でも、生活困窮に陥った方への食の提供と適切な支援機関へとつなぐ取組を実施する区市町村社会福祉協議会等を支援する。
258	生活困窮者自立支援制度	福祉局	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図る。 （１）必須事業 ・自立相談支援事業 ・住居確保給付金の支給 （２）任意事業 ・就労準備支援事業 ・一時生活支援事業 ・家計改善支援事業 ・子供の学習・生活支援事業（再掲：NO.182「生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援」）
259	若年者の雇用就業支援事業	産業労働局	東京しごとセンターにヤングコーナーを設け、若者と企業のマッチング支援、職業意識の形成、個々の状況に応じた相談やカウンセリング、能力開発等により若年者就業のためのワンストップサービスを展開する。
260	若年者の雇用就業支援事業「高校生向け就業意識啓発講座」	産業労働局	都立高校を対象に、自分にあった就職先を選択できるように意識啓発をする講座を実施する。
261	若者正社員チャレンジ事業	産業労働局	正社員としての実務経験や心構えが十分でない若年者を対象に、セミナーと企業内実習を組み合わせたプログラムを提供し、実践的な能力の付与や就業現場での実習による就労意識の醸成により、正社員での就職を促進する。
262	◆ 若者世代職場定着促進事業	産業労働局	東京しごと財団が実施する都の就職支援事業により職業紹介を受けた若者世代の者を正規雇用労働者として採用し、計画的な育成計画の策定や結婚・育児支援制度の整備など採用後も安心して働き続けられる労働環境整備を行った企業に対して、助成金を支給する。

番号	事業名	所管局	事業概要
再掲	子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	Nº13 参照
再掲	ひきこもりに係る支援事業	福祉局	Nº189 参照
再掲	子供の居場所創設事業	福祉局	Nº242 参照
再掲	子供食堂推進事業	福祉局	Nº244 参照
再掲	ヤングケアラー支援事業	福祉局	Nº272 参照
再掲	乳児院の家庭養育推進事業	福祉局	Nº287 参照
再掲	専門機能強化型児童養護施設	福祉局	Nº293 参照
再掲	養育家庭等自立援助補助事業	福祉局	Nº305 参照
再掲	東京都ひとり親家庭支援センター事業 （母子家庭等就業・自立支援センター事業）	福祉局	Nº318 参照
再掲	母子・父子自立支援員による相談・支援	福祉局	Nº320 参照
再掲	都営住宅の優先入居	住宅政策本部	Nº334 参照
再掲	住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進	住宅政策本部	Nº469 参照

【4 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

< 現状と課題 >

- 保護者の就労支援において、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を進めるとともに、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める必要があります。
- ひとり親家庭はもちろんのこと、ふたり親家庭についても生活が困難な状態にある家庭については、保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていく必要があります。

< 取組の方向性 >

- 生活保護受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者だけでなく、児童扶養手当受給者、生活保護の相談段階の者等を対象として、公共職業安定所本所等の施設内での就労支援を実施します。
- 東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行い、就職活動を支援します。
- 結婚・育児を支援する制度の整備など、正規雇用等転換後も安心して働き続けられる環境整備や賃金の引上げに取り組む企業に助成金を支給します。
- ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受講した場合に各種給付金を支給するとともに、全区市町村での実施を推進します。

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
263	生活保護受給者等就労自立促進事業	福祉局	生活保護受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者だけでなく、児童扶養手当受給者、生活保護の相談段階の者等（以下「生活保護受給者等」という。）を対象として、公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）本所等の施設内での就労支援を実施するほか、地方公共団体にハローワークの常設窓口の設置又は地方公共団体等への巡回相談の実施などワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、生活保護受給者等について、ハローワークと地方公共団体が一体となったきめ細やかな就労支援を推進すること、さらには、住居や生活支援の確保に困難を抱え、生活困窮状態に陥る可能性のある求職者に対して、住居・生活支援に関する相談、住居・生活支援施策に関する制度説明等、住居・生活支援から就労支援までの一貫した支援を行うことにより、生活保護受給者等の就労による自立を促進する。
264	東京しごとセンター事業	産業労働局	東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行い、就職活動を支援する。また、東京しごとセンター内の「女性しごと応援テラス」において、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、きめ細かい再就職支援を実施する。
265	正規雇用等転換安定化支援事業	産業労働局	計画的な育成計画の策定や退職金制度の整備、結婚・育児支援制度の整備など、正規雇用等転換後も労働者が安心して働き続けられる労働環境整備や賃金の引上げに取り組む企業に対して助成金を支給する。
再掲	在宅就業推進事業	福祉局	№324 参照
再掲	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	福祉局	№325 参照
再掲	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	福祉局	№326 参照
再掲	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業	福祉局	№327 参照
再掲	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	福祉局	№328 参照
再掲	母子・父子自立支援プログラム策定事業	福祉局	№329 参照
再掲	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	福祉局	№331 参照
再掲	ひとり親家庭就業推進事業	福祉局	№333 参照

【5 経済的支援】

< 現状と課題 >

- 貧困によって、日々の食事に困る子供や、学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られない子供、進学を諦めざるを得ないなど権利が侵害された状況で生きている子供がいます。
- 子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせ、経済的支援の効果を高めていく必要があります。

< 取組の方向性 >

- 低所得世帯等に対し、必要な資金を貸し付け、経済的自立や社会参加を促進します。
- ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。
- ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付けを実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援します。
- 児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、自立支援資金を貸し付けることにより、これらの者の円滑な自立を支援します。
- 児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を実施します。

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
266	生活保護制度	福祉局	国が生活に困窮する全ての国民に、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障し、併せて自立を助長することを目的としている。保護の基準によって計算された最低生活費と、保護を受けようとする人の収入を比べ、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分について保護を行う。保護は、生活扶助とその他の扶助（教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭）に分かれており、保護を受ける人の世帯構成や収入などの状況に応じて、その全部又は一部が適用される。 ・教育扶助（基準額、教材代、学習支援費等） ・生業扶助（高等学校等就学費、技能修得費等） ・就労自立給付金、進学・就職準備給付金、就労活動促進費の支給 ・被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業の実施 ・ケースワーカーによる生活相談・援助
267	生活福祉資金制度	福祉局	低所得世帯、障害者又は高齢者のいる世帯に対し、必要な資金を貸し付け、経済的自立や社会参加の促進を図る。 ※平成27年4月から、生活困窮者自立支援制度と連携して世帯の支援を行っている。
再掲	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度	福祉局	Nº307 参照
再掲	児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付	福祉局	Nº343 参照
再掲	ひとり親家庭等医療費助成	福祉局	Nº344 参照
再掲	養育費確保支援事業	福祉局	Nº345 参照
再掲	女性福祉資金の貸付	福祉局	Nº346 参照

【6 必要な支援の利用を促す取組】

< 現状と課題 >

- 生活困窮を含めた家庭内の様々な課題を早期に把握した上で、適切な支援を早期かつ包括的に講じていく必要があります。
- 乳幼児期から義務教育へ、更には高等学校段階へと、子供のライフステージに応じ、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくことが必要です。
- 貧困の状況にある子供やその家庭において、必要な支援制度を知らない、利用の仕方が分からない等の状況がみられます。

< 取組の方向性 >

- 妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援を通じて、子供の貧困を早期に把握し、支援につなげます。
- 保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援します。
- 母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進します。
- 子供の貧困の実態把握や支援ニーズ等の調査、関係機関の連携強化や支援を必要とする家庭への周知強化など、子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援していきます。

■とうきょう子育て応援ブック

- ・東京都及び都内の各区市町村では、子供の年齢や困りごとの内容に合わせて、様々な子育て支援を行っています。
- ・東京都は、東京の子育てに関する情報をわかりやすくまとめた「とうきょう子育て応援ブック」を発行しています。
- ・「とうきょう子育てスイッチ」サイト・アプリにおいて、「とうきょう子育て応援ブック」の内容を活用したチャットボットにより、子育て支援情報を提供しています。



< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
268	子供の貧困対策支援事業	福祉局	生活に困窮する要支援家庭やひとり親家庭等を必要な支援につなげることを目的に、専任職員を配置し、関係機関との連携強化など子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援する。
269	子育てサポート情報普及推進事業	福祉局	生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげることを目的に、子育て支援等の施策の周知を強化することで、子供の貧困対策の効果的な推進を図る。
270	チャットボットによる子育て支援情報の発信	福祉局	東京の子育てに関する情報をまとめた「とうきょう子育て応援ブック」の内容を基に、子育て相談のチャットボットを作り、保護者が必要な情報を入手しやすい環境を整備する。
再掲	性と健康の相談センター事業	福祉局	№2 参照
再掲	とうきょうママパパ応援事業	福祉局	№10 参照
再掲	要支援家庭の早期発見に向けた取組	福祉局	№54 参照
再掲	こども家庭センター体制強化事業	福祉局	№56 参照
再掲	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	福祉局	№57 参照
再掲	子供家庭支援センター事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	№58 参照
再掲	養育支援訪問事業	福祉局	№62 参照
再掲	子育て世帯訪問支援事業	福祉局	№63 参照
再掲	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）の充実	福祉局	№75 参照
再掲	4152（よいこに）電話	福祉局	№78 参照
再掲	児童虐待を防止するためのSNSを活用した相談事業	福祉局	№143 参照
再掲	ひとり親家庭向けポータルサイトの運用	福祉局	№317 参照

コラム：こどもの生活実態調査結果（東京都立大学実施）

■調査の概要

- 令和4年度に東京都立大学子ども・若者貧困研究センターは「令和4年度東京都こどもの生活実態調査」（注）を実施しました。
- 本調査では、子供の生活困難を以下の3つの要素により分類しています。

①低所得（等価世帯所得が調査分析時の最新の厚労省

「国民生活基礎調査」の等価世帯所得の50%未満）

②家計の逼迫（経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかつ

た経験などの7項目のうち、1つ以上が該当）

③子どもの体験や所有物の欠如

（子どもの体験や所有物などに関する15項目のうち、

経済的な理由で、欠如している項目が3つ以上該当）

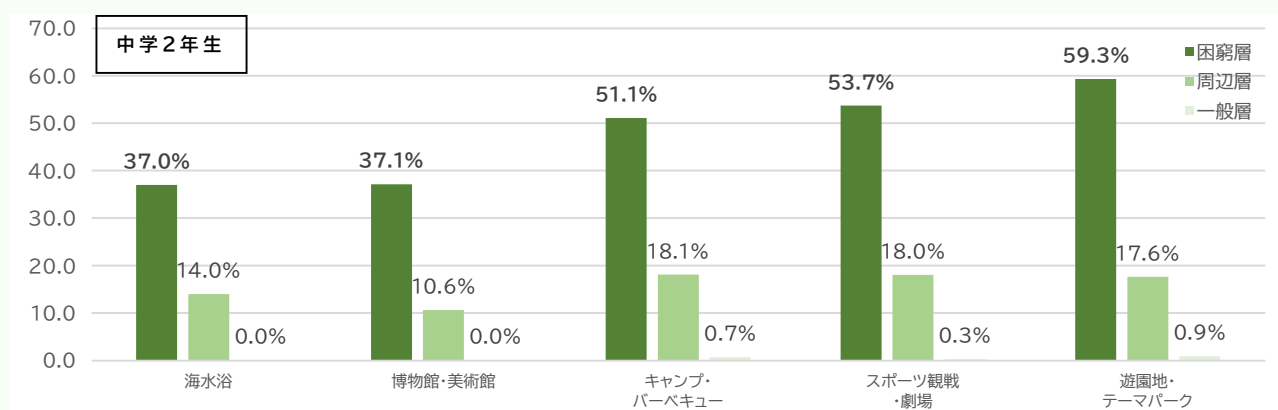
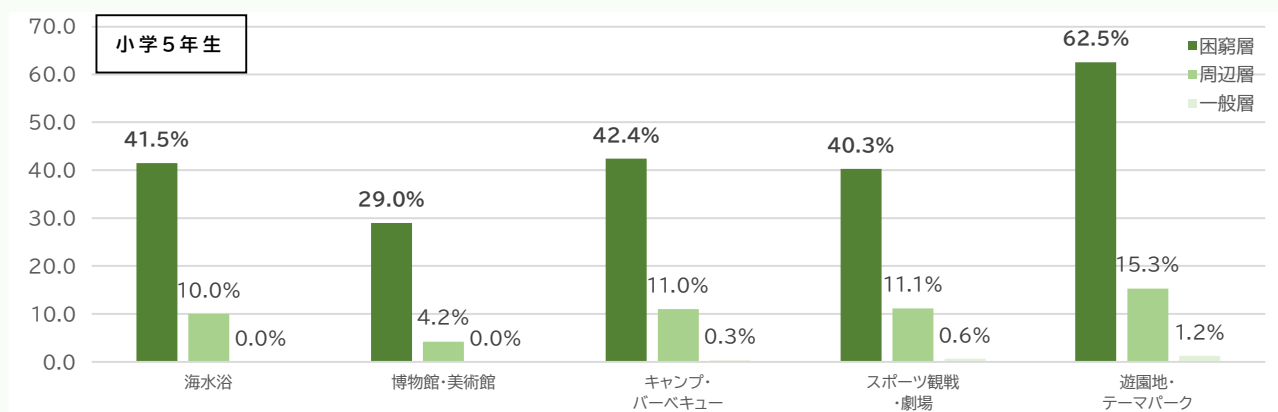


- ①～③のうち2つ以上の要素に該当する場合は「困窮層」、いずれか1つに該当する場合は「周辺層」、いずれも該当しない場合は「一般層」としています。

■子供の体験機会について

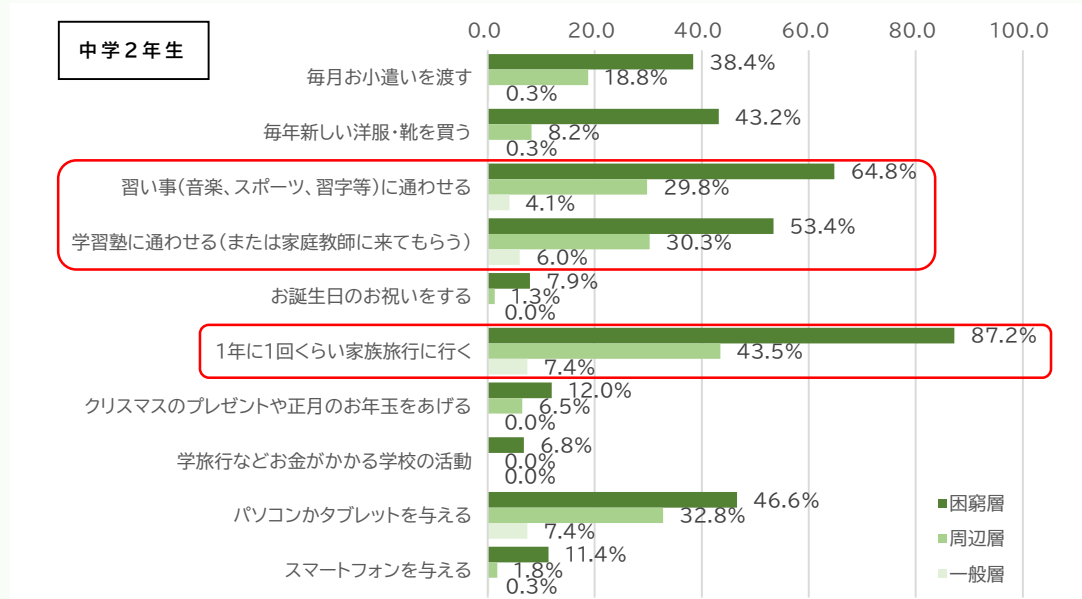
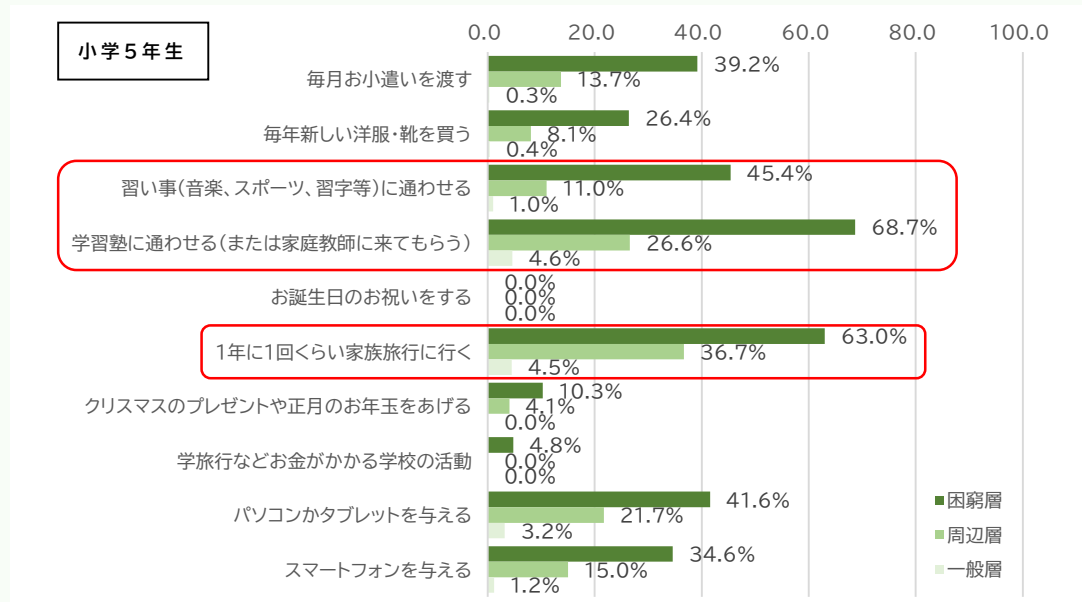
- 保護者に子供との体験について聞いたところ、困窮層の回答では、金銭的な理由で子供との体験ができない割合が高くなっています。

（過去1年間に金銭的な理由で子供との体験ができない割合）



- 保護者に子供にしていることについて聞いたところ、困窮層の回答では「習い事に通わせる」「学習塾に通わせる」「1年に1回くらい家族旅行に行く」の項目で経済的な理由でできない割合が高くなっています。

(子供にしていることのうち経済的な理由でできない割合)



(注)

東京都立大学子ども・若者貧困研究センターが、東京都の子どもの生活困難の実態、意識を明らかにし、貧困政策のエビデンスとするために実施。本調査は、JSPS 科研費 22H05098 の助成事業の一環として行われた。また、東京都立大学研究倫理委員会の審査を受け承認を受けた(4 東公法総総第 656 号、承認番号 H4-163)。調査対象者は、墨田区・豊島区の公立小中学校に在籍する小学5年生と中学2年生(全数)とその保護者、および、豊島区・墨田区・中野区在住の16~17歳(高校2年生)年齢子ども(全数、住民基本台帳から抽出)とその保護者(計 10,355 親子ペア)。調査期間は、令和5年1月23日~令和5年2月13日。

【目標 5】

特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

- 1 ヤングケアラーへの支援
- 2 児童虐待の未然防止と対応力の強化
- 3 社会的養護体制の充実
- 4 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 5 障害児施策の充実
- 6 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援
- 7 外国につながる子供等への支援

子供が、あらゆる場面において権利の主体として尊重されるとともに、生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会を実現していく必要があります。

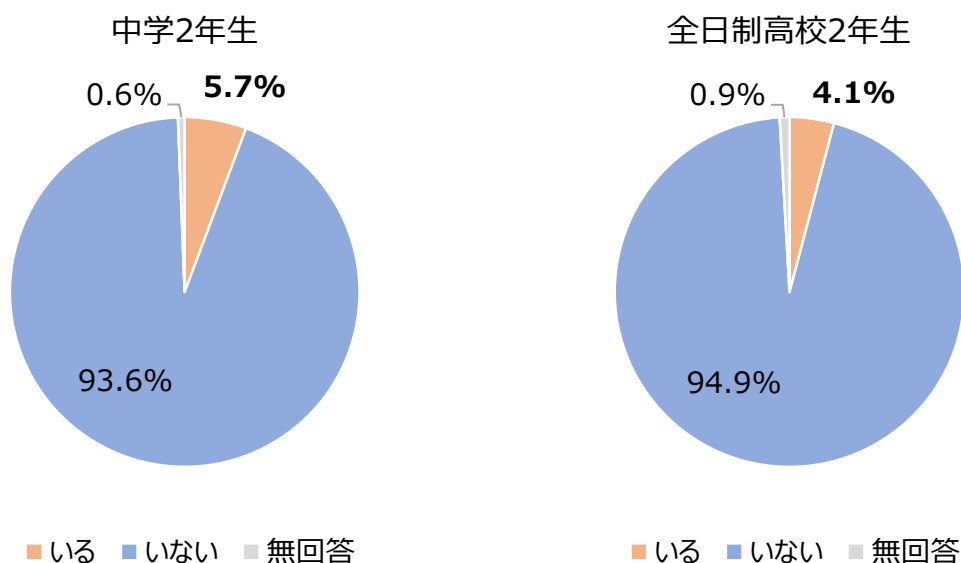
全ての子供が健やかに育つためには、地域社会が一体となって、虐待の未然防止・早期発見や自立支援など、子供と家庭の状況に応じた切れ目ない総合的な取組を進める必要があります。

【1 ヤングケアラーへの支援】

<ヤングケアラーを取り巻く状況>

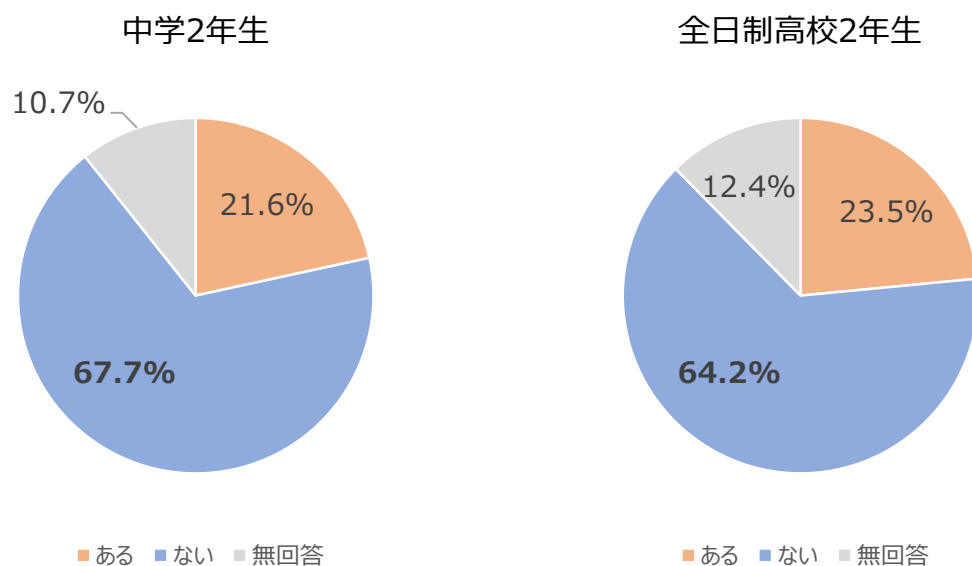
- 厚生労働省の調査では、家族の中に世話をしている人がいる子供の割合は、中学2年生で 5.7%、高校2年生で 4.1%となっています。また、家族の中に世話をしている人がいる子供のうち、相談したことがない割合は、中学2年生で 67.7%、高校2年生で 64.2%となっています。

図表 74 家族の中に世話をしている人がいる子供の割合（全国）



資料：厚生労働省 ヤングケアラーの実態に関する調査研究（令和2年度）

図表 75 家族の中に世話をしている人がいる子供のうち、相談したことがない割合（全国）



資料：厚生労働省 ヤングケアラーの実態に関する調査研究（令和2年度）

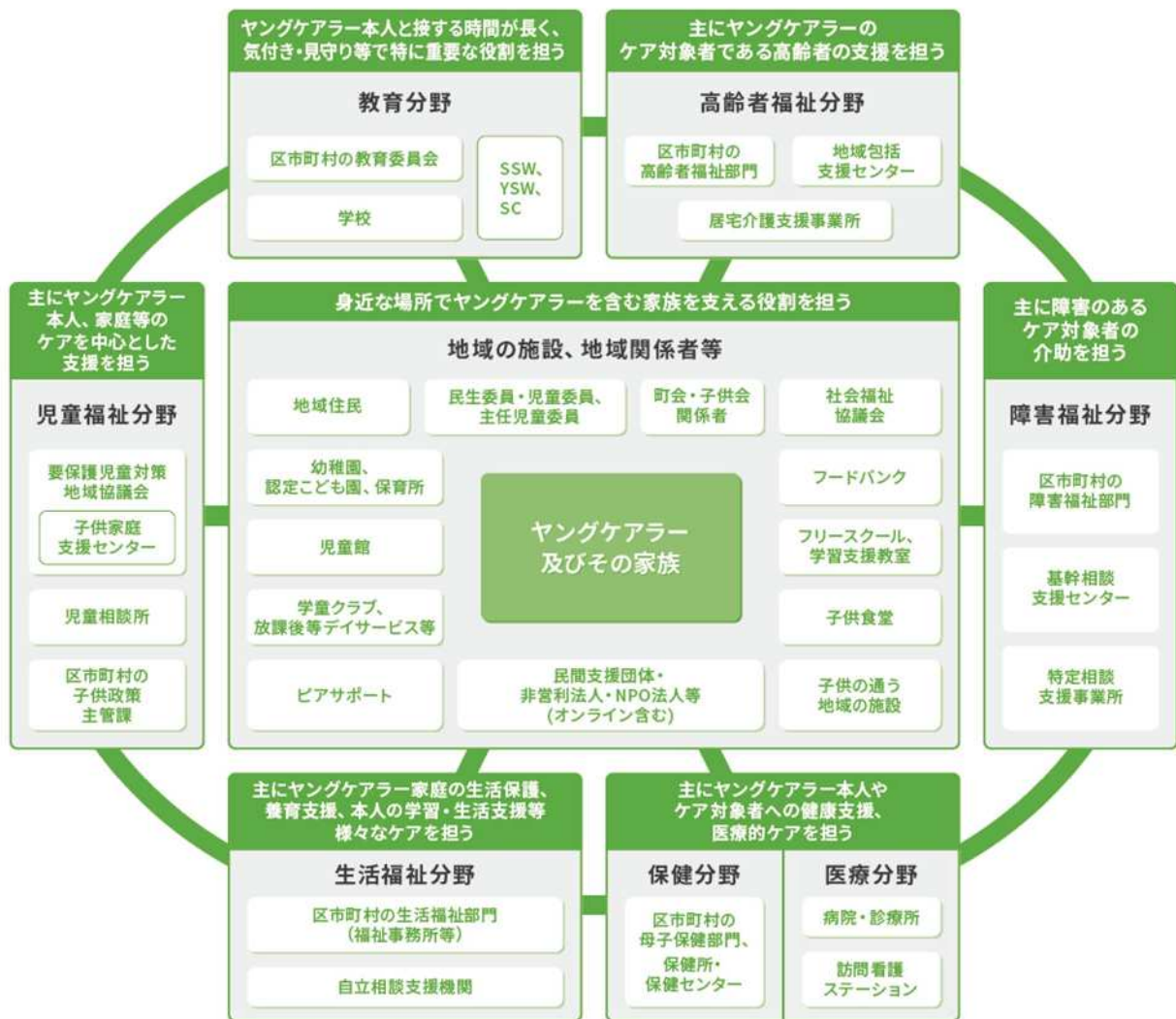
<現状と課題>

- 令和6年6月に子ども・若者育成支援推進法等が改正され、ヤングケアラーについて「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義が初めて示されるとともに、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として明記されました。
- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であり表面化しにくいこと、また、周囲の大人からも「介護力」と見なされ、相談支援の対象として十分に認識されないことなどから、必要な支援につながりにくいという課題があります。
- 子供自身も、ヤングケアラーである自覚がなく、子供家庭支援センターなどの公的機関に相談することが少ないという課題があります。
- ヤングケアラーが悩みなどを相談しやすい環境の整備などが必要です。

<取組の方向性>

- ヤングケアラーへの支援については、子供政策総合推進本部の下に設置されている、関係局で構成する「子供政策連携推進チーム」において、組織横断的に取り組んでいきます。
- ヤングケアラーについて認知し理解を深めてもらうため、制作した専用ホームページ「ヤングケアラーのひろば」を戦略的に広報するなど、普及啓発を実施します。
- 福祉・教育などの関係機関が、ヤングケアラーを早期に把握し支援につなげられるよう、ヤングケアラー支援マニュアルの活用を促進します。
- ヤングケアラーの児童・生徒に気付いたら支援につなげるために、学校の役割や具体的な取組を分かりやすく記載したリーフレットや教職員に助言を行う相談窓口の活用を促進します。
- ヤングケアラー支援推進協議会を設置・運営し、児童・介護・医療・障害・教育分野等の多機関連携の体制を強化します。
- 関係機関との調整等を行うヤングケアラー・コーディネーターの研修を実施するとともに、区市町村におけるコーディネーターの配置促進を支援していきます。
- 悩みなどを共有できるオンラインサロンやピアサポート、家事支援ヘルパー派遣等の支援を民間団体と連携して推進していきます。当事者である子供の権利擁護を推進するため、子供の権利擁護専門相談事業のさらなる周知を図ります。
- 様々な困難を抱える児童・生徒一人ひとりにきめ細かく対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用した相談体制の機能強化を図り、関係機関と連携した支援を促進します。

■ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関



資料：東京都ヤングケアラー支援マニュアル

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

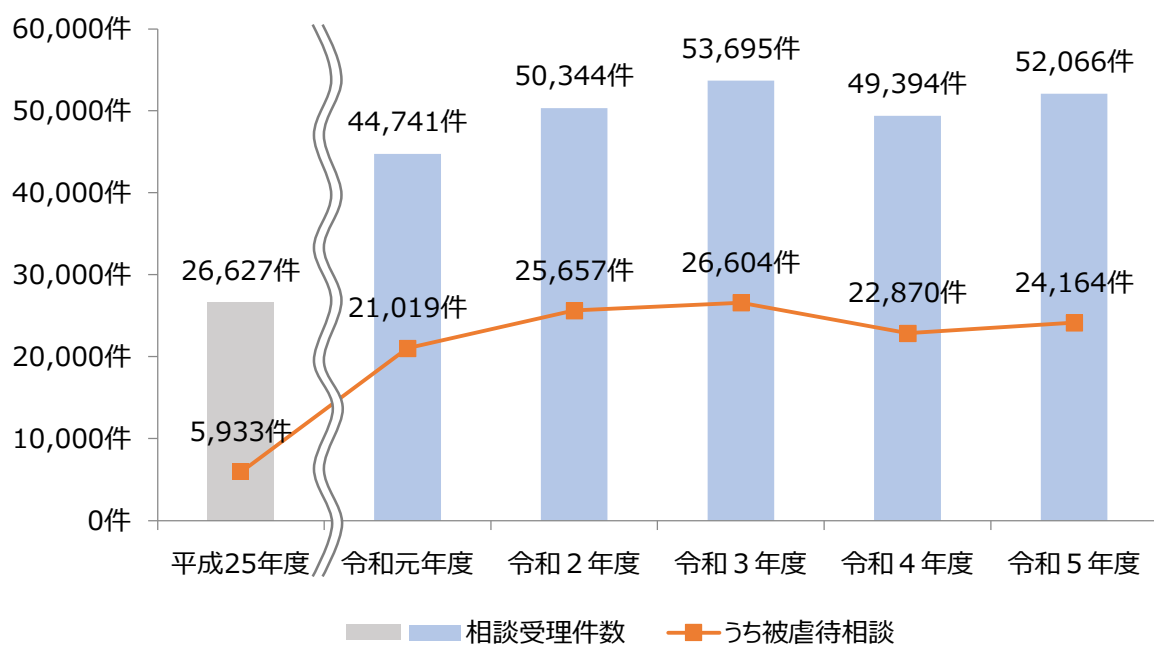
番号	事業名	所管局	事業概要
271	ヤングケアラー普及啓発事業	子供政策連携室	ヤングケアラーについて認知し理解を深めてもらうため、制作した専用ホームページ「ヤングケアラーのひろば」を戦略的に広報するなど、普及啓発を実施する。
272	ヤングケアラー支援事業	福祉局	ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげられるよう、ヤングケアラーの状況や、把握・支援のポイントを記載した支援マニュアルを活用し、関係機関の連携強化をより一層促進するとともに、ヤングケアラーが抱える悩みを相談・共有するための相談支援体制を整備する。 ○ヤングケアラー支援推進協議会の設置・運営 ○ヤングケアラー・コーディネーターの配置促進支援 ・ヤングケアラー・コーディネーター研修 ・ヤングケアラー・コーディネーター配置支援 ○ヤングケアラー相談支援等補助事業 ・ピアサポート等相談支援を行う団体への支援 ・オンラインサロンを行う団体への支援
273	◆ <u>ヤングケアラー相談支援等補助事業</u>	都民安全総合対策本部	ヤングケアラー相談支援等補助事業において、18歳以上のヤングケアラーを支援するための人員増配置分に対する上乗せ補助を実施する。
再掲	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育庁	Nº173 参照
再掲	スクールカウンセラー活用事業	教育庁	Nº175 参照
再掲	子供の居場所創設事業	福祉局	Nº242 参照

【2 児童虐待の未然防止と対応力の強化】

< 児童虐待を取り巻く状況 >

- 児童相談所が受理した相談件数は、増加傾向にあります。特に、被虐待相談は急増しており、10年前と比較し、4倍以上となっています。

図表 76 児童相談所の相談受理件数

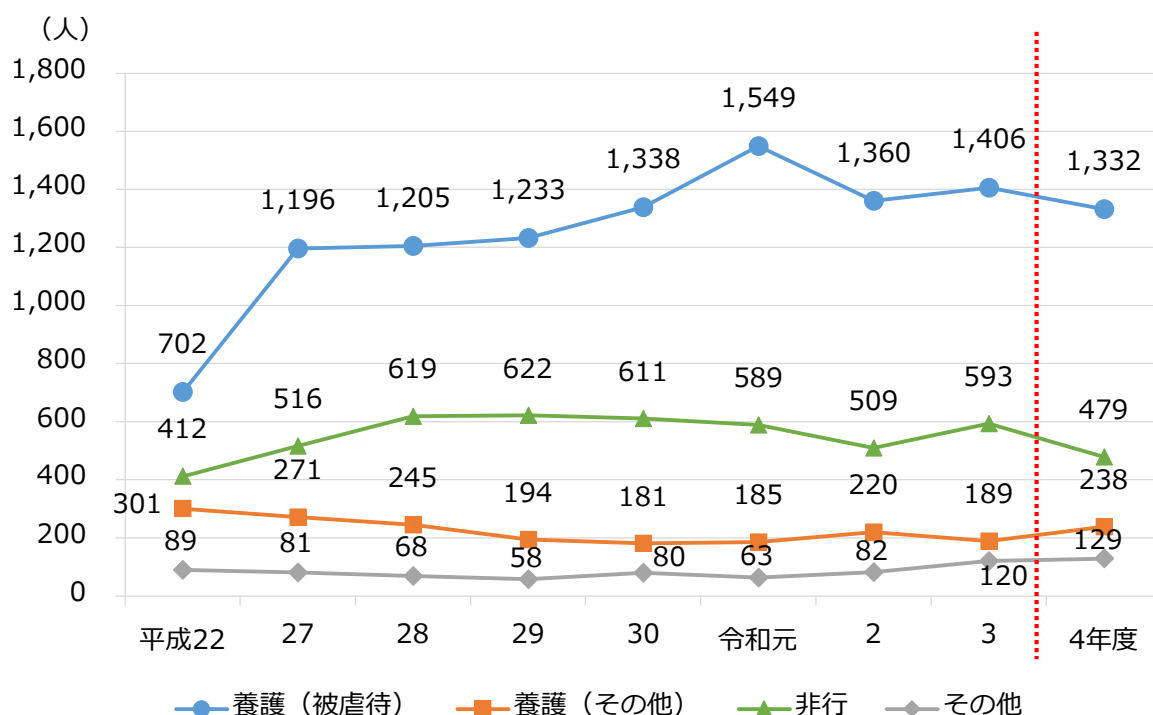


資料：東京都福祉局

(注) 区児童相談所分も含む。

- 児童虐待相談件数の増加に伴い、一時的な保護が必要な児童の数も増加しています。このため、一時保護所の定員数を拡充するとともに一時保護委託を積極的に活用します。

図表 77 一時保護所 新規入所状況



資料：東京都福祉局

（注）特別区児童相談所を除く。令和4年度から、保護所間移送によるものを含まない。

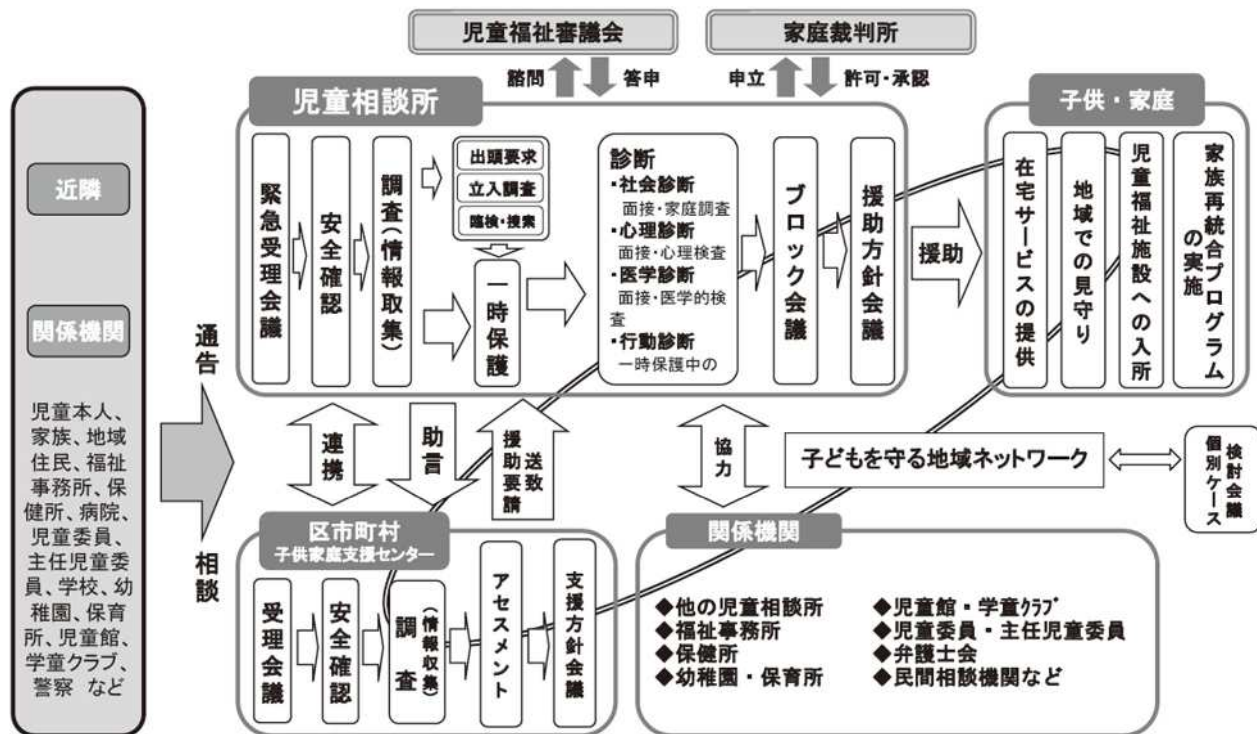
< 現状と課題 >

- 年々深刻化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するためには、都と区市町村が連携し、児童相談体制を一層強化することが重要です。
- また、区立児童相談所の設置が進められる中、区立児童相談所も含めた東京全体での児童相談体制の強化が求められています。
- 体制の強化や人材育成など児童虐待への対応力向上とともに、未然防止と早期発見の取組が求められています。
- 保護者対応や子供の安全確保など、様々な場面で、子供家庭支援センター、保健所・保健センター、学校、幼稚園、保育所、医療機関、警察、児童相談所等の地域の関係機関が連携し、要保護児童対策地域協議会の機能を活用するなどして、一貫して取り組むことが重要です。
- 一時保護所に入所する児童の権利が尊重され安心した生活ができるよう、児童の年齢に応じた個別対応環境の整備を進めることも必要です。また、一時保護や施設入所等により家族分離した児童が、家庭復帰をする際には、虐待の再発を防止し、親子で安定的な生活を継続させるための支援も必要です。

<取組の方向性>

- 区市町村の子育て支援機関、児童相談所等地域の関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護・ケア、保護者支援、家族の再統合、アフターケアまでの切れ目のない支援が行われる体制を整備します。
- 都児童相談所においては、人員増をはじめ体制強化を図るとともに、児童相談所の新設等により、よりきめ細かな相談体制の整備を推進します。
- 都児童相談センターの体制を強化し、相談援助業務の標準化、個別ケースに係る専門的支援、人材育成の共同推進に向けた取組を進め、区立児童相談所や子供家庭支援センターを含めた東京全体の児童相談業務の総合調整機能を担います。
- また、サテライトオフィスの設置や都児童相談所への子供家庭支援センターの分室設置などもあわせ、区市町村との連携により相談体制を強化します。
- 子供家庭支援センターと児童相談所の児童虐待対応の連携について定めた「東京ルール」に基づく対応を徹底し、支援の隙間が生じないように、より一層の連携強化を図ります。また、東京ルールの運用状況を検証し、必要な見直しを実施します。
- 一時的な保護が必要な児童が増えていることから、引き続き、区市町村と十分な連携を図りつつ、一時保護需要を踏まえ、一時保護委託の活用も含めた必要な体制を整えます。また、一時保護された子供の権利擁護や安定した生活のため、アセスメントの強化、職員研修の充実、意見を受け止める取組を推進します。
- 区市町村の児童福祉部門と母子保健部門が連携して、妊娠期から児童虐待の未然防止に取り組むための体制を強化します。
- 児童虐待防止への理解促進に向けた普及啓発を展開し、子育てをしている親とその子供を地域全体で温かく見守り、必要な時に手を差しのべるという機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行います。

■ 児童虐待相談に対する児童相談所の対応



資料：東京都児童相談所 事業概要 2023年（令和5年）版

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
274	児童虐待防止の普及啓発	福祉局	児童虐待防止への理解促進に向けた普及啓発を展開し、地域全体で子育て家庭を見守るという機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行う。
275	未就園児等全戸訪問事業	福祉局	未就園児等のいる家庭への訪問による安全確認を行う区市町村を支援することで、児童虐待の早期発見・早期対応の取組を強化する。
276	サポートコンシェルジュ事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉局	乳幼児健診未受診者や未就園児等への訪問や子供食堂の実施等により把握した、継続的な見守りが必要な児童のいる家庭について、関係機関等との連携により虐待リスクが表面化する前に適切に支援する。
277	児童相談所の体制と取組の強化	福祉局	児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護・ケア、保護者の支援、家族再統合、アフターケア等の取組や、サテライトの設置など区市町村や保健所等関係機関との連携を強化していくとともに、トレーニングセンターでの研修など研修プログラムの充実や児童福祉司などの人材の確保、練馬児童相談所の新設や多摩地域の児童相談所管轄区域の見直し等により、一層の体制強化を図る。また、AIを活用した音声マイニングシステムを導入し、電話対応の効率化・職員育成を図る。
278	医療機関における虐待対応力の強化	福祉局	児童虐待の早期発見・予防のため、虐待や要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、判断力・対応力の強化に向けた支援を行う。
279	医療機関の病床確保による一時保護機能強化事業	福祉局	児童を一時保護する際、事前に医療等の情報がない児童のアセスメントや、病状が不安定な児童の服薬管理等を医療機関で実施できるよう、一時保護委託できる病床を確保します。
280	児童相談所における外部評価	福祉局	一時保護中の児童の権利擁護と一時保護所の施設運営の質の向上を図るため、外部機関からの定期的な評価を受審する。また、児童相談所の相談部門における業務について、より適正な運営の実現を図るため、外部評価機関による評価を実施する。
281	一時保護所における第三者委員の活動	福祉局	一時保護所入所児童からの相談に対して適切な対応を図り、児童の権利擁護と福祉サービスの質の向上を図るため、第三者委員の活動を実施します。
282	児童相談所業務における民間事業者の活用	福祉局	深刻化する児童虐待に対応するため、民間事業者を活用して児童相談所の体制強化を図る。

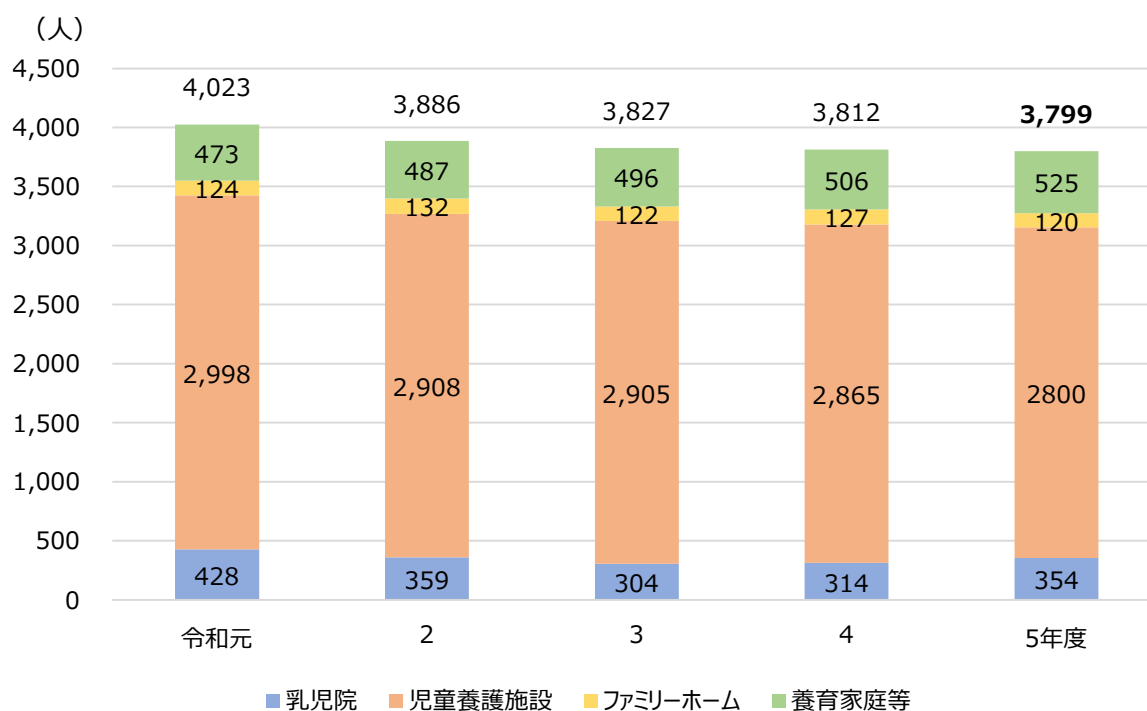
番号	事業名	所管局	事業概要
283	◆ <u>児童相談体制強化に係る総合連携事業</u>	福祉局	東京全体の児童相談体制の充実・強化を図るため、都児童相談所及び特別区児童相談所並びに子供家庭支援センターを対象とした合同研修や相談事例等を共有するシステム構築を行う。
284	◆ <u>一時保護体制強化事業</u>	福祉局	一時保護条例も踏まえ、各施策を実現するための具体的な取組を実施する。
285	◆ <u>警察との情報共有システム</u>	福祉局	児童虐待事案へ迅速、的確に対応をするため、児童虐待に関する情報を警察とリアルタイムに共有する。
再掲	要支援家庭の早期発見に向けた取組	福祉局	Nº54 参照
再掲	こども家庭センター体制強化事業	福祉局	Nº56 参照
再掲	子供家庭支援センター事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	Nº58 参照
再掲	子供家庭支援センター地域支援力強化事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	Nº59 参照
再掲	虐待対策コーディネーター事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	Nº60 参照
再掲	虐待対策ワーカー業務の委託支援事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	Nº61 参照
再掲	要支援家庭を対象としたショートステイ事業	福祉局	Nº70 参照
再掲	子供を守る地域ネットワーク機能強化事業	福祉局	Nº76 参照
再掲	子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	Nº77 参照
再掲	子供の権利擁護専門相談事業	福祉局	Nº142 参照
再掲	児童虐待を防止するためのSNSを活用した相談事業	福祉局	Nº143 参照

【3 社会的養護体制の充実】

< 社会的養護を取り巻く状況 >

- 東京都における社会的養護を必要とする子供は、令和5年度には3,799人おり、その子供たちの多くは、児童養護施設、乳児院、養育家庭などで暮らしています。
- 児童養護施設の入所率は、非常に高い割合で推移しています。一方、乳児院は、近年、割合が低下しています。

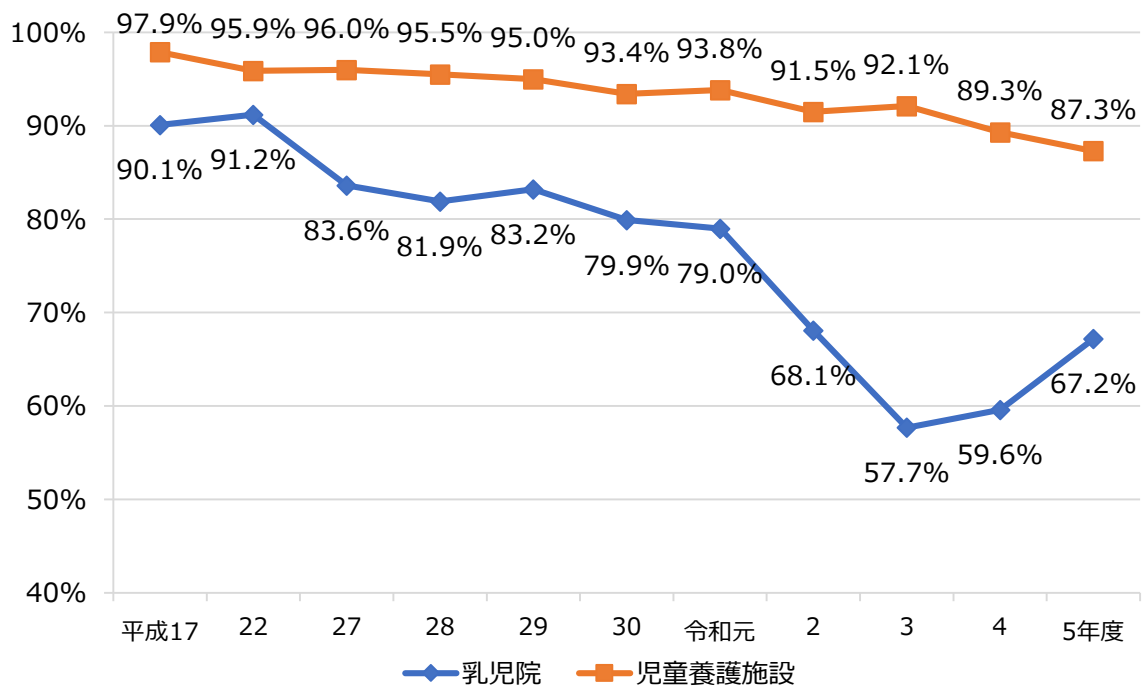
図表 78 社会的養護のもとで育つ児童数の推移（各年度3月1日現在）（東京都）



資料：東京都福祉局

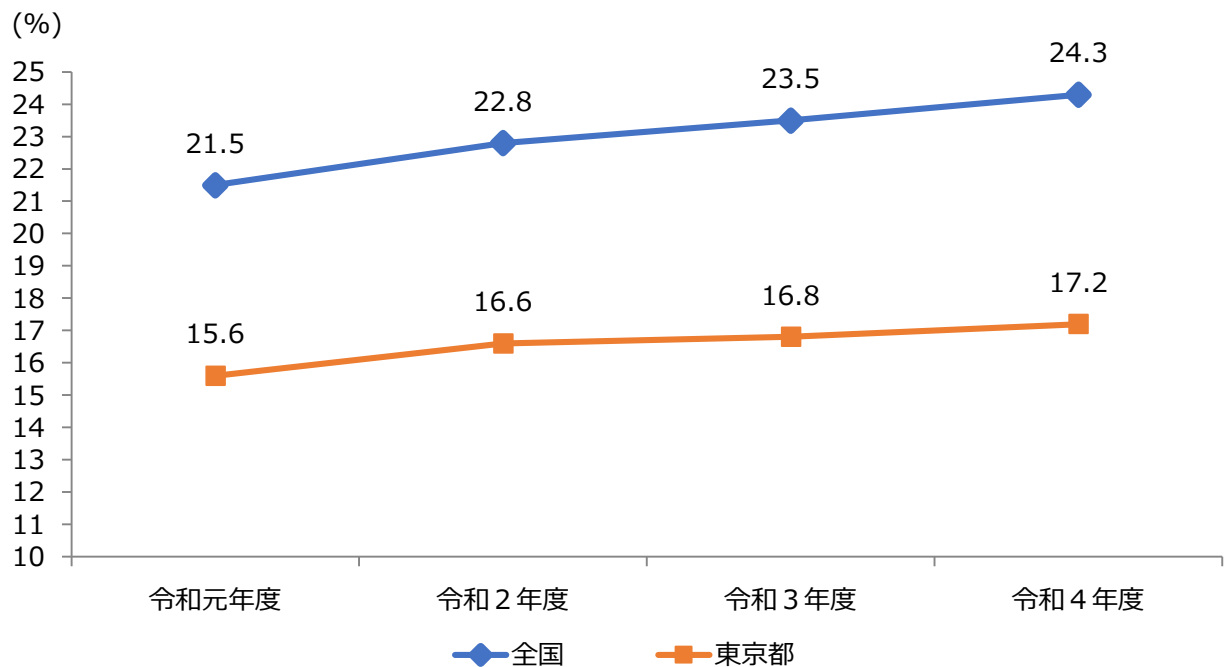
（注）児童養護施設及び乳児院は各年度3月1日現在、養育家庭等及びファミリーホームは各年度末現在。令和2年度以降、特別区児童相談所による措置分を含む

図表 79 児童養護施設・乳児院の入所状況の推移



資料：東京都福祉局

図表 80 里親等委託率（各年度末現在）（東京都）



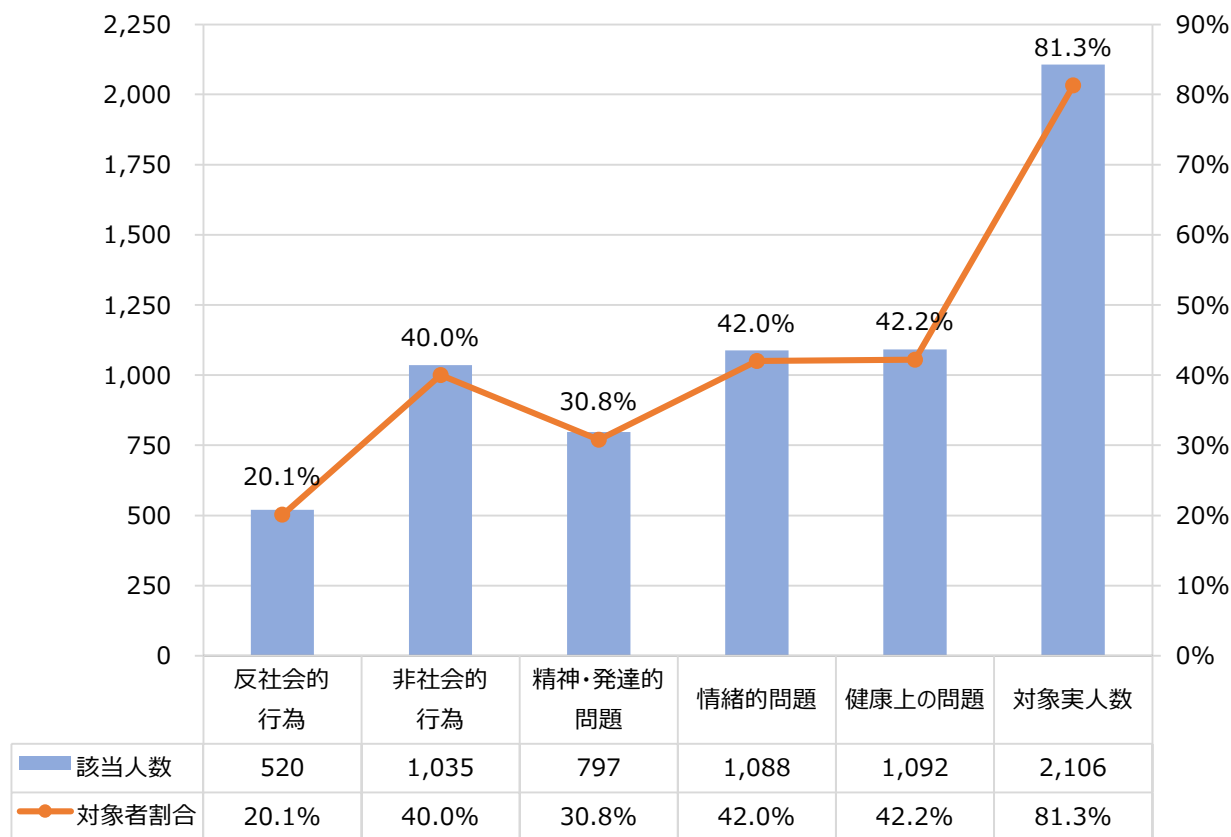
資料：東京都福祉局

（注）養育家庭等委託率＝養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数／乳児院入所児童数＋児童養護施設入所児童数＋養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数

全国の数値は「社会的養護の現状について（厚生労働省・こども家庭庁）」による

- 児童養護施設入所児童について、情緒的な課題を抱えている児童が 42.0%、や健康上の課題を抱えている児童が 42.2%となっています。

図表 81 児童養護施設入所児童の状況（令和 5 年 6 月）



資料：東京都福祉局

- 児童養護施設入所者の進路状況について、全高卒者の大学等への進学が 72.8%なのに対し、児童養護施設入所者は 28.3%となっています。

図表 82 令和 5 年 3 月卒業児童の進路状況（東京都）

	大学等	専修学校等	就職
児童養護施設入所者	28.3%	26.7%	36.1%
全高卒者	72.8%	15.0%	4.9%

資料：児童養護施設等入退所状況等調査及び学校基本調査

<現状と課題>

- 施設等に入所している子供は、虐待等を原因として心に深い傷を受け情緒的な課題などを抱えていることも多いことから、個別的なケアや専門的なケアが求められています。
- 被虐待児童や個別的ケアが必要な子供が増加しており、適切な養育を受けられなかったことにより生じる様々な課題を解決するためには、一人ひとりの子供にきめ細かな支援が行えるよう、家庭と同様の環境や家庭的な環境での養育を推進するとともに、施設の専門機能や自立支援機能など、社会的養護施策の充実・強化を図ることが必要です。
- 社会的養護のもとにある子供は、経済的な問題や、それまでの養育環境により学習習慣が身についていないなどによる学力不足などから、自らが希望する進路に進めない場合があります。
- 児童養護施設退所者（ケアリーバー）は、退所後も親族等によるサポートが得にくく、就労した子供の約 50%が、1年以内に離職をしているなど、安定した生活を持続することが困難な実態があり、支援が必要です。
- 子供の最善の利益を確保するためには、子供の意見を踏まえた支援を行う必要があることから、子供が権利について知り、話す大人を自ら選んで意見を表明できるよう、子供に対する権利の啓発や相談先の周知を行うことに加え、子供の周りにいる大人に対して、意見表明等の重要性についての理解促進を図ることが重要です。
- 子供は、自分の気持ちを自ら整理して伝えることが困難であったり、誰に伝えれば良いか分からないことがあるため、子供の意見表明には、子供の考えを整理して意見を形成するための支援と、形成した意見を大人に伝えるための支援が必要です。
- 子供が意見を表明できる環境を整え、子供の周りにいる大人が意見を聴くことが基本ですが、措置内容については、子供に影響を与える重大な決定であることから、意見表明等の支援に留まらず、更なる権利擁護の仕組みを整えることが重要です。

<取組の方向性>

- 社会的養護を必要とする子供たちが、一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるよう、一時保護から家庭復帰や社会的自立に至るまで総合的に支援する体制の整備を進めます。
- 子供が家庭において健やかに養育されることを原則とした上で、家庭における養育が困難な場合は、家庭と同様の環境における養育を優先し、里親等への委託を推進します。また、施設についても、できる限り小規模かつ地域分散化された家庭的な養育環境を確保します。
- フォスターリング業務¹を包括的に民間機関に委託するフォスターリング機関事業を実施し、里親等委託を推進する体制の強化を図り、令和 11 年度における里親等委託率（合計）を 37.4%とすることを目指します。
- 社会的養護のもとで生活する子供たちの権利を擁護するとともに、施設退所（里親委託解除）後の自立と地域での安定した生活を継続するために、入所（里親委託）中から退所（解除）後まで、一貫して支援していきます。
- 子供が自らの権利や困ったときの相談方法について知り、意見を表明することができるよう、年齢や発達の状況に応じた効果的な啓発を実施していきます。
- 子供が考えを整理し、大人に伝えることを支援するため一部の一時保護所入所中及び里親委託中の子供を対象としてモデル的に導入している意見表明等支援員について、モデル実施の結果を踏まえ、導入先の拡大を検討します。
- 子供が措置内容に納得できない場合は、自ら児童福祉審議会に申し立てることを可能とします。

¹ 里親のリクルート及びアセスメント、里親に対する研修、児童と里親のマッチング、里親への支援

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
286	家庭的養護（養育家庭等・ファミリーホーム）の推進	福祉局	○令和11年度において、社会的養護に占める里親等委託の割合が37.4%となるよう、養育家庭等・ファミリーホームを推進していく。 ○民間フォスティング機関を設置することにより、里親委託を一層推進し、里親に対する一貫性・継続性のある支援体制を構築する。 ○養育家庭でより多くの児童が育まれるよう、普及啓発により養育家庭登録数を拡大するとともに、養育家庭への支援を充実する。また、乳児期からの委託を促進する。 ○養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を着実に実施する。
287	乳児院の家庭養育推進事業	福祉局	乳児院に対して、通常の乳児院の職員配置に加え、治療的・専門的ケアが必要な児童及び保護者に対する手厚い支援ができる体制等を整備する。
288	育児指導機能強化事業	福祉局	乳児院等に育児指導担当職員を配置し、入所児童やその家族及び地域で子育て中の家庭等からの子育てに関する相談に応じる等により、子育てに関する不安を解消するなどの育児指導機能の充実を図る。
289	医療機関等連携強化事業	福祉局	乳児院等における医療機関との連携強化を図り、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進する。
290	◆ 障害児等受入体制等強化事業	福祉局	障害等を有する児童に対して、入所前の受入に係る連絡調整等や入所中の支援・補助を行うための障害児等受入調整員を配置することにより、障害等を有する児童の受入及び支援体制を強化する。
291	新生児委託推進事業	福祉局	家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、養子縁組が最善と判断した場合には、乳児院を活用して、養子縁組里親の養育力向上のための研修や、新生児と養子縁組里親の交流支援等を行うことにより、新生児委託を推進する。
292	児童福祉施設の整備	福祉局	児童養護施設や一時保護所への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設の整備を進める。
293	専門機能強化型児童養護施設	福祉局	虐待等により問題を抱える子供たちへのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大する。

番号	事業名	所管局	事業概要
294	家庭的養育（グループホーム）の設置促進	福祉局	○児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、児童養護施設が地域の住宅を活用し家庭的な環境で養護を行うグループホームについて、引き続き設置を進める。 ○4か所以上のグループホームを設置する施設について、各グループホームへの助言・指導等を行うグループホーム支援員を配置するなど、安定的運営を支援する。
295	連携型専門ケア機能事業	福祉局	都立児童養護施設において、虐待に起因する重篤な情緒・行動上の問題を抱える子供に対して生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を実施する。
296	児童養護施設等の支援力の向上、人材確保及び人材育成	福祉局	○児童養護施設等職員の研修への参加を促進するとともに、児童に対するケアの充実と職員の資質向上及び研修指導者の養成を図る。 ○児童養護施設等における実習体制等充実させることにより、職員の人材確保を図る。 ○児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材の育成を図る。
297	児童養護施設等職員宿舍借り上げ支援事業	福祉局	児童養護施設等に勤務する職員の宿舍を借り上げるための費用の一部を支援する。
298	児童養護施設等体制強化事業	福祉局	児童指導員や養育者等の直接処遇職員の業務負担の軽減等に取り組んでいる施設に対し、補助者の雇上げに必要な費用の一部を補助する。
299	施設と地域との関係強化事業	福祉局	シニア世代・シニア予備群を児童養護施設等における様々な家事・養育等を担う人材として活用するための費用の一部を支援する。
300	児童養護施設等のBCP策定支援事業	福祉局	大規模災害や感染症が発生した場合等における児童養護施設等利用者の安全を確保するため、児童養護施設等に専門的な支援を行い、BCP（事業継続計画）策定の推進とその実効性を確保する。
301	東京都児童自立サポート事業	福祉局	児童自立支援施設を退所した児童の地域での立ち直りを支援するため、児童相談所と民生・児童委員及び主任児童委員等が連携協力をして、児童の自立を支援する取組を推進する。
302	フレンドホーム事業	福祉局	児童養護施設や乳児院に入所している子供を、フレンドホームとして登録した家庭に、夏休み・冬休みや週末等学校が休みの間、数日間預け、家庭生活の体験を通じた子どもの健やかな育成を図る。

番号	事業名	所管局	事業概要
303	養護児童に対する自立支援機能の強化	福祉局	○児童養護施設に入所している児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアの充実を図るため、自立支援業務に専念できる職員（自立支援コーディネーター）を配置し、自立支援体制の構築・推進を行う（自立支援強化事業）。 ○児童に対する学習支援(塾への通塾費用)の充実や、自立支援コーディネーターによる進学支援の充実を図る（児童養護施設における学習・進学支援等）。 ○児童養護施設等を退所した児童等に、生活の場を提供しながら就労支援等を行う自立援助ホームに、就労支援・就労定着を専門に行うジョブトレーナーを配置する（ジョブ・トレーニング事業）。 ○児童福祉や就労支援に精通したスタッフを配置し、生活上の問題や求職上の問題について相談支援等を行うことにより自立を支援するとともに、対象者同士が集まり、意見交換や情報交換を行える相互交流の場（ふらっとホーム）を提供する。 ○児童養護施設等に入所している児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアの充実を図るため、自立支援業務に専念できる職員（自立支援担当職員）を配置し、自立支援体制の構築・推進を行う。 ○児童養護施設、法人型ファミリーホーム及び自立援助ホームの退所者が居住する住居を法人等が借り上げる際にかかる費用の一部を補助することで、退所後のアフターケアの充実を図る。 ○社会的養護施設の退所者（ケアリーバー）等の退所後における居住費の支援や施設職員等によるきめ細かなアフターケアを実施し、生活の安定を支援する。
304	自立生活スタート支援事業	福祉局	児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行う。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除される。

番号	事業名	所管局	事業概要
305	養育家庭等自立援助補助事業	福祉局	①養育家庭等が元委託児童に対して、次に掲げる援助を月2回以上行った場合に補助を行う。 (1) 住居、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。 (2) 進路、就学と生活の両立に関する問題、求職活動等に関する求職上の問題、職場の対人関係・離職・転職等に関する就業上の問題等について相談に応じ、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。 ②里親委託措置解除となった元委託児童について、原則措置解除後最大4年間（対象者が22歳になる年度の末日まで）、家賃補助を受けながら、養育家庭等によるきめ細かいアフターケアを継続することで、自立後の安定した生活を確保する。
306	身元保証人確保対策事業	福祉局	児童養護施設等または母子生活支援施設や女性自立支援施設を退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助を期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行うことにより、社会的な自立を促進する。
307	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度	福祉局	児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、自立支援資金を貸付けることにより、これらの者の円滑な自立を支援する。
308	フォostリング機関（里親養育包括支援機関）事業	福祉局	社会的養護を必要とする児童の里親への委託をより一層推進するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施することを目的とする。
309	里親養育専門相談事業（里親子のサポートネット）	福祉局	チーム養育の中で調整できなかった事案について、専門相談員が第三者の立場から、子供や里親、児童相談所の意見を聴き、調整する仕組みを児童福祉審議会のもとに設置することにより、子供の利益を守るとともに権利擁護を図る。

番号	事業名	所管局	事業概要
310	◆ <u>社会的養護自立支援実態把握事業</u>	福祉局	社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携強化を図る。
311	◆ <u>社会的養護職員等の奨学金返済・育成支援事業</u>	福祉局	社会的養護等の分野において新規採用者を対象とした奨学金返済支援事業を実施し、人材確保・定着を強化する。
312	◆ <u>こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業</u>	福祉局	新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」取得のため、児童養護施設等の職員が研修等に参加しやすい環境を整備する。
313	被措置児童等虐待の防止・対応強化	福祉局	「3つの電話相談窓口（東京都、児童相談所、児童福祉審議会）」を設置し、虐待を受けた被措置児童等本人からの届出や、虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告に対し、関係機関等と連携しながら対応する。
314	被措置児童に対する子供の権利の啓発	福祉局	被措置児童に対して、子供の権利の啓発や相談方法の周知を図る。また、児童相談所職員、里親、施設職員等に対して、被措置児童の権利擁護の重要性や子供の権利の啓発物の活用方法の周知を図る。
315	◆ 意見表明等支援事業	福祉局	措置決定の場面等において、面談等を通じて子供の意見形成を支援し、希望に応じて周りの大人に対する意見表明の支援や意見の代弁をする役割を担う、「意見表明等支援員」を導入する。
316	◆ <u>被措置児童等の権利擁護に関する調査</u>	福祉局	子供の権利擁護の取組状況を把握するため、被措置児童等を対象とした意見表明に係る満足度等に関する調査を実施する。

< 目標を掲げている取組 >

番号	事業名	所管局	目標値（年度の記載ないものは、令和 11 年度末までの目標）	令和 5 年度実績
286	家庭的養護（養育家庭等・ファミリーホーム）の推進	福祉局	（令和 11 年度） 里親等委託率 37.4%	【令和 6 年 3 月 末現在】 ○養育家庭等 （登録数： 1,191 家庭、委託 児童数：526 人 （区児相含 む）） ○ファミリーホーム （設置数：30 ホ ーム、入所児童 数：120 人（区 児相含む）） ○社会的養護に 対する家庭養育の 割合 17.5% ※いずれも速報値
293	専門機能強化型児童養護施設	福祉局	全民間児童養護施設	専門的、治療的 ケア体制の充実 専門機能強化型 児童養護施設の 運営 39 か所
308	フォスティング機関（里親養育 包括支援機関）事業	福祉局	全ての都児童相談所担当地域で 実施	児童相談所 5 所

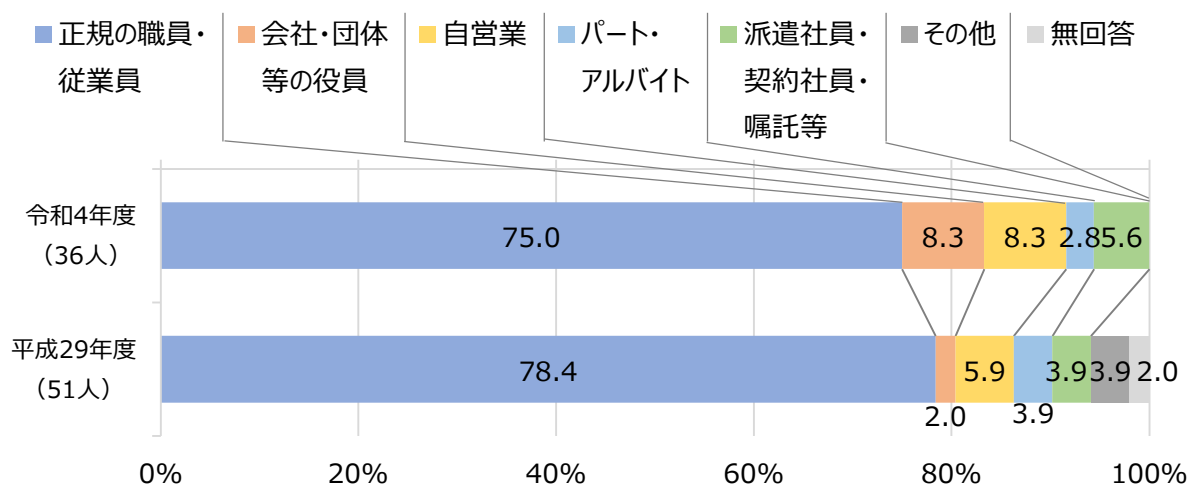
【4 ひとり親家庭の自立支援の推進】

<ひとり親家庭を取り巻く状況>

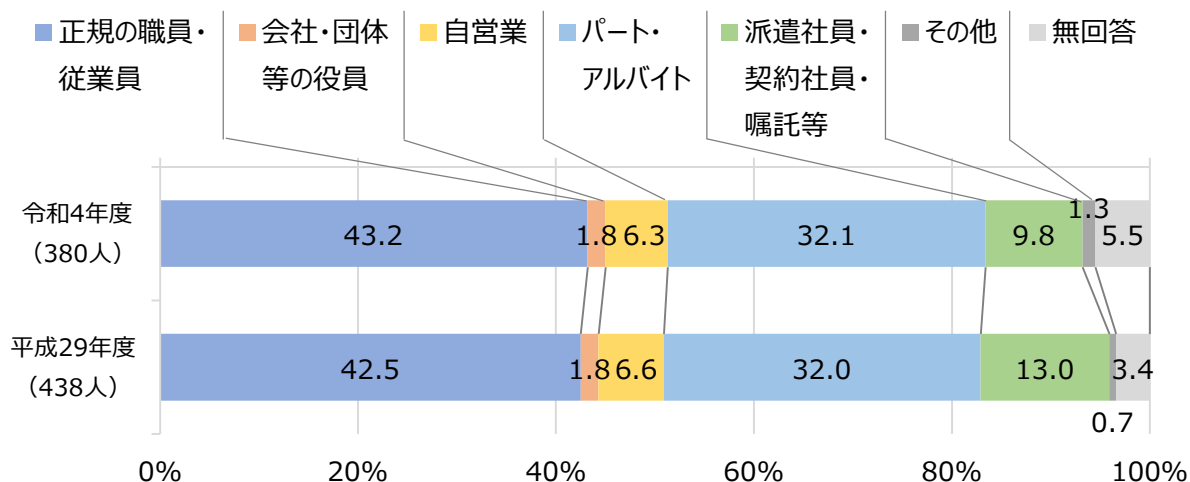
- 都内の三世帯同居等も含むひとり親世帯は、母子世帯約 144,500 世帯、父子世帯約 12,900 世帯と推計されます。
- 令和 4 年に東京都が行った調査によると、ひとり親世帯になった理由は、「離婚」70.3%、「死別」11.4%、「未婚・非婚」10.7%となっています。
- ひとり親家庭の親の就労状況をみると、平成 29 年度に比べ令和 4 年度は、父は正規の職員・従業員の割合が減少する一方、母は正規の職員・従業員の割合が増えています。

図表 83 就業上の地位

父



母

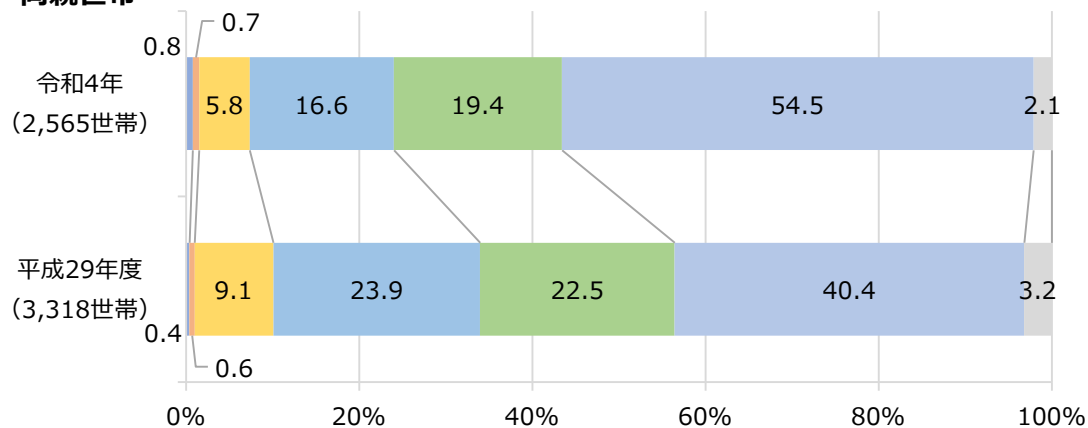


資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和 4 年度）

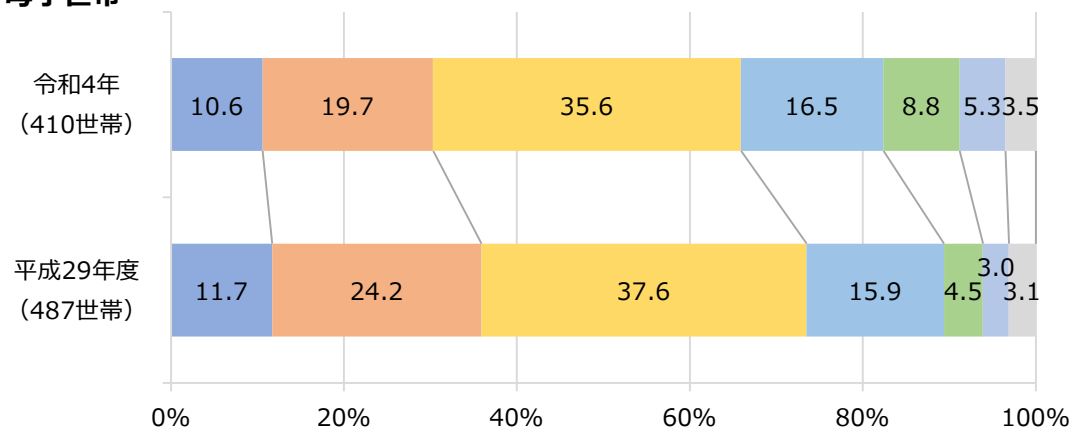
- 令和4年度の収入をみると、母子世帯では年収200万円未満が30.3%となっており、平成29年度よりも割合がやや減少しています。父子世帯では、200万円未満は2.6%で、平成29年度よりも割合が減少しています。

図表 84 世帯の年間収入

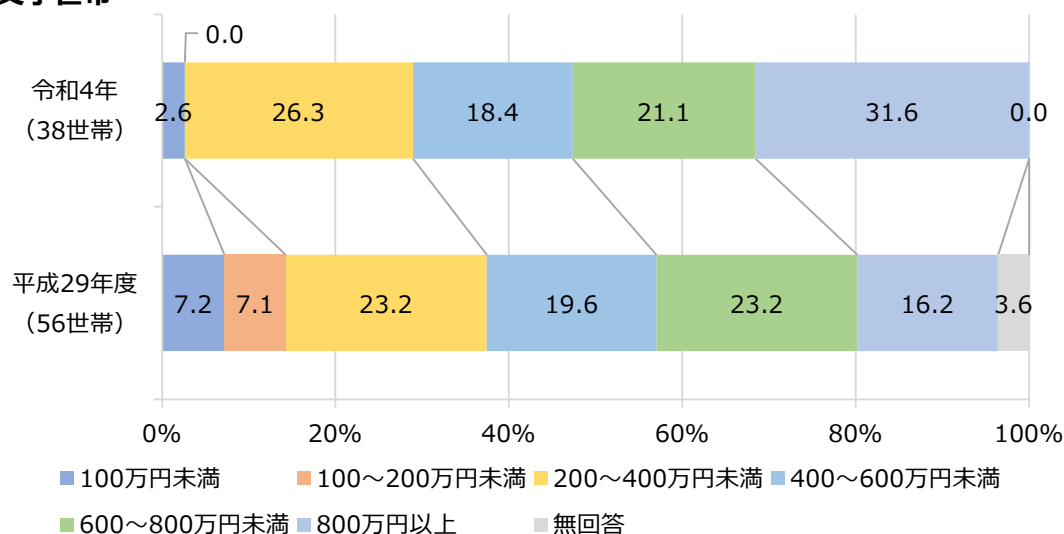
両親世帯



母子世帯



父子世帯



- ひとり親世帯で現在困っていることは、母子世帯では「家計について」57.9%、「子供の教育・進路・就職について」43.3%、父子世帯では「子供の教育・進路・就職について」41.4%、「家事について」34.5%となっています。

図表 85 ひとり親世帯になって現在困っていること〔複数回答〕－母の従業上の地位別

	総 数	家 計 に つ い て	仕 事 に つ い て	住 居 に つ い て	家 事 に つ い て	健 康 に つ い て	介 護 に つ い て ・ 親 族 の 健 康 で ・	子 供 の 世 話 に つ い て	子 供 の 教 育 ・ 進 路 ・ 就 職 に つ い て	(世 間 体) 社 会 的 偏 見 に つ い て	そ の 他
総数	100.0 (328)	57.9	25.9	18.6	7.0	18.0	10.1	21.6	43.3	4.9	4.3
就業	100.0 (301)	58.5	24.6	19.6	7.3	17.9	9.3	21.9	43.2	5.3	4.0
自営業	100.0 (16)	37.5	18.8	6.3	6.3	18.8	-	43.8	37.5	6.3	6.3
正規の職員・従業員	100.0 (125)	52.8	22.4	18.4	8.8	17.6	8.8	18.4	45.6	6.4	3.2
会社・団体等の役員	100.0 (6)	66.7	16.7	-	33.3	-	-	33.3	33.3	16.7	-
パート・アルバイト	100.0 (97)	63.9	27.8	25.8	3.1	19.6	8.2	20.6	43.3	1.0	3.1
労働者派遣事業所の 派遣社員	100.0 (16)	75.0	37.5	18.8	6.3	12.5	6.3	18.8	37.5	18.8	-
契約社員・嘱託、 その他	100.0 (23)	78.3	26.1	26.1	13.0	8.7	13.0	26.1	39.1	-	17.4
非就業	100.0 (23)	52.2	39.1	4.3	4.3	21.7	21.7	21.7	47.8	-	4.3

資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和4年度）

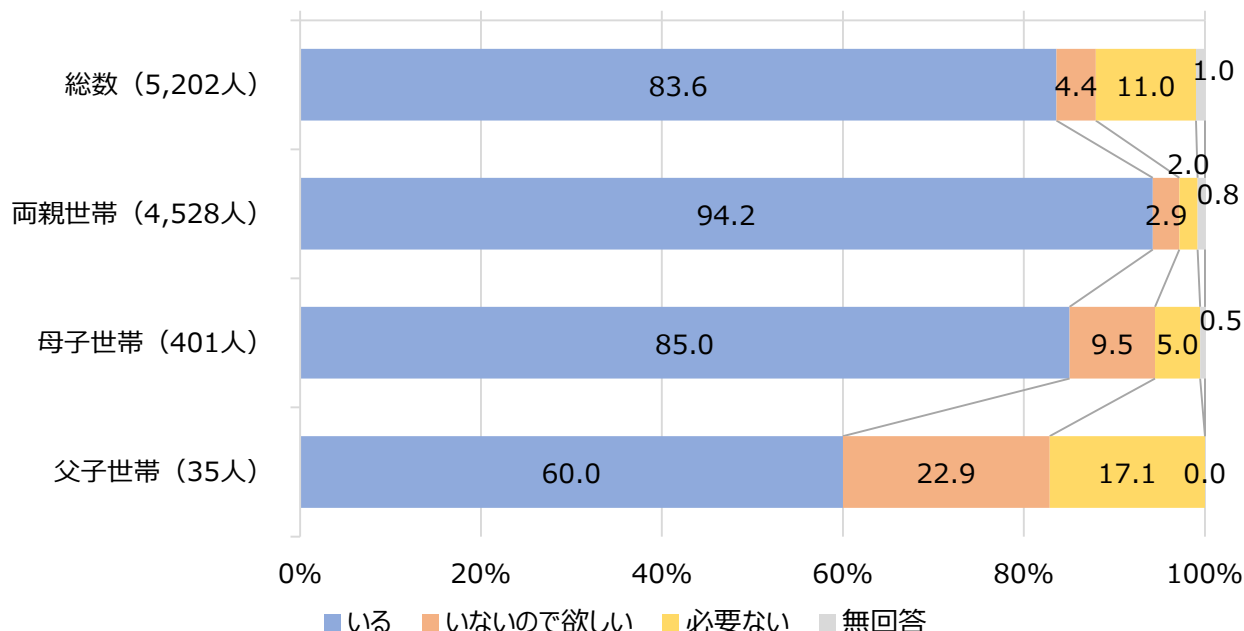
図表 86 ひとり親世帯になって現在困っていること〔複数回答〕－父親の従業上の地位別

	総 数	家 計 に つ い て	仕 事 に つ い て	住 居 に つ い て	家事 に つ い て	健康 に つ い て	親 族 の 健康 ・ 介 護 に つ い て	子 供 の 世 話 に つ い て	子 供 の 教育・進 路・ 就 職 に つ い て	(世 間 体) に つ い て 社会的 偏見	そ の 他
総数	100.0 (29)	31.0	10.3	3.4	34.5	6.9	6.9	24.1	41.4	6.9	-
就業	100.0 (28)	32.1	7.1	3.6	32.1	7.1	7.1	25.0	42.9	7.1	-
自営業	100.0 (2)	50.0	50.0	-	-	-	-	50.0	-	-	-
正規の職員・従業員	100.0 (22)	27.3	-	4.5	27.3	9.1	9.1	22.7	45.5	9.1	-
会社・団体等の役員	100.0 (1)	100.0	-	-	100.0	-	-	-	100.0	-	-
パート・アルバイト	100.0 (1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
労働者派遣事業所の 派遣社員	100.0 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
契約社員・嘱託、 その他	100.0 (1)	100.0	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-	-
非就業	100.0 (1)	-	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-	-

資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和４年度）

- 相談相手がいる割合は、両親世帯は 94.2%、母子世帯は 85.0%、父子世帯では 60.0%となっています。

図表 87 相談相手の有無－世帯類型（母子・父子世帯）別



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和4年度）

< 現状と課題 >

- ひとり親家庭の親は、ひとり親家庭になる前後を通じて、家庭や生活の様々な課題に直面します。ひとり親家庭の親は、子育てと家計の支え手を同時に担うため、肉体的、精神的な負担も大きいこと、また経済的に困窮している家庭が多いことなどから、生活全般を視野に入れた総合的な支援が必要です。
- ひとり親家庭のための支援策が十分には活用されていない状況があるなど、支援が必要な人が必ずしも相談窓口につながっていない可能性があるため、関係機関が連携し支援が必要な家庭を把握することが必要です。
- ひとり親世帯の就業率は母子世帯・父子世帯ともに9割を超えていますが、母子世帯ではパート・アルバイト等非正規雇用が約4割となっています。また、ひとり親家庭では仕事と子育ての両立が難しいと考える人が多い状況があります。
- 民法等の一部を改正する法律が成立し、離婚後の父母の子の養育に関する責務を明確化するなど、親権・監護、養育費、親子交流等に関する規定が見直されたことを踏まえた対応が必要です。また、養育費を受け取っている人の割合は過去の調査と比較して増加傾向にあるものの、養育費を受け取っている割合は約3割です。

<取組の方向性>

- 母子家庭・父子家庭双方の特性やニーズに配慮しながら、必要なひとり親家庭が確実に相談・支援につながるよう、広報・普及啓発や新たな相談拠点の設置など相談体制の更なる強化を図るとともに、相談支援の質の向上、関係機関の連携強化を進めます。
- ひとり親家庭が抱える様々な課題に的確に対応し、より安定した就業と子供の健全な育成を図るため、個別・継続的な就業支援の充実や、就業と子育ての両立が可能となる地域の子育て支援や子供の学習支援などを推進することにより、ひとり親家庭の地域での自立した生活を支援します。
- 東京労働局では、母子家庭の母、父子家庭の父などの就職困難者を、ハローワークや民間の職業紹介事業者などの職業紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給しています。
- ひとり親家庭の生活の安定を図るため、養育費立替保証、公正証書等の作成及びADR（裁判外紛争解決手続）に係る支援等を行うほか、養育費に関する専門相談など養育費の履行確保等に資する区市の取組に対して補助を行います。

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
317	ひとり親家庭向けポータルサイトの運用	福祉局	国、都、区市町村や民間機関等の様々な機関が実施しているひとり親家庭への支援施策等について、横断的に検索できるポータルサイトを運用する。
318	東京都ひとり親家庭支援センター事業 (母子家庭等就業・自立支援センター事業)	福祉局	○相談体制の整備 ひとり親家庭の生活相談・養育費相談・離婚前後の法律相談・面会交流支援事業、離婚前後の親支援講座、ひとり親への支援を行う相談支援員研修を実施する。 ○就業支援 ・ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業（就業相談、就業促進活動、キャリアアップ支援、相談支援員研修会）、就業支援講習会、就業情報提供事業を行う。 ・親への支援とあわせて、子供本人へのキャリアカウンセリングや求人情報の提供などを行う。
319	ひとり親家庭相談体制強化事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉局	就業等の理由により、平日や日中の時間帯に相談できないひとり親の困難な状況を解消するために、SNS等を活用した対面相談以外のひとり親がより相談しやすい体制強化を実施する区市町村に対し子供家庭支援区市町村包括補助事業により補助を実施する。
320	母子・父子自立支援員による相談・支援	福祉局	ひとり親家庭及び寡婦に対し、相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導を行う。また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。
321	母子・父子自立支援員の資質の向上（母子・父子自立支援員研修）	福祉局	身近な地域において、ひとり親家庭からの相談に的確に対応していくため、母子・父子自立支援員の研修の内容を充実し、カウンセリングの精神や技法、サービスのコーディネートなど総合的な支援力の向上を図る。
322	ひとり親家庭等生活向上事業	福祉局	ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決や子供の生活・学習支援を図るなど、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援する。
323	配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援	生活文化局	配偶者暴力被害者の自立生活再建のため、以下のとおり総合的な支援を実施する。 ○配偶者暴力相談支援センターにおける電話相談、面接相談（精神科医による相談・法律相談） ○配偶者暴力被害者が自立した生活を築くための講座 ○子供の心のダメージの早期回復を図るための子供広場事業 ○各関係機関が統一的な支援を行うための「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の配布 ○被害者支援民間団体への活動支援（人材育成、施設機能の強化等） ○民間で被害者支援を行う人材に対する研修等の実施 ○区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備に対する支援 等

番号	事業名	所管局	事業概要
324	在宅就業推進事業	福祉局	在宅就業を希望するひとり親に対し、一定の期間、業務の調達・分配、納入した業務の検収を行うとともに、在宅就業コーディネーターがサポートを行う。
325	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	福祉局	ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受講した場合に各種給付金を支給するとともに、全区市町村での実施を推進する。
326	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	福祉局	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村において取り組む。
327	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業	福祉局	母子家庭の母又は父子家庭の父の就労につながる資格取得を促進するため、養成機関で修業している一定の訓練期間にかかる訓練促進給付金を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村において取り組む。
328	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	福祉局	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にするとともに、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図る。
329	母子・父子自立支援プログラム策定事業	福祉局	ひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う事業について、全区市での実施を支援する。
330	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	福祉局	福祉事務所に就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携した包括的な就業支援を行う。
331	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	福祉局	ひとり親家庭になって直後の生活の激変や就職活動等の理由により、家事や育児等の日常生活に支援が必要なひとり親家庭に対して、ホームヘルパーを派遣する市町村を支援する。
332	◆ <u>ひとり親家庭ホームヘルプサービスの利用促進事業</u> <u>< 子供家庭支援区市町村包括補助事業 ></u>	福祉局	ひとり親家庭に家事・育児サービスを行うためのホームヘルパーを派遣する「ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業」の広報や、支援者の質向上及びひとり親家庭への理解を深めるための研修を実施する区市町村を支援する。
333	ひとり親家庭就業推進事業	福祉局	ひとり親の希望や適性に応じて、就業相談、スキルアップ訓練、職業紹介、マッチング支援、アフターフォローに至るまで一貫して実施することで、ひとり親家庭等の自立を支援する。
334	都営住宅の優先入居	住宅政策本部	ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅の当せん倍率の優遇制度、ポイント方式による入居者募集、母子生活支援施設特別割当等により、住宅を提供する。

番号	事業名	所管局	事業概要
335	公社住宅への入居機会確保	住宅政策本部	ひとり親家庭を対象に公社住宅への入居機会の確保のため、月収基準に満たない場合でも児童育成手当等を合算する「収入審査の緩和」や、一定期間、一部住宅において家賃を割引する「こどもすくすく割」を実施する。
336	◆ <u>成長産業分野へのキャリアシフト等支援事業</u>	産業労働局	＜ひとり親向け就業支援コース＞ P C やWi-Fi を無償で貸与し、e ラーニング等により、デジタルスキルや柔軟な働き方が可能な業種・職種のスキルの習得及び就職支援を一体的に行うことで、ひとり親の方々のキャリア形成や就職活動を支援する。
337	女性しごと応援キャラバン	産業労働局	都内各区市町村において、キャラバン型のセミナー及び就職相談を実施するとともに、セミナー等受講後、ひとり親の方などきめ細やかな支援を望む女性を想定し、東京しごとセンターにおいてキャリアカウンセリング機能を強化する。
338	◆ 非正規・ひとり親・困難を抱える女性等向け就業自立支援	産業労働局	経済的困難を抱える女性等にアウトリーチでアプローチし、就職相談会やセミナー等を通じて東京しごとセンターの就労支援につなげることで、女性の就職・正規雇用化を後押しする。
339	母子生活支援施設等の支援力の向上	福祉局	母子生活支援施設における支援の核となる基幹的職員を育成する。また、母子生活支援施設や女性自立支援施設の職員の研修参加や施設間研修を支援し、対応力を強化する。
340	施設に入所する子供の自立支援の充実	福祉局	養育環境により、十分な学習機会が確保されていない小学生から中学生までの児童に対し、標準的学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図る。
341	母子生活支援施設等の施設整備	福祉局	老朽化した母子生活支援施設・女性自立支援施設について、利用者の安全の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進める。
342	母子緊急一時保護事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	緊急に保護の必要な母子家庭等を一時保護し、その安全・安心を確保するため、緊急一時保護事業を実施する。
343	児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付	福祉局	○ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援する。 ○ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付けを実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援する。事業開始、事業継続、修学（母子・父子福祉資金による高校・大学等への修学資金貸付）、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚の12種類
344	ひとり親家庭等医療費助成	福祉局	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援する。
345	養育費確保支援事業	福祉局	ひとり親家庭の養育費の安定した取得に向け、養育費確保に係る事業を実施する区市を支援する。 町村部については、都が直接事業を実施する。

番号	事業名	所管局	事業概要
346	女性福祉資金の貸付	福祉局	配偶者のいない女性に対し、女性福祉資金の貸付を実施し、経済的に支援する。事業開始、事業継続、技能習得、医療介護、生活、就職支度、住宅、転宅、結婚、修学、就学支度の11種類。
347	若年被害女性等支援事業	福祉局	様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施する。
再掲	ベビーシッター利用支援事業	福祉局	Nº106 参照
再掲	生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援	福祉局	Nº213 参照
再掲	受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉局	Nº214 参照
再掲	被保護者自立促進事業	福祉局	Nº216 参照
再掲	東京しごとセンター事業	産業労働局	Nº264 参照
再掲	児童養護施設等体制強化事業	福祉局	Nº298 参照
再掲	自立生活スタート支援事業	福祉局	Nº304 参照
再掲	若年夫婦・子育て世帯への入居機会の確保	住宅政策本部	Nº463 参照
再掲	住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進	住宅政策本部	Nº469 参照

< 目標を掲げている取組 >

番号	事業名	所管局	目標値（年度の記載ないものは、令和 11 年度末までの目標）	令和 5 年度実績
322	ひとり親家庭等生活向上事業	福祉局	ひとり親家庭生活向上事業のうち子供の生活・学習支援事業又は生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援事業について、62 区市町村で実施	1 子供の生活・学習支援事業 24 区市 2 ひとり親生活支援事業（(1)相談支援事業(2)家計管理・生活支援講習会等事業(3)学習支援事業(4)情報交換事業）（5）短期施設利用相談支援事業 15 区市
325	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	福祉局	62 区市町村	10 区 14 市 13 町村
329	母子・父子自立支援プログラム策定事業	福祉局	62 区市町村	21 区 25 市 13 町村

【5 障害児施策の充実】

< 障害児を取り巻く状況 >

- 東京都内には、令和 6 年 3 月末現在、身体障害者手帳を持つ 18 歳未満の子供が 23,904 人、知的障害の「愛の手帳」を持つ 18 歳未満の子供が 14,888 人います。

図表 88 障害者の手帳所持者数（総数及び 18 歳未満）（東京都：令和 5 年 3 月末現在）

	総数	18歳未満	構成比
身体障害者手帳交付数	486,907	23,904	4.9%
愛の手帳交付数	103,854	14,888	14.3%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	163,172	—	—

資料：東京都福祉局 年報（福祉・衛生行政統計）

（注）精神障害者保健福祉手帳所持者数については、18 歳以上、18 歳未満の統計はなく、総数のみである。

- また、全国調査によると、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」と通常の学級の担任等が回答した児童・生徒の割合は、8.8%となっています。

図表 89 学習面や行動面で著しい困難を示す児童・生徒（全国）< 小学校・中学校 >

	推定値（95%信頼区間）
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%（8.4%～9.3%）
学習面で著しい困難を示す	6.5%（6.1%～6.9%）
行動面で著しい困難を示す	4.7%（4.4%～5.0%）
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%（2.1%～2.6%）

資料：文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（令和 4 年）

（注）調査対象は、全国の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とした。標本児童生徒数 53,951 人（小学校：35,963 人、中学校：17,988 人）

「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の 1 つあるいは複数で著しい困難を示す場合を指し、一方、「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」、「多動性－衝動性」、あるいは「対人関係やこだわり等」について 1 つか複数で問題を著しく示す場合を指す。

- 特別支援学校高等部の生徒の卒業後の企業就労者数及び就労率については、令和5年度は卒業した1,750人のうち746人（42.6%）が企業就労しています。

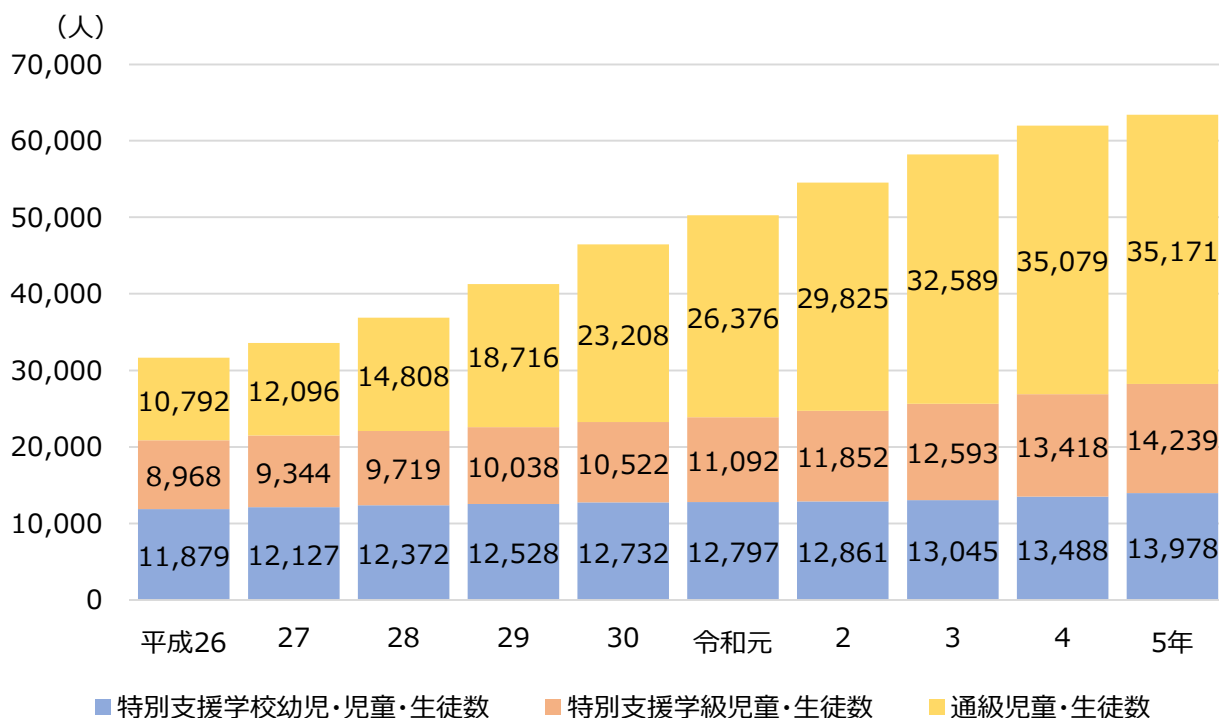
図表 90 特別支援学校高等部の就労実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
卒業生総数（人）	1,806	1,884	1,864	1,926	1,897	1,883	1,699	1,703	1,750
企業就労者（人）	744	754	817	854	843	809	703	683	746
就労率	41.2%	40.0%	43.8%	44.3%	44.4%	43.0%	41.4%	40.1%	42.6%

資料：公立学校統計調査報告書「進路状況調査編」

- 特別支援教育を受ける児童・生徒数は増加傾向にあり、この10年で約2倍となっています。

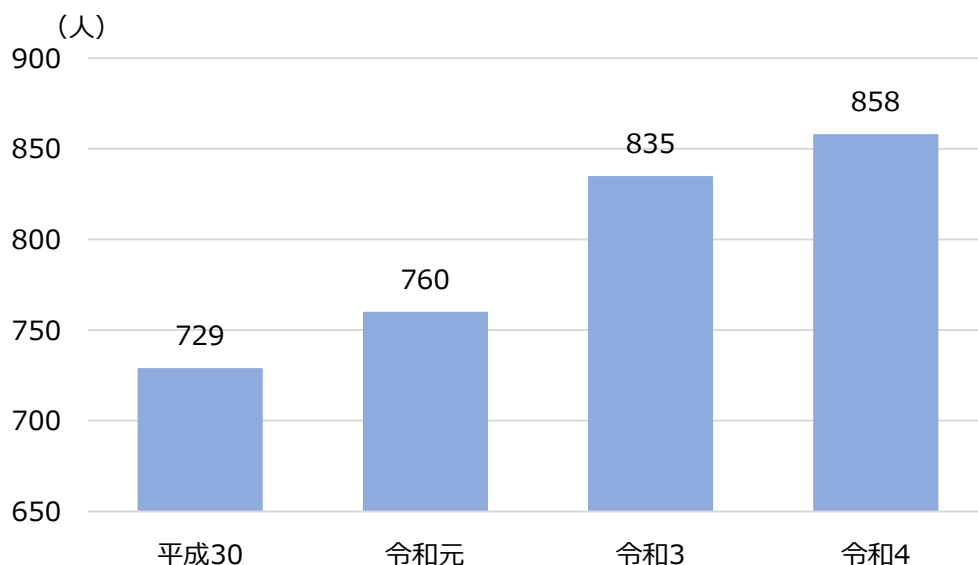
図表 91 特別支援教育を受ける児童・生徒数



資料：東京都教育委員会「東京都教育ビジョン（第5次）」

- 医療的ケアが必要な児童・生徒数は増加傾向にあります。

図表 92 医療的ケア児童・生徒数



資料：東京都教育委員会「東京都教育ビジョン（第5次）」

（注）都内公立特別支援学校に在籍する医療的ケア児総数（各年度5月1日時点） ※R2は新型コロナウイルス感染症拡大により未調査

< 現状と課題 >

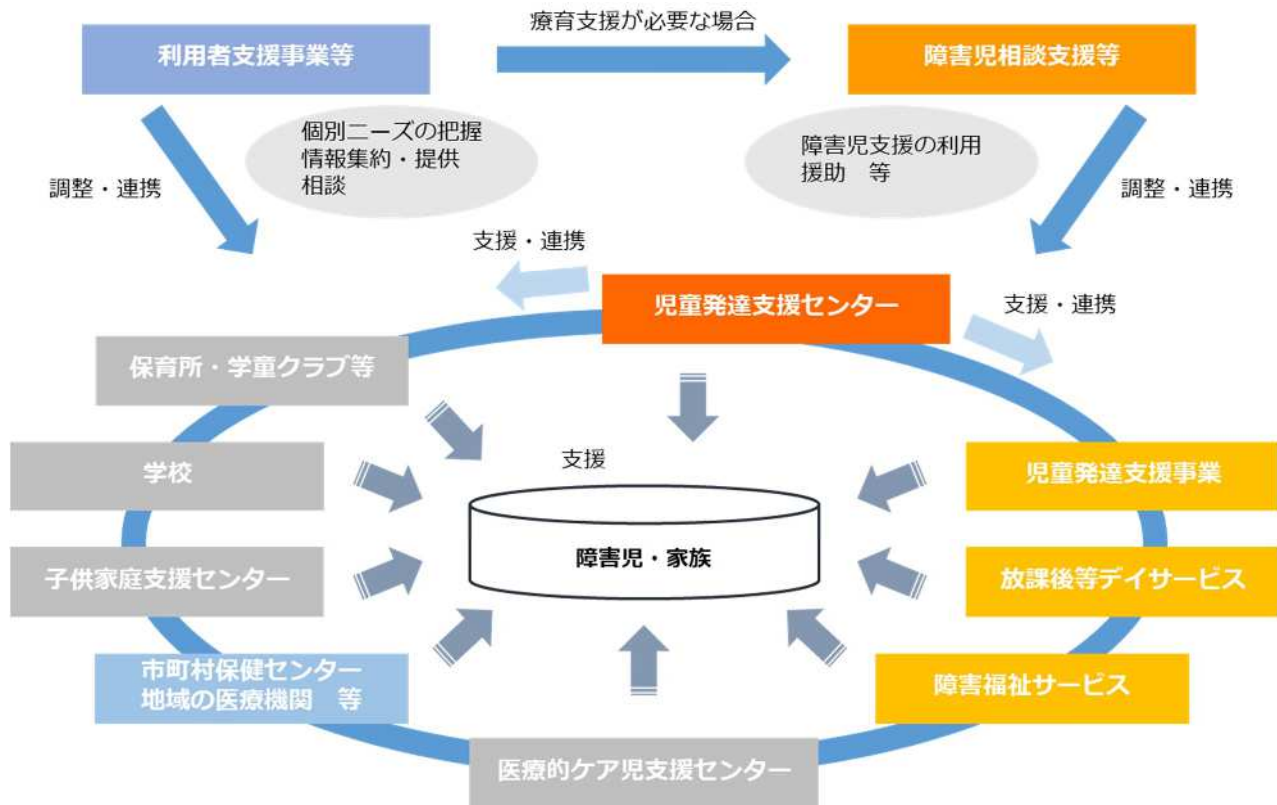
- 障害児支援利用計画の活用や、個別の計画の適切な引継ぎを行うなどにより、教育・保育等とも連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築が重要です。
- 障害児及びその家族が身近な地域で安心して生活していくためには、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じてきめ細かな相談対応や療育等の適切な支援を行う必要があります。障害児の心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう、関係者と連携して取り組んでいくことが必要です。
- また、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育・教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無に関わらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する必要があります。
- 児童発達支援センターについては、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置付け、他の障害児通所支援等を実施する事業所と連携を図り、障害児通所支援の体制整備を図ることが重要です。

- 地域におけるインクルージョン推進の観点から、児童発達支援センターには、保育所や認定こども園等に対し、障害児及び家族への専門的支援や助言を行う機能が求められており、こうした観点からも設置を進める必要があります。また、保育所等訪問支援等の活用により、障害児通所支援事業所と保育所等との連携・協力を深めることで、障害児への支援体制を構築していくことも必要です。
- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）が増加しています。こうした医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、在宅生活を支えるサービスの充実に積極的に取り組む必要があります。

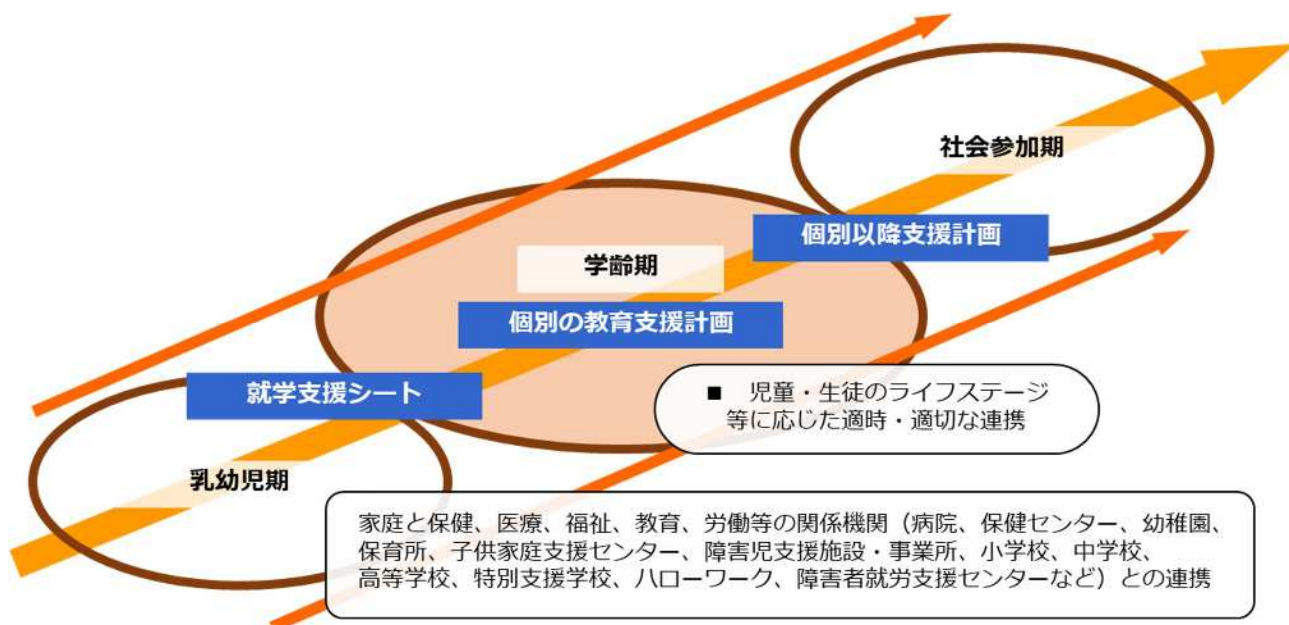
< 取組の方向性 >

- 障害児及びその保護者が身近な地域で安心して生活できるようにするため、一般的な子育て支援施策において障害児の受入れを進めるとともに、子供の成長段階や、障害特性等に応じた支援をしていきます。また、社会的自立を図ることのできる力や、地域の一員として生きていく力を培えるよう、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進します。
- 障害の有無にかかわらず、地域で共に生活する「共生社会」を進める観点から、保育・教育等と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援が提供される体制整備に取り組めます。また、学校においては、乳幼児期から学校卒業後まで一貫性のある支援を行っていくため、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」を作成しています。
- 医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、医療的ケア児支援センターを設置し、相談支援や情報提供を行うとともに、支援に関わる人材を養成します。
- 個々の状況に応じた地域生活を支援するため、障害児の放課後等支援の充実や難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築など、支援の提供体制の拡充を図っていきます。

■ 障害児とその家族を支援



■ 「個別の教育支援計画」を活用した一貫性のある支援の充実



< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
348	短期入所事業の充実	福祉局	保護者等の事情により一時的に介護を行うことが困難になった場合など必要ときに、障害児（者）が短期間、施設に入所して必要な支援を受けられるよう、短期入所事業（ショートステイ）の充実を図る。
349	児童発達支援	福祉局	未就学の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。
350	放課後等デイサービス	福祉局	就学中の障害のある児童を通所させて、授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。
351	児童発達支援センターの設置促進	福祉局	地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援センターの設置促進を図る。
352	児童発達支援センター地域支援体制確保事業	福祉局	児童発達支援センターが行う地域支援・地域連携の体制確保に係る取組を支援する。
353	障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	福祉局	保育所等を利用中の障害児又は今後利用する予定の障害児に対し、その安定した利用を促進するため、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う。
354	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置促進	福祉局	未就学の重症心身障害児を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。
355	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの設置促進	福祉局	就学中の重症心身障害児を通所させて、授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。
356	都型放課後等デイサービス事業	福祉局	都で定める基準を満たす事業者に対し、運営等に要する経費の一部を補助し、放課後等デイサービス事業所の支援の質の向上を図る。
357	障害児の放課後等支援事業	福祉局	医療的ケア児及び重症心身障害児に対する放課後等支援の充実を図るため、サービス提供時間の延長や専門職の配置、送迎支援等に取り組む区市町村の支援を行う。
358	聴覚障害児のための体制整備事業	福祉局	都内の聴覚障害児が、早期に適切な支援を受けられるようにするため、関係機関等との連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を整備する。
359	児童発達支援事業所等利用支援事業	福祉局	第2子以降の児童発達支援事業所等自己負担を無償化する。

番号	事業名	所管局	事業概要
360	障害児支援に係る職員の養成・確保	福祉局	○相談支援従事者研修 必要なサービスの総合的かつ計画的な利用支援等のため、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員の養成及び資質の向上を図る。 ○サービス管理責任者等研修 個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を行う。 ○強度行動障害支援者養成研修 強度行動障害を有する者（児）に対し、適切な支援を行う職員や、適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成のための研修を行う。 ○介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業 在宅や障害者施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成する。
361	発達障害児等への支援の充実	福祉局	○発達障害者支援体制整備推進事業 発達障害児（者）のライフステージに応じた支援体制を充実し、支援機関に従事する専門的人材の育成等を行うことにより、発達障害者支援体制の整備を推進し、発達障害児（者）の福祉の増進を図る。 ○発達障害者支援センターの運営 発達障害児（者）及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。 ○ペアレントメンター養成・派遣事業 子供が発達障害の診断を受けて間もない親などに対して、発達障害児（者）の子育て経験を活かして相談・助言を行うペアレントメンターを養成するとともに、ペアレントメンター・コーディネーターを配置し、家族への適切な支援に結び付けることで、家族支援体制の整備を図る。
362	障害児等療育支援事業	福祉局	在宅心身障害児（者）の地域生活を支援するため、以下の事業を行う。 ① 在宅支援訪問療育等指導事業 相談・指導班を編成して、必要とする地域又は希望する家庭を定期的若しくは随時訪問して、在宅心身障害児（者）に対する各種相談・指導を行う。 ② 在宅支援外来療育等指導事業 外来の方法により、地域の心身障害児（者）に対し、各種相談・指導を行う。 ③ 施設支援一般指導事業 障害児通所支援事業所及び障害児保育を行う保育所等の職員に、療育技術の指導を行う。

番号	事業名	所管局	事業概要
363	重症心身障害児等在宅療育支援事業	福祉局	NICU等の高度な医療施設に入院している重症心身障害児及び医療的ケア児が、在宅生活に円滑に移行できるよう訪問看護等の早期療育支援を行うとともに、安定した在宅生活を継続できるよう地域の訪問看護人材の育成及び関係機関の連携を図り、もって重症心身障害児及び医療的ケア児の在宅療育体制の整備の推進を図る。 ①重症心身障害児等在宅療育支援センターの設置 ②訪問看護及び訪問健康診査 ③在宅療育相談 ④訪問看護師等育成研修 ⑤在宅療育支援地域連携会議の開催
364	在宅レスパイト・就労等支援事業	福祉局	重症心身障害児(者)及び医療的ケア児の家族の休養(レスパイト)や就労等を支援するため、家族に代わって一定時間医療的ケア等を行う訪問看護師の派遣に取り組む区市町村を支援する。
365	障害者(児)ショートステイ事業(受入促進員配置)	福祉局	病床確保事業を実施する短期入所事業所に対して、受入促進員である看護師等の経費を支援することで、重症心身障害児(者)に加え、医療的ケア児(者)の受入れの促進を図る。
366	障害者(児)ショートステイ事業(病床確保)	福祉局	短期入所事業所において、病床確保することで、特に医療ニーズの高い重症心身障害児(者)に加え、医療的ケア児(者)の受入れの促進を図る。
367	障害者(児)ショートステイ事業(短期入所開設支援)	福祉局	新規に医療型短期入所事業所を開設しようとする事業者に対して、講習会を開催する等の開設支援を行う。
368	障害者(児)ショートステイ事業(医療機器等整備費補助)	福祉局	新たに医療型短期入所事業に参加する等、より多くの医療的ケア児等を受け入れるための環境を整備した場合に、必要となる医療機器等の整備費用を補助することにより、医療型短期入所における医療的ケア児等の受入れを促進する。
369	重症心身障害児通所委託(受入促進員配置)	福祉局	都が指定する重症心身障害児(者)通所事業所において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児(者)の積極的な受入れの促進を図る。
370	重症心身障害児(者)通所運営費補助事業	福祉局	在宅の重症心身障害児(者)に日中活動の場を提供し、通所施設における適切な療育環境の確保を図る。
371	医療的ケア児に対する支援のための体制整備	福祉局	関係機関相互の意見交換等を行う協議会の運営に加え、医療的ケア児等コーディネーターや看護職員等の支援人材を育成するための研修を行うとともに、医療的ケア児支援センターによる相談支援や情報提供、区市町村の取組に対する補助を実施し、医療的ケア児に対する支援体制を整備する。

番号	事業名	所管局	事業概要
372	重症心身障害児施設における看護師確保対策事業	福祉局	重症心身障害児施設で働く看護師に対し、研修や資格取得の機会を提供するとともに、職場勤務環境改善及び看護師募集対策の充実を図ることで、看護師の確保・定着に努め、重症心身障害児（者）への支援の充実を図る。
373	医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業	福祉局	訪問看護ステーション向けに人材育成研修を実施し、医療的ケア児の受入経費を補助することで、医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションの受入拡充を図る。
374	医療的ケア児ペアレントメンター事業	福祉局	医療的ケア児の保護者に対し、ペアレントメンターが就労等について自身の経験を基にノウハウの提供や相談に応じることで、医療的ケア児の保護者の就労に向けた取組を支援する。
375	医療的ケア児日中預かり支援事業	福祉局	医療的ケア児の日中預かりを行う事業所に対し支援を行うことで、日中の預かり先を確保し、医療的ケア児の保護者が安心して就労できる環境を整備する。
376	肢体不自由特別支援学校における指導体制の充実	教育庁	都立肢体不自由特別支援学校において、医療的ケアが必要な児童・生徒が増加しているため、常勤看護師に加え、18年度から非常勤看護師を配置している。また、23年度から非常勤職員（学校介護職員）の配置を進めており、28年度までに全校への配置が完了した。これにより、教員の業務を見直し、役割を明確にするとともに、教員と学校介護職員等の専門家とのチームアプローチによる都独自の指導体制を整備している。
377	医療的ケアが必要な児童・生徒の学習機会の拡充 ＜専用通学車両の運行＞	教育庁	肢体不自由特別支援学校において、医療的ケア児の学習の機会を拡充するため、専用の通学車両を運行する。
378	特別支援学校における障害の特性に応じた指導内容・方法の普及・啓発	教育庁	知的障害特別支援学校における自閉症教育の充実を図る。
379	◆ インクルーシブ教育システム体制の整備	教育庁	障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごせるようインクルーシブな教育を推進し、教育的ニーズに応える多様な学びの場を整備するため、区市町村立小・中学校において障害のある児童・生徒の日常生活上の介助や学習支援等を行う「インクルーシブ教育支援員」の配置のための支援を行う。さらに、公立小中学校におけるインクルーシブな教育の更なる推進の実効性を高めるために、異校種期限付異動により配置した都立特別支援学校教員の専門性の活用、環境整備のための必要な支援等を行う重点地区を指定するとともに、協議会において事業の検証等を行う。
380	特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の普及・啓発	教育庁	知的障害が中・重度の生徒の職業能力の開発・伸長に向けた教育内容の充実を図るとともに、保護者対象のセミナーを実施してキャリア教育に関する理解・啓発を図る。

番号	事業名	所管局	事業概要
381	知的障害特別支援学校における職業教育の充実	教育庁	知的障害が軽い生徒を対象として、職業的自立に向けた専門的な教育を行う高等部就業技術科において、今後、更なる教育の充実を図る。 知的障害が軽度から中度の生徒を対象に、生徒の就労実現に向けた基礎的な職業教育を行う、高等部職能開発科の設置を拡充していく。
382	民間活力との連携による就労支援	教育庁	特別支援学校高等部生徒の企業就労を促進するため、現場実習先や就職先の開拓に関する情報収集を委託し、その情報の活用を図る。
383	特別支援学校のセンター的機能の発揮	教育庁	特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒、保護者並びに保育所、幼稚園、小・中学校及び高等学校に適切に支援するため、特別支援学校は、各地域における特別支援教育のセンターとしての機能を発揮して、相談や情報提供等を実施する。
384	公立学校における発達障害教育の推進	教育庁	東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画及び東京都発達障害教育推進計画に基づき、都内全ての公立小・中学校への特別支援教室の導入が完了した（小学校は平成30年度全校導入完了、中学校は令和3年度全校導入完了）。小・中学校における特別支援教室の更なる充実のため、巡回心理士の派遣、都職員による巡回指導、通常学級における生徒のサポートを行う支援員配置に係る予算補助などの支援を引き続き実施していく。また、都立高校の生徒を対象として、土曜日等に学校外で、民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を行う「コミュニケーションアシスト講座」を実施している。学校内で実施する通級による指導については、平成30年度から令和2年度までのパイロット校での実践と検証結果を踏まえ、令和3年度から、外部人材を活用した都独自の仕組みを導入している。
385	小・中学校における特別支援教育の普及・啓発	教育庁	主に読み書きに障害のある生徒の指導法の研究・開発を行う。
386	高等学校における特別支援教育の普及・啓発	教育庁	都立高等学校に在籍している特別な支援を必要とする生徒のために、都立高等学校と都立特別支援学校が連携して情報交換や事例検討を行う。
387	特別支援教育における一貫した指導・支援の普及・啓発	教育庁	公立小・中・高等学校・特別支援学校における特別な支援を必要とする児童・生徒の支援のため、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の作成と活用に関する普及・啓発を行う。
388	特別支援教育の理解・啓発	教育庁	副籍制度の更なる充実を図るため、特別支援学校や小・中学校の教職員、在籍する児童・生徒及びその保護者に対する理解・啓発を積極的に進める。

番号	事業名	所管局	事業概要
389	都立特別支援学校における障害者スポーツの推進	教育庁	都立特別支援学校における障害者スポーツを取り入れた体育的活動の指導内容・方法の研究・開発及び、小・中学校との交流における障害者スポーツの効果や具体的方策の普及・啓発を行う。
390	◆ <u>特別支援学校と高等学校等の協働的な取組</u>	教育庁	都立特別支援学校と都立高等学校等が協働して日常的に共に学ぶことができる環境の整備を検討
391	◆ <u>「インクルーシブな学び」プログラム事業</u>	教育庁	都立高校生は、社会にある様々なバリアを体験的に理解し、多様性を認め合える共生社会づくりの必要性を理解することができ、特別支援学校生は、卒業後も生涯を通じて人々の心のつながりや相互に理解し合う機会を得る
392	特別支援教育を行う私立学校への助成	生活文化局	私立特別支援学校等における特別支援教育の振興・発展及び保護者の負担軽減を図るため、その経費の一部を補助する。
再掲	子供の読書活動の推進	教育庁	Nº90 参照
再掲	ベビーシッター利用支援事業	福祉局	Nº106 参照

< 目標を掲げている取組 >

番号	事業名	所管局	目標値（年度の記載ないものは、令和 11 年度末までの目標）	令和 5 年度実績
348	短期入所事業の充実	福祉局	令和 8 年度までに 140 人分の短期入所整備 （障害者を含めた総数）	事業者数 354 か所（うち児童 140 か所） 定員数 1,361 名（うち児童 689 名） （令和 6 年 3 月 31 日現在）
351	児童発達支援センターの設置促進	福祉局	令和 8 年度までに各区市町村に少なくとも 1 か所以上設置	40 区市町村（18 区 22 市） （令和 6 年 4 月 1 日現在）
353	障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	福祉局	令和 8 年度までに 各区市町村において利用できる体制を構築	48 か所（23 区 24 市 1 町） （令和 6 年 3 月 31 日現在）
354	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置促進	福祉局	令和 8 年度までに各区市町村に少なくとも 1 か所以上確保	36 か所（16 区 20 市） （令和 6 年 3 月 31 日現在）
355	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの設置促進	福祉局	令和 8 年度までに各区市町村に少なくとも 1 か所以上確保	41 か所（21 区 20 市） （令和 6 年 3 月 31 日現在）
358	聴覚障害児のための体制整備事業	福祉局	都において体制を確保	R6.2 難聴児の早期支援及び関係機関連携強化協議会 R6.3 東京都難聴児相談支援センター開設

【6 慢性的な疾病を抱える児童の自立支援】

< 慢性疾患を抱える児童を取り巻く状況 >

- 小児慢性特定疾病医療受給者証数は、令和4年時点で115,000人となっており、国内の全ての当該年齢人口の約0.6%となっています。

図表 93 小児慢性特定疾病医療受給者証数（令和4年）（全国）

	単位	合計	0～5 歳	6～11 歳	12～14 歳	15～17 歳	18～19 歳
全体	人	20,014,964	5,185,467	6,094,133	3,223,037	3,235,989	2,276,338
対象児童	人	115,000	21,557	34,674	20,709	23,162	14,898
比率	%	0.6	0.4	0.6	0.6	0.7	0.7

資料：総務省統計局「人口推計」（各年10月1日）、厚生労働省「衛生行政報告例（令和4年）」

< 現状と課題 >

- 慢性疾患を抱える子供とその家族への公的支援策として、昭和49年度に医療費の自己負担部分を補助する小児慢性特定疾患治療研究事業を開始しました。
- 平成17年度に児童福祉法に根拠を持つ事業として法制化されました。
- 小児慢性特定疾病対策の充実を図るため、平成26年5月、公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立及び小児慢性特定疾病児童等の自立を支援するための事業を児童福祉法に位置付けられました。
- 慢性的な疾病にかかっているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童等がいます。

< 取組の方向性 >

- 相談支援の充実や、自立支援員の配置等により、疾患を抱える児童の自立に向けた支援の充実を図ります。また、地域の関係機関とも連携し、対象者のニーズに応じた支援を実施していきます。
- 小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消するため、医療従事者間の連携など支援体制の整備や、患者や家族の自律（自立）支援を実施します。

■大人になっていくあなたへ

大人になる前の準備を しましょう

子どもから大人へ成長することで、子どものときとは違う治療や健康管理が必要になることがあります。このように健康を維持するために必要な医療や福祉などが大人へ移り変わる計画的なプロセスを「移行」といいます。

自分の病気や治療の理解、健康管理、就学・就労を含めその人なりに自律・自立した大人になる準備をしていくことが大切です。

ここで行われる支援を「成人移行支援」といいます。

自律・自立に向けて

自分で治療の決定や生活の管理ができるよう、病気や治療について学びます。

小児医療から成人医療へ

病気や生活が安定しているときに、成人医療へ移る準備を進めていきます。

保護者の方へ

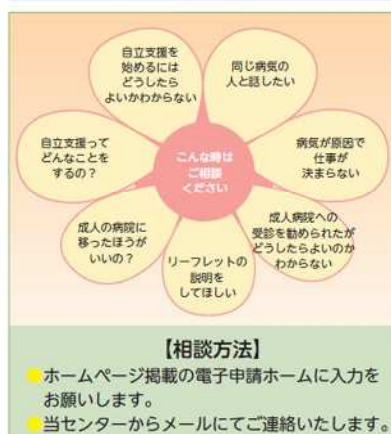
お子さまが自律・自立するためには、御家族の御協力が必須です。お子さまの自律・自立を見守り、必要なときに支えてください。

東京都 移行期医療支援センター

- 子どもから大人になったときに、それぞれにあった医療を受けられるようサポートします。
- 成人医療への準備について、情報を発信していきます。詳しくはホームページを御覧ください。



(HP) <https://www.tmhp.jp/shouni/about/transitional-care-center.html>
東京都立小児総合医療センター内
移行期医療支援コーディネーター
(住所) 〒183-8561 東京都府中市武蔵台 2-8-29
(電話) 042-300-5111 (代表)



東京都移行期医療支援センター
東京都福祉局

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

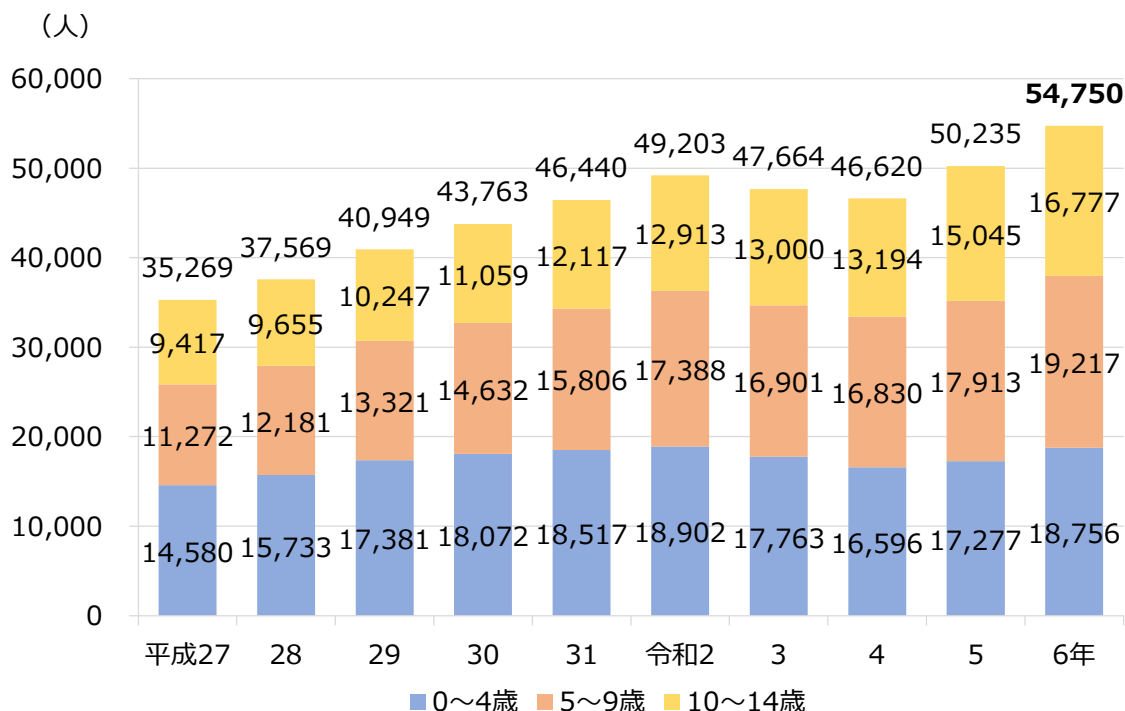
番号	事業名	所管局	事業概要
393	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	福祉局	慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。
394	移行期医療支援体制整備事業	福祉局	小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消するため、小児期及び成人期をそれぞれ担当する医療従事者間の連携など支援体制の整備や、自身の疾病等の理解を深めるなどの自律（自立）支援の実施により、移行期医療支援体制の整備を目的とする。
395	◆ 若年がん患者在宅療養支援事業	保健医療局	若年がん患者の療養生活の充実を図るため、介護保険制度の対象とならない40歳未満のがん患者に対し、在宅サービス等の費用を助成する区市町村を支援する。

【7 外国につながる子供等への支援】

< 外国につながる児童を取り巻く状況 >

- 外国人の年少人口の推移をみると、令和2年まで増加した後、令和4年まで減少しましたが、令和6年は54,750人と2年続けて増加しています。

図表 94 外国人の年少人口の推移



資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（各年1月1日現在）

< 現状と課題 >

- 外国につながる子供たちが安心して学校に通うためには、一人ひとりの状況に応じた支援が必要です。
- 外国につながる子供が抱える悩みは様々であり、学校の内外で多面的なサポートが必要です。
- 地域においては、国際交流協会等の団体が、日本語教室、相談対応や交流の機会の提供等を行っています。
- 多くの関係機関とさらに連携を図りながら、外国につながる子供を支援していく必要があります。

<取組の方向性>

- 海外から帰国した子供、外国人の子供、両親が国際結婚の子供等の外国につながる子供が増えていることを踏まえ、一人ひとりの実情に寄り添った多面的な支援を実施するとともに、保護者等が教育・保育施設等を円滑に利用できるよう支援します。
- 学習の基礎となる初期日本語の早期習得に向けた取組を実施する区市町村を支援します。
- 仮想空間上の学びの場を開発など、多様な学習機会を創出し、日本語学習を支援します。
- 児童・生徒用教材や教職員向けガイドラインの活用促進、教員向けハンドブックの改定、教員向け研修の実施等により、日本語指導の質的向上を図っています。
- 都立高校における外部人材の活用による日本語指導や支援の充実を図ります。
- 母語が日本語ではない保護者が、子育てや教育に関する情報を取得し、教育・保育施設等を円滑に利用できるよう、多言語に対応する相談窓口を設置する区市町村を支援します。
- 困り事を抱える子供や家族を適切な窓口につなげるよう、やさしい日本語を含む 15 言語で対応する「東京都多言語相談ナビ」を運営します。
- 日本語を母語としない子供等や保護者の困りごとや悩みに寄り添い、適切な情報や支援につなぐ「多文化キッズコーディネーター」を配置する区市町村を支援します。
- SNS を活用した相談環境を整備します。
- 日本語を母語としない子供が集い、交流する地域の居場所として、学習・相談・交流等の機能を一体的に備えた「多文化キッズサロン」を設置する区市町村を支援します。
- 区市町村等の地域における日本語教育の取組を支援するとともに、都内公立学校におけるアセスメントの導入や日本語指導を充実していきます。
- 都立高校において新たに「ダイバーシティ推進校」を指定し、日本語指導が必要な生徒支援の拠点校とします。また、日本人と外国籍の生徒がともに学ぶ環境の特徴を生かし、ダイバーシティ教育を推進します。

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
396	多文化キッズサロン設置支援	子供政策連携室	「学習」「相談」「交流」等の機能を一体的に備え、子供目線の地域の居場所として、「多文化キッズサロン」を設置する区市町村に対し、その経費の一部を補助する。
397	日本語を母語としない子どもへの支援	生活文化局	区市町村が、日本語を母語としない子ども等とその保護者の様々な困りごと（学校や生活全般の悩み等）に寄り添う「多文化キッズコーディネーター」を配置する取組に対して補助を行う。また、東京都つながり創生財団は、専門家で構成されるスーパーバイザーチームと連携するなどして、各地域の「多文化キッズコーディネーター」をサポートする。
398	◆ 地域日本語教育推進事業	生活文化局	区市町村等の地域における日本語教育の取組に対して補助を行う。また、東京都つながり創生財団は区市町村等に出向き、各地域の「地域日本語教育コーディネーター」と連携して地域日本語教育の体制づくりを推進する。
399	◆ 「日本語指導推進ガイドライン」の活用促進	教育庁	日本語指導推進校の指定や講習会・連絡会の実施等により、全教職員向け指導資料「日本語指導推進ガイドライン」（令和6年3月東京都教育委員会作成）に基づいた日本語指導の取組を広く周知し、都内公立学校の日本語指導の充実を図る。
400	◆ 日本語能力測定の支援	教育庁	児童・生徒の日本語の能力等を対話を通して測定する「対話型アセスメント」を小・中学校で実施するため、都が人材育成等により、区市町村での導入を支援する。 また、都立高校の生徒を対象に、オンラインテストによって日本語能力を測定するアセスメントを実施する。
401	◆ 春期・土曜日本語講座	教育庁	日本語の能力が入門・初級レベルの都立高校新入生を対象に、春期・土曜に集中して日本語を学習することができる日本語講座を実施する。
402	◆ <u>ダイバーシティ推進校</u>	教育庁	在京外国人等対象の入試実施校のうち、新設する4校を「ダイバーシティ推進校」として指定し、日本語指導が必要な生徒支援の拠点校とする。また、日本人と外国籍の生徒がともに学ぶ環境の特徴を生かし、ダイバーシティ教育を推す。
再掲	利用者支援事業	福祉局	Nº79 参照
再掲	保育サービス推進事業及び保育力強化事業	福祉局	Nº127 参照
再掲	保育体制強化事業	福祉局	Nº128 参照
再掲	バーチャル・ラーニング・プラットフォームの開発	教育庁	Nº201 参照

コラム：子どもの権利を保障する取組みの推進（武蔵野市）

■子どもの権利擁護センターの開設

- 令和6年10月1日、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うことなどを目的とした子どもの相談救済機関として、市庁舎内に開設しました。
- 子どもの権利擁護センターは、市長から委嘱された子どもの権利擁護委員（非常勤特別職。以下「擁護委員」）3名、擁護委員を補佐する相談・調査専門員（会計年度任用職員）2名、事務職員（常勤職員）1名で構成されています。
- 擁護委員は、個別の相談対応を通じて子どもの権利の視点から制度の改善点などを見つけ、市長の附属機関として市に意見していく役割であることが武蔵野市子どもの権利条例（以下「条例」。）に規定されています。



センターの入口



武蔵野市子どもの権利条例
マスコットキャラクター ミミワン

■広報・啓発活動の取り組み

- 開設記念イベント「ミミワンのおねがい」（令和6年7月～9月）
武蔵野市子どもの権利条例マスコットキャラクター「ミミワン」の3つの願いを叶えて景品をもらえるイベント（参加した子供：267名）
- リーフレット、相談カード、啓発品、広報誌等の制作・配付（11月上旬）
条例やセンターの周知のため、リーフレットや啓発品等を制作し、市立学校以外の通学者も含めて全児童生徒へ配付
- 子どもの権利の日イベント（令和6年11月4日）
条例に定める子どもの権利の日（11月20日）に合わせ、児童演劇を上演。演劇の最後に子どもの権利を広報する寸劇を上演するとともに、会場に啓発用の展示スペースを設置（来場者：1,026人、321組）
- 子どもの権利擁護センター愛称募集（令和6年11月～令和7年1月）



児童演劇後の寸劇の様子

開設記念イベントの
チラシ



■条例の制定に向けて実施した取組み等

- 子どもの最善の利益を尊重する社会の実現に向けて、令和5年4月に条例が施行されました。条例制定に向けて、次の子供からの意見表明や参加の取組みを行いました。
- 令和3年5月に条例検討委員会が設置された中、同年8月～9月に市立学校児童生徒（小学4年生～中学3年生）に対し、学習者用コンピュータを用いて、子どもの権利に関するアンケートを実施。回答率は76.0%にのびりました。また、令和4年5月～6月に実施した条例検討委員会中間報告に関するパブリックコメントでは、一般市民のほか、子供にも案内した結果、意見総数1,614件のうち、子供から881件の自由意見をいただきました。
- 中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ」において、子どもの権利に関するワークショップや子どもからのパブリックコメントなどの言葉のエッセンスを集めて、「わたしたち子どもは、未来の希望となる種で、無限の可能性や能力があり、それらを発揮することができます。」の一文から始まる、条例の前文「子どもたちのことば」をまとめました。



「Teens ムサカツ」での様子

（写真提供：武蔵野市）

【目標 6】

次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

- 1 家庭生活と仕事との両立の実現
- 2 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 3 子供の安全を確保するための取組の推進
- 4 良質な住宅と居住環境の確保
- 5 安心して外出できる環境の整備
- 6 子供・子育てを応援する機運の醸成

働きながら子育てをしていくためには、ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組が不可欠です。そのため、性別にかかわらず、育業しやすい職場環境づくりや、仕事と子育てを両立できる雇用環境の整備を行うとともに、働き方の見直しに向けた普及啓発等が必要です。

また、子育て世帯が安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故、家庭内等での不慮の事故等を防ぐための取組も必要です。

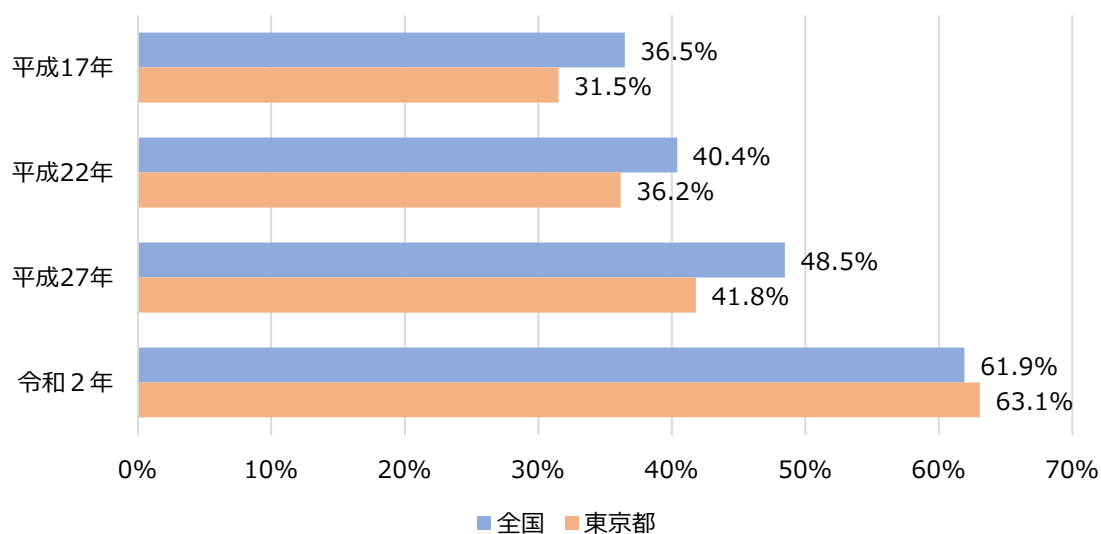
さらに、身近な地域のまちづくりや政策を子供の目線に立って進めるとともに、様々な主体と連携することで、社会全体で子供・子育てを応援していく機運を醸成する取組が必要です。

【1 家庭生活と仕事との両立の実現】

< 家庭を取り巻く状況 >

- 最年少の子供が就学前（6歳未満）の家庭における共働き率は、年々増加傾向にあり、令和2年では、全国で61.9%、東京都では、63.1%となっています。これまで、東京都の共働き率は、全国値より低い状況が続いてきましたが、令和2年は全国値より高くなっています。

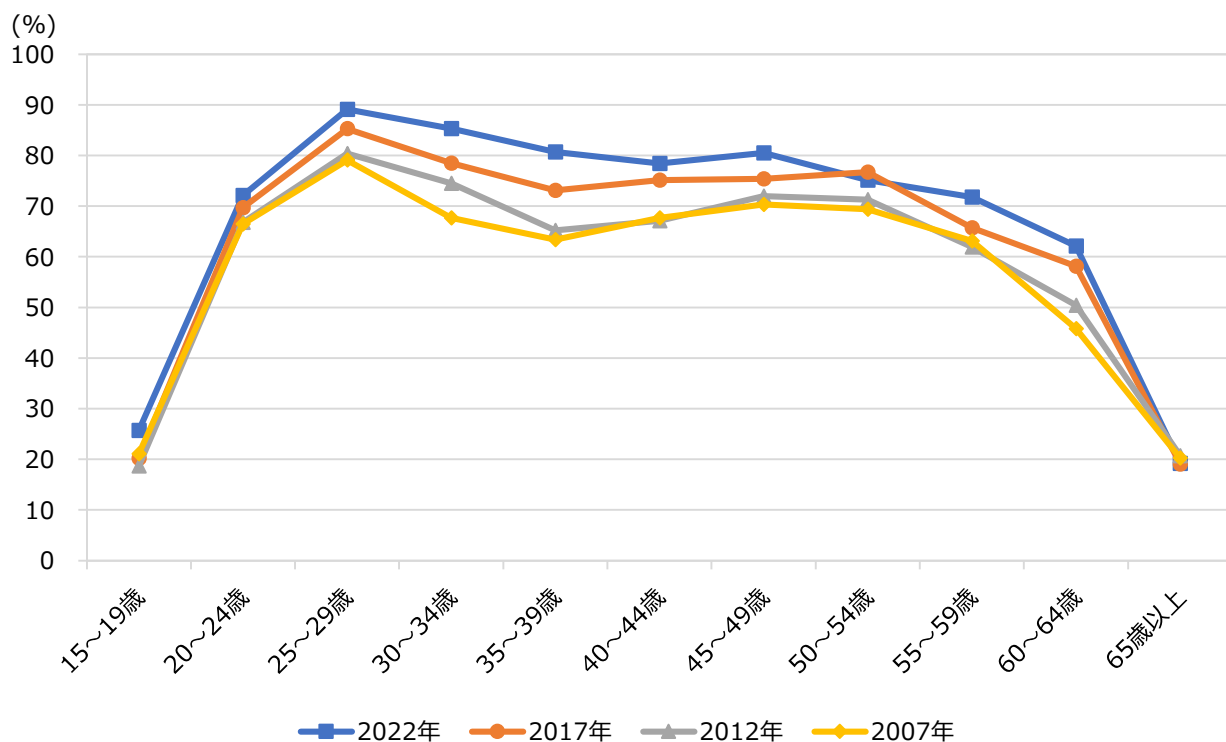
図表 95 最年少の子供が就学前の家庭における共働き率（全国・東京都）



資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

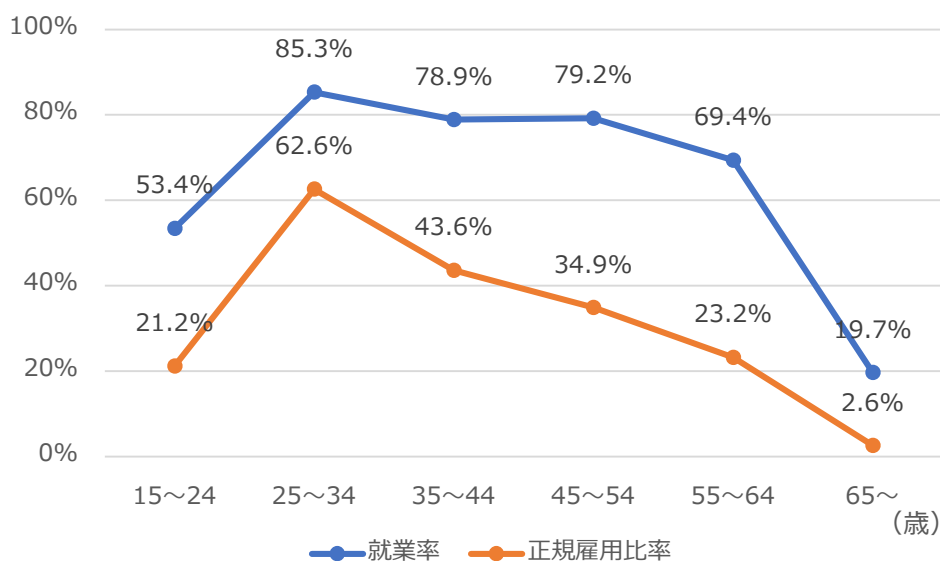
- 近年、女性の有業率は増加傾向にあります。また、結婚・出産期に当たる年代で有業率は一旦低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇する M 字カーブは緩やかになっています。
- 一方で、女性の正規雇用比率は 20 代後半をピークに右肩下がりの「L 字カーブ」の傾向があり、出産などで退職すると、再就職の際には非正規雇用となる割合が高いと推測されます。

図表 96 年齢別 女性有業率の推移



資料：東京都総務局「都民の就業構造」

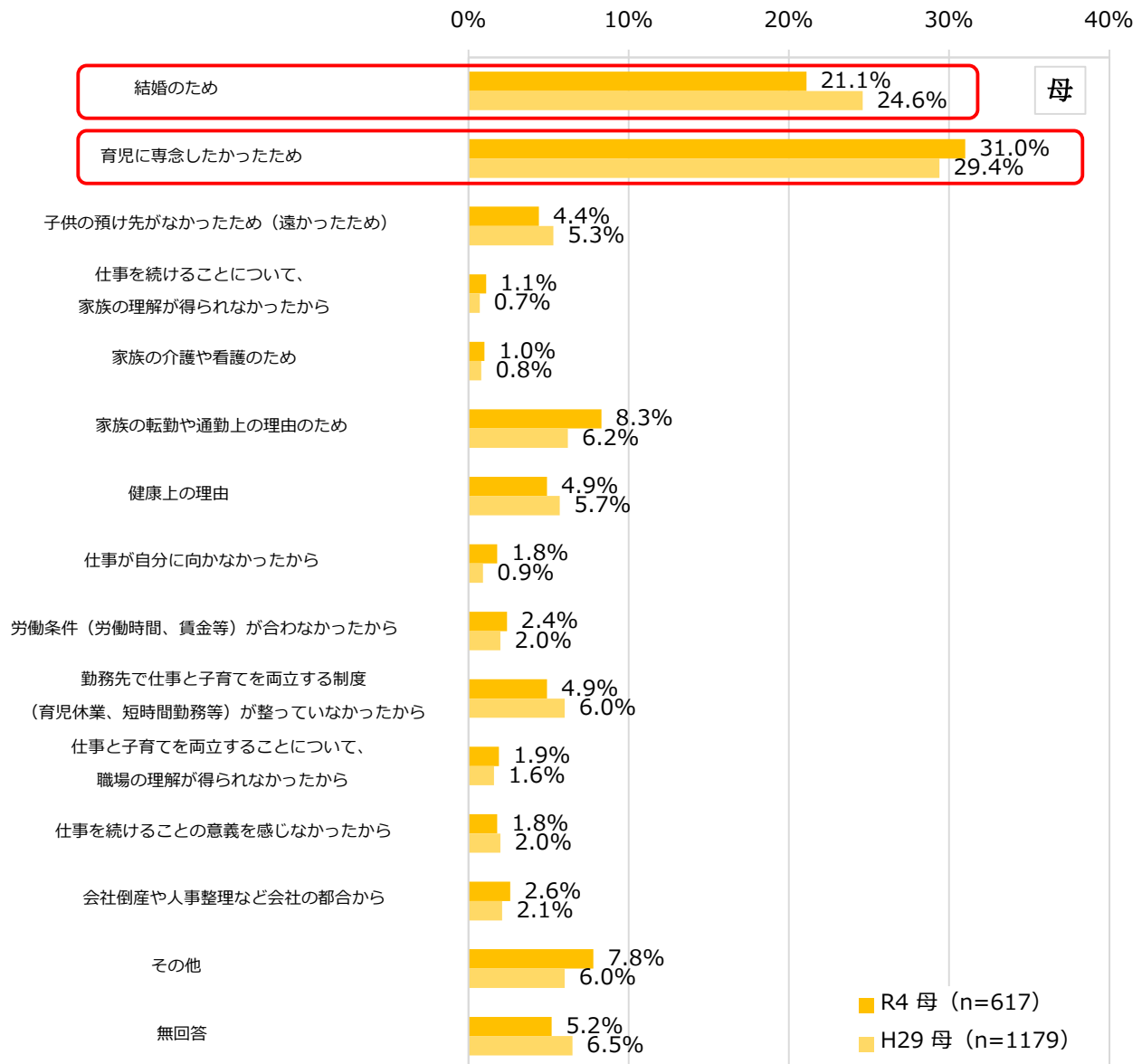
図表 97 女性の正規雇用比率



資料：東京都「東京の労働力（労働力調査結果）令和 5 年平均」を基に作成

- 「以前は働いていた」と回答した母親に、仕事を辞めた理由を聞いたところ、「育児に専念したかったため」の割合が 31.0%と最も高く、次いで「結婚のため」が 21.1%となっていますが、ともに前回より減少しています。

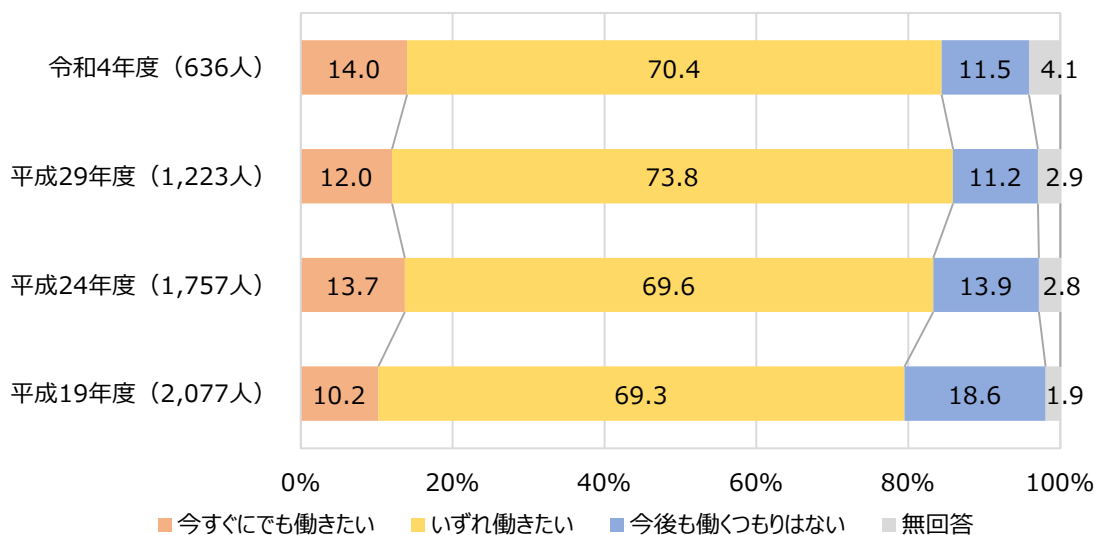
図表 98 仕事を辞めた理由（東京都）（母親）



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和４年度）

- 就学前の児童がいる世帯における、現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、「いずれ働きたい」の割合が増加するとともに「今後も働くつもりはない」の割合が減少しており、就労希望が増加していることがうかがえます。

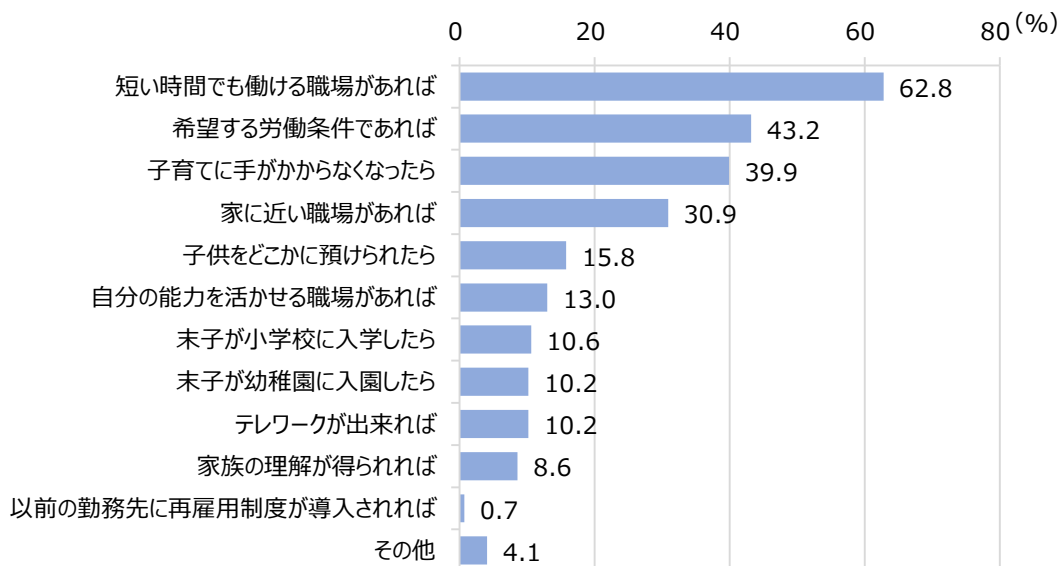
図表 99 今後の就労希望（現在働いていない母親）（東京都）



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（平成 29 年度、令和 4 年度）

- 今後の就労希望について、「今すぐにでも働きたい」又は「いずれ働きたい」と回答した母親（537 人）に、どのような条件が満たされれば働くことができると思うか尋ねたところ、「短い時間でも働ける職場があれば」が 62.8%と最も高く、次いで「希望する労働条件であれば」が 43.2%、「子育てに手がかからなくなったら」が 39.9%となっています。

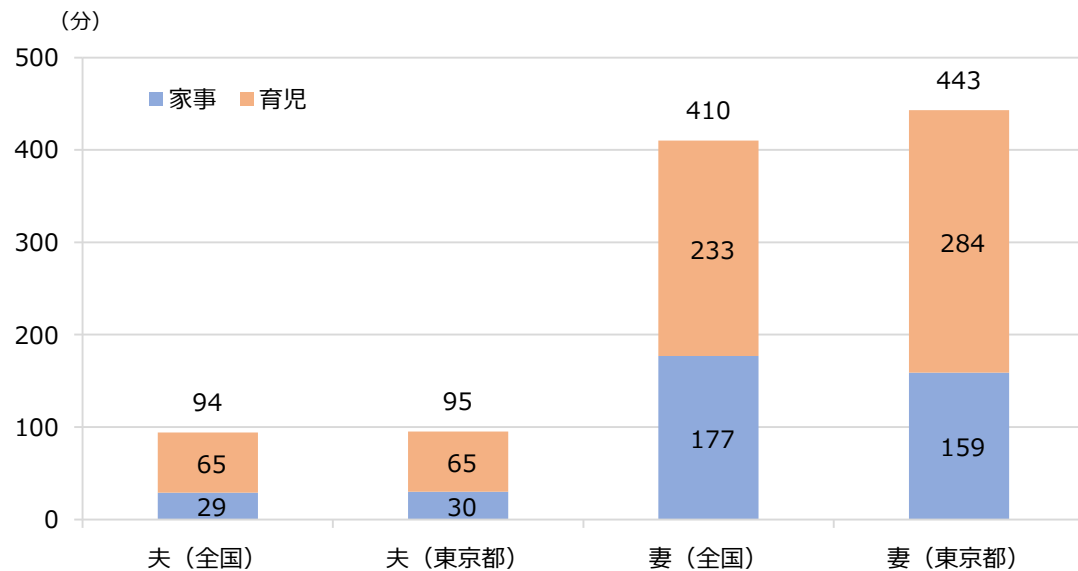
図表 100 就労するための条件（3 つ以内の複数回答）（東京都）



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和 4 年度）

- 6歳未満の子供のいる家庭における1日の家事・育児時間（週全体平均）について夫婦で比較すると、妻の家事・育児時間の平均は、全国で410分、東京都で443分に上ります。それに対し、夫の家事・育児時間の平均は、全国で94分、東京都で95分です。

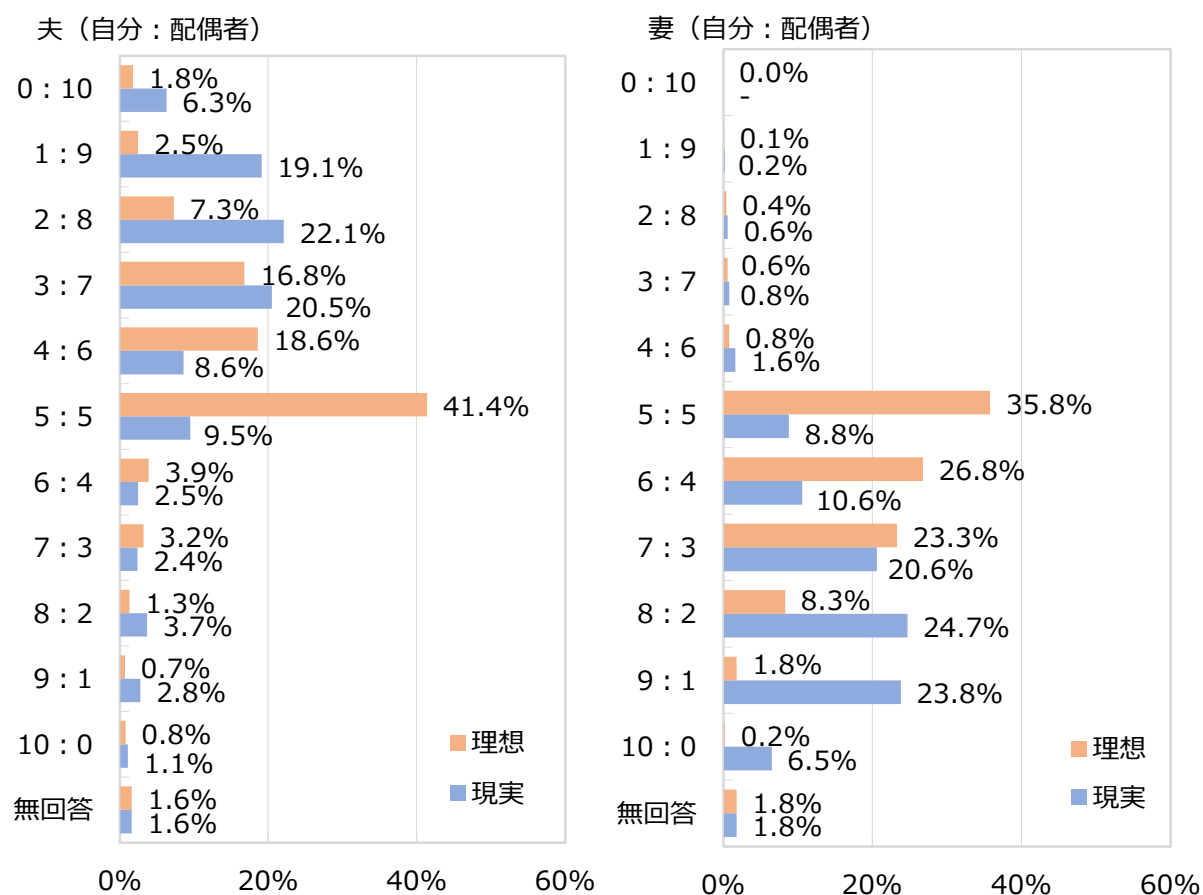
図表 101 1日の夫婦の家事・育児時間（6歳未満の子供のいる家庭）（週全体平均）



資料：総務省統計局「令和3年社会生活基本調査」

- 東京都内における夫婦の家事・育児分担の割合については、妻：夫が5：5（夫の回答）、6：4（妻の回答）を理想とする割合が高いのに対して、現実には妻：夫が8：2、9：1の割合が高くなっています。

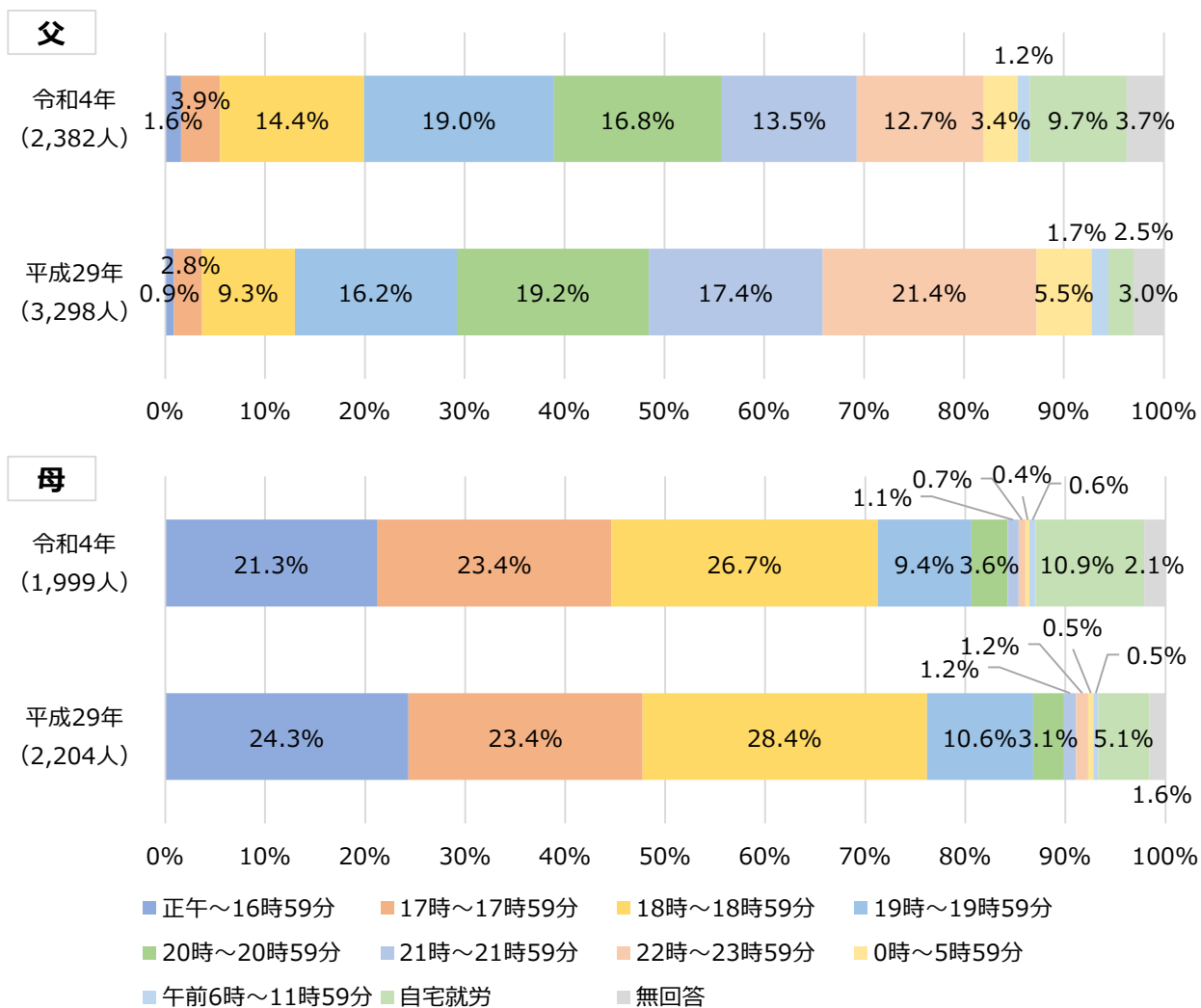
図表 102 夫婦の家事・育児分担の割合（理想と現実）



資料：東京都福祉局「令和4年度東京都福祉保健基礎調査」

- 就学前の子供を持ち、就業している親の帰宅時間をみると、22 時以降に帰宅する父親の割合は、平成 29 年度に比べて減少し、令和 4 年は 2 割を下回っています。また、18 時より前に帰宅する母親の割合は約 45％で、平成 29 年より若干ですが、帰宅時間の遅い母親の割合が高くなっています。

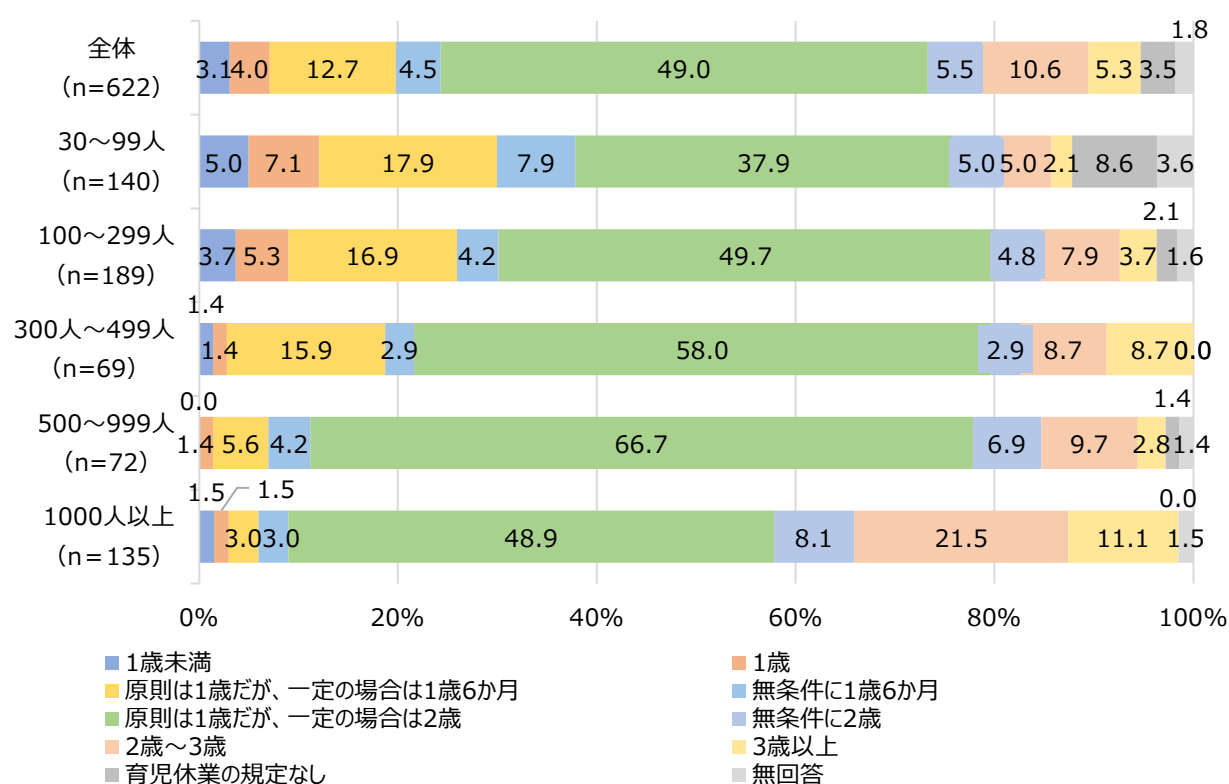
図表 103 帰宅時間



資料：東京都福祉局「令和4年度東京都福祉保健基礎調査」

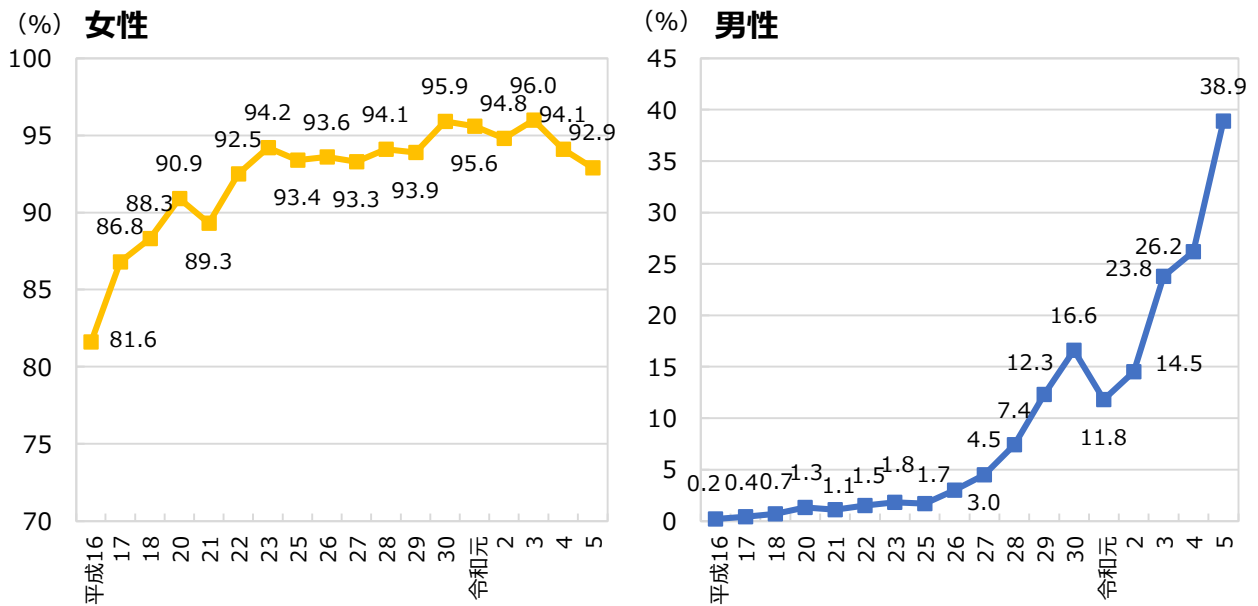
- 育児・介護休業法には、1歳に満たない子を養育する労働者は、その事業主に申し出るにより、育児休業をすることができると定められています。また、平成29年10月から、保育所に入れない場合などは、2歳まで育児休業取得を可能とする法改正がされました。
- 東京都では、ほとんどの企業が育児休業規定を設けており、取得可能期間は育児・介護休業法に則った「原則は1歳だが一定の場合は2歳」の企業が約5割を占めています。しかしながら、女性の育児休業取得率が、令和5年度には92.9%であるのに対して、男性の取得率は38.9%と、以前より上昇してはいるものの、依然として低い状況です。

図表 104 育児休業の取得可能期間



資料：東京都産業労働局「東京都男女雇用平等参画状況調査」（令和5年）

図表 105 育児休業取得率（東京都）

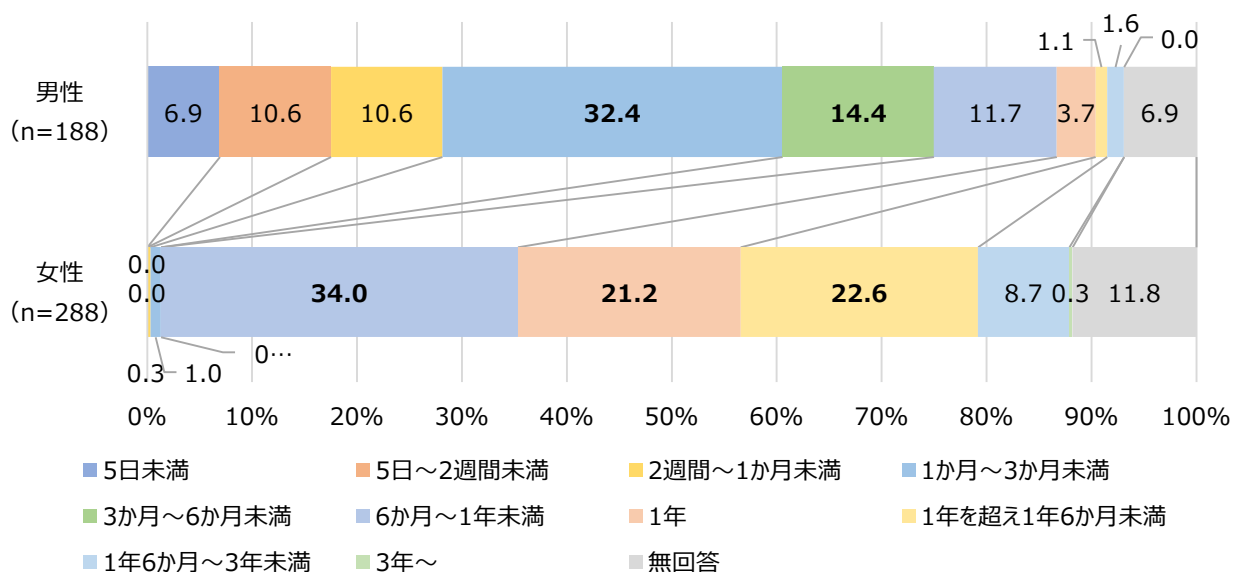


資料：東京都産業労働局「東京都男女雇用平等参画状況調査」（令和5年）

（注）平成24年度はデータなし

- 育児休業取得者及び申し出た従業員がいる事業所に対し、育児休業取得期間はどのくらいか尋ねたところ、男性では「1か月～3か月未満」（32.4%）が最も多く、次いで「3か月～6か月未満」（14.4%）となっています。女性では「6か月～1年未満」（34.0%）が最も多く、次いで「1年を超え1年6か月未満」（22.6%）、「1年」（21.2%）となっています。

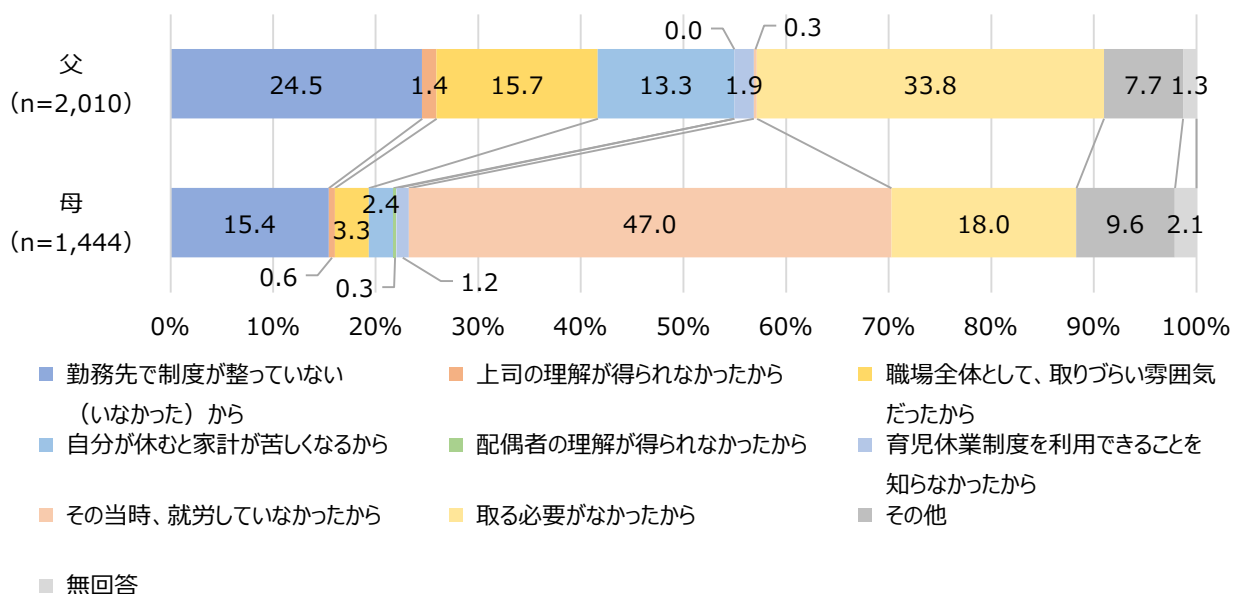
図表 106 育児休業の取得期間（東京都）



資料：東京都産業労働局「東京都男女雇用平等参画状況調査」（令和5年）

- 育児休業を取得しなかった理由については、男性は「取る必要がなかったから」、女性は「その当時、就労していなかったから」の割合が高くなっていますが、「勤務先で制度が整っていない（いなかった）から」、「職場全体として、取りづらい雰囲気だから」、「自分が休むと家計が苦しくなるから」といった理由で取得できなかった人もいます。

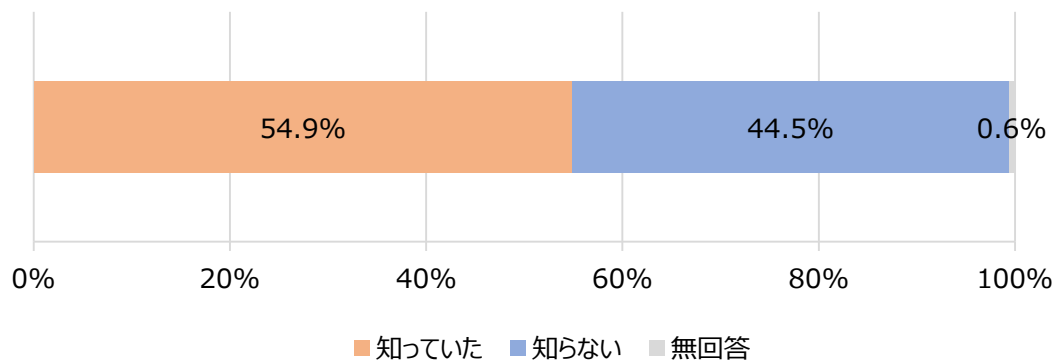
図表 107 育児休業を取得しなかった理由（東京都）



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和 4 年）

- 育児・介護休業法には、小学校就学前（令和 7 年 4 月 1 日からは小学校 3 年生修了まで）の子を養育する労働者が、子供の看護等のために、申請により、子 1 人の場合 1 年に 5 日まで、2 人以上の場合 1 年に 10 日まで休暇を取得することができます。看護休暇制度が定められています。
- しかしながら、法改正前であった調査時点において、看護休暇制度の認知度をみると「知らない」（44.5%）が「知っていた」（54.9%）をやや下回っています。

図表 108 看護休暇制度の認知度（n=1,133）（東京都）



資料：東京都産業労働局「東京都男女雇用平等参画状況調査」（令和 5 年）

<現状と課題>

- 近年、共働きや女性の有業率が増加傾向であり、出産、育児と仕事を両立させていくためには、法定の休暇制度や企業独自の支援制度を整備することに加え、制度の対象となる従業員が積極的に活用できるような職場の環境整備が重要です。
- ライフ・ワーク・バランスの実現に向けて、多様な働き方や両立支援制度といった「仕組み」を作るだけでは不十分であり、「仕組み」を作る企業と「仕組み」を使う従業員の双方が意識改革を進めていくことが必要です。
- 家事・育児については多くを女性が担っている実態があり、男性の家事・育児を促進し女性の家事・育児時間の減少、社会への参画時間の創出につなげるためには、多様な働き方の実現や長時間労働の是正により男性が育児を当たり前にする気運を醸成するとともに、男性が主体的に家事・育児を行えるようになることが重要です。
- 男性が家事・育児に主体的に取り組むようになり、女性の負担が軽くなることで、女性が社会に参画しやすくなります。男性にとっても生活の充実につながり、生涯にわたる豊かな人生につながると考えられます。企業にとっても時間効率や生産性を意識した働き方が実践されることは大きなメリットがあると言えます。

<取組の方向性>

- ライフ・ワーク・バランスを推進する中小企業及びその従業員を支援するとともに、結婚や出産等で離職した女性の再就職を支援します。
- 企業やNPO団体など、また性別や年齢にかかわらず、多様な対象に向けて、ライフ・ワーク・バランスの意識啓発を推進します。企業経営者等に対しては、セミナーや普及啓発資料の発行により意識改革を促します。また、男性の家事・育児を促進するため、子育て中の夫婦やプレパパ・プレママ、企業経営者や管理職、若者からシニアに至るまで多様な主体に向けて役立つ情報を発信する等、家事・育児に対する社会全体のマインドチェンジを促します。
- 育児は「休み」ではなく「未来を育む大切な仕事」と考える育児休業の愛称「育業」の理念を広く普及させ、多様な主体による取組を後押しすることで、男女問わず望む人誰もが「育業」できる社会の気運を醸成します。夫婦で協力して育児ができ、親子時間を大切にした多様な働き方を推進していきます。
- 男女ともに育児などのライフイベントが訪れた際に、「育業」しやすく、家庭と仕事を両立できる職場環境の整備や、男性の家事・育児を促進するための普及啓発を、より一層推進していきます。

■ 育業ロゴマーク



< ロゴマークのコンセプト >

衝撃吸収力に優れ、多方に力を分散できるハニカム構造をモチーフとして、

- ・ 育業できる強固で柔軟な基盤を持った社会や組織
- ・ 育業で職場を抜けても、赤ちゃんを守るように周りのチームが形を保つことで育業を全体で支える世の中
- ・ 中心の形が保たれることで、安心して育業から復帰できる様子

を表現しています。

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
403	家庭と仕事の両立支援推進事業	産業労働局	家庭と仕事の両立推進に向けて、両立支援ポータルサイトにおいて、育児・介護、病気治療・不妊治療等と仕事の両立支援の情報を掲載し総合的に提供する。 介護離職の防止に向けて、介護と仕事の両立推進シンポジウムにより、企業経営者、従業員に対し普及啓発する。
404	働きやすい職場環境づくり推進事業	産業労働局	育児・介護や病気治療と仕事の両立や、非正規雇用労働者の処遇改善など働きやすい職場環境づくりに取り組む中小企業等を支援するため、研修会、奨励金の支給、専門家派遣を行う。
405	子育て・介護支援融資	産業労働局	中小企業従業員の生活の安定に資するため、子育て費用（教育費・医療費・保育サービス費など）や介護費用（医療費・介護サービス費など）及び育児・介護休業期間中の生活資金を低利かつ保証料全額都負担で融資する。
406	女性再就職支援事業	産業労働局	○東京しごとセンター（飯田橋）内に「女性しごと応援テラス」を設置し、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、専任の就職支援アドバイザーによるキャリアカウンセリングや求人情報の提供、職業紹介などにより就職まで一貫したきめ細かい総合的な再就職支援を実施する。 ○ビジネススキルの習得や職場体験等のメニューを組み合わせた支援プログラム「女性再就職サポートプログラム」を実施するほか、家庭の事情等により自宅で働くことを希望する女性向けの「在宅ワークセミナー」、育児と仕事の両立方法を学ぶ講座と短期インターンシップを組み合わせた「レディGO！ワクワク塾」、都内各地で合同就職面接会・個別就業相談・セミナーを1日で実施する「地域密着型マッチングイベント」、女性のキャリア形成の実現に向けた就職を後押しするための「女性キャリアアップ再就職応援プログラム」を実施する。
407	◆ 女性再就職包括サポート事業	産業労働局	育児や介護を抱えた方が就職活動をより効率的に実施できるよう、家庭での隙間時間などで実施できるメンター相談、就職活動に役立つノウハウを習得できるキャリア講座、受講生同士で仲間づくりができるコミュニティ等の包括的サポートをオンラインで実施する。
408	女性向け委託訓練	産業労働局	結婚、出産、育児等により退職したが、その後再び就職を希望する女性に対し、通学及びeラーニングによる職業訓練を実施し、再就職を支援する。
409	保育支援つき施設内訓練	産業労働局	職業能力開発センター等に入校する育児中の人に対し、民間の保育施設を活用して、訓練期間中の保育サービスを提供することにより、育児等による離職からの再就職を支援する。

番号	事業名	所管局	事業概要
410	働くパパママ育業応援事業	産業労働局	女性従業員が、希望する期間（合計1年以上）の育業をし、原職等に職場復帰するとともに、企業が就業規則等で法定を上回る育業期間等の規定を新たに整備した場合に奨励金を支給する。また、男性の育業を奨励する企業に対し、育業しやすい職場環境整備を行うとともに、男性従業員が合計15日以上育業をし、原職等に職場復帰した場合に、育業期間に応じて奨励金を支給する。
411	育業によるパワーアップ応援事業	産業労働局	女性従業員が、合計6か月以上1年未満の育業（産後休業含む）をし、原職等に職場復帰するとともに、夫婦双方の育業計画書（パートナーは合計30日以上）を作成した企業に対して、定額で奨励金を支給する。また、計画書策定にあたり、企業に対する専門家派遣も行う。
412	男性育業もっと応援事業	産業労働局	複数の男性従業員が合計30日以上育業をし、原職等に職場復帰した企業に対し、継続的に育業しやすい法定上の環境整備を2つ以上実施した場合に、育業した人数に応じて奨励金を支給する。
413	ライフ・ワーク・バランスの推進	生活文化局 産業労働局	（生活文化局） Webサイト「TEAM家事・育児」において、子育て中の夫婦やプレパパ・プレママ、企業経営者や管理職など多様な主体に向けて役立つ情報を発信することで、男性の家事・育児の促進を図る。 （産業労働局） 生活と仕事を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、有識者（学識経験者、労使団体等）からなる審査会で審査し、都が「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定する。併せて、働き方改革やテレワークといった、ライフ・ワーク・バランスの推進に資する様々なテーマごとにエリアを設けた総合展を開催する。
414	東京ウイメンズプラザ普及啓発事業	生活文化局	各種研修や講座を通じてライフ・ワーク・バランス推進の積極的な取組を促すほか、男性に家事・育児を促すセミナーの開催等により、ライフ・ワーク・バランスを推進する。
415	普及啓発セミナーの実施	産業労働局	企業の雇用環境整備を促進するため、男女労働者や事業主、都民を対象に、雇用機会均等法や育児介護休業法等の労働法、労働問題に関する基礎知識の普及を図る。また、事業主や人事労務担当者等を対象とし、企業における女性の能力活用や仕事と家庭の両立支援策についてのセミナーを実施する。
416	普及啓発資料の発行	産業労働局	労働問題についての正しい理解を促進するため、男女雇用平等や両立支援、パートタイム労働等に関する普及啓発資料を発行する。
417	男女雇用平等参画状況調査	産業労働局	雇用環境の整備に当たっての課題を把握するため、企業における男女雇用平等の進展状況等の調査を実施する。調査結果に基づき、男女雇用平等について啓発を行う。

番号	事業名	所管局	事業概要
418	子育てしやすい社会に向けた「育業」の推進	子供政策連携室	育児休業の愛称「育業」の理念を広く普及させ、多様な主体による取組を後押しすることで、男女問わず望む人誰もが「育業」できる社会の気運を醸成するとともに、「育業」の推進を契機として、夫婦で協力して育児ができ、親子時間を大切にしたい多様な働き方を推進する。
419	男性育業促進に向けた普及啓発事業	産業労働局	男性の育業を促進するため、男性の育児休業取得率平均50%以上を達成し、今後も継続して男性育業を推進する企業等に取得率に応じた登録マークを付与するとともに、男性育業の促進に積極的に取り組む企業の事例の発信やセミナー等を行う。
420	◆ 「手取り時間」創出・エンゲージメント向上推進事業	産業労働局	専門家の派遣を受けて、「手取り時間」の創出やライフステージの支援・エンゲージメント向上に向けた取組、賃金の引上げの取組を行う中小企業等に対して奨励金を支給する。
421	女性向けキャリアチェンジ支援事業	産業労働局	非正規雇用で働く女性等のキャリアチェンジを支援するため、eラーニングによる能力開発及び就職支援を一体的に実施する。
422	育業中スキルアップ支援事業	産業労働局	育業を後押しするため、育業中のスキルアップを希望する従業員を支援する企業に対し、受講料等の一部を助成する。
423	◆ 男性育業推進リーダー事業	産業労働局	都内企業における更なる男性育業の促進に向けて、男性育業の経験者を「男性育業推進リーダー」として設置し、男性育業の課題把握や具体的な取組を実施し社内外に発信した企業等を「男性育業推進リーダー設置企業」として認定し、都のホームページにて取組を紹介する。また、取組等の要件を満たした中堅・中小企業等には奨励金を支給する。
424	◆ テレワークトータルサポート事業	産業労働局	ICT等の専門家により、業務の棚卸やツール選定、規程の整備、運用課題の解決等についての助言を行い、テレワークの導入・定着・促進に向けた取組の支援とテレワーク機器及びツール導入経費、環境整備に係る経費助成を実施する。
425	◆ 女性ITエンジニア育成事業	産業労働局	非正規雇用で働く女性等が、プログラミング等を学び、ITエンジニアとしての再就職やキャリア形成を実現できるよう、eラーニング等によるスキルの習得支援と職業紹介等の就職支援を一体的に実施する。
再掲	キャリアとチャイルドプラン両立支援事業	産業労働局	№7 参照
再掲	子供・子育て応援とうきょう事業	福祉局	№496 参照

【2 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進】

< 子供の犯罪被害等を取り巻く状況 >

- 令和5年度に都が実施した調査では、調査対象の小学生の53.7%がスマートフォンを利用しています。1日のインターネット利用時間（SNS）をみると、小学生では、「1時間程度」が18.2%と高いものの、「ほとんど使わない」の割合が62.9%と最も高くなっています。一方、中学生と高校生では「1時間程度」、「2時間程度」の割合が高くなっており、「ほとんど使わない」の割合は、中学生が17.2%、高校生が9.5%となっています。

図表 109 通信系機器の利用状況（東京都）

学校種	(n)	インターネットを利用するための機器の割合（％）				
		①携帯電話	②スマートフォン	③タブレット端末・パソコン	④ゲーム機	⑤携帯型音楽プレーヤー
全体	11,662	5.6	68.1	71.7	56.8	7.7
小学校	7,069	7.1	53.7	74.2	59.8	8.4
中学校	2,395	2.8	91.8	66.2	60.3	6.9
高等学校	1,508	2.5	98.1	67.8	44.1	5.0
特別支援学校	690	6.1	68.0	72.8	42.3	9.9

資料：東京都教育庁 令和5年度「児童・生徒のインターネット利用状況調査」

図表 110 1日のインターネット利用時間（SNS）（東京都）

学校種	(n)	1日のインターネット利用時間（SNS）の割合（％）							
		①1時間程度	②2時間程度	③3時間程度	④4時間程度	⑤5時間程度	⑥6時間程度	⑦6時間を超える	⑧ほとんど使わない
全体	11,662	21.4	12.0	8.1	4.3	3.0	1.6	4.1	45.5
小学校	7,069	18.2	7.3	4.7	2.1	1.8	1.0	2.0	62.9
中学校	2,395	27.9	21.5	14.2	7.1	4.6	2.4	5.1	17.2
高等学校	1,508	26.1	21.1	15.5	9.0	5.9	3.1	9.9	9.5
特別支援学校	690	21.2	7.8	5.5	6.7	3.6	2.5	8.4	44.3

資料：東京都教育庁 令和5年度「児童・生徒のインターネット利用状況調査」

- 92.4%の児童・生徒は、インターネット利用時にトラブルや嫌な思いをした経験はないとしていますが、「メールや SNS に書き込んだ文章が原因で友達とけんかになった」、「無料通信アプリなどのグループで仲間外れにされたり、勝手に退会させられたりした」などのトラブルも報告されています。

図表 111 トラブルや嫌な思い（東京都）

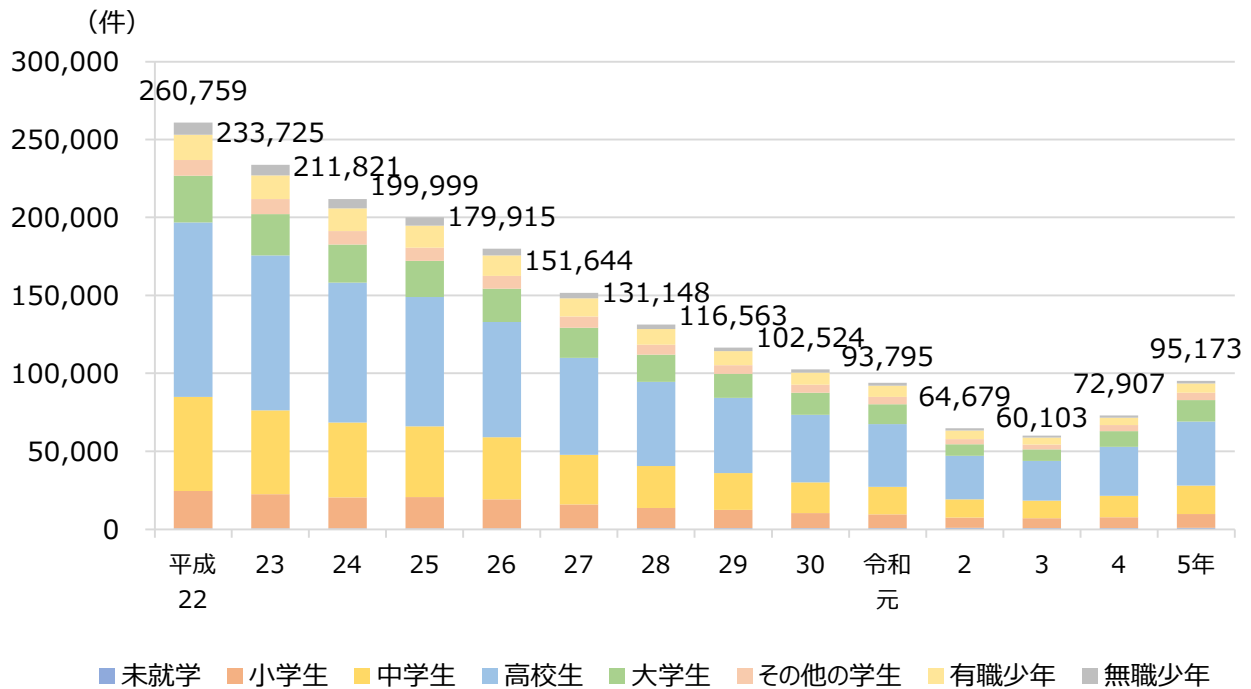
学校種	(n)	インターネット利用時の トラブルや嫌な思いの経験の有無の割合（％）	
		①ある	②ない
全体	11,662	7.6	92.4
小学校	7,069	7.0	93.0
中学校	2,395	7.4	92.6
高等学校	1,508	9.2	90.8
特別支援学校	690	10.6	89.4

学校種	(n)	トラブルや嫌な思いをした経験の内容の割合（％）			
		①メールや SNS に書き込んだ文章が原因で友だちとけんかになった	②グループ内や、誰もが見られるところで、自分の悪口や個人情報を書かれた	③無料通話アプリなどのグループで仲間外れにされたり、勝手に退会させられたりした	④その他
全体	888	49.2	26.5	19.5	21.5
小学校	498	42.8	24.3	20.5	25.3
中学校	178	57.3	27.5	15.2	18.5
高等学校	139	59.0	30.2	18.0	16.5
特別支援学校	73	54.8	31.5	26.0	12.3

資料：東京都教育庁 令和5年度「児童・生徒のインターネット利用状況調査」

- 全国における少年（20歳未満）が被害者となる刑法犯の認知件数は、平成22年が260,759件、令和5年が95,173件と13年間で約64%減少しています。しかしながら、未就学児については、微増傾向にあり、被害件数全体に占める割合は増加しています。

図表 112 少年が主たる被害者となる刑法犯の認知件数の推移（全国）



	平成22年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
総数	260,759	151,644	131,148	116,563	102,524	93,795	64,679	60,103	72,907	95,173
うち未就学	472	551	613	620	643	762	839	728	768	912
うち小学生	24,060	15,319	13,042	11,811	9,680	8,692	6,520	6,394	6,941	8,721

資料：警察庁生活安全局少年課「令和5年における少年非行、児童虐待、及び子供の性被害の状況」

（注）総数は、20歳未満の件数

- 内閣府の調査によると、若年層（16～24 歳）のうち、4 人に 1 人以上（26.4％）が何らかの性暴力被害に遭っています。また、若年層の 12.4％（女性 15.0％、男性 5.1％）は、身体接触を伴う被害に、若年層の 4.1％（女性 4.7％、男性 2.1％）は、性交を伴う被害に遭っています。

図表 113 身体接触を伴う性暴力被害の遭遇率

	16～19 歳	20～24 歳	計
女性	11.7% (167)	16.7% (460)	15.0% (627)
男性	3.5% (19)	5.8% (76)	5.1% (95)
その他・答えたくない	21.7% (18)	28.0% (30)	25.3% (48)
計	9.9% (204)	13.6% (566)	12.4% (770)

図表 114 性交を伴う性暴力被害の遭遇率

	16～19 歳	20～24 歳	計
女性	2.7% (39)	5.7% (158)	4.7% (197)
男性	0.5% (3)	2.7% (36)	2.1% (39)
その他・答えたくない	4.8% (4)	14.0% (15)	10.0% (19)
計	2.2% (46)	5.0% (209)	4.1% (255)

資料：内閣府男女共同参画局「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果」報告書（令和 4 年 3 月）

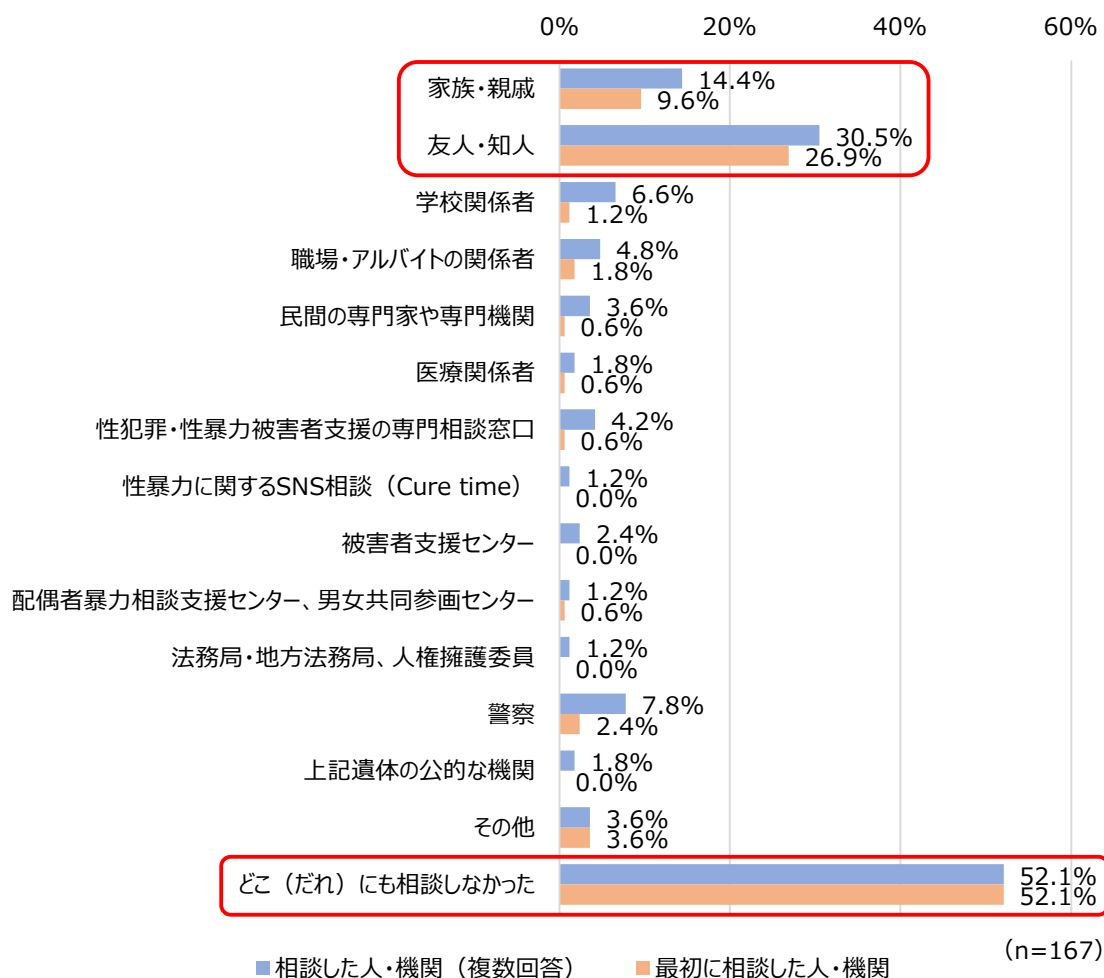
（注）（ ）内の数値は回答数を示す。

アンケートの回収率が全体で 2.82％であって、任意の回答者（積極的に回答した方）の回答内容に基づくため、疫学的遭遇率を示すものではないことに留意が必要である。

「その他」には、「X ジェンダー・ノンバイナリー」とした回答者の回答を含む。

- 被害に遭っても、半数以上はどこ（だれ）にも相談していません。相談した人の相談先は身近な人（①友人・知人、②家族や親せき）が多くなっています。

図表 115 【性交を伴う性暴力被害】性暴力被害の相談状況について



資料：内閣府男女共同参画局「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果」報告書（令和 4 年 3 月）

< 現状と課題 >

- 近年、子供が被害者となる犯罪が多発し、子供を取り巻く環境は厳しいものとなっています。子供が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくりを推進する必要があります。
- 東京は多くの繁華街を有しており、特に新宿歌舞伎町地区においては、少年に対する有害なサービスの提供や、トー横に集まった少年による過量服薬等の問題行為が顕在化しているほか、こうした少年らに悪意を持った大人が接近するなどの状況も認められ、憂慮すべき情勢にあります。

- スマートフォンの普及など、情報通信機器の目覚ましい進歩に伴い、様々な情報をどこでも瞬時に入手できる時代になりましたが、インターネット上の情報には、誤った情報や薬物乱用を助長する有害な情報も数多く見受けられます。特に大麻に関しては「身体への影響がない」「依存性がない」などの誤った情報が流布し、また、全国における大麻事犯の検挙人員のうち約7割を30歳未満が占めるなど、若年層での大麻乱用が広がっています。また、非行・犯罪に陥らずとも、様々な悩みや生きづらさから、薬局、ドラッグストア等で処方箋なしで購入できる市販薬をオーバードーズしてしまう若年層も増えています。そのため、若年層への普及啓発により、違法薬物に関して正しい知識を付与するとともに、医薬品の適正使用について伝え、専門機関等への相談を促すことが必要です。
- 違法薬物や危険ドラッグは、インターネットによる売買や宅配利用など販売方法が多様化・潜在化し、容易に購入できる実態があることから、指導・取締りの強化と併せて、啓発の強化が喫緊の課題となっています。
- 子供は性暴力の被害に遭っても、それを性被害だと認識できない場合があることや、加害者との関係性などから誰にも相談できず、被害が潜在化・深刻化しやすいことが指摘されています。

<取組の方向性>

- 東京都・区市町村・警視庁・関係団体等が連携して、子供を犯罪被害から守るための取組を進めていきます。
- インターネット等の適正な利用や薬物乱用防止など、子供が犯罪等に巻き込まれないよう啓発を行っていくとともに、子供を見守るボランティアの活性化など、地域で子供を見守る取組を促進します。
- 様々な不安や悩みを抱えて「トー横」に来訪する青少年・若者が犯罪被害等に巻き込まれることのないよう、注意喚起を行うほか、青少年・若者への相談業務を行う「きみまも@歌舞伎町」を運営し、関係機関と連携を図りながら様々な支援になぎます。
- 薬物乱用による健康被害について、学校では、小学校、中学校、高等学校と、発達段階に応じ、保健の授業において指導します。
- 子供や保護者が相談しやすい体制の充実や、成長、発達段階に応じた正しい知識の理解促進など、被害者への支援と性被害の未然防止を推進します。

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
426	子供の安全確保に向けた対策の推進	都民安全総合対策本部	活動事例紹介による防犯ボランティア団体等の活性化、子供自らが危険を避けることができる能力の向上、家庭での防犯教育の促進、子供・保護者の防犯意識向上や地域ぐるみでの子供を守る社会気運醸成に向けた親子で訪れる機会の多い商業施設等の事業者と連携等、地域や家庭で子供を守る取組を促進する。
427	◆ <u>犯罪被害等のリスクを抱える</u> <u>青少年・若者への支援</u>	都民安全総合対策本部	「トー横」をはじめとする歌舞伎町界隈における諸問題に対して、関係機関と連携し、注意喚起等を実施するとともに、青少年・若者を犯罪被害等から守るため、相談窓口「きみまも@歌舞伎町」を運営し、適切な支援につなげていく。
428	セーフティ教室の実施・充実	教育庁	学校と家庭や地域社会、関係諸機関とが連携を強化して、児童・生徒を犯罪から守るとともに非行防止を図って健全育成を推進するため、都内全公立学校でセーフティ教室を実施する。
429	防犯教室の実施	警視庁	子供自身が防犯意識を持ち、いざという時に自分自身で身を守ることができるようにするため、警察や学校等の関係機関が連携を図り、子供や保護者を対象とした参加・体験・実践型の防犯教室を実施する。
430	電子メールなどを活用した情報の発信	警視庁	子供に対する声掛け事案等の発生状況や防犯対策を電子メールや防犯アプリ「デジポリス」で発信し、都民の自主防犯意識の向上と自主防犯行動の促進を図る。
431	「子ども110番の家」活動の支援	警視庁	子供を犯罪から守り安全を確保するために、「子ども110番の家」（住宅・店舗、車両）活動を支援する。 ○活動マニュアルの作成、配布
432	ながら見守り連携事業	都民安全総合対策本部	犯罪や事故の被害に遭いやすい子供や高齢者等への対策を強化するため、都が地域を巡回する各事業者と包括協定を締結し、事業者と共同で子供等を見守るネットワークの構築を推進する。
433	在住外国人等の子供の安全確保に向けた対策の推進	都民安全総合対策本部	都内の在住外国人は、増加傾向にあり、在住外国人や外国にルーツを持つ者の子供も将来的に増えていくことが予想される。 そこで、在住外国人等の子供等を対象に見守り活動の実施や、犯罪・トラブルに巻き込まれないための安全に関する啓発等、安全・安心に関する取組を実施する。
434	地域の安全確保に向けた防犯設備区市町村補助事業	都民安全総合対策本部	区市町村・教育委員会・警察署で構成する協議体が、放課後活動時間帯における子供の安全及びその他地域の安全のため必要と認める道路・公園へ設置する防犯カメラの整備に関し、その経費の一部を補助し、地域の安全確保を図る。

番号	事業名	所管局	事業概要
435	青少年の健全な育成に関する条例の運用	都民安全総合対策本部	青少年の健全な育成を図るため、以下のことに取り組む。 ○優良映画等の推奨・青少年の健全な育成を阻害する図書類等の指定（図書、DVD等） ○立入調査（書店、コンビニ等図書類販売店、深夜立入制限施設、雑誌等自動販売機等） ○有害広告物の行政指導 ○青少年健全育成功労者等表彰及び青少年健全育成協力者等感謝状贈呈 ○インターネットの有害情報への対応（青少年がインターネットを適正に利用できる環境の整備、フィルタリングの開発、告知、利用の勧奨の努力義務等（平成17年3月改正）） ○青少年の性に対する関わり方（青少年に慎重な行動を促す環境の整備） ○青少年に対する保護者の養育の在り方（青少年を健全に育成するための保護者の責務を明らかにする） ○インターネット利用環境の整備（フィルタリングの実効性の向上、フィルタリングを解除する場合の手続きの厳格化等（平成22年12月改正）） ○児童ポルノの根絶等に向けた都の責務（平成22年12月改正） ○青少年に係る児童ポルノ等の提供を当該青少年に対し不当に求める行為の禁止（平成29年12月改正） ○インターネット利用環境の整備（フィルタリング有効化措置に関する手続規定整備（平成29年12月改正））
436	インターネット利用適正化・性被害等防止対策	都民安全総合対策本部	インターネットやスマートフォン等の利用に伴うトラブルから身を守るため、青少年やその保護者等を対象に、ネット上のトラブルや危険性、その防止策等についての講座を開催する。また、SNSでの出会いの危険性等について、ターゲティング広告を通して普及啓発を実施する。
437	ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」の運営	都民安全総合対策本部	青少年やその保護者等を対象とした、インターネットやスマートフォン等に関する各種トラブルに気軽に相談できる総合的な窓口「こたエール」の運営や、相談内容の分析、都民に対する啓発や広報活動等を行っている。
438	情報教育に関する啓発・指導	教育庁	児童・生徒のインターネット等の適正な利用を進めるために、次の取組を行う。 ○児童・生徒のインターネット利用状況調査を実施し、SNS等の利用状況やトラブル被害等の経験について把握する。 ○学校非公式サイト等の監視等を実施し、監視結果を都立学校・区市町村教育委員会に情報提供する。 ○GIGAワークブックとうきょう等を都内全公立学校向けに情報教育ポータルサイトで公開し、児童・生徒の主体的な情報モラル教育に関して啓発を行う。

番号	事業名	所管局	事業概要
439	学校における安全教育の推進	教育庁	幼児・児童・生徒に危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成する。 ○教師向け実践的指導資料「安全教育プログラム」を都内公立学校全教員に配信 ○高等学校における交通安全教育の充実を図るため、「安全教育プログラム」に「東京都高等学校交通安全教育指導事例集」を掲載 ○安全教育を推進する教員の資質・能力を育成する「学校安全教室指導者講習」の実施
440	学校における安全体制の推進	教育庁	公立学校の安全体制を推進するため、以下のことに取り組む。 ○地域ぐるみの学校安全体制整備の推進
441	薬物乱用防止対策	教育庁 保健医療局	青少年の薬物乱用を防止するため、次の対策を展開する。 （教育庁、保健医療局） ○薬物乱用防止教室の実施 （教育庁） ○担当指導主事連絡会及び保健体育科主任連絡協議会において、薬物乱用防止に関する取組の周知 （保健医療局） ○啓発パンフレット、リーフレット等の作成・配布
442	◆ 子供・保護者専用性被害相談ホットライン	総務局	都内の子供やその保護者を対象に、性被害に関する電話相談窓口を東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター内に設置し、24時間365日相談を受け付ける。 都内からかけるとき 0120-333-891（無料） 都外からかけるとき 03-6811-0850（有料）
443	◆ LINEによる「性被害相談窓口」	総務局	都内在住・在勤・在学の性犯罪・性暴力被害者とその関係者を対象に、若年層に普及しているLINEを活用した「性被害相談窓口」を設置し、相談を受け付ける。 受付日：月・水・金・土（年末年始・祝日除く。） 受付時間：16：00～21：00（受付20：30まで） LINEアカウント：相談ほっとLINE@東京
444	◆ 子供の性被害相談窓口周知	総務局	子供・若者が性被害に遭ったかもしれないと不安に思った時にためらわずに相談できるように、夏・冬休みの長期休みの前後に、性被害相談窓口の周知動画を駅サイネージやSNS広告で集中的に放映する。
445	◆ 生命（いのち）の安全教育	教育庁	性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、各学校における「生命（いのち）の安全教育」を促進する。 ○教職員向け指導資料の作成・配信 ○児童・生徒向け理解啓発ちらしの作成・配信

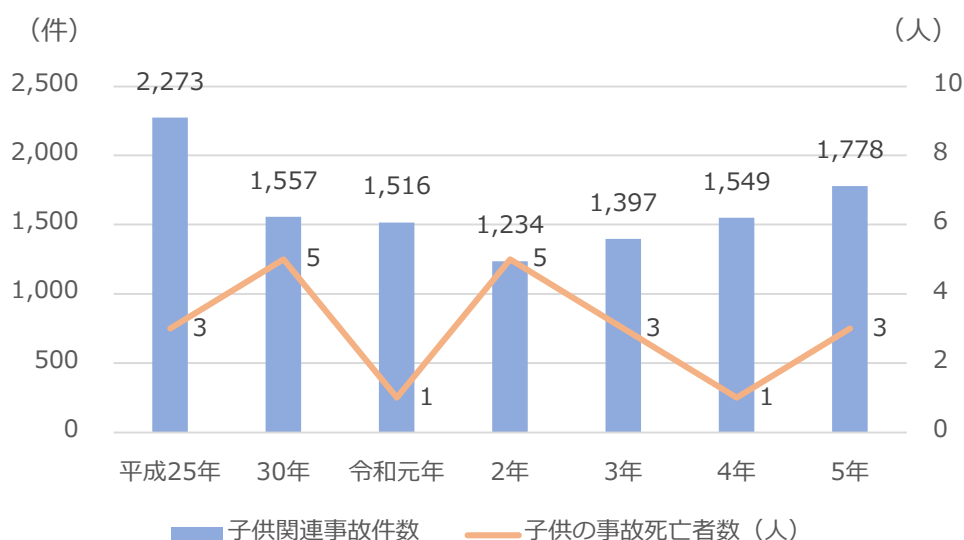
番号	事業名	所管局	事業概要
446	◆ 教職員等による児童・生徒性暴力の防止	教育庁	教職員等による児童・生徒への性暴力を防止するため、以下のことに取り組む。 ○「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」の運営 ○ロールプレイや動画等による教職員向け研修の充実 ○関係機関と連携し、実効的な対応が行うことができるよう情報共有 ○専門家の協力を得た調査の実施
447	◆ 性暴力・性被害防止に関する普及啓発	子供政策連携室	性暴力の内容や対処方法などについて、年齢層別にアニメ動画を制作・発信
448	◆ 痴漢撲滅プロジェクト	都民安全総合対策本部	痴漢被害のない社会の実現を目指し、令和４年度末に庁内関係各局及び警視庁から成るプロジェクトチームを設置し、「痴漢撲滅プロジェクト」を推進している。令和５年度からは、痴漢被害実態把握調査を行うとともに、ホームページ等による情報発信やキャンペーン等を通じた普及啓発など、痴漢撲滅に向けた取組を行っている。
再掲	保育体制強化事業	福祉局	Nº128 参照
再掲	子供の権利擁護専門相談事業	福祉局	Nº142 参照
再掲	スクールサポーター制度	警視庁	Nº154 参照

【3 子供の安全を確保するための取組の推進】

< 子供の安全を取り巻く状況 >

- 子供の交通事故について、子供が第1当事者又は第2当事者として関与した事故（以下、「子供関連事故」という。）の発生件数は、平成25年の2,273件から令和2年の1,234件に減少しましたが、令和3年から増加傾向にあり、令和5年には1,778件となっています。一方で、死者数は、おおむね横ばい傾向で推移しています。

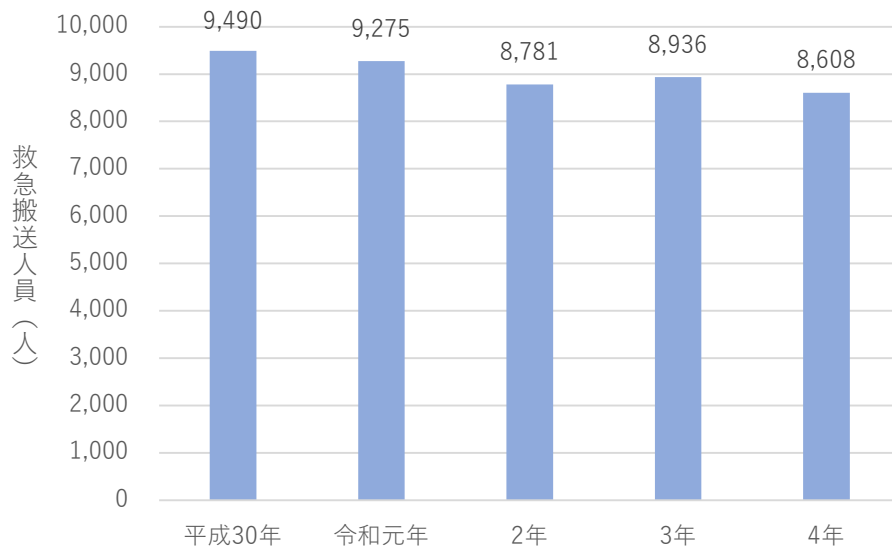
図表 116 子供関連事故件数及び子供の事故死者数の推移



資料：令和6年度東京都交通安全実施計画（警視庁の統計）

- 0歳から5歳までの乳幼児の事故で、平成30年から令和4年までの5年間に45,090人が救急搬送されています。コロナ禍の前後で大きな差はなく推移しています。

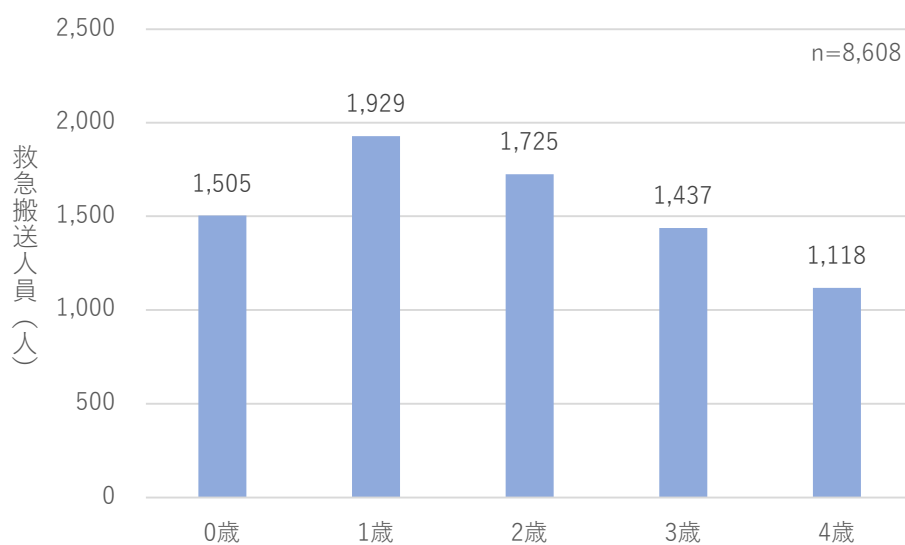
図表 117 乳幼児の年別の救急搬送人員



資料：救急搬送データから見る日常生活事故の実態（令和4年）

- 年齢別では、1歳児の救急搬送人員が1,929人と最も多く、次いで2歳児が1,725人となっています。

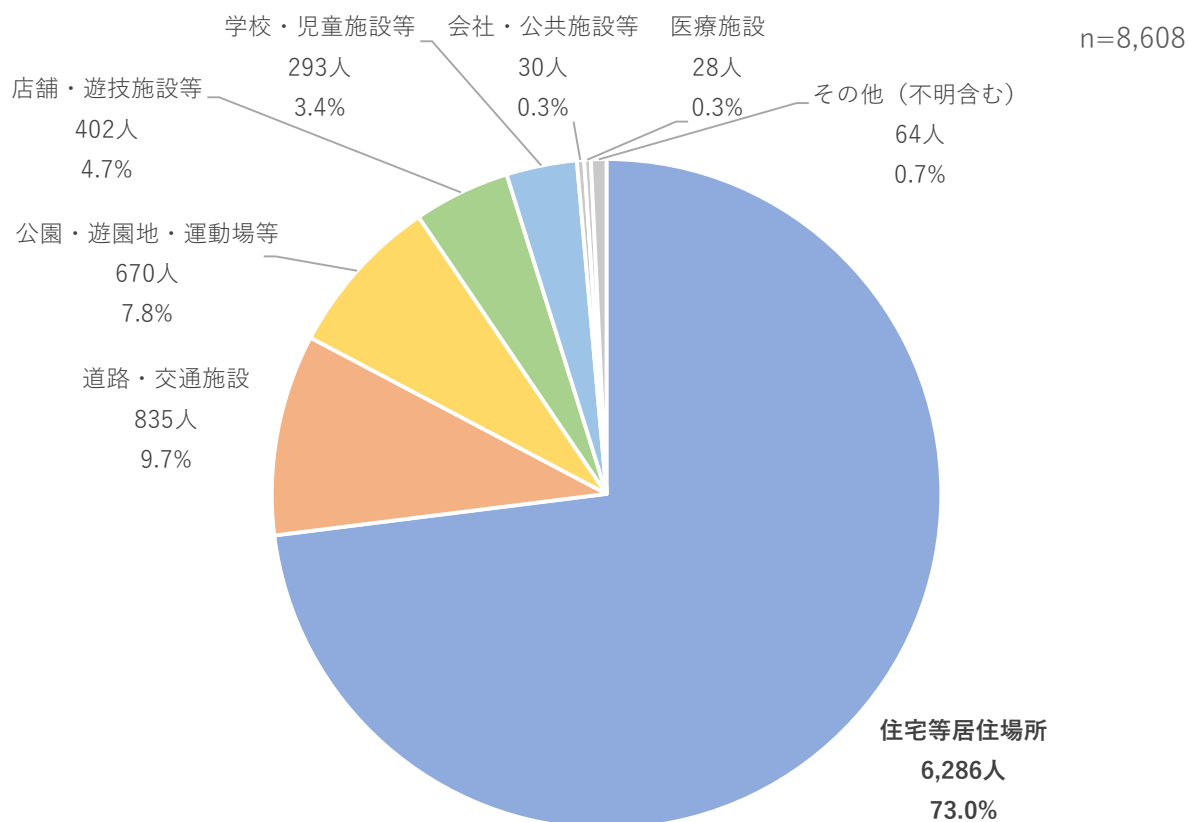
図表 118 乳幼児の年齢別の救急搬送人員（令和4年）



資料：救急搬送データから見る日常生活事故の実態（令和4年）

- 0歳～5歳（乳幼児）の事故については、73.0％が住宅等居住場所となっています。

図表 119 乳幼児の発生場所別の救急搬送人員（令和４年）



資料：救急搬送データから見る日常生活事故の実態（令和４年）

< 現状と課題 >

- 子供の交通事故件数は、その他の年齢層に比べて少ないとはいえ、死亡事故がゼロには至らず、次世代を担う子供のかけがえのない命を交通事故から守っていく対策が必要です。
- 子供の状態別事故発生件数の内訳をみると、歩行中や自転車乗用中が多くを占めており、歩行中の飛出しや自転車の安全不確認、一時不停止など子供の違反による事故も発生しています。
- 乳幼児については、短期間のうちに、心身の特性と生活上の留意点が大きく変化します。防災対策上、時期によって、必要とする生活環境や食物・物資等が異なるため、それに対応した適切な配慮が重要です。
- また、栄養状態や水分、衛生の確保が、乳幼児の成長、感染症リスクの低減につながるなど、生命の維持上、大きな影響を与えます。乳児にとってのミルクや水など、生命や健康維持に必要な物資については、被災時に確実に調達できる仕組みが必要です。

- 大規模災害が発生した場合には、電気・ガス・水道などのライフラインの復旧には 1 週間以上かかる恐れがあります。水などが不自由な災害時には、乳児用液体ミルクが有効です。また、乳児用液体ミルクが災害時に有効に活用されるためには、平常時から正しい知識を持つことが大切です。
- 乳幼児期の事故に関する知見が集積することにより、安全な生活環境の創出や、保護者への効果的な普及啓発方法など、将来の事故防止に知見が継承されます。

< 取組の方向性 >

- 子供たちが交通ルールを守り、子供自身が危険を予測し回避することができるよう、参加・体験・実践型の交通安全教育などを実施します。
- 家庭内における子供の事故防止に関する啓発を行うとともに、子供の安全に配慮した商品の普及を図ります。
- 災害時において乳幼児の健康と安全を確保するため、調製粉乳と哺乳瓶の備蓄を行います。
- 利便性が高く災害時の活用にも有効な乳児用液体ミルクについて、備蓄を行うとともに、民間事業者と締結した協定に基づき、災害発生時に緊急に調達し、提供します。
- 「防げる事故」を確実に防ぎ、子供が安心してチャレンジできる社会を実現するため、産官学民の連携の下、「変えられるものを変える」の視点で事故予防のサイクルを回しながら、エビデンス・ベースの事故予防策を展開し、子供の事故が起きにくい環境づくりを推進します。
- 子供の死亡事例について、福祉、保健、教育等の関係機関と連携しながら、子供の死に至る情報を収集し、予防可能な要因について検証し、効果的な予防対策を提言することで、将来の子供の死亡減少につなげます。

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
449	チャイルドシートなどの正しい着用についての普及啓発	警視庁	子供の安全を確保するために、以下のことに取り組む。 ○子供と保護者が一緒に学ぶことができる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。 ○新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等、各種広報媒体を活用してチャイルドシートの着用意識を高め、正しい着用の徹底を図る。 ○チャイルドシート着用講習会を実施する。
450	交通安全教育の推進	都民安全総合対策本部 警視庁	(都民安全総合対策本部) 小学生等を対象とした交通安全教育として、「歩行者シミュレータ」等を活用した参加・体験型の交通安全教室を実施 (警視庁) 子供が正しい交通安全知識を身に付けるために、幼稚園・小学校・中学校・高校等において、成長に合わせた段階的かつ体系的な参加・体験・実践型の交通安全教育を行う。
451	信号機の導入・整備	警視庁	○歩車分離式信号機の導入 子供の利用機会が多い交差点を対象に、歩行者と車両の通行を時間的に分離する。
452	自転車の安全利用の推進	都民安全総合対策本部 警視庁	(都民安全総合対策本部) ○「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」等の理念に基づき、小学生用、幼稚園・保育所の園児保護者用など、対象別に自転車安全利用に関するリーフレットを作成し配布するとともに、自転車シミュレータを活用した参加・体験型の自転車安全教室を、教育庁等との連携により学校等で開催する。 また、スマートフォン・タブレット向けに東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ」を提供する。 (都民安全総合対策本部、警視庁) ○自転車の幼児用座席に乗車させた幼児の安全対策を推進する。 ○リーフレットや動画を活用した普及啓発により、ヘルメットの着用を促進する。 ○自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等への加入を促進する。 (警視庁) ○子供と保護者が一緒に学ぶことができる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。 ○中学生以上に対して、スタントマンによる交通事故再現スタントを中心とした自転車安全教室を実施し、交通ルールの遵守意識の向上を図る。 ○新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等、各種広報媒体を活用して、自転車の安全利用について広報啓発を推進する。

番号	事業名	所管局	事業概要
453	地域幹線道路の整備	建設局	幹線道路の整備が進んでいないエリアでは、周辺道路の渋滞のため、地域に用事のない通過交通が生活道路に流入している。このため、地域幹線道路を整備し、安心で安全なまちを実現する。
454	連続立体交差事業	建設局	歩行者の安全や道路交通の円滑化などを図るため、鉄道の立体化を行い、踏切を除却する。
455	子供の身の回りの危険についての情報発信・普及啓発	生活文化局	乳幼児の事故防止ガイドの作成のほか、子育て世代が多く集まるイベント、東京消防庁防災館、区市町村が開催する消費生活展等、多様な主体と連携し、家の中の危険や子供服の安全性など子供の事故防止に関する模型・パネル等の展示を活用して、より多くの保護者や子供に体験型の啓発を行っていく。 また、消費者及び事業者の情報交流等を通じて、商品等の安全対策に役立てるため、NPO が運営する「こどものケガを減らすためにみんなをつなぐプラットフォーム」で普及啓発を実施する。
456	災害用ミルク等の確保	福祉局	乳幼児用の調製粉乳と哺乳瓶 4 日分（災害発生後の最初の 3 日分は区市町村、都は以降の 4 日分）をランニングストック方式で備蓄する。
457	「東京マイ・タイムライン」の普及啓発	総務局	○冊子版の配布 都内全ての国公立小・中・高等学校の児童、生徒を対象に配布する。 （配布対象は小 1、小 4、中 1、高 1 の学年） ○学校出前講座 高校生を対象に、風水害からの避難について考えてもらうためセミナーを実施する。 ○親子セミナー 小学生以上の子供とその保護者を対象に、風水害からの避難について考えてもらうためセミナーを実施する。
458	セーフティ・レビュー事業	子供政策連携室	関係各局と連携し、事故事例データの収集・分析、専門家の知見等を活かした事故防止策の提言等を実施する。
459	事故情報等データベース構築事業	子供政策連携室	産官学民で利活用できる子供の事故情報データベースを構築する。
460	予防のための子供の死亡検証（CDR）	福祉局	子供の死亡事例について、福祉、保健、教育等の関係機関と連携しながら、子供の死に至る情報を収集し、予防可能な要因について検証し、効果的な予防対策を提言することで、将来の子供の死亡減少につなげる。
461	子供の安全に配慮した商品の普及	生活文化局	事業者等と連携して、子供の安全に配慮した商品見本市を開催し、商品の P R 強化、事業者による安全な商品の開発・製造、販売・流通拡大の促進、商品を主体的に選択・購入する消費者の育成を図る。

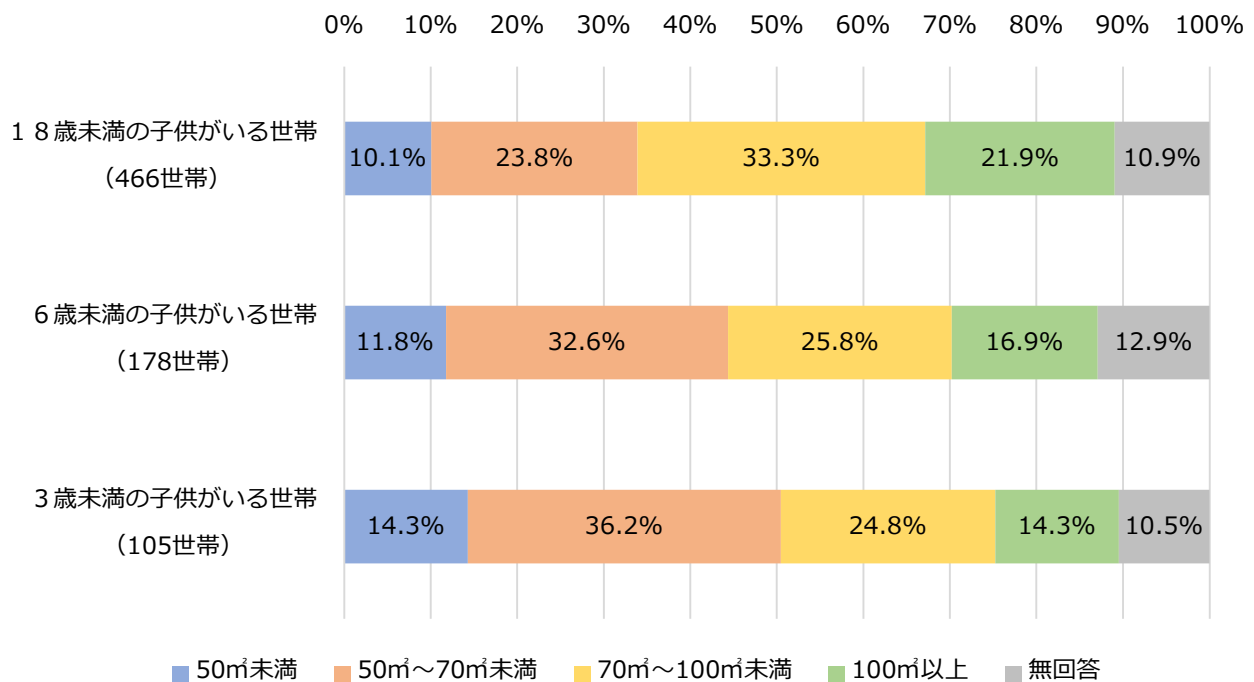
番号	事業名	所管局	事業概要
再掲	保育体制強化事業	福祉局	Nº128 参照
再掲	子育て世帯に配慮した住宅の供給促進	住宅政策本部	Nº467 参照
再掲	「子供を守る」住宅確保促進事業	住宅政策本部	Nº468 参照

【4 良質な住宅と居住環境の確保】

< 住宅環境を取り巻く状況 >

- 都内では、夫婦と18歳未満の者からなる世帯の33.9%が70㎡未満の住宅に住んでいます。

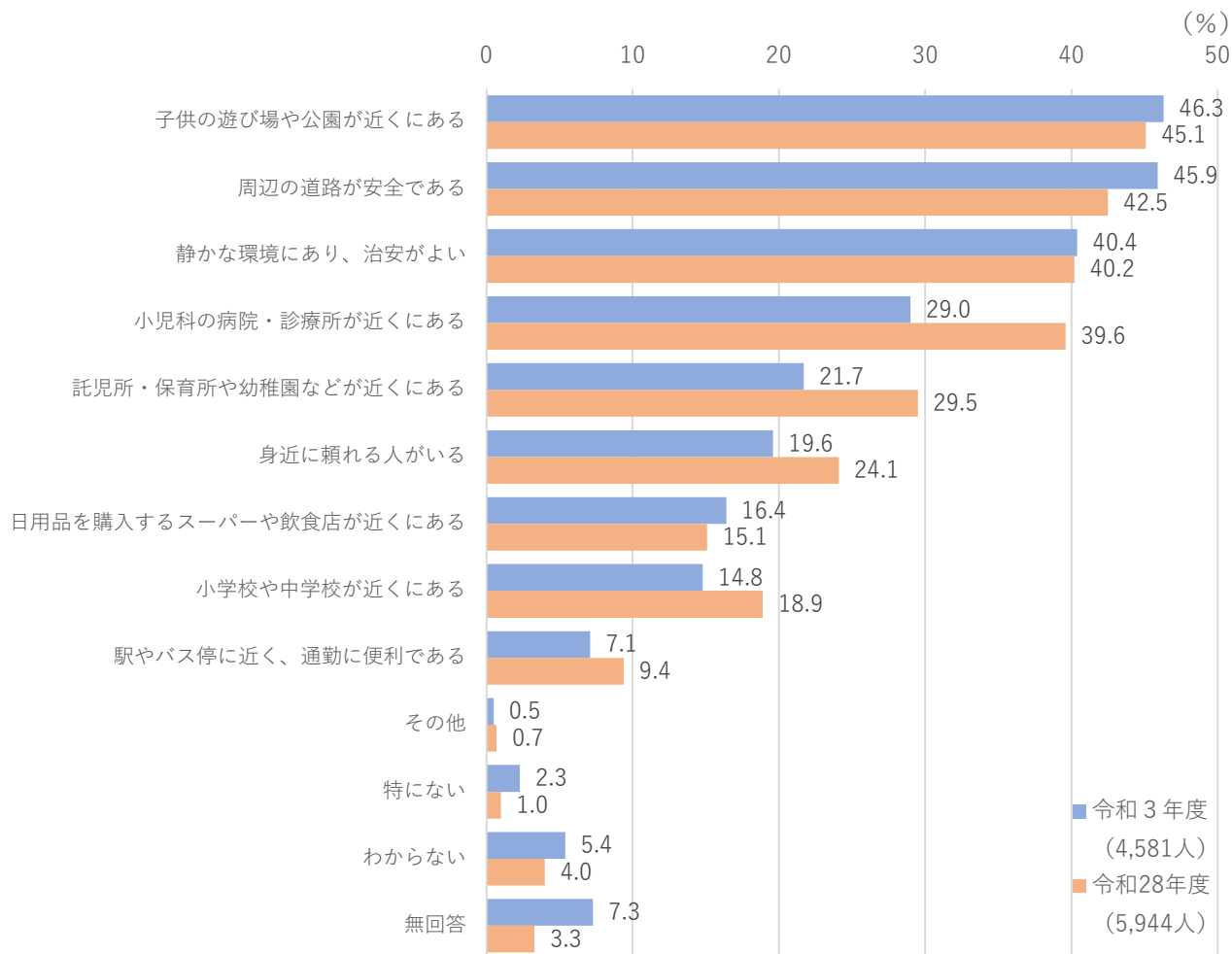
図表 120 住宅の床面積（世帯にいる子供の年齢別）



資料：東京都福祉保健基礎調査（令和3年度）を基に作成

- 子育てをする上で住宅の周りの環境として重要だと思うことを聞いたところ、「子供の遊び場や公園が近くにある」の割合が最も高くなっています。

図表 121 子育てをする上で住宅の周りの環境として重要なこと（3つまでの複数回答）



資料：東京都福祉保健基礎調査（令和3年度）

<現状と課題>

- 救急搬送に至る乳幼児（0歳から5歳まで）の日常生活における事故は、約7割が住宅等で発生しており、子育てに配慮した設備など住宅内での安全性の確保が求められています。
- 都は、子育てに適した住宅の供給を促進するため「子育てに配慮した住宅のガイドライン」を策定するとともに、「東京こどもすくすく住宅認定制度」により、子育てしやすい環境づくりを行っている優良な住宅を認定しています。
- 子育て世帯、特にひとり親世帯は、就労や子育てに不安を抱え、経済的に困窮していることも多く、民間賃貸住宅への入居を拒まれ住宅確保に苦慮している場合があります。
- 私たちの暮らす室内では、建材、家具、家庭用品からさまざまな化学物質が空气中に放出されています。乳児や子供は体が小さく、1回の呼吸量も少ないのですが、体重1kgあたりで比較すると、呼吸によって取り込む化学物質の量は大人の2倍以上にもなります。そのため、乳児や子供が長時間過ごす室内の空気には、十分注意を払う必要があります。

<取組の方向性>

- 子育て世帯に配慮した住宅供給の誘導、民間賃貸住宅への円滑な入居に対する支援、公的住宅の建て替えによる子育て支援施設等の整備及び公的住宅における子育て世帯に対する入居機会の確保などの取組を推進します。
- 東京こどもすくすく住宅に係る改修物件への取組強化、戸建住宅への対象拡大を通じ、住宅の整備・改修を行う事業者等を支援します。
- 都営住宅の建替えに当たり、地元自治体の基本構想等に整合させながら、道路・公園等の公共施設や保育所等の公益的施設を、「東京都が行う公共住宅建設に関連する地域開発要綱」に基づき整備します。
- 子育て世帯等の入居を拒まない民間賃貸住宅（東京ささエール住宅）の登録促進及び入居相談などのサポートを行う居住支援法人の指定を進めます。
- 都営住宅や公社住宅の入居者募集において、子育て世帯が優先的に入居できる機会を確保します。
- 住宅の価格や家賃が上昇する中、民間活力を活用し、子育て世帯等が住みやすいアフォーダブル住宅の供給を推進します。
- 子供は化学物質の影響を受けやすく、将来にわたる健康影響も懸念されるため、建材に由来する化学物質の低減化等のシックハウス対策の啓発を行い、安全な室内環境の確保を推進します。

こどもすくすく住宅のイメージ

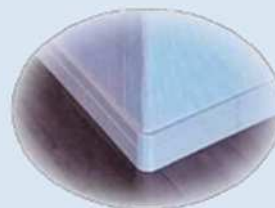
室外機に
よじ登れない
ようにする柵



子供が誤って
点火しないような
チャイルドロック付き
コンロ



親も一緒に入れる
広さのトイレ



ぶつかってもケガをしにくい
面取りされた壁・柱



入居者同士の交流



子供がのびのび
遊べる
屋外スペース

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
462	住宅困窮度に応じた入居者選定方式の実施	住宅政策本部	住宅に困窮している18歳未満の子供が3人以上いる多子世帯が、「多子世帯ポイント方式募集」や「多子世帯優遇抽せん制度」を活用し、優先的に都営住宅に入居できるよう、入居者の選定を実施する。
463	若年夫婦・子育て世帯への入居機会の確保	住宅政策本部	若年夫婦・子育て世帯（ひとり親世帯含む）向けに、一般募集とは別枠で行う入居期間を10年（ただし、10年経過した時点で子がいる場合は、末子の高校修了期まで延長）までとする期限付きの入居者募集方式である「都営住宅定期使用住宅募集」や、入居期限のない「若年夫婦・子育て世帯向（ひとり親世帯含む）」の毎月募集を通して、若年夫婦・子育て世帯の入居の機会を確保する。
464	小学校就学前の子育て世帯への入居機会の確保	住宅政策本部	都営住宅において、小学校就学前の子供が2人以上いる世帯を優遇抽せん制度により優先的に都営住宅に入居できるよう、入居者の選定を実施する。 また、18歳未満の児童が1人または2人いる世帯を優遇抽せん制度により優先的に都営住宅に入居できるよう、入居者の選定を実施する。
465	地域開発整備事業	住宅政策本部	都営住宅の建替えに当たり、地元自治体の基本構想等に整合させながら、道路・公園等の公共施設や保育所等の公益的施設を、「東京都が行う公共住宅建設に関連する地域開発要綱」に基づき整備する。
466	公社住宅における子育て世帯への入居支援	住宅政策本部	○優先入居の実施 子育て世帯の入居機会を確保し、居住の安定が図られるよう、新築募集における「子育て世帯倍率優遇制度」、空き家先着順募集における「子育て世帯等優先申込制度」の利用を促進する。 ○近居の支援 世代間で助け合いながら安心して生活できるよう、子育て世帯が親族の近くに住む近居を支援するため、新築募集における「近居世帯倍率優遇制度」とともに、一部住宅の空き家募集において事前に登録することで優先的に入居できる「近居であんしん登録制度」、及び家賃を一定期間割引する「近居サポート割」を実施する。 ○子育て世帯 住まい相談窓口の設置 新規入居ご希望の方に対し、公社住宅に関する子育て関連情報を提供する。

番号	事業名	所管局	事業概要
467	子育て世帯に配慮した住宅の供給促進	住宅政策本部	子育て支援サービスとも連携した子育て世帯向けの質の高い住宅を都が認定する「東京都子育て支援住宅認定制度」を「東京こどもすくすく住宅認定制度」として制度を再構築し、認定基準を多段階化するとともに、認定住宅における改修や新築に対する直接補助の実施などにより、子育て世帯に配慮した住宅の供給を促進する。 東京こどもすくすく住宅について、令和7年度から既存ストックの有効活用や良質な賃貸住宅の供給を促進する観点から、一層メリハリある制度に見直しを図るとともに、住宅市場全体の取組を強化するため、制度の対象を戸建住宅にも拡大する。
468	◆ 「子供を守る」住宅確保促進事業	住宅政策本部	子供の安全確保のための工事等を行う集合住宅居住者に直接補助し、子育て世帯の住まいの安全性を底上げする。
469	住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進	住宅政策本部	子育て世帯などの住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、入居を拒まない民間賃貸住宅（東京ささエール住宅）の登録を促進するとともに入居者への家賃債務保証や入居に係る情報提供、相談、見守り等の生活支援を行う居住支援法人の指定を進める。 また、地域の実情に応じたきめ細かな支援を担う区市町村に対して、広域的な立場から全国の協議会の取組事例等の情報提供や活動に対する支援を行うなど、区市町村居住支援協議会の設置を推進する。
470	◆ 都営住宅を活用した結婚支援	住宅政策本部	入居期間を10年（ただし、10年経過した時点で子がいる場合は、末子の高校修了期まで延長）までとする入居者募集方式のうち、毎月募集を通して、結婚予定者に交通利便性の高い都営住宅を優先的に提供する。
471	◆ 公社住宅を活用した結婚支援	住宅政策本部	結婚を予定する方々を支援するため、「結婚予定者優先申込制度」により、交通利便性の高い公社住宅を優先的に提供する。
472	シックハウス対策	保健医療局	化学物質による子供の健康への影響を予防するため、庁内で組織する「居室内の有害化学物質に関する連絡会議」等により、各局が連携し、「化学物質の子供ガイドライン（室内空気編）」や「健康・快適居住環境の指針（平成28年度改定版）」等を活用した室内環境保健対策を推進する。 また、子供が利用する施設の担当者を対象とした「化学物質健康問題に関する講習会」の開催や、区市町村保育担当者会等におけるガイドライン等の周知及び包括補助事業を活用した化学物質の測定実施の支援等の取組を進める。

番号	事業名	所管局	事業概要
473	◆ <u>子育て世帯等が住みやすいア フォダブル住宅の供給</u>	産業労働局 住宅政策本 部 都市整備局	○金融スキームの活用 ファンド手法を活用し、子育て世帯等が手頃な価格で安心して住むことのできる住宅の供給を促進 ○空き家の有効活用 区市町村と連携し、空き家を地域資源として活用し地域の課題解決に取り組む民間事業者等に対して、ひとり親世帯等を対象としたシェアハウスへの改修に係るメニューを新たに設けるなど、取組を後押し ○開発と合わせた導入 都市開発諸制度等による開発と合わせたアフォダブル住宅の導入に向けた促進策を検討 ○多摩ニュータウンのまちづくり 子育て世代に選ばれ、ライフステージに合わせて、空き住戸の活用など多様な住まいの供給を促進

< 目標を掲げている取組 >

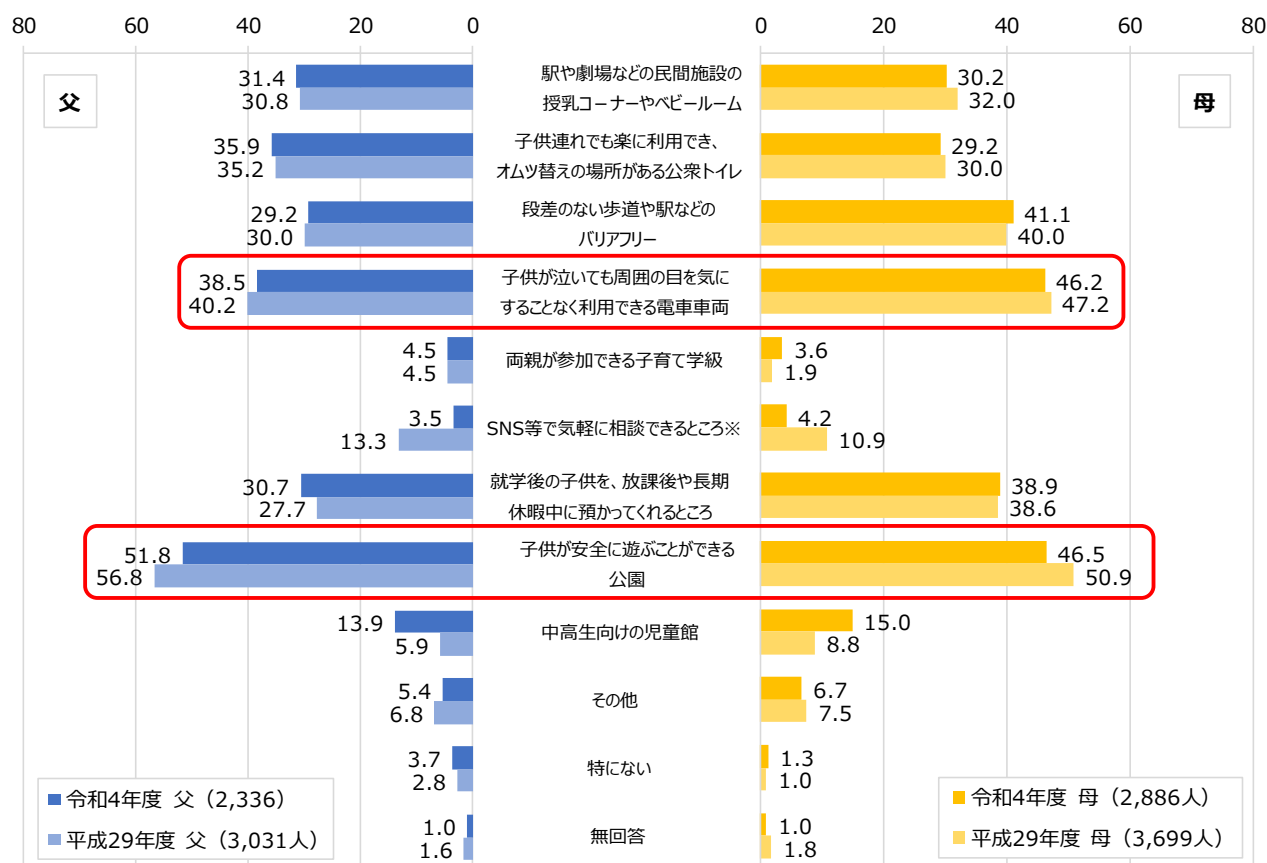
番号	事業名	所管局	目標値（年度の記載ないものは、 令和 11 年度末までの目標）	令和 5 年度実績
467	子育て世帯に配慮した住宅の 供給促進	住宅政策本 部	（令和 12 年度末） 認定戸数 10,000 戸	認定戸数 延べ 3,920 戸

【5 安心して外出できる環境の整備】

<子育て家庭を取り巻く状況>

- 子育て中の父母に、子育てをする上で整備してほしいものを尋ねたところ、令和4年度も父母ともに「子供が安全に遊ぶことができる公園」が最も多く、次いで「子供が泣いても周囲の目を気にすることなく利用できる電車車両」が多くなっています。母親の回答では「段差のない歩道や駅などのバリアフリー」、父親の回答では「子供連れでも楽に利用でき、オムツ替えの場所がある公衆トイレ」がその次に多くなっています。

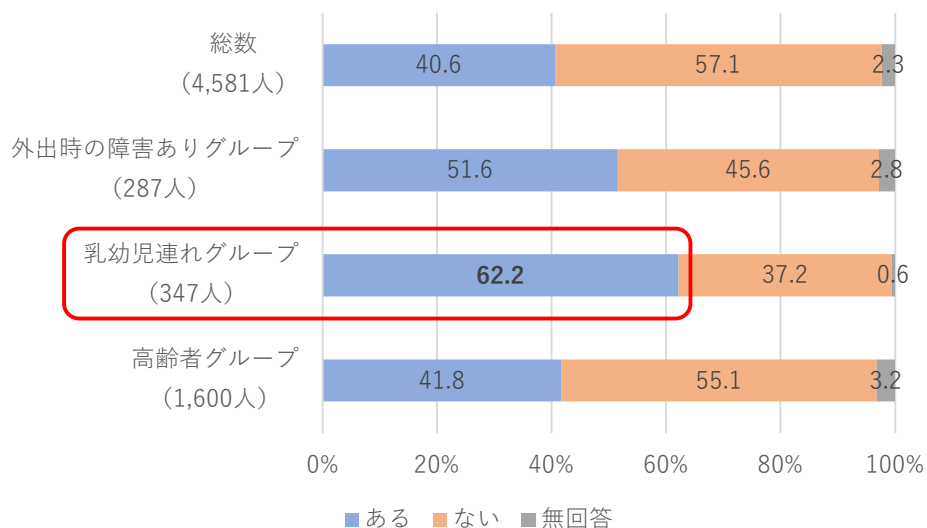
図表 122 子育てをしていく上で整備してほしいもの（東京都）



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和4年度）

- 日常よく出かけるところに着くまでのバリアの有無を外出時グループ別にみると、乳幼児連れグループは 62.2%で、総数や他のグループと比べて高くなっています。

図表 123 日常よく出かけるところに着くまでのバリアの有無（外出時グループ別）



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和3年度）

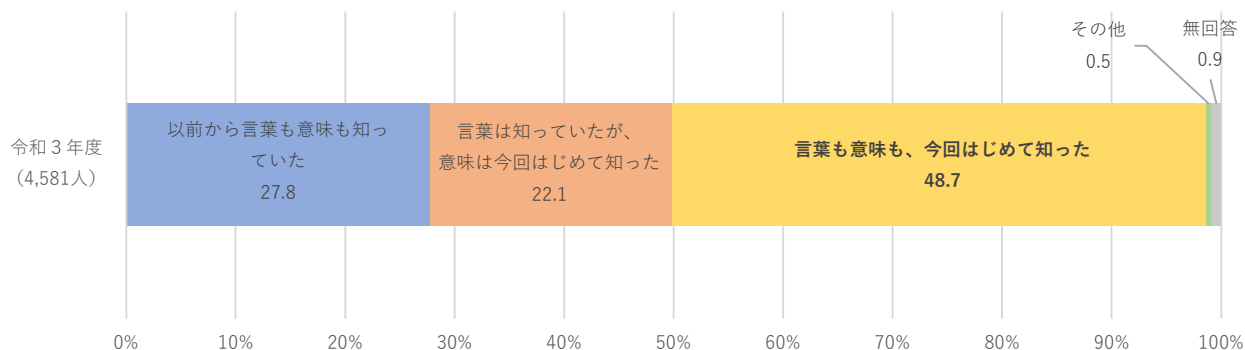
（注）外出時の障害ありグループ：何らかの障害があるために、外出の際、福祉機器や介助者が必要である人

乳幼児連れグループ：乳幼児を連れて外出することがある人

高齢者グループ：年齢が65歳以上の人

- 「心のバリアフリー¹」という言葉や意味を知っているか聞いたところ、「言葉も意味も、今回はじめて知った」の割合が48.7%と最も高くなっています。

図表 124 心のバリアフリーの認知度



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和3年度）

¹ 誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続けること

<現状と課題>

- 交通機関、道路、建築物等において、施設や環境の整備を行うとともに、合理的配慮の提供や情報保障を行うなど、ハード・ソフト一体的なバリアフリーを推進する必要があります。
- 情報バリアフリー環境の構築や心のバリアフリーの理解促進などソフト面の取組を更に充実させる必要があります。
- 子育て世帯に配慮した環境整備の促進を図るため、民間施設等における「赤ちゃん・ふらっと」の設置等を更に進めていく必要があります。
- 車両の更新に合わせて、車椅子やベビーカー等に配慮したスペースの導入を進めることが望ましいです。

<取組の方向性>

- 誰もが安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりを推進するとともに、マタニティマークの普及など、ハード・ソフトの両面から一体的にバリアフリー化を進めていきます。
- 授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を商業施設等に設置します。
- 都立公園に野外体験や里山体験ができる広場を整備します。
- 交通機関や公共空間のバリアフリー化を推進します。
- 心のバリアフリーの理解促進と情報バリアフリーの普及推進を行います。
- 地下鉄車両の更新にあわせ、各車両にフリースペースを導入します。また、子育て応援スペースを都営地下鉄の全路線に展開し、導入車両を順次拡大します。
- 都営バス（乗合バス車両）については、平成 24 年度末に全車両をノンステップバスとしています。

■子育て応援スペース



©Mercis bv

■こどもスマイルスポット



(新宿西口駅)



(上野御徒町駅)



(門前仲町駅)

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
474	子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」	福祉局	子育て家庭が、気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設、民間施設にも設置を進める。
475	緑の拠点となる公園の整備	建設局	都民に安らぎやレクリエーションの場を提供する都立公園の整備を推進する。
476	こころとからだを育てる活動体験（野外体験・里山体験）の活動広場拠点づくり	建設局	都市化や家族形態の変化により、都市生活の中では得られなくなった野外体験や里山体験を親子連れ、高齢者など、多くの都民が都立公園で楽しめる広場を整備する。 野外体験や里山体験を通じて自然と親しむ機会を提供し、快適さを備えた公園整備を行うことにより、都心や丘陵地の公園に来園する都民が増加し楽しめる公園の整備をする。
477	心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援〔地域福祉推進区市町村包括補助事業〕	福祉局	心のバリアフリーに関するガイドラインを活用するなどして、学校や地域でのユニバーサルデザイン教育や福祉のまちづくりサポーター等の養成、事業者の接遇向上に向けた普及啓発等の様々な取組を行う区市町村を支援することで、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進する。
478	情報バリアフリーに係る充実への支援〔地域福祉推進区市町村包括補助事業〕	福祉局	地域のバリアフリーマップの作成やＩＣＴを活用した歩行者の移動支援、コミュニケーション支援ボードの普及など、区市町村の様々な取組を支援し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備する。
479	情報バリアフリーの普及推進	福祉局	年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが外出や活動を楽しむことができるよう、ハード・ソフトの一体的なバリアフリー化を東京２０２０大会のレガシーとして発展させるため、必要な情報をスムーズに入手できる情報バリアフリー環境に向け、利用者の視点に立ったわかりやすい情報提供や普及啓発を行う。
480	心のバリアフリーの理解促進	福祉局	年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが外出や活動を楽しむことができるよう、ハード・ソフトの一体的なバリアフリー化を東京２０２０大会のレガシーとして発展させるため、心のバリアフリーが浸透した共生社会の実現に向け、多くの人の理解に広がり、実践に繋がるよう、効果的な普及啓発を行う。

番号	事業名	所管局	事業概要
481	東京都福祉のまちづくり条例の運用等	福祉局	○建築物、道路、公園、公共交通施設等の新設又は改修の際に、整備基準に適合した整備を図る。 ○区市町村に委任した届出、指導・助言、適合証交付等運用事務の円滑な実施に向けた制度の周知、特例交付金の交付等を行う。※所管行政庁：独自条例制定による適用除外 8 区市を除く区市町村
482	区市町村福祉のまちづくりに関する基盤整備事業 〔地域福祉推進区市町村包括補助事業〕	福祉局	区市町村が自ら行う福祉のまちづくり条例に適合した公共的施設、道路、公園等の整備や、小規模店舗など身近な建築物のバリアフリー化整備を行う民間事業者に対する整備費の一部を助成する事業に対し支援を行う。
483	福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈	福祉局	東京都の福祉のまちづくりの推進について顕著な功績のあった個人または団体に感謝状を贈呈することにより、福祉のまちづくりの取組を広く普及させる。
484	公共トイレの介助用ベッド設置促進事業〔地域福祉推進区市町村包括補助事業〕	福祉局	公共トイレへの介助用ベッドの計画的な設置・情報発信等に一体的に取り組む市町村を支援することで、公共トイレのバリアフリー化を促進する。
485	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（バリアフリー基本構想等作成費補助）	都市整備局	地域の面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、バリアフリー法に基づきバリアフリー基本構想及び移動等円滑化促進方針を作成する区市町村に対し補助を行う。また、情報提供や技術的助言を行い、地域のバリアフリー化を推進する。
486	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業）	都市整備局	J・R・私鉄の鉄道駅における円滑な移動を確保するため、区市町と連携してエレベーター等の整備に対する補助を行う。
487	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（ホームドア等整備促進事業）	都市整備局	J・R・私鉄の鉄道駅における安全性を確保するため、区市町と連携してホームドアの整備に対する補助を行う。
488	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅バリアフリースイール等整備促進事業）	都市整備局	J・R・私鉄の鉄道駅における車椅子利用者だけでなく、乳幼児連れの方等、多様な利用者の利便性を向上するため、区市町と連携してバリアフリースイールの整備や機能の分散配置に対する補助を行う。
489	地下高速鉄道建設助成	都市整備局	地下高速鉄道の建設促進を図るため、交通局及び東京メトロが施行する、地下高速鉄道の新線建設、耐震補強及び大規模改良（ホームドア、エレベーター等整備含む。）に対する補助を行う。
490	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業	都市整備局	民営バス事業者が整備するノンステップバスに対し、購入経費の一部を補助することにより、だれでも乗り降りしやすいバスの導入促進を図る。
491	道路のバリアフリー化	建設局	多くの人々が日常生活で利用する主要駅や生活関連施設を結ぶ都道等について、バリアフリー化を推進する。 また、既設道路橋の「優先的に整備する橋梁」について、バリアフリー化整備を順次進めていく。

番号	事業名	所管局	事業概要
492	歩道の整備・改善	建設局	歩道が無い又は狭い箇所において、バリアフリーに配慮した歩道整備を推進し、安全で快適な歩行空間の形成を図る。 また、現道の補修に併せ、歩道の拡幅や段差・勾配の改善などにより、歩行空間の確保・改善を行う。
493	地下鉄車両へのフリースペース導入	交通局	新型車両に更新する際には、各車両にフリースペースを設置する。 また、子育て応援スペースを都営地下鉄の全路線へ展開し、導入車両を順次拡大する。
494	トイレの改修（グレードアップ）	交通局	老朽化している浅草線、三田線、新宿線のトイレについて、出入口の段差解消、ベビーチェア・おむつ交換台の増設、パウダールームの設置など、機能性と清潔感を備えたトイレにグレードアップする。
495	マタニティマークの普及への協力	交通局	出産や子育て支援のため、妊娠中のお客様やそのご家族等に対するマタニティマークの配布を引き続き行う。また、駅貼りポスターや車内ステッカー等により、マークの普及促進に努める。

< 目標を掲げている取組 >

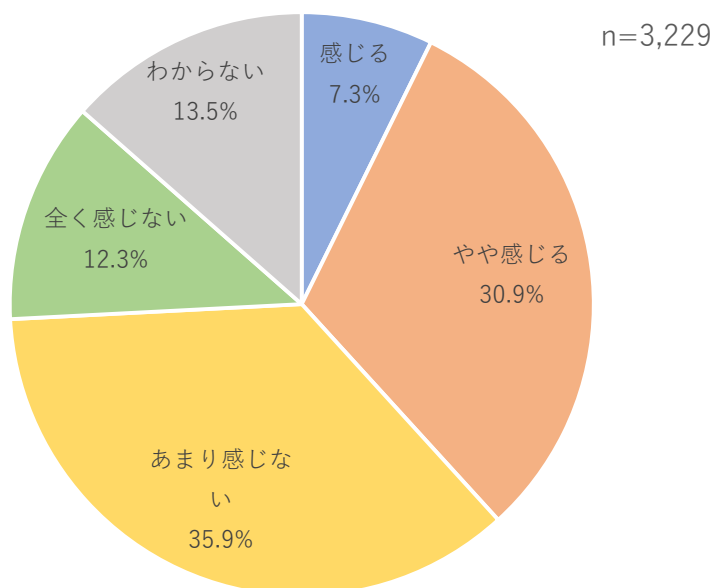
番号	事業名	所管局	目標値（年度の記載ないものは、令和 11 年度末までの目標）	令和 5 年度実績
485	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（バリアフリー基本構想等作成費補助）	都市整備局	バリアフリー化に向けた取り組みを都内各地に展開（2030 年度）	実績 ・協議会等を通じ、区市町村に基本構想及び促進方針作成の技術的支援を実施 ・基本構想等作成費補助事業を実施（基本構想 1 区 1 市、促進方針 2 区 1 市） <参考>バリアフリー基本構想を作成した区市町村の数 31 区市（21 区 10 市）102 地区、移動等円滑化促進方針を作成した区市町村の数 9 区市（6 区 3 市）37 地区
487	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（ホームドア等整備促進事業）	都市整備局	J R・私鉄の整備率約 6 割（2030 年度）	補助実績 ホームドア整備 12 駅 に対して補助を実施
491	道路のバリアフリー化	建設局	東京都道路バリアフリー推進計画等に基づき、道路のバリアフリー化の整備を推進	○主要駅周辺 6km 整備完了 ○令和元年に国が指定した特定道路 5km 整備完了

【6 子供・子育てを応援する機運の醸成】

< 子育て家庭を取り巻く状況 >

- 地域に支えられていると感じている人は「感じる」「やや感じる」を合わせて 38.2% となっています。

図表 125 子育てをする上で、地域に支えられていると感じていますか。



資料：東京都「令和6年度若年層及び子育て世代を対象とした意識調査」

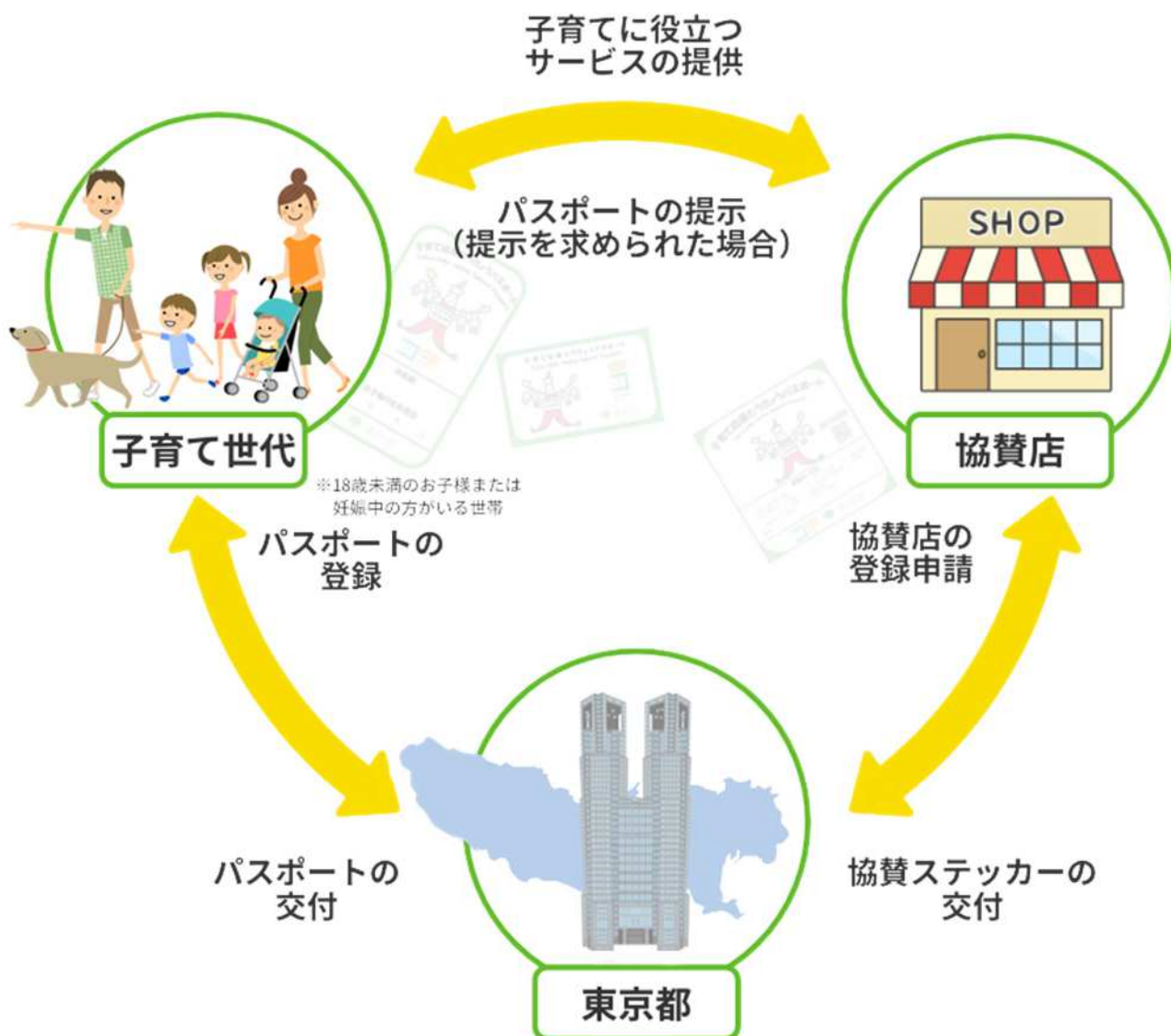
< 現状と課題 >

- 子育て応援とうきょうパスポートについては、令和7年1月1日現在、約9,200店の企業・店舗等が協賛店として登録しています。子供・子育ての機運を醸成するため、引き続き、協賛店を増やしていくことが重要です。
- 社会のあらゆる主体と連携し、官民一体となって、子供の笑顔があふれる社会、安心して子供を産み育てられる社会を目指す取組である、こどもスマイルムーブメントについては、令和7年1月1日現在、約1,900団体が参画しています。引き続き参画企業・団体を増やすとともに、子供が笑顔になる取組を推進していくことが重要です。
- 妊娠・出産・子育て支援や社会的養護などの「子供・子育て支援」を、NPO等を含めた社会全体で推進していく必要があります。

<取組の方向性>

- ポータルサイト・アプリ「とうきょう子育てスイッチ」により、子育て当事者・支援者に役立つ情報を発信していきます。
- 子育て応援とうきょうパスポートを運営していきます。
- こどもスマイルムーブメントの取組を更に加速させるために、幅広い主体の連携を都が促進し、リーディングモデルとなる象徴的な取組の推進や参画企業・団体の特性や強みを活かした様々な取組の促進に加え、こどもスマイルムーブメントの普及啓発を進めていきます。
- NPO 等を子供・子育て支援を担う重要な柱の一つと位置付け、効果的な事業を展開する NPO 等に対し、財政支援等を行うことで、社会全体での子供・子育て支援を一層推進していきます。

■子育て応援とうきょうパスポート



■ こどもスマイルムーブメント

こどもスマイルムーブメント宣言（行動指針）

- 01 全てのこどもが今と将来への希望を持って、伸び伸びと健やかに成長できるよう、全力でサポートする
- 02 こどもが社会の一員として様々な場面で参画できる機会の創出に努め、こどもの目線に立った取組を推進する
- 03 社会全体で「こどもを大切にする」気運を醸成し、安心して働き、子育てができる環境づくりに取り組む



< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
496	子供・子育て応援とうきょう事業	福祉局	東京のポテンシャルを生かした協働の促進、東京の子育てに役立つ情報の発信、子育て家庭が子育てを応援するサービスを受けることができる仕組みの構築等（子育て応援とうきょうパスポート事業）、その他、社会全体で子育てを応援する機運を高める取組を行う。 （「子育て応援とうきょう会議事業」（平成19年度開始）と「子育て応援とうきょうパスポート事業」（平成28年度開始）を統合。「子育て応援とうきょう会議の運営」は令和2年度をもって終了。）
497	こどもスマイルムーブメント	子供政策連携室	社会の様々な主体と連携し、官民一体となって「子供の笑顔があふれる社会」「安心して子供を産み育てられる社会」を目指す取組として、「こどもスマイルムーブメント」を推進している。令和7年1月現在、1,900を超える参画企業・団体がこどもスマイルムーブメント宣言に賛同し、子供の笑顔につながる子供の目線に立った様々な取組を展開している。
498	◆ <u>子供が輝く東京・応援事業</u>	福祉局	NPO等を子供・子育て支援を担う重要な柱の一つと位置付け、効果的な事業を展開するNPO等に対し、都が直接財政支援等を行うことで、社会全体での子供・子育て支援を一層推進していく。

コラム：「とうきょう子育てスイッチ」ユーザーアンケート

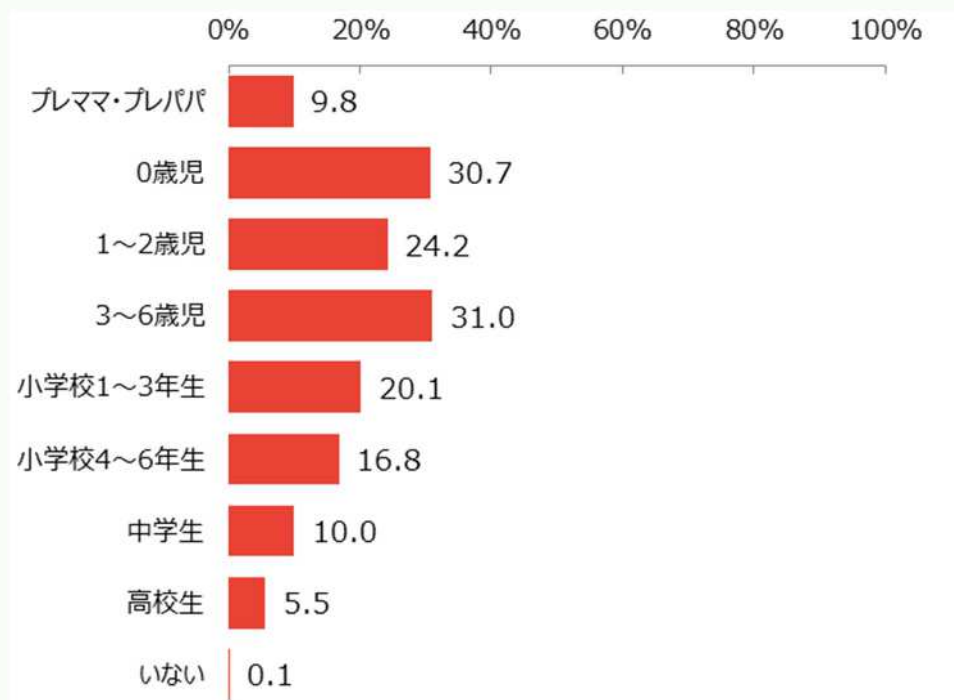
■「とうきょう子育てスイッチ」について

- 「とうきょう子育てスイッチ」は、都内自治体の子育て支援サービス、子育て応援とうきょうパスポートが利用できる施設・店舗、赤ちゃん・ふらっと（授乳・おむつ替えスペース）、小児救急医療機関、バリアフリースイレなどの情報が検索できる、東京都の子育て情報サイトです。
- 子育て応援とうきょうパスポートのデジタルパスポートの取得・表示や、子育てお役立ち情報のコラム掲載など、子育てを応援するコンテンツが満載です。

■ユーザーアンケートについて

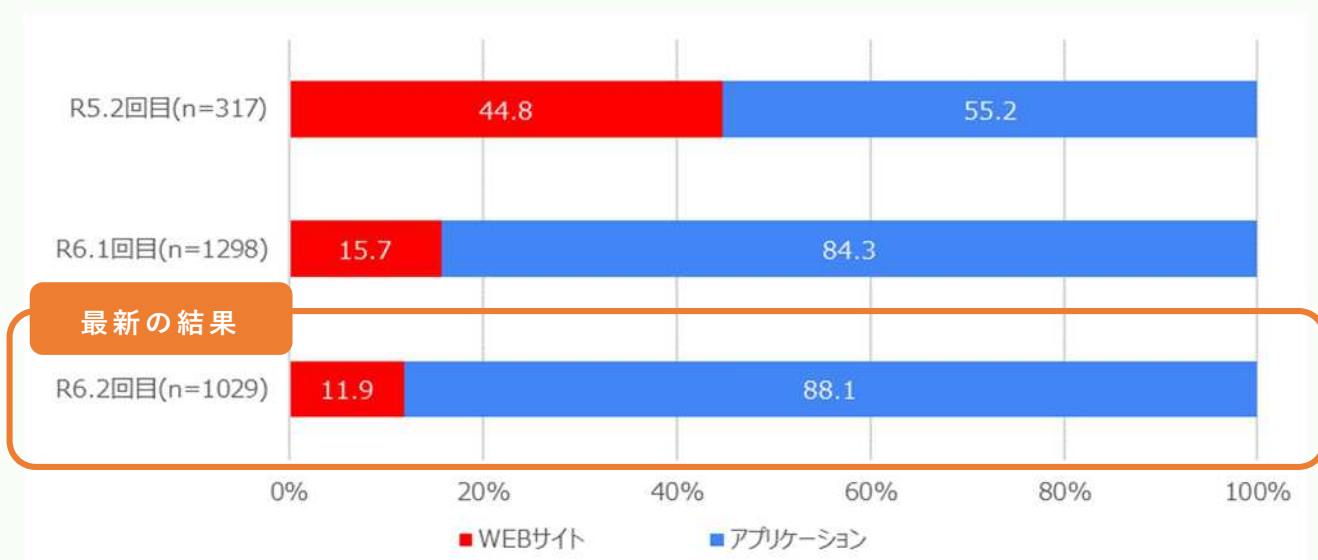
- 「とうきょう子育てスイッチ」アプリ・サイトの利用状況を今後の参考とするため、定期的にユーザーアンケートを実施しています。
- アンケート結果の一部を紹介します。（回答総数 1,029 件）

（子供の年齢について）



- 就学前のお子さんをお持ちのご家庭を中心に、幅広くご利用いただいています。就学後の子育て支援サービスに関する情報も掲載しておりますので、ご活用ください。

(子育てスイッチ利用時のツールについて)



- 子育てスイッチは、パソコンやスマートフォンのブラウザから閲覧する「Web サイト版（ブラウザ版）」と、スマートフォンやタブレットにインストールして使用する「アプリ版」の2種類があります。アプリでは、1度お子さんの情報を登録すれば、それ以降毎回の入力の必要はなく、子育て応援とうきょうパスポートを簡単に表示させたり、すぐに「現在地検索」のページに飛ぶことができるなど、Web サイト版より素早く操作ができます。令和5年度後半に行った調査時点と比べると、アプリをお使いのご家庭の割合が増加しています。
- 子育てスイッチで欲しいコンテンツや機能としては、割引・クーポンなどのお得なサービスの提供や、遊び場などのお出かけできる場所に関する情報を多く掲載してほしいといった声が多くありました。今後もより多くの皆様に利用いただけるよう、改善していきます。



▲とうきょう子育てスイッチ
マスコットキャラクター



▲子育てスイッチ
二次元バーコード
(サイト内にアプリ取得用の
リンクがございます)

第4章

子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上

- 1 母子保健
- 2 子育て支援
- 3 幼児教育
- 4 保育
- 5 認定こども園
- 6 子供の居場所づくり
- 7 児童相談所
- 8 社会的養護
- 9 ひとり親家庭支援
- 10 障害児支援

第3章で掲げた事業を支えるのは、専門職に加え、子育て経験者やボランティアなど、地域で活動する様々な人材です。

これらの人材の確保・資質の向上は、一義的には事業者の責務ですが、利用者ニーズに応じた適切なサービスを提供するために必要な人材の確保・資質の向上は、子供・子育て支援の実施主体である区市町村の責務でもあります。

都は、広域自治体として、都内全域の子供・子育て支援の質の向上に向け、人材の確保・資質の向上を図る区市町村や事業者を支援していきます。

平成30年1月から、ポータルサイト「ふくむすび」（東京都福祉人材情報バンクシステム）を運営しています。福祉分野に多様な人材を確保するため、福祉職場に関心のある方にシステムへの登録を促し、福祉事業者の職員募集や職場環境等に関する情報、都・区市町村の資格取得等に関する支援策や研修・イベント等の情報を発信しています。

【1 母子保健】

< 現状と課題 >

- 子供と子育て家庭を切れ目なく支援するためには、全ての子育て家庭に対して妊娠期から専門職が関わり、各家庭の状況や子育て支援のニーズ等を把握し、適切な相談支援やサービス提供を行うことが必要です。
- また、必要に応じて、関係機関とも連絡調整を行い、支援につなげることも求められます。
- 区市町村の保健所・保健センターにおいては、こうした妊娠期から子育て期にわたる総合的支援を提供するための人材を確保・育成する必要があります。

< 取組の方向性 >

- 区市町村において、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備できるよう、都は、区市町村における専門職の配置を支援するとともに、研修等により、これを支える人材の育成を支援します。
- また、実際の取組の参考となるよう、区市町村担当者の連絡会を開催するなどし、各区市町村の取組の状況に関する情報提供なども行います。
- 産後の家庭や多胎児を育てる家庭に寄り添い、適切に支援する「家事育児サポーター」（産後ドゥーラ、ベビーシッター、家事支援ヘルパー等）の質の向上を図る区市町村を支援します。
- さらに、母子保健部門と児童福祉部門が連携して妊娠期から包括的な相談支援を実施できるよう、必要なスキルの習得や連携体制構築に向けた研修を実施します。

【2 子育て支援】

< 現状と課題 >

- 子供家庭支援センターは、全ての子供と子育て家庭にとって、第一義的な相談窓口であり、ニーズに応じた適切なサービスの提供・紹介や、地域のネットワークの連絡調整を行うなど、地域における子育て支援の中心的な役割を果たす必要があります。
- 虐待対応や関係機関調整、地域の実情に応じた社会資源の開発などを総合的に行える人材の確保・育成が不可欠ですが、区市町村により、職員の配置や経験年数など、組織の体制にはばらつきがあり、対応力の強化が求められています。
- 児童福祉法等改正により、区市町村の子育て支援部門と母子保健部門が一体となり、妊娠期から包括的な相談支援等を行うための人材の養成が求められています。
- 子育てひろばについては、地域で子育て家庭が孤立しないよう、親同士の交流や、保護者に寄り添う相談支援等を適切に行うことができる職員を育成する必要があります。また、地域支援やニーズを踏まえ適切なサービスにつなげる利用者支援の役割も果たせるような人材の育成も必要です。
- 障害の有無にかかわらず、全ての子育て家庭が安心して子育てひろばを利用できるように、障害に早期に気づき、適切な支援につなぐことができる職員の育成も求められています。
- 区市町村で実施している子育て支援策には、ショートステイ、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業等の預かり型の事業や、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業などの訪問型の事業、その他、支援を必要とする家庭に向けた様々なサービスがあり、こうした支援策を確実に実施するために必要な人材を確保・育成する必要があります。
- 利用者支援事業において、妊産婦をはじめ、子供や子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、これを担う人材を育成する必要があります。
- 小規模保育、家庭的保育、企業主導型保育、学童クラブ、子育てひろば事業、利用者支援事業等の各事業を確実に実施するために、保育士等の有資格者に加えて、保育や子育て支援分野で活躍できる「子育て支援員」の確保・育成が必要です。
- ヤングケアラー及びその家族への支援を推進するには、関係機関が、早期にヤングケアラーと思われる子供に気付くことや、具体的な相談・支援へのつながりを強化していく必要があります。

<取組の方向性>

- 都は、子供家庭支援センターがその役割を十全に果せるよう、センター職員に対して虐待の未然防止を含めた虐待対応力の向上に加え、要支援家庭への支援方法や、地域の関係機関の理解と協力の促進に向けた取組の紹介、ケースワークに関する関係機関合同の演習等、実践的なスキルが身に付く研修を実施します。
- 相談支援や虐待対応を行うワーカーや虐待対策コーディネーター、心理専門支援員等の専門職の配置を支援します。また、児童福祉司任用資格の取得や、児童相談業務に係る資質の向上や専門性の確保を図るため、引き続き、講習会を開催します。
- 区市町村において、母子保健部門と児童福祉部門が連携して妊娠期から包括的な相談支援を実施できるよう、必要なスキルの習得や連携体制構築に向けた研修を実施します。(再掲)
- 子育てひろばにおいて、地域で保護者に寄り添う支援を行うほか、地域支援や利用者支援の役割も適切に果たせるよう、地域の社会資源に精通し、利用者ニーズを踏まえて適切なサービスにつなげることができる人材を育成するため、各自治体で実施する研修に加え、都独自に実践的な子育てひろば職員研修を実施します。
- また、子育てひろばを利用する子供の障害に早期に気づき、適切な支援につなげるため、障害児支援に関する研修を実施します。
- 預かり型のサービスや訪問型の相談支援など、各区市町村において、より質の高い子育てサービスが提供できるよう、研修や先進的な独自の取組を行う区市町村の事例の紹介などにより、これを担う従事者の育成を図ります。
- ファミリー・サポート・センター事業において子育てを援助する提供会員に子育てに関する研修の受講を義務付けるとともに、報酬を引き上げることで、提供会員の質と量の確保に取り組む区市町村を支援します。
- 利用者支援事業について、都は、区市町村が、地域の社会資源に関する情報の収集や提供、相談・助言、関係機関調整等により、子育て家庭が多様なサービスの中から、適切な施設や事業等を選択し、利用できる仕組みを構築できるよう、研修等により支援していきます。
- 子育て支援員については、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、各事業等に従事することを希望する方に対し、「子育て支援員」として認定するための研修を実施し、サービスの担い手となる人材を確保するとともに質の向上を図ります。
- ヤングケアラーと接する関係機関の職員が、早期に気づき、具体的な相談・支援につなげられるよう、都は、研修を実施する区市町村を支援するとともに、関係機関との連携等において核となるヤングケアラー・コーディネーターに対して、その役割等について認識を深めるための研修を実施し、育成と質の向上を図ります。

【3 幼児教育】

- 乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、都は質の高い幼児教育が提供されるよう区市町村や事業者を支援していきます。

<現状と課題>

（１）人材の確保

- 幼稚園において幼児の教育に直接携わる教諭は、幼稚園教諭免許状を保有している必要があります、免許状の授与件数は、毎年、約 5,000 件で推移しています。
令和 5 年度の東京都内の国公私立幼稚園に勤務する幼稚園教諭は、10,240 人です。

（２）資質の向上

- 教育公務員特例法に基づき、東京都教育委員会は、東京都公立幼稚園新規採用幼稚園教諭研修及び東京都公立幼稚園中堅教諭等資質向上研修Ⅰを実施しています。
- また、就学前教育と小学校教育との円滑な接続や乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育の実施など、幼稚園、保育所及び認定こども園における質の高い就学前教育を支援してきました。
- 公益社団法人東京都私立幼稚園教育研修会では、東京都と共催で行う新規採用教員研修会や、中堅、管理者といった職層別の研修会のほか、教育研究大会や公開保育、教員免許状更新講習など、教職員の専門性を高めるための取組を積極的に展開しています。
- いずれも、国公私立幼稚園や公私立保育所、認定こども園等の保育者など、都内の就学前教育に関わる保育者が広く参加できる説明会や研究協議会を実施しています。

<取組の方向性>

(1) 人材の確保

- 引き続き幼稚園教諭免許授与の所要資格の特例制度¹について周知を図るなど、保育士資格を有する人材の幼稚園教諭免許状の取得を促します。

(2) 資質の向上

- 幼児期の教育は、義務教育とその後の教育の基礎を培う極めて重要なものです。このため、幼児が幼稚園、保育所及び認定こども園等において質の高い幼児教育を受けることができるよう、今後も、国との連携事業である幼稚園教育理解推進事業など、公私立などの設置主体や施設種別の違いにかかわらず、保育者等が一堂に会して学ぶ機会を多様に設ける取組を推進していきます。
- 専門的・広域的な観点から、小学校教員や保育士等を対象とした就学前教育と小学校教育との円滑な接続に向けた講座・説明会の開催等、区市町村や教育・保育施設の設置者等と連携を図りながら取り組むことにより、地域における幼児教育・保育の担い手である人材の資質の向上を推進していきます。

¹ 保育士の資格を有し、保育士として一定の勤務経験がある場合、通常必要とされる単位数よりも少ない単位数の修得で、幼稚園教諭免許状を取得できる制度

【4 保育】

- 保育サービスの提供に当たっては、保育士、家庭的保育者、子育て支援員など、様々な人材が必要です。
- また、障害のある子供や食物アレルギーのある子供など、特に配慮が必要な子供に適切に対応するためには、専門的な知識や技術を有する人材が必要になります。
- さらに、子育てに不安を抱える保護者が増加していることから、保育所をはじめとする保育の現場には、保育サービスの提供だけでなく、在宅の子育て家庭も含め、保護者に対する支援も求められるようになっていきます。

<現状と課題>

（１）人材の確保

① 保育士

- 多様な保育ニーズに対応し、より良い保育を提供するためには、保育人材の確保は極めて重要です。
- また、保育所の配置基準の見直しや、「乳児等のための支援給付」（こども誰でも通園制度）の創設による影響等にも留意する必要があります。

② その他の保育従事者

- 家庭的保育者や子育て支援員を必要とする主な保育サービスは区市町村認可によるものが多く、区市町村が計画的に研修を実施していくことが求められます。

（２）資質の向上

- 全ての子供の健やかな成長に資するよう、保育従事者の資質を高め、質の高い保育及び地域の子育て支援を提供することが求められます。

<取組の方向性>

(1) 人材の確保

① 保育士

- 必要な保育士を確保するため、指定保育士養成施設の修学資金の貸付や、現任保育従事者の保育士資格取得支援など、保育士の養成にかかわる取組を行うとともに、就職支援から就職後の定着支援まで行う保育人材コーディネーターの配置や、保育士就職相談会の実施、キャリアカウンセリングの実施、区市町村が行う保育人材確保・定着に向けた取組への支援、保育従事者向けの宿舍借り上げ支援など、保育士の確保・定着に取り組みます。
- また、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入が進むよう、キャリアパスの仕組みづくりに取り組む事業者を支援し、保育士の確保・定着を促進します。
- 併せて、保育士等キャリアアップ研修支援事業により、技能・経験を積んだ職員に対する国の処遇改善加算の要件となっている専門分野別研修等を実施する指定研修実施機関を支援します。
- 保育の仕事に興味を持つ高校生を対象に、保育施設での職場体験や保育士養成施設の学校説明会を行い、保育士の仕事への理解・興味を深め、将来の保育人材の確保に取り組みます。
- 保育に特化した常設のプラットフォームにより、保育士の専門性をはじめとした保育の魅力を継続して発信するとともに、潜在保育士、高校生、現役保育士の方々へ向けて東京都のサポート制度等の紹介を実施していきます。

② その他の保育従事者

- 区市町村によっては十分な体制が整わない場合もあるため、都は、当分の間、家庭的保育者研修を引き続き実施するほか、保育や子育て支援の仕事に関心を持ち、各事業に従事することを希望する方などを対象に、子育て支援員研修を実施していきます。
- 居宅訪問型保育を担う人材を確保するため、ベビーシッター団体と連携してベビーシッターの養成研修を実施します。

(2) 資質の向上

- 事業者や区市町村による研修実施の支援、都による研修の実施とともに、代替職員確保に対する支援をはじめ受講促進に向けた環境を整備します。
- また、認証保育所を対象とした施設長研修や中堅保育士研修、研修の機会が比較的少ない認可外保育施設の保育従事者を対象とした保育全般に関する研修を実施します。
- 障害児やアレルギー児、病児・病後児への対応、保護者対応といった様々な課題に対応するための研修を実施していきます。
- 特に、アレルギー疾患については、正しい知識を持って適切な日常生活管理が行えるよう研修を実施し、緊急時に適切に対応できる人材を育成するとともに、事故予防を支援します。
- 保育の質の確保・向上には、保育従事者の定着が不可欠です。ライフ・ワーク・バランスの推進や対話的な職場風土づくりなど、保育従事者にとって働きやすい職場環境が確保されるよう、事業主を対象とした研修を引き続き実施していきます。
- さらに、公開保育をはじめとする保育所間交流や園長会における意見交換など、地域交流の促進に取り組む区市町村を支援し、保育の質の確保・向上を図ります。

【5 認定こども園】

< 現状と課題 >

- 幼保連携型認定こども園においては、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両資格を有する保育教諭の配置が必要ですが、都内の幼保連携型認定こども園における両資格の併有者の割合は、令和6年4月1日現在約9割となっています。
- 国は、平成27年度の法施行後15年間（令和11年度末まで）に限り（ただし、主幹保育教諭・指導保育教諭は12年間（令和8年度末まで））、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれか一方の資格を有していれば保育教諭等とすることができるとする特例を設けるとともに、「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」²を実施しています。
- これに対し、都では、幼保連携型認定こども園における教育・保育が適切に実施されるよう、少なくとも学級担任は幼稚園教諭であること、また、保育を必要とする児童を保育する者は、3歳以上児についてはその6割以上、3歳未満児については全員が保育士資格を有することを求めています。
- また、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることから、保育教諭の資質向上も必要です。

< 取組の方向性 >

- 都は、「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」を活用した資格取得を支援する区市町村に対し、その費用の一部を補助する取組などにより、幼保連携型認定こども園における保育教諭の確保等を図っていきます。
- また、質の高い幼児教育・保育を提供するため、幼稚園教諭と保育士が共に学ぶ講座や研修等の機会を提供する取組を、区市町村や教育・保育施設の設置者等と連携を図りながら推進します。
- さらに、保育教諭等の免許・資格の併有状況や、免許・資格の取得を計画的に行うための人事計画の作成状況等についての確認を行い、特例措置期間内の資格取得を促進します。

² 新たな幼保連携型認定こども園制度への円滑な移行・促進のため、幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格を取得し、又は保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得するための特例制度。一定の幼児教育又は保育の経験がある場合に、通常必要とされる単位数よりも少ない単位数の修得で幼稚園教諭免許状又は保育士資格の取得ができる。（文部科学省及び厚生労働省が平成26年度から実施）

【6 子供の居場所づくり】

< 現状と課題 >

- 子供たちの安全・安心な居場所が確保できるよう、区市町村が取り組む児童館の運営、学童クラブ事業や放課後子供教室に必要な人材を確保する必要があります。
- 学童クラブでは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」において、児童の対応にあたる「放課後児童支援員」の資格要件として、都道府県知事等が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」の修了が必須となっています。都としてはこれを確実に実施し、職員の確保に努める必要があります。
- 学童クラブ及び放課後子供教室は、障害児など特に配慮を必要とする児童への対応も含め、安心して過ごすことができる居場所の提供や適切な育成支援が行われるよう職員や従事者の資質の向上が求められています。また、支援の必要な児童などに適切に対応するため、保護者・学校・地域との連携も求められています。
- 学童クラブと放課後子供教室の交流や連携を促進するよう、人材育成についても、福祉部門と教育部門の連携を強化する必要があります。
- 令和7年4月からの運用が予定されている「児童館ガイドライン」及び「放課後児童クラブ運営指針」では、子供の権利に関する記述の充実などが盛り込まれることとされています。

< 取組の方向性 >

- 児童館については、児童館の居場所機能やソーシャルワーク機能を含めた福祉的課題への対応を強化するため、児童の遊びの指導等に当たる児童厚生員等の資質の向上を図るための研修を実施します。
- 学童クラブに放課後児童支援員を適切に配置できるよう、国で定めるカリキュラムに基づき、認定資格研修を実施しています。必要とされる放課後児童支援員を確保できるよう、引き続き、計画的に研修を実施します。また、一定の勤務経験を有する職員に対し、資質向上のための研修を実施します。放課後児童支援員の補助者については、子育て支援員研修において養成します。
- 放課後子供教室においては、地域のボランティアなど、教室を運営する担い手の育成が課題となっているため、研修等を実施し、資質の向上を図ります。
- 福祉部門と教育部門の一層の連携を図るため、推進委員会を設置し、放課後対策の総合的な在り方等の協議を行うとともに、両事業の従事者が共に参加できる研修を毎年度確実に実施するなど、一層の相互理解と資質向上を目指します。
- 「児童館ガイドライン」や「放課後児童クラブ運営指針」の改正内容を踏まえた対応が取られるよう、区市町村へ周知します。

【7 児童相談所】

< 現状と課題 >

- 児童相談所における虐待相談件数が年々増えています。中には、保護者対応等が困難な事例や、重篤化する危険性が高い事例、居住実態が把握できない事例なども含まれており、対応に苦慮するケースも少なくありません。
- 都はこれまでも、児童福祉司や児童心理司など、児童虐待対応の中心となる職員を着実に増やしていますが、虐待に適切に対応していくためには、引き続き、体制の強化や職員の育成が求められています。
- また、児童福祉司は、職員の増員等により、経験年数の少ない職員が増えており、困難事例等への対応力の向上が必要となっています。
- さらに、子供の最善の利益を確保するためには、子供を権利の主体として尊重し、子供が意見を表明できる環境を整えていくことが求められます。
- 子供家庭支援センターにおける虐待の困難事例への対応や予防的取組が進む中、経験豊富な職員の育成や専門職の確保・育成が課題となっています。また、相談業務に係るスキルやノウハウの蓄積や継承が困難です。

< 取組の方向性 >

- 児童虐待の対応力の更なる向上に向け、児童福祉司や児童心理司、児童福祉司等の業務を補助する非常勤職員を増員するとともに、医師や弁護士、保健師など様々な専門職の更なる活用等により、児童相談所の一層の体制強化を図ります。
- 従来の研修に加え、令和4年度に新たに開設したトレーニングセンターにおいて、児童や保護者との面接スキル向上に向けたロールプレイングや、ゼミ形式の事例検討などの実践的な研修を実施するなど、職員の育成に取り組めます。
- 子供の意見表明や意見表明等支援の重要性についての理解促進を図ります。
- 都と区市町村の合同研修や人事交流等について新たに企画実施することにより、専門性の向上と顔の見える関係を構築します。また、都トレーニングセンターと特別区職員研修所の相互研修受講を実施します。さらに、都と区市町村のケース対応の事例等を収集し、共有できる仕組みを検討します。

【8 社会的養護】

< 現状と課題 >

- 社会的養護を必要とする子供は、虐待等を原因として心に深い傷を受け情緒的な課題などを抱えていることも多いことから、個別的なケアや専門的なケアが求められています。児童の多様なニーズに応え子供たちを適切に支援するためには、施設等における養育の質と専門性の更なる向上が必要です。
- 児童養護施設や乳児院において専門的な支援や養育の質の確保を図るためには、職員の確保・育成及び定着支援に向けた法人・施設の自主的な取組や体制の確立が重要です。また、養育家庭等においても、委託される児童の状態に合わせた養育の質の向上が必要です。
- また、生活の様々な場面において、子供が意見を表明しやすい環境を整えるとともに、里親や施設職員等に対して、意見表明等の重要性についての理解促進を図ることも重要です。

< 取組の方向性 >

- 法人・施設が、職員の育成方針を定め、体系的な人材育成を行うことができるよう、人材育成に関する総合的な計画の策定・取組を支援します。また、職員が知識・技術を計画的に習得できるよう、新任職員、中堅職員、施設長等、経験や職責に応じた課題別研修などが実施できるよう支援します。
- 児童養護施設等には、高度な専門的ケアや小規模化・地域分散化に対応したケアが求められていることから、専門的なケア等に必要な人材の育成を支援します。
- 施設職員の人材確保を図るため、受け入れた実習生に対して個別的で丁寧な指導ができるよう施設に担当職員等を配置したり、児童指導員等を目指す者や実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる等の対応が行えるよう支援します。また、職員用の宿舍の借り上げを支援します。
- 養育家庭等の研修体系については、必修研修に加え、養育上の様々な課題に対応する知識・技術を得られる実践的な研修を実施し、養育力の向上と安定した委託の推進を図ります。
- 里親や施設職員等が権利擁護の重要性を理解し実践するとともに、子供に十分な権利の説明ができるよう、継続的な啓発を実施していきます。

【9 ひとり親家庭支援】

< 現状と課題 >

- ひとり親家庭が抱える課題は、就業から生活や子育て等多岐に渡っています。ひとり親家庭が、地域で自立した生活を送れるよう、相談の内容から課題を的確に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援につなげることが求められます。
- 地域において、ひとり親家庭の相談対応を担っているのは、各区市の母子・父子自立支援員ですが、経験年数が3年未満の職員が全体の約50%となっており、人事異動等もあることから、経験やノウハウが蓄積されにくい状況にあります。そのため、相談支援の質の向上等への取組が重要となっています。
- また、母子生活支援施設は児童福祉施設の中で、唯一母子で生活できる施設であることから、課題を抱える母と子、また、ひとつの家庭としての親子への支援を適切に行うことが必要ですが、入所する母子の課題は複雑化する傾向にあります。

< 取組の方向性 >

- 都は、広域的な立場から、母子・父子自立支援員や地域の関係機関等への研修を実施し、地域における相談対応力の向上を図るとともに、要支援家庭の把握に取り組む区市町村を支援していきます。
- 母子生活支援施設において、母子の課題に適切に対応できる専門性を有する職員の確保・育成を図るとともに、地域の子育て支援の資源として、施設の多機能化を推進していきます。

【10 障害児支援】

< 現状と課題 >

(1) 子育て支援策における障害児支援の対応力の向上

- 保育所や学童クラブ等において、障害児の受入れが進んでいますが、障害児及びその保護者が身近な地域で安心して生活できるよう、一般的な子育て支援施策においても、職員の専門性を向上させる必要があります。

(2) 障害児の支援を担う人材の養成・確保

- 障害の有無にかかわらず、地域で共に生活する「共生社会」を進める観点から、障害児支援については、保育・教育等と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援が提供される体制の構築が必要です。また、関係機関の連携の下、ライフステージに応じた適切な支援を行っていくために、障害児の相談支援体制の整備が重要であり、障害児通所支援のすべての利用者について障害児支援利用計画が作成されるよう、相談支援体制の整備を計画的に進める必要があります。
- 発達障害児（者）支援については、身近な地域における支援体制の整備が必要であり、保健センター、保育所・幼稚園等や児童発達支援事業所等の関係機関による連携や、心理職等による家族、保育士等への専門的支援などを組み合わせた早期発見・早期支援の取組が、各区市町村において進んできています。また、周囲からの孤立や将来への不安などを抱える家族に対する支援も重要です。
- 重症心身障害児（者）や医療的ケア児について、個々の特性等に応じた支援や関係機関との調整を行える人材の確保・養成が課題となっています。
- 特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対し、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を一層実施できるよう、学校における指導・支援体制の整備や指導内容・方法の充実等が、重要な課題となっています。中でも、特別支援教育を推進する専門性の高い人材の育成と確保は、極めて重要です。

< 取組の方向性 >

(1) 子育て支援策における障害児支援の対応力の向上

- 保育所や学童クラブ等、子育て支援に従事する職員が、一人ひとりの障害の種類、程度に応じた支援ができるよう、資質向上に取り組む区市町村を支援します。

(2) 障害児の支援を担う人材の養成・確保

- 障害児相談支援について、区市町村において、関係機関の連携の下で、ライフステージに応じた支援を進める体制を確保できるよう、都は、相談支援専門員の養成を着実に進めます。

- また、在宅や障害児施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができるよう、介護職員等を対象とした研修を実施するほか、施設職員等の専門性を強化し、適切な支援を提供できるよう、強度行動障害に関する研修を実施します。
- 発達障害児（者）のライフステージに応じた支援体制を充実するため、これまで区市町村が取り組んできた事例等を普及していくとともに、発達障害児（者）支援に携わる区市町村や相談支援事業所等の職員、医療機関従事者などを対象とした研修等を実施し、専門的人材の育成を行っていきます。
- また、同じ発達障害のある子供を持つ親が相談相手となって悩みを共感したり、自分の子育て経験を通して子供の関わり方などを助言するペアレントメンターを養成する区市町村を支援し、悩みや不安を抱える家族への適切な支援に結びつけることで、家族支援体制の整備を図ります。
- 重症心身障害児（者）施設等で働く看護師については、経験に応じた専門研修を実施してレベルアップを図るとともに、認定看護師資格取得の機会の提供を行い、育成と定着を促進していきます。また、重症心身障害看護の特徴や魅力を発信し、都内の療育センターの人材確保に資するために、看護大学や看護専門学校において説明会を実施します。
- 在宅の重症心身障害児（者）等の健康を支える上で重要な役割を果たす訪問看護ステーションの看護師について、在宅での呼吸管理や栄養管理等に関する研修及び訪問実習を行います。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児の支援に係る関係機関相互の連絡調整、意見交換を行う協議会において、課題や情報の共有、支援方策等の協議を行い、関係機関の一層の連携を図ります。
- また、地域で医療的ケア児に対する支援を適切に行うことができる人材を育成するための各種研修を行います。さらに、訪問看護ステーションに対しては、講義・演習・同行訪問等の研修を実施し、医療的ケア児の受入経費を補助することで医療的ケア児の訪問看護に取り組む訪問看護ステーションの拡大を図ります。
- 特別支援教育が全ての学校において実施されるよう全都的な視点に立って人材の育成と確保を進めていきます。障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応じて適切な指導と必要な支援を行うことができるよう、全ての校種の教員を対象とした研修を実施し、専門性の向上を図っていきます。

第 5 章

子供・子育て支援施策の更なる充実に向けて

- 1 東京都の役割
- 2 区市町村の役割
- 3 事業主の役割
- 4 地域社会・都民の役割
- 5 計画の推進体制
- 6 進捗状況の評価・公表

本計画に盛り込んだ各施策を総合的に推進し、効果をあげていくためには、都や区市町村の各行政機関をはじめ、家庭、企業、NPO 団体等の幅広い関係者が連携・協力し、それぞれの役割を着実に果たしていくことが重要です。

1 東京都の役割

（本計画の着実な推進）

- 本計画が目指す理念を実現するため、関係部局間の連携・協力を密にし、全庁を挙げて子供・子育て支援施策に総合的かつ着実に取り組みます。
- 本計画対象事業の実施に当たっては、区市町村や子供・子育て支援活動を行う NPO 団体等と協働し、地域のニーズに応じた施策を効果的に行います。
- 子供目線の政策を展開するため、本計画の策定や見直しにおいて、子供への意見聴取に取り組みます。

（区市町村への支援）

- 区市町村が、子供・子育て支援の実施主体として、それぞれ策定した子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画及び子供の貧困の解消に向けた対策についての計画に基づき、地域の実情に応じた取組を展開できるよう、必要な支援を行います。
- 保育や学童クラブについては、区市町村が、多様なニーズに対応し、サービスの拡充や質の向上に向けた取組を計画的に進めていけるよう支援します。
- 保健所や保健センターにおける母子保健事業、こども家庭センター、子供家庭支援センター等を中心とした地域での子供・子育て支援などが妊娠期から切れ目なく提供されるよう、区市町村の取組を支援します。

（広域的・専門的な施策の実施）

- 地域のニーズに応じて、区市町村が乳幼児期における質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等を適切に実施できるよう、子供・子育て支援を担う人材の確保・養成、資質の向上に一層取り組んでいきます。
- 子供・子育て支援のうち、要保護児童、障害児等特に支援が必要な子供やその保護者に対して、専門的かつ広域的な観点からの支援を行います。
- 妊娠・出産に関する正しい知識、体罰等によらない子育て及び虐待防止等の都民への普及啓発、子供・子育てを応援する機運の醸成など、広域的な観点からの支援を行います。

（企業の取組を促進）

- 雇用環境の整備に向けた企業の主体的な取組を支援します。また、生活と仕事の両立支援に向けた機運の醸成に取り組みます。

（地域の活動を支援）

- 子育て家庭が抱える様々な問題に適切に対応していくには、地域の協力が不可欠です。区市町村と連携して、民生・児童委員をはじめ、子育てグループ、ボランティア組織やNPO団体など、地域で多様な活動を展開している主体を支援します。
- また、企業、NPO団体等が創意工夫を凝らして取り組む先駆的、先進的な取組を支援します。

2 区市町村の役割

（新制度の実施主体）

- 新制度の実施主体として、全ての子供に良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子供の状況に応じて子ども・子育て支援給付を保証するとともに、地域子ども・子育て支援事業を適切に実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行う役割を担っています。

（地域の子供・子育て支援の拡充）

- 子育てに孤立感や負担感を感じている子育て家庭が多いことから、妊娠・出産・乳幼児養育のあらゆる時期を通じ、全ての子供とその家庭を対象として、それぞれの状況に応じた支援を切れ目なく行っていく必要があります。
- そのためには、既存の制度にとらわれず、創意工夫を凝らした取組を積極的に展開し、NPO団体等とも連携しながら、地域のニーズに応じた子供・子育て支援を拡充していくことが必要です。
- また、地域のネットワークの調整機関である子供家庭支援センターを中心に、要保護児童対策地域協議会の活用などにより、あらゆる関係機関との連携を強化することも重要です。

（学童の待機児童の解消に係る取組）

- 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から令和6～7年度に集中的に取り組むべき対策として充実を図り、放課後児童対策パッケージを改訂しました。
- また、都は「2050東京戦略」（令和7年3月策定）において、学童クラブについて、令和9年度末までに待機児童を解消し、その状態を継続することとしています。
- 区市町村において、これらも踏まえた目標を設定し、学童クラブの多様なサービスを拡充させていくことが求められています。その際、女性の社会進出や働き方の多様化等により、更なるニーズの増加が見込まれることから、量の見込み・確保策を適宜見直すなど、待機児童を解消しその状態を継続できるように取り組んでいく必要があります。

3 事業主の役割

（雇用環境の整備）

- 労働者本人の希望に応じた育児休業や子供の看護休暇の取得促進、勤務時間の短縮措置など、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現することができるよう各種制度の充実を図るとともに、これらを活用しやすい、生活と仕事の両立が可能な職場環境づくりに努めることが求められています。
- 次世代法に基づき、事業主の社会的責任の一環として、一般事業主行動計画を策定し、ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組等を実施していくことが必要です。令和7年4月から、従業員数100人超の企業は、一般事業主行動計画策定時に育児休業の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定が義務付けられています。

（企業の社会的責任）

- 企業には本来の業務活動のほか、環境保全、社会貢献、消費者保護など、多くの社会的責任を果たしていくことが求められています。子供・子育て支援においても、就業体験の受入れなど、次代を担う人材を育てていく環境を整えることは、企業の重要な役割です。

（児童虐待の防止）

- 東京都子供への虐待の防止等に関する条例（以下「子供への虐待防止条例」という。）では、児童相談所等の子供の安全確認措置に協力することなどの責務を定めています。社会全体で子供を虐待から守ることにに関する理解を深めることが必要です。

4 地域社会・都民の役割

（子供・子育て支援）

- 全ての子供が障害の有無や生まれ育った家庭環境などにかかわらず大切にされ、健やかに成長できるよう、一人ひとりの都民が、子供の育ちや子供・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めていくことが必要です。

（児童虐待の防止）

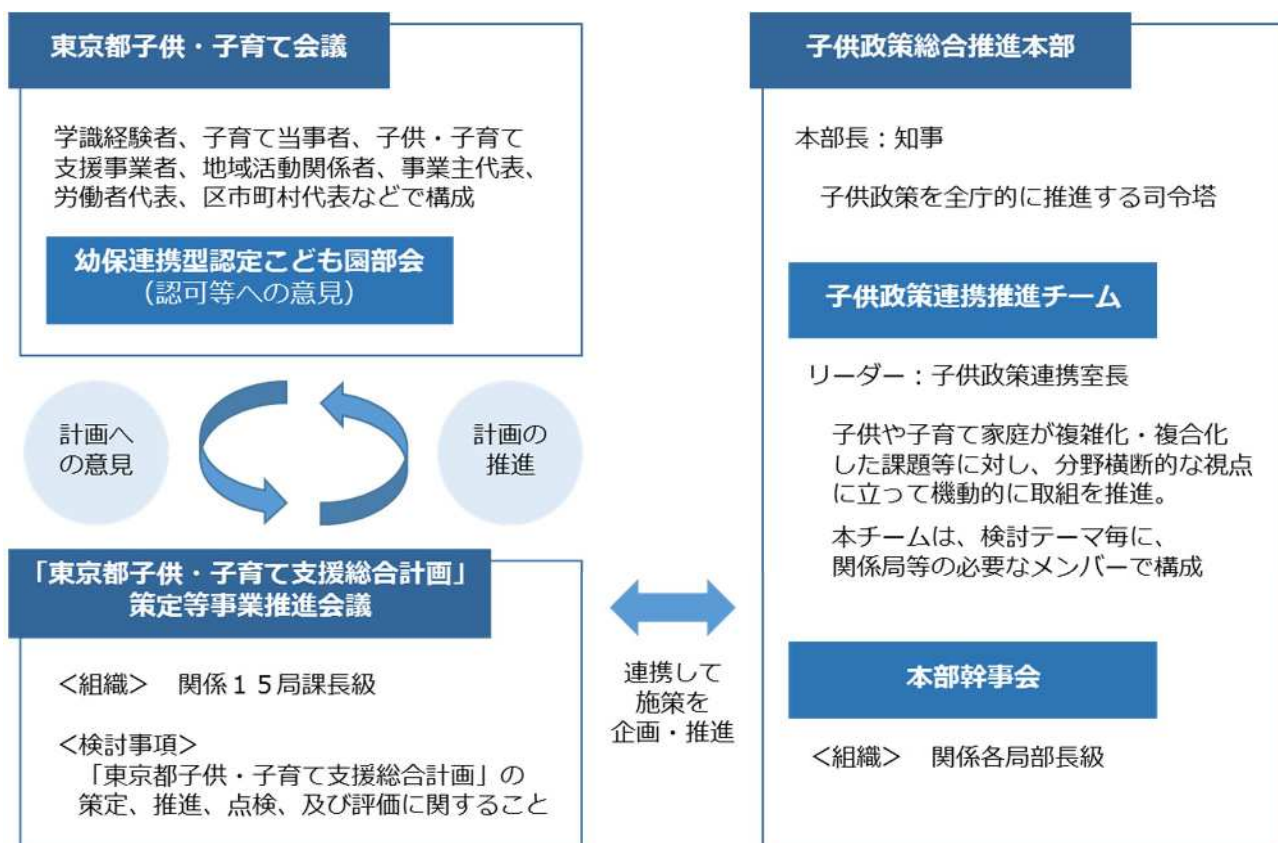
- 児童相談所及び子供家庭支援センターに寄せられる児童虐待相談件数は増加傾向となっています。虐待をしてしまう保護者自身が子育てに悩んでいるなど、何らかの支援を必要としている場合も多く、周囲の人などがＳＯＳにいち早く気づき、支援につなげるなど手を差し伸べることが大切です。
- 子供への虐待防止条例では、あらゆる場面において子供は権利の主体として尊重される必要があることを明記するとともに、体罰等によらない子育てを推進することとしています。
- 児童虐待の防止等に関する法律には、国民の通告が義務付けられています。何か様子がおかしいと感じたり、気になることがあったら、子供を守るとともに家庭への支援の契機になることを踏まえ、どんなに些細なことでも児童相談所や子供家庭支援センターに通告することが重要です。

（関係機関や企業等と行政との連携）

- 民生・児童委員や地域の子育てグループ、NPO 団体、各種ボランティア組織等の活動を通じて、子育て家庭と子育て経験者との連携を図るなど、まずは都民一人ひとりや関係団体等が、子育て支援の当事者意識を持って、地域全体で子育てをする社会に参加することも重要です。
- また、既に構築されているネットワーク等を生かしつつ、関係団体や企業等と行政のより一層の連携や協働が求められています。

5 計画の推進体制

- 「東京都子供・子育て会議」及び「東京都子供・子育て支援総合計画」策定等事業推進会議において、子供・子育て施策を総合的かつ効果的に推進していくこととしています。計画の中間見直しや新たな計画の策定にあたっては、子供政策総合推進本部と連携して、施策を企画・推進していきます。



6 進捗状況の評価・公表

- 第一期東京都子供・子育て支援総合計画策定後、対象事業の進捗状況、事業効果等の評価するため、毎年度、東京都子供・子育て会議において、客観的かつ専門的な立場からの意見交換・調査審議を行ってきました。
- また計画の実施状況について、個別事業に係る数値目標の推移や、施策に関する各種調査などにより、毎年度、個別事業の進捗状況（アウトプット）を点検・評価するとともに、計画全体及び目標ごとの成果（アウトカム）についても、令和5年度に設定した評価指標により点検・評価し、施策の推進及び本計画の策定に生かしています。
- 本計画についても、「東京都子供・子育て支援総合計画」策定等事業推進会議において、計画の進行管理や関係部署との連絡調整を行うとともに、計画の実施状況の点検・評価を開かれた過程で行うため、東京都子供・子育て会議において調査審議していきます。
- 本計画の進捗状況等に関する資料については、都民が適宜確認できるよう、東京都公式ホームページ等により公表していきます。

資料編

計画の策定体制

「東京都子供・子育て支援総合計画」策定等事業推進会議設置要綱

東京都子供・子育て会議条例

東京都子供・子育て会議委員名簿

東京都子供・子育て会議の審議経過等

計画事業一覧

区市町村における教育・保育の量の見込みと確保方策

区市町村における家庭支援事業の実施（予定）状況一覧

計画の策定体制

○ 東京都子供・子育て会議（平成 25 年度～）

幼稚園や保育所などの子育て支援事業者、子育て中の都民、学識経験者、区市町村の代表者、経済界の代表者など、25 名の委員と 4 名の臨時委員で組織する「東京都子供・子育て会議」を条例に基づいて設置し、都が策定する計画や、施策の総合的かつ計画的な推進に関して検討を行い、ここで頂いた専門的な立場からの意見や指摘を、計画に反映させました。

○ 「東京都子供・子育て支援総合計画」策定等事業推進会議（令和 4 年度～）

子供・子育て支援施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局の密接な連携により課題を検討し、「東京都子供・子育て支援総合計画」において政策の方向を示すこと等を目的として当会議を設置し、計画の策定を進めました。

「東京都子供・子育て支援総合計画」策定等事業推進会議設置要綱

令和 4 年 7 月 1 1 日
4 福保子計第 4 1 2 号
福祉保健局長決定

（目的）

第 1 子供・子育て支援施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局の密接な連携により課題を検討し、「東京都子供・子育て支援総合計画」において政策の方向を示すこと等を目的として、「東京都子供・子育て支援総合計画」策定等事業推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

（検討事項）

第 2 会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- （1）子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 6 2 条、次世代育成支援対策推進法（平成 1 5 年法律第 1 2 0 号）第 9 条及び子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 2 5 年 6 月 2 6 日法律第 6 4 号）第 9 条に基づく「東京都子供・子育て支援総合計画」の策定、推進、点検及び評価に関すること（次世代法第 9 条第 6 項に基づく措置の実施状況の公表に関することを含む。）。
- （2）その他、東京都の子供・子育て支援施策に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 会議は、会長、副会長及び委員により構成する。

- 2 会長は、福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、子供政策連携室企画調整部企画調整課長の職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、会議を主宰する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、原則として課長級職員とし、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、会長は、検討状況に応じて、別表 1 に掲げる者以外の者を委員として指名することができる。

（会議の運営）

第 4 会議は、会長が招集する。

(子供政策総合推進本部との連携)

第5 必要に応じて、子供政策総合推進本部と連携して、施策を企画、推進する。

(意見の聴取)

第6 会長は、必要に応じて、外部の有識者等に対し出席を求め、又はその他の方法により、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第7 会議の事務局を福祉局子供・子育て支援部に置く。

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (4 福保子計第4 1 2 号)

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則 (4 福保子計第6 6 3 号)

この要綱は、令和4年9月15日から施行する。

附 則 (5 福祉子企第9 4 号)

この要綱は、令和5年7月1日から適用する。

附 則 (6 福祉子企第2 1 5 号)

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則 (6 福祉子企第9 9 8 号)

この要綱は、令和6年12月1日から適用する。

別表 1 委員名簿

局名	部名	職名
政策企画局	計画調整部	計画調整担当課長
子供政策連携室	企画調整部	企画調整課長
総務局	総務部	企画調整担当課長
デジタルサービス局	デジタル戦略部	各局 DX 協働担当課長
		こども DX 統括担当課長
		2030 戦略担当課長
主税局	税制部	税制調査課長
生活文化スポーツ局	総務部	企画担当課長
	都民生活部	男女平等参画課長
	都民安全推進部	若年支援課長
	私学部	私学振興課長
都市整備局	総務部	企画技術課長
住宅政策本部	住宅企画部	計画調整担当課長
福祉局	企画部	政策推進担当課長
	生活福祉部	企画課長
	子供・子育て支援部	企画課長
	障害者施策推進部	企画課長
保健医療局	保健政策部	保健政策課長
	医療政策部	事業推進担当課長
	都立病院支援部	連絡調整担当課長
	健康安全部	健康安全課長
	感染症対策部	計画課長
産業労働局	総務部	企画調整課長
	雇用就業部	労働環境課長
建設局	総務部	企画課長
交通局	総務部	企画調整課長
教育庁	総務部	教育政策課長
	都立学校教育部	高等学校教育課長
	地域教育支援部	義務教育課長
	指導部	指導企画課長
警視庁	交通部	管理官（交通総務課課長代理）
	生活安全部	管理官（生活安全総務課課長代理）
	生活安全部	管理官（少年育成課課長代理）

東京都子供・子育て会議条例を公布する。

東京都子供・子育て会議条例

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十二条第四項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)第二十五条の規定に基づき、知事の附属機関として東京都子供・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第二条 会議は、子ども・子育て支援法第七十二条第四項各号並びに認定こども園法第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

(組織)

第三条 会議は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、子ども・子育て支援法第七条第一項の子ども・子育て支援に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

第五条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、知事が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議に必要な期間とする。

(会長及び副会長)

第六条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は二人とし、会長を補佐するとともに、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第七条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第八条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理し、当該部会における審議の経過及び結果を会議に報告する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 会議は、その議決により部会の議決をもって会議の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条中「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(幹事)

第九条 会議に幹事十人以内を置き、うち一人を幹事長とする。

2 幹事長及び幹事は、知事が任命する。

3 幹事長及び幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(書記)

第十条 会議に書記を置く。

2 書記は、知事が任命する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、第一条及び第二条の規定(認定こども園法に係る部分に限る。)は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下「認定こども園法改正法」という。)の施行の日(以下「一部施行日」という。)から施行する。
(施行の日＝平成二七年四月一日)

(認定こども園法に係る特例)

2 会議は、一部施行日前においても、認定こども園法改正法による改正後の認定こども園法(以下「新認定こども園法」という。)第二十五条の規定によりその権限に属させられる事項(新認定こども園法第十七条第三項の規定に係るものに限る。)について調査審議することができる。

附 則 (令和五年条例第三十号)

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

第6期（令和6年4月～令和8年3月）東京都子供・子育て会議 委員名簿

（五十音順・敬称略）

令和7年3月27日現在

区 分	氏 名	所 属
委員	青木 克徳	葛飾区長
委員	東 敦子	国際学院埼玉短期大学幼児保育学科 准教授
副会長	安部 芳絵	工学院大学教育推進機構 教授
委員	岩崎 美希	日本労働組合総連合会東京都連合会 地域局次長
委員	遠藤 正明	東京都民間保育園協会 副会長
委員	大勢待 利明	青梅市長
委員	尾崎 佳代子	東京都家庭的保育者の会 代表
委員	小野 さとみ	NPO 法人町田市学童保育クラブの会 大蔵学童保育クラブ 施設責任者
委員	角田 享	東京都認定こども園協会 副会長
委員	小林 隆猛	東京都民生児童委員連合会 副会長
委員	小林 美樹子	東京商工会議所 企画調査部 副部長
委員	鈴木 崇之	東洋大学福祉社会デザイン学部 教授
委員	島津 徳彦	都民公募
委員	下竹 敬史	東京都社会福祉協議会 理事 東京都社会福祉協議会保育部会 部会長
委員	関 政子	東京都私立幼稚園連合会 理事
副会長	高橋 純	東京学芸大学教育学部 教授 日本教育工学協会 会長
委員	前田 美由希	都民公募
委員	溝口 義朗	一般社団法人日本こども育成協議会 会長
委員	師岡 伸公	奥多摩町長
委員	八木 晶子	一般社団法人東京都PTA協議会 理事
委員	矢島 洋子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 執行役員 主席研究員
委員	山下 文一	高知学園大学・高知学園短期大学 学長
会長	山本 真実	東洋英和女学院大学人間科学部 教授
委員	吉田 大樹	NPO 法人グリーンパパプロジェクト 代表理事 労働・子育てジャーナリスト
委員	和田 万希子	東京都国公立幼稚園・こども園長会 会長
臨時委員	青木 政則	青梅市こども家庭部長
臨時委員	川上 一恵	東京都医師会 理事
臨時委員	須崎 洋司	奥多摩町福祉保健課長
臨時委員	鈴木 雄祐	葛飾区子育て支援部長

東京都子供・子育て会議の審議経過等

	開催日	検討事項
第 29 回 全体会議	令和 6 年 6 月 13 日	・ 第 3 期計画の策定について
第 30 回 全体会議	令和 6 年 9 月 13 日	・ 第 2 期計画の進捗状況及び評価について ・ 第 3 期計画の策定について
第 31 回 全体会議	令和 6 年 12 月 25 日	・ 第 3 期計画の策定について
	令和 7 年 2 月 3 日 ～ 3 月 4 日	・ パブリックコメントの実施
第 32 回 全体会議	令和 7 年 3 月 27 日	・ 第 3 期計画の策定について ・ 計画の評価指標について

計画事業一覧

◆：第3期において追加した事業

目標	項目	番号	事業名	所管局	頁
1	1	1	子供家庭支援区市町村包括補助事 (先駆的事业・選択事業・一般事業)	福祉局	62
1	1	2	性と健康の相談センター事業	福祉局	62
1	1	3	東京ユースヘルスケア推進事業 (プレコンセプションケアに係る取組)	福祉局	62
1	1	4	妊婦健康診査支援事業	福祉局	62
1	1	5	不妊検査・不妊治療費の助成	福祉局	62
1	1	6	卵子凍結への支援	福祉局	62
1	1	7	◆ キャリアとチャイルドプラン両立支援事業	産業労働局	63
1	1	8	◆ 東京都無痛分娩費用助成等事業	福祉局 保健医療局	63
1	1	9	不育症検査費の助成	福祉局	63
1	1	10	とうきょうママパパ応援事業	福祉局	63
1	1	11	東京都出産・子育て応援事業	福祉局	63
1	1	12	◆ 妊産婦等生活援助事業	福祉局	63
1	1	13	子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業 <子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉局	63
1	1	14	母子保健支援事業	福祉局	63
1	1	15	◆ 先天性代謝異常等検査	福祉局	63
1	1	16	◆ 妊産婦メンタルヘルス対策事業	福祉局	64
1	1	17	◆ 5歳児健診区市町村支援事業	福祉局	64
1	1	18	TOKYO 子育て情報サービス	福祉局	64
1	1	19	東京都こども医療ガイド	保健医療局	64
1	1	20	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」	保健医療局	64
1	1	21	若年がん患者等生殖機能温存治療費助成事業	保健医療局	64
1	1	22	電話相談「子供の健康相談室」(小児救急相談)	福祉局	64
1	1	23	各種医療費助成制度	福祉局	64
1	1	24	018サポート	福祉局	64
1	1	25	子供・子育てメンター事業	子供政策連携室	64
1	1	26	◆ こどもDXの推進(母子保健オンラインサービス)	デジタルサービス局	64
1	1	27	◆ こどもDXの推進(プッシュ型子育てサービス)	デジタルサービス局	64

目標	項目	番号	事業名	所管局	頁
1	1	28	◆ こども DX の推進（保活ワンストップ）	デジタルサービス局	64
1	2	29	小児救急医療体制の充実（初期・二次救急）	保健医療局	69
1	2	30	地域における小児医療研修	保健医療局	69
1	2	31	休日・全夜間診療事業参画医療機関施設整備費等補助（小児）	保健医療局	69
1	2	32	休日・全夜間診療事業（小児・専任看護師配置）	保健医療局	69
1	2	33	小児集中治療室医療従事者研修事業	保健医療局	69
1	2	34	こども救命センターの運営	保健医療局	69
1	2	35	東京都小児医療協議会	保健医療局	69
1	2	36	周産期医療システムの整備	保健医療局	69
1	2	37	周産期医療施設等整備費補助	保健医療局	69
1	2	38	母体救命対応総合周産期母子医療センターの設置	保健医療局	70
1	2	39	周産期搬送コーディネーターの配置	保健医療局	70
1	2	40	周産期医療ネットワークグループの構築	保健医療局	70
1	2	41	周産期連携病院の確保	保健医療局	70
1	2	42	多摩新生児連携病院の確保	保健医療局	70
1	2	43	在宅移行支援病床運営事業	保健医療局	70
1	2	44	在宅療養児一時受入支援事業	保健医療局	70
1	2	45	地域医療を担う医師養成事業（医師奨学金）	保健医療局	70
1	2	46	産科医等育成・確保支援事業	保健医療局	70
1	2	47	新生児医療担当医育成・確保支援事業	保健医療局	71
1	2	48	病院勤務者勤務環境改善事業	保健医療局	71
1	2	49	助産所と嘱託医療機関等の連携支援	保健医療局	71
1	2	50	助産所設備整備費補助	保健医療局	71
1	2	51	◆ ドナーミルク利用支援事業	保健医療局	71
1	2	52	◆ NICU 入院児相談支援事業	保健医療局	71
1	3	53	保健医療政策区市町村包括補助事業	保健医療局	80
1	3	54	要支援家庭の早期発見に向けた取組	福祉局	80
1	3	55	ファミリー・アテンドント事業	子供政策連携室	80
1	3	56	◆ こども家庭センター体制強化事業	福祉局	80
1	3	57	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	福祉局	80
1	3	58	子供家庭支援センター事業 <子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉局	80

目標	項目	番号	事業名	所管局	頁
1	3	59	子供家庭支援センター地域支援力強化事業 ＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	80
1	3	60	虐待対策コーディネーター事業 ＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	80
1	3	61	虐待対策ワーカー業務の委託支援事業 ＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	80
1	3	62	養育支援訪問事業	福祉局	80
1	3	63	◆ 子育て世帯訪問支援事業	福祉局	81
1	3	64	◆ 子育て世帯訪問支援員資質向上事業	福祉局	81
1	3	65	◆ 子育て世帯訪問支援員人材確保・定着支援事業 ＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	81
1	3	66	◆ 親子関係形成支援事業	福祉局	81
1	3	67	◆ 児童育成支援拠点事業	福祉局	81
1	3	68	親の子育て力向上支援事業 ＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	81
1	3	69	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	福祉局	81
1	3	70	要支援家庭を対象としたショートステイ事業	福祉局	81
1	3	71	ショートステイ事業の拡充	福祉局	81
1	3	72	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ＜子供家庭支援区市町村包括補助事業及び国の交付金＞	福祉局	82
1	3	73	ファミサポマイスター推進事業 ＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	82
1	3	74	一時預かり事業	福祉局	82
1	3	75	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）の充実	福祉局	82
1	3	76	子供を守る地域ネットワーク機能強化事業	福祉局	82
1	3	77	子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業＜子供家庭支援 区市町村包括補助事業＞	福祉局	82
1	3	78	4152（よいこに）電話	福祉局	82
1	3	79	利用者支援事業	福祉局	82
1	3	80	地域子育て支援研修	福祉局	82
1	3	81	子育て支援員研修	福祉局	83
1	3	82	地域における多世代交流拠点の整備	福祉局	83
1	3	83	東京 みんなでサロン事業	住宅政策本部	83
1	3	84	◆ 重層的支援体制整備事業	福祉局	83
1	3	85	◆ 重層的支援体制整備促進事業	福祉局	83
1	4	86	アレルギー疾患対策	教育庁 保健医療局	90

目標	項目	番号	事業名	所管局	頁
1	4	87	食を通じた子供の健全育成	教育庁 保健医療局	90
2	2	88	小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実	教育庁	109
2	2	89	乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト	教育庁	109
2	2	90	子供の読書活動の推進	教育庁	109
2	2	91	私立幼稚園等への助成	生活文化局	110
2	2	92	私立幼稚園等における預かり保育の充実	生活文化局	110
2	2	93	私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援	生活文化局	110
2	2	94	公立幼稚園における預かり保育の充実	教育庁	110
2	2	95	とうきょう すくわくプログラム推進事業	子供政策連携室	111
2	3	96	保育サービスの充実 (認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、定期利用保育)	福祉局	116
2	3	97	子育て推進交付金	福祉局	116
2	3	98	< 保育サービスの充実 > 認可保育所	福祉局	116
2	3	99	< 保育サービスの充実 > 認証保育所	福祉局	116
2	3	100	< 保育サービスの充実 > 認定こども園	生活文化局 福祉局	117
2	3	101	< 保育サービスの充実 > 定期利用保育事業	福祉局	117
2	3	102	< 保育サービスの充実 > 家庭的保育事業	福祉局	117
2	3	103	< 保育サービスの充実 > 小規模保育事業	福祉局	117
2	3	104	< 保育サービスの充実 > 居宅訪問型保育事業	福祉局	117
2	3	105	< 保育サービスの充実 > 企業主導型保育事業	福祉局	117
2	3	106	ベビーシッター利用支援事業	福祉局	117
2	3	107	保育所等利用世帯負担軽減事業	福祉局	117
2	3	108	認可外保育施設利用支援事業	福祉局	117
2	3	109	緊急1歳児等受入事業	福祉局	117
2	3	110	認証保育所1歳児等受入促進事業	福祉局	117
2	3	111	待機児童解消区市町村支援事業	福祉局	118
2	3	112	保育環境改善等事業	福祉局	118
2	3	113	保育所等用地確保の支援	福祉局	118
2	3	114	民有地マッチング事業	福祉局	118

目標	項目	番号	事業名	所管局	頁
2	3	115	とうきょう保育ほうれんそう	福祉局	118
2	3	116	民有地を活用した保育所等整備促進税制	主税局	118
2	3	117	認証保育所に対する減免	主税局	118
2	3	118	夜間帯保育事業	福祉局	118
2	3	119	夜間保育事業	福祉局	118
2	3	120	延長保育事業	福祉局	119
2	3	121	休日保育事業	福祉局	119
2	3	122	東京都病児保育推進事業	福祉局	119
2	3	123	医療的ケア児への支援	福祉局	119
2	3	124	送迎保育ステーション事業 <子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉局	119
2	3	125	都庁内に地域に開放した保育施設の設置	総務局	119
2	3	126	保育の質の確保	福祉局	120
2	3	127	保育サービス推進事業及び保育力強化事業	福祉局	120
2	3	128	保育体制強化事業	福祉局	120
2	3	129	保育人材の確保及び定着支援	福祉局	121
2	3	130	保育士等キャリアアップ研修支援事業	福祉局	121
2	3	131	多様な他者との関わりの機会の創出	福祉局	122
2	3	132	◆ 医療的ケア児等の育ちの支援事業	福祉局	122
2	3	133	保育所等における地域の子育て支援事業	福祉局	122
2	3	134	子供主体の保育に係る保育者向け研修事業	福祉局	122
2	3	135	保育所等における要支援児童等対応推進事業	福祉局	122
2	3	136	◆ 虐待等の不適切な保育に関する相談対応事業	福祉局	122
2	3	137	◆ 認証保育所等における地域の子育て支援への対応強化事業	福祉局	122
2	3	138	◆ 認証保育所障害児受入促進事業	福祉局	122
2	3	139	◆ 保育所等の業務負担軽減支援事業 <子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉局	122
2	4	140	認定こども園の設置支援	生活文化局 福祉局	126
2	4	141	保育教諭の確保	生活文化局 福祉局	126
3	1	142	子供の権利擁護専門相談事業	福祉局	135
3	1	143	児童虐待を防止するためのSNSを活用した相談事業	福祉局	135

目標	項目	番号	事業名	所管局	頁
3	1	144	「東京都子ども基本条例」に関する理解促進事業	子供政策連携室	135
3	1	145	「東京都子ども基本条例」を踏まえた新たな取組 ＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	135
3	2	146	地域スポーツクラブ中間支援組織事業等	スポーツ推進本部	143
3	2	147	総合的な子供の基礎体力向上方策の推進	教育庁	143
3	2	148	学校 2020 レガシー	教育庁	143
3	2	149	「学びに向かう力等に関する意識調査」の作成・配布とそれに基づく授業改善の実施	教育庁	143
3	2	150	校内寺子屋	教育庁	143
3	2	151	都立専門高校技能スタンダードの実施	教育庁	143
3	2	152	理数教育の推進	教育庁	143
3	2	153	道徳教育の推進	教育庁	144
3	2	154	スクールサポーター制度	警視庁	144
3	2	155	思春期に係る相談、研修の実施	福祉局	144
3	2	156	HIV／エイズ・性感染症の予防啓発、相談・検査の実施	保健医療局	144
3	2	157	◆ 小児インフルエンザワクチン任意接種補助事業	保健医療局	144
3	2	158	ユースヘルスクエア普及啓発事業	子供政策連携室	144
3	2	159	東京ユースヘルスクエア推進事業	福祉局	144
3	2	160	◆ 都立高校等における産婦人科医を活用したユースヘルスクエア事業	教育庁	144
3	2	161	子供の遊び場等整備事業	子供政策連携室	144
3	2	162	◆ 子供の未来を育む「体験活動」推進区市町村支援事業 （「遊び」特別推進枠）	子供政策連携室	144
3	2	163	◆ 子供の「遊び」普及啓発事業	子供政策連携室	145
3	2	164	◆ 子供の未来を育む「体験活動」推進区市町村支援事業 （「体験活動」推進枠）	子供政策連携室	145
3	2	165	◆ 笑顔と学びの体験活動プロジェクト	教育庁 生活文化局	145
3	2	166	◆ 都立特別支援学校で移動式冒険遊び場の実施	教育庁	145
3	2	167	20歳未満の喫煙防止対策	保健医療局	145
3	2	168	地域における青少年の健全育成	都民安全総合対策本部	145
3	2	169	学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進	教育庁	145
3	2	170	東京都教育の日の設定による地域の協働の推進	教育庁	145
3	2	171	私立学校への助成	生活文化局	146
3	2	172	学校と家庭の連携推進事業	教育庁	146

目標	項目	番号	事業名	所管局	頁
3	2	173	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育庁	146
3	2	174	いじめ総合対策推進事業	教育庁	146
3	2	175	スクールカウンセラー活用事業	教育庁	146
3	2	176	◆ エデュケーション・アシスタントを活用した小 1 重点支援事業	教育庁	146
3	2	177	アドバイザー・スタッフ派遣事業	教育庁	146
3	2	178	東京都教育相談センター 教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン	教育庁	146
3	2	179	防災教育の推進	教育庁 生活文化局	147
3	2	180	JET プログラムによる外国人英語指導者等の配置	教育庁 生活文化局	147
3	2	181	海外留学支援事業	教育庁 生活文化局	147
3	2	182	私立学校教員海外派遣研修事業費補助	生活文化局	147
3	2	183	私立高等学校外部検定試験料補助	生活文化局	147
3	2	184	都立国際高校での国際バカロレアの取組	教育庁	147
3	2	185	「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の活用による、児童・生徒の英語学習の意欲向上	教育庁	147
3	3	186	東京都こどもホームページ	子供政策連携室	154
3	3	187	◆ 中高生 Web サイト（仮称）の構築	子供政策連携室	154
3	3	188	◆ 「職業体験プラットフォーム（仮称）」の構築	子供政策連携室	154
3	3	189	ひきこもりに係る支援事業	福祉局	154
3	3	190	◆ キッズ・ユース・プロジェクト	生活文化局	154
3	3	191	中学生の職場体験	教育庁	154
3	3	192	都立高校における人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」の実施	教育庁	154
3	3	193	勤労観・職業観育成推進プラン	教育庁	154
3	3	194	高等学校「家庭」における保育体験活動の充実	教育庁	154
3	3	195	不登校・中途退学対策事業	教育庁	154
3	3	196	都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援事業	教育庁	154
3	3	197	◆ チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）設置事業	教育庁	155
3	3	198	◆ 不登校対応巡回教員配置事業	教育庁	155
3	3	199	◆ 区市町村への不登校対応支援	教育庁	155
3	3	200	◆ 不登校児童・生徒の社会的自立に向けた体験活動プログラム	教育庁	155

目標	項目	番号	事業名	所管局	頁
3	3	201	バーチャル・ラーニング・プラットフォーム	教育庁	155
3	3	202	◆ 地域における多様な居場所確保事業	福祉局	155
3	3	203	◆ 学校の居心地向上検証プロジェクト	子供政策連携室	155
3	3	204	学齢期の子育ち	子供政策連携室	155
3	3	205	◆ 学校生活になじめない子供を取り巻く実態に関する調査	子供政策連携室	155
3	3	206	性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する取組	生活文化局	155
3	3	207	Girls Meet STEM in Tokyo ～女子中高生向けオフィスツアー～	生活文化局	156
3	3	208	地域における若者の自立等支援体制整備事業	都民安全総合対策本部	156
3	3	209	◆ 困難を抱える若者の意見を聴く仕組みづくり	都民安全総合対策本部	156
3	3	210	若者総合相談支援事業	都民安全総合対策本部	156
3	3	211	◆ 若者をサポートするポータルサイト「若ぼた+」の構築・運営	都民安全総合対策本部	156
3	3	212	非行少年の立ち直り支援事業	都民安全総合対策本部	156
3	3	213	生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援	福祉局	156
3	3	214	受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉局	156
3	3	215	東京都立大学等の授業料実質無償化	総務局	156
3	3	216	被保護者自立促進事業	福祉局	157
3	3	217	若年者の雇用就業支援事業（東京しごとセンター事業）	産業労働局	157
3	3	218	若年者能力開発訓練	産業労働局	157
3	3	219	◆ 東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～	保健医療局	157
3	3	220	◆ こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク	保健医療局	157
3	3	221	◆ 自殺予防のための人材育成（ゲートキーパー養成）	保健医療局	157
3	3	222	◆ SNS 自殺相談	保健医療局	157
3	3	223	◆ 東京都自殺未遂者対応地域連携支援事業 ～東京都こころといのちのサポートネット～	保健医療局	157
3	3	224	◆ 「S O S の出し方に関する教育」の推進	教育庁	157
3	3	225	◆ 授業料免除制度（都立高等学校等）	教育庁	158
3	3	226	◆ 東京都公立学校給食費負担軽減事業	教育庁	158
3	3	227	◆ 小・中学校における不登校対応	教育庁	158
3	3	228	◆ 個人融資「まなび」	産業労働局	158
3	4	229	シニア世代・シニア予備群を活用した中高生の居場所・学び・遊び支援事業	福祉局	163
3	4	230	学童クラブ運営費補助事業	福祉局	163

目標	項目	番号	事業名	所管局	頁
3	4	231	学童クラブの設置促進	福祉局	163
3	4	232	学童クラブにおける医療的ケア児等受入推進事業	福祉局	163
3	4	233	◆ 東京都認証学童クラブ事業	福祉局	163
3	4	234	◆ 学童クラブ待機児童解消区市町村支援事業	福祉局	163
3	4	235	◆ 学童クラブにおける人材確保事業	福祉局	163
3	4	236	児童館等整備費補助	福祉局	163
3	4	237	放課後児童支援員資質向上研修・認定資格研修	福祉局	164
3	4	238	放課後居場所緊急対策事業	福祉局	164
3	4	239	放課後子供教室	教育庁	164
3	4	240	◆ 朝の子供の居場所づくり	教育庁	164
3	4	241	児童館支援事業	福祉局	164
3	4	242	子供の居場所創設事業	福祉局	164
3	4	243	◆ 子供若者シェルター・相談支援事業	福祉局	164
3	4	244	子供食堂推進事業	福祉局	164
4	2	245	高等学校等就学支援金による授業料負担の軽減	教育庁 生活文化局 総務局	183
4	2	246	私立高等学校等特別奨学金	生活文化局	183
4	2	247	私立中学校等特別奨学金	生活文化局	183
4	2	248	給付型奨学金（高等学校等）	教育庁 総務局	183
4	2	249	高校生等奨学給付金による授業料以外の負担軽減	教育庁 生活文化局 総務局	183
4	2	250	就学奨励事業（特別支援学校）	教育庁	183
4	2	251	育英資金事業費補助	生活文化局	183
4	2	252	地域未来塾（スタディ・アシスト+）	教育庁	183
4	2	253	◆ 子どもの進路選択支援事業	福祉局	183
4	2	254	◆ 子供の多様な体験の機会確保事業 < 子供家庭支援区市町村包括補助事業 >	福祉局	183
4	3	255	子供サポート事業立上げ支援事業	福祉局	186
4	3	256	フードパントリー設置事業	福祉局	186
4	3	257	フードパントリー緊急支援事業	福祉局	186
4	3	258	生活困窮者自立支援制度	福祉局	186

目標	項目	番号	事業名	所管局	頁
4	3	259	若年者の雇用就業支援事業	産業労働局	186
4	3	260	若年者の雇用就業支援事業「高校生向け就業意識啓発講座」	産業労働局	186
4	3	261	若者正社員チャレンジ事業	産業労働局	186
4	3	262	◆ 若者世代職場定着促進事業	産業労働局	186
4	4	263	生活保護受給者等就労自立促進事業	福祉局	189
4	4	264	東京しごとセンター事業	産業労働局	189
4	4	265	正規雇用等転換安定化支援事業	産業労働局	189
4	5	266	生活保護制度	福祉局	191
4	5	267	生活福祉資金制度	福祉局	191
4	6	268	子供の貧困対策支援事業	福祉局	193
4	6	269	子育てサポート情報普及推進事業	福祉局	193
4	6	270	チャットボットによる子育て支援情報の発信	福祉局	193
5	1	271	ヤングケアラー普及啓発事業	子供政策連携室	200
5	1	272	ヤングケアラー支援事業	福祉局	200
5	1	273	◆ ヤングケアラー相談支援等補助事業	都民安全総合対策本部	200
5	2	274	児童虐待防止の普及啓発	福祉局	205
5	2	275	未就園児等全戸訪問事業	福祉局	205
5	2	276	サポートコンシェルジュ事業 <子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉局	205
5	2	277	児童相談所の体制と取組の強化	福祉局	205
5	2	278	医療機関における虐待対応力の強化	福祉局	205
5	2	279	医療機関の病床確保による一時保護機能強化事業	福祉局	205
5	2	280	児童相談所における外部評価	福祉局	205
5	2	281	一時保護所における第三者委員の活動	福祉局	205
5	2	282	児童相談所業務における民間事業者の活用	福祉局	205
5	2	283	◆ 児童相談体制強化に係る総合連携事業	福祉局	206
5	2	284	◆ 一時保護体制強化事業	福祉局	206
5	2	285	◆ 警察との情報共有システム	福祉局	206
5	3	286	家庭的養護（養育家庭等・ファミリーホーム）の推進	福祉局	212
5	3	287	乳児院の家庭養育推進事業	福祉局	212
5	3	288	育児指導機能強化事業	福祉局	212

目標	項目	番号	事業名	所管局	頁
5	3	289	医療機関等連携強化事業	福祉局	212
5	3	290	◆ 障害児等受入体制等強化事業	福祉局	212
5	3	291	新生児委託推進事業	福祉局	212
5	3	292	児童福祉施設の整備	福祉局	212
5	3	293	専門機能強化型児童養護施設	福祉局	212
5	3	294	家庭的養育（グループホーム）の設置促進	福祉局	213
5	3	295	連携型専門ケア機能事業	福祉局	213
5	3	296	児童養護施設等の支援力の向上、人材確保及び人材育成	福祉局	213
5	3	297	児童養護施設等職員宿舍借り上げ支援事業	福祉局	213
5	3	298	児童養護施設等体制強化事業	福祉局	213
5	3	299	施設と地域との関係強化事業	福祉局	213
5	3	300	児童養護施設等のBCP策定支援事業	福祉局	213
5	3	301	東京都児童自立サポート事業	福祉局	213
5	3	302	フレンドホーム事業	福祉局	213
5	3	303	養護児童に対する自立支援機能の強化	福祉局	214
5	3	304	自立生活スタート支援事業	福祉局	214
5	3	305	養育家庭等自立援助補助事業	福祉局	215
5	3	306	身元保証人確保対策事業	福祉局	215
5	3	307	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度	福祉局	215
5	3	308	フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）事業	福祉局	215
5	3	309	里親養育専門相談事業（里親子のサポートネット）	福祉局	215
5	3	310	◆ 社会的養護自立支援実態把握事業	福祉局	216
5	3	311	◆ 社会的養護職員等の奨学金返済・育成支援事業	福祉局	216
5	3	312	◆ こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業	福祉局	216
5	3	313	被措置児童等虐待の防止・対応強化	福祉局	216
5	3	314	被措置児童に対する子供の権利の啓発	福祉局	216
5	3	315	◆ 意見表明等支援事業	福祉局	216
5	3	316	◆ 被措置児童等の権利擁護に関する調査	福祉局	216
5	4	317	ひとり親家庭向けポータルサイトの運用	福祉局	224
5	4	318	東京都ひとり親家庭支援センター事業 （母子家庭等就業・自立支援センター事業）	福祉局	224

目標	項目	番号	事業名	所管局	頁
5	4	319	ひとり親家庭相談体制強化事業 ＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	224
5	4	320	母子・父子自立支援員による相談・支援	福祉局	224
5	4	321	母子・父子自立支援員の資質の向上（母子・父子自立支援員研修）	福祉局	224
5	4	322	ひとり親家庭等生活向上事業	福祉局	224
5	4	323	配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援	生活文化局	224
5	4	324	在宅就業推進事業	福祉局	225
5	4	325	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	福祉局	225
5	4	326	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	福祉局	225
5	4	327	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業	福祉局	225
5	4	328	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	福祉局	225
5	4	329	母子・父子自立支援プログラム策定事業	福祉局	225
5	4	330	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	福祉局	225
5	4	331	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	福祉局	225
5	4	332	◆ ひとり親家庭ホームヘルプサービスの利用促進事業 ＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	225
5	4	333	ひとり親家庭就業推進事業	福祉局	225
5	4	334	都営住宅の優先入居	住宅政策本部	225
5	4	335	公社住宅への入居機会確保	住宅政策本部	226
5	4	336	◆ 成長産業分野へのキャリアシフト等支援事業	産業労働局	226
5	4	337	女性しごと応援キャラバン	産業労働局	226
5	4	338	◆ 非正規・ひとり親・困難を抱える女性等向け就業自立支援	産業労働局	226
5	4	339	母子生活支援施設等の支援力の向上	福祉局	226
5	4	340	施設に入所する子供の自立支援の充実	福祉局	226
5	4	341	母子生活支援施設等の施設整備	福祉局	226
5	4	342	母子緊急一時保護事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	226
5	4	343	児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付	福祉局	226
5	4	344	ひとり親家庭等医療費助成	福祉局	226
5	4	345	養育費確保支援事業	福祉局	226
5	4	346	女性福祉資金の貸付	福祉局	227
5	4	347	若年被害女性等支援事業	福祉局	227

目標	項目	番号	事業名	所管局	頁
5	5	348	短期入所事業の充実	福祉局	234
5	5	349	児童発達支援	福祉局	234
5	5	350	放課後等デイサービス	福祉局	234
5	5	351	児童発達支援センターの設置促進	福祉局	234
5	5	352	児童発達支援センター地域支援体制確保事業	福祉局	234
5	5	353	障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	福祉局	234
5	5	354	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置促進	福祉局	234
5	5	355	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの設置促進	福祉局	234
5	5	356	都型放課後等デイサービス事業	福祉局	234
5	5	357	障害児の放課後等支援事業	福祉局	234
5	5	358	聴覚障害児のための体制整備事業	福祉局	234
5	5	359	児童発達支援事業所等利用支援事業	福祉局	234
5	5	360	障害児支援に係る職員の養成・確保	福祉局	235
5	5	361	発達障害児等への支援の充実	福祉局	235
5	5	362	障害児等療育支援事業	福祉局	235
5	5	363	重症心身障害児等在宅療育支援事業	福祉局	236
5	5	364	在宅レスパイト・就労等支援事業	福祉局	236
5	5	365	障害者（児）ショートステイ事業（受入促進員配置）	福祉局	236
5	5	366	障害者（児）ショートステイ事業（病床確保）	福祉局	236
5	5	367	障害者（児）ショートステイ事業（短期入所開設支援）	福祉局	236
5	5	368	障害者（児）ショートステイ事業（医療機器等整備費補助）	福祉局	236
5	5	369	重症心身障害児通所委託（受入促進員配置）	福祉局	236
5	5	370	重症心身障害児（者）通所運営費補助事業	福祉局	236
5	5	371	医療的ケア児に対する支援のための体制整備	福祉局	236
5	5	372	重症心身障害児施設における看護師確保対策事業	福祉局	237
5	5	373	医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業	福祉局	237
5	5	374	医療的ケア児ペアレントメンター事業	福祉局	237
5	5	375	医療的ケア児日中預かり支援事業	福祉局	237
5	5	376	肢体不自由特別支援学校における指導体制の充実	教育庁	237

目標	項目	番号	事業名	所管局	頁
5	5	377	医療的ケアが必要な児童・生徒の学習機会の拡充 ＜専用通学車両の運行＞	教育庁	237
5	5	378	特別支援学校における障害の特性に応じた指導内容・方法 の普及・啓発	教育庁	237
5	5	379	◆ インクルーシブ教育システム体制の整備	教育庁	237
5	5	380	特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の普及・啓発	教育庁	237
5	5	381	知的障害特別支援学校における職業教育の充実	教育庁	238
5	5	382	民間活力との連携による就労支援	教育庁	238
5	5	383	特別支援学校のセンター的機能の発揮	教育庁	238
5	5	384	公立学校における発達障害教育の推進	教育庁	238
5	5	385	小・中学校における特別支援教育の普及・啓発	教育庁	238
5	5	386	高等学校における特別支援教育の普及・啓発	教育庁	238
5	5	387	特別支援教育における一貫した指導・支援の普及・啓発	教育庁	238
5	5	388	特別支援教育の理解・啓発	教育庁	238
5	5	389	都立特別支援学校における障害者スポーツの推進	教育庁	239
5	5	390	◆ 特別支援学校と高等学校等の協働的な取組	教育庁	239
5	5	391	◆ 「インクルーシブな学び」プログラム事業	教育庁	239
5	5	392	特別支援教育を行う私立学校への助成	生活文化局	239
5	6	393	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	福祉局	242
5	6	394	移行期医療支援体制整備事業	福祉局	242
5	6	395	◆ 若年がん患者在宅療養支援事業	保健医療局	242
5	7	396	多文化キッズサロン設置支援	子供政策連携室	245
5	7	397	日本語を母語としない子どもへの支援	生活文化局	245
5	7	398	◆ 地域日本語教育推進事業	生活文化局	245
5	7	399	◆ 「日本語指導推進ガイドライン」の活用促進	教育庁	245
5	7	400	◆ 日本語能力測定の支援	教育庁	245
5	7	401	◆ 春期・土曜日本語講座	教育庁	245
5	7	402	◆ ダイバーシティ推進校	教育庁	245
6	1	403	家庭と仕事の両立支援推進事業	産業労働局	261
6	1	404	働きやすい職場環境づくり推進事業	産業労働局	261
6	1	405	子育て・介護支援融資	産業労働局	261
6	1	406	女性再就職支援事業	産業労働局	261
6	1	407	◆ 女性再就職包括サポート事業	産業労働局	261

目標	項目	番号	事業名	所管局	頁
6	1	408	女性向け委託訓練	産業労働局	261
6	1	409	保育支援つき施設内訓練	産業労働局	261
6	1	410	働くパパママ育児応援事業	産業労働局	262
6	1	411	育児によるパワーアップ応援事業	産業労働局	262
6	1	412	男性育児もっと応援事業	産業労働局	262
6	1	413	ライフ・ワーク・バランスの推進	生活文化局 産業労働局	262
6	1	414	東京ウィメンズプラザ普及啓発事業	生活文化局	262
6	1	415	普及啓発セミナーの実施	産業労働局	262
6	1	416	普及啓発資料の発行	産業労働局	262
6	1	417	男女雇用平等参画状況調査	産業労働局	262
6	1	418	子育てしやすい社会に向けた「育児」の推進	子供政策連携室	263
6	1	419	男性育児促進に向けた普及啓発事業	産業労働局	263
6	1	420	◆ 「手取り時間」創出・エンゲージメント向上推進事業	産業労働局	263
6	1	421	女性向けキャリアチェンジ支援事業	産業労働局	263
6	1	422	育児中スキルアップ支援事業	産業労働局	263
6	1	423	◆ 男性育児推進リーダー事業	産業労働局	263
6	1	424	◆ テレワークトータルサポート事業	産業労働局	263
6	1	425	◆ 女性ITエンジニア育成事業	産業労働局	263
6	2	426	子供の安全確保に向けた対策の推進	都民安全総合対策本部	270
6	2	427	◆ 犯罪被害等のリスクを抱える青少年・若者への支援	都民安全総合対策本部	270
6	2	428	セーフティ教室の実施・充実	教育庁	270
6	2	429	防犯教室の実施	警視庁	270
6	2	430	電子メールなどを活用した情報の発信	警視庁	270
6	2	431	「子ども110番の家」活動の支援	警視庁	270
6	2	432	ながら見守り連携事業	都民安全総合対策本部	270
6	2	433	在住外国人等の子供の安全確保に向けた対策の推進	都民安全総合対策本部	270
6	2	434	地域の安全確保に向けた防犯設備区市町村補助事業	都民安全総合対策本部	270
6	2	435	青少年の健全な育成に関する条例の運用	都民安全総合対策本部	271
6	2	436	インターネット利用適正化・性被害等防止対策	都民安全総合対策本部	271
6	2	437	ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」の運営	都民安全総合対策本部	271
6	2	438	情報教育に関する啓発・指導	教育庁	271

目標	項目	番号	事業名	所管局	頁
6	2	439	学校における安全教育の推進	教育庁	272
6	2	440	学校における安全体制の推進	教育庁	272
6	2	441	薬物乱用防止対策	教育庁 保健医療局	272
6	2	442	◆ 子供・保護者専用性被害相談ホットライン	総務局	272
6	2	443	◆ LINE による「性被害相談窓口」	総務局	272
6	2	444	◆ 子供の性被害相談窓口周知	総務局	272
6	2	445	◆ 生命（いのち）の安全教育	教育庁	272
6	2	446	◆ 教職員等による児童・生徒性暴力の防止	教育庁	273
6	2	447	◆ 性暴力・性被害防止に関する普及啓発	子供政策連携室	273
6	2	448	◆ 痴漢撲滅プロジェクト	都民安全総合対策本部	273
6	3	449	チャイルドシートなどの正しい着用についての普及啓発	警視庁	278
6	3	450	交通安全教育の推進	都民安全総合対策本部 警視庁	278
6	3	451	信号機の導入・整備	警視庁	278
6	3	452	自転車の安全利用の推進	都民安全総合対策本部 警視庁	278
6	3	453	地域幹線道路の整備	建設局	279
6	3	454	連続立体交差事業	建設局	279
6	3	455	子供の身の回りの危険についての情報発信・普及啓発	生活文化局	279
6	3	456	災害用ミルク等の確保	福祉局	279
6	3	457	「東京マイ・タイムライン」の普及啓発	総務局	279
6	3	458	セーフティ・レビュー事業	子供政策連携室	279
6	3	459	事故情報等データベース構築事業	子供政策連携室	279
6	3	460	予防のための子供の死亡検証（CDR）	福祉局	279
6	3	461	子供の安全に配慮した商品の普及	生活文化局	279
6	4	462	住宅困窮度に応じた入居者選定方式の実施	住宅政策本部	285
6	4	463	若年夫婦・子育て世帯への入居機会の確保	住宅政策本部	285
6	4	464	小学校就学前の子育て世帯への入居機会の確保	住宅政策本部	285
6	4	465	地域開発整備事業	住宅政策本部	285
6	4	466	公社住宅における子育て世帯への入居支援	住宅政策本部	285
6	4	467	子育て世帯に配慮した住宅の供給促進	住宅政策本部	286
6	4	468	◆ 「子供を守る」住宅確保促進事業	住宅政策本部	286

目標	項目	番号	事業名	所管局	頁
6	4	469	住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進	住宅政策本部	286
6	4	470	◆ 都営住宅を活用した結婚支援	住宅政策本部	286
6	4	471	◆ 公社住宅を活用した結婚支援	住宅政策本部	286
6	4	472	シックハウス対策	保健医療局	286
6	4	473	◆ 子育て世帯等が住みやすいアフォーダブル住宅の供給	産業労働局 住宅政策本部 都市整備局	287
6	5	474	子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」	福祉局	292
6	5	475	緑の拠点となる公園の整備	建設局	292
6	5	476	こことからだを育てる活動体験（野外体験・里山体験）の活動広場拠点づくり	建設局	292
6	5	477	心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援 〔地域福祉推進区市町村包括補助事業〕	福祉局	292
6	5	478	情報バリアフリーに係る充実への支援 〔地域福祉推進区市町村包括補助事業〕	福祉局	292
6	5	479	情報バリアフリーの普及推進	福祉局	292
6	5	480	心のバリアフリーの理解促進	福祉局	292
6	5	481	東京都福祉のまちづくり条例の運用等	福祉局	293
6	5	482	区市町村福祉のまちづくりに関する基盤整備事業 〔地域福祉推進区市町村包括補助事業〕	福祉局	293
6	5	483	福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈	福祉局	293
6	5	484	公共トイレの介助用ベッド設置促進事業 〔地域福祉推進区市町村包括補助事業〕	福祉局	293
6	5	485	鉄道駅総合バリアフリー推進事業 （バリアフリー基本構想等作成費補助）	都市整備局	293
6	5	486	鉄道駅総合バリアフリー推進事業 （鉄道駅エレベーター等整備事業）	都市整備局	293
6	5	487	鉄道駅総合バリアフリー推進事業 （ホームドア等整備促進事業）	都市整備局	293
6	5	488	鉄道駅総合バリアフリー推進事業 （鉄道駅バリアフリートイレ等整備促進事業）	都市整備局	293
6	5	489	地下高速鉄道建設助成	都市整備局	293
6	5	490	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業	都市整備局	293
6	5	491	道路のバリアフリー化	建設局	293
6	5	492	歩道の整備・改善	建設局	294
6	5	493	地下鉄車両へのフリースペース導入	交通局	294
6	5	494	トイレの改修（グレードアップ）	交通局	294

目 標	項 目	番 号	事 業 名	所 管 局	頁
6	5	495	マタニティマークの普及への協力	交 通 局	294
6	6	496	子 供・子 育 て 応 援 と う き ょ う 事 業	福 祉 局	299
6	6	497	こどもスマイルムーブメント	子 供 政 策 連 携 室	299
6	6	498	◆ 子 供 が 輝 く 東 京 ・ 応 援 事 業	福 祉 局	299

[illegible]

[illegible]

	令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度							
	1号認定 要介護1	2号認定 要介護2	3号認定 要介護3	要介護4～5	1号認定 要介護1	2号認定 要介護2	3号認定 要介護3	要介護4～5	1号認定 要介護1	2号認定 要介護2	3号認定 要介護3	要介護4～5	1号認定 要介護1	2号認定 要介護2	3号認定 要介護3	要介護4～5	1号認定 要介護1	2号認定 要介護2	3号認定 要介護3	要介護4～5				
北区	上の見込み(a)	2,443	1,138	4,929	707	1,824	1,789	1,792	2,482	1,789	1,789	1,789	2,489	1,770	4,914	711	1,784	2,472	1,772	4,921	712	1,683	1,780	
	特定・教育療育施設																							
	施設を要しない幼稚園																							
	幼稚園・上預かり保育	2,193	0		2,220				2,221				2,234		1,051	0			2,210		1,052	0		
	企業主導型保育施設 の地域枠																							
	児童	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	国家戦略特区 小規模保育	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	0	19	37	35	0	19	37	35	0	19	37	35	0	19	37	35	0	19	37	35	0	19	37
	地域型保育	0	102	128	141	0	102	128	141	0	102	128	141	0	102	128	141	0	102	128	141	0	102	128
	一時預かり事業・長時間預かり保育																							
青山区	(b)-(c)	122	540			134	420	94	14	58			134	347	86	15	48			134	275	78	19	40
	上の見込み(a)	705	243	3,224	350	979	1,179	687	236	321	352	964	1,052	646	230	3,172	355	963	1,053	617	230	3,066	359	968
	特定・教育療育施設	641	0	3,084	380	980	1,068	598	0	3,494	404	893	1,053	520	0	3,494	404	893	1,053	520	0	3,494	404	893
	施設を要しない幼稚園	1,450				1,427				1,414			1,404					1,391						
	幼稚園・上預かり保育	0	0			0				0			0					0						
	企業主導型保育施設 の地域枠																							
	児童	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2
	国家戦略特区 小規模保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	6	54	65	63	6	48	57	55	6	48	57	55	6	47	56	55	6	46	55	54	6	46	55
	地域型保育	0	12	27	30	0	12	27	30	0	12	27	30	0	12	27	30	0	12	27	30	0	12	27
一時預かり事業・長時間預かり保育																								
緑区	(b)-(c)	1,142	276			1,102	269	114	16	45			1,038	288	112	15	68			1,048	328	110	13	87
	上の見込み(a)	3,432	0	6,985	1,798	2,408	3,269	0	6,607	694	2,308	3,144	0	6,238	695	1,227	3,698	5,081	0	6,448	3,150	0	6,448	3,150
	特定・教育療育施設	1,457	0	7,459	989	1,900	2,203	1,588	0	7,549	993	1,920	2,233	1,335	0	7,549	993	1,920	2,233	1,333	0	7,549	993	
	施設を要しない幼稚園	3,647				3,615				3,615			3,615					3,615						
	幼稚園・上預かり保育	0	0			0				0			0					0						
	企業主導型保育施設 の地域枠																							
	児童	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	国家戦略特区 小規模保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	112	72	109	106	112	72	109	106	112	72	109	106	112	72	109	106	112	72	109	106	112	72	109
	地域型保育	164	345	331		164	345	328		164	345	328		164	345	328		163	343	326		163	341	317
一時預かり事業・長時間預かり保育																								
緑区	(b)-(c)	1,672	586	468	176	232		1,594	1,054	537	44	359		1,532	1,333	545	213	169		1,534	1,212	558	164	285
	上の見込み(a)	6,100	0	11,939	1,249	3,681	5,718	0	11,280	1,239	3,718	3,661	5,421	0	11,361	1,227	3,699	3,668	5,081	0	11,376	1,216	3,435	3,710
	特定・教育療育施設	0	0	10,647	1,383	2,852	3,143	0	10,596	1,377	2,849	3,152	0	10,596	1,377	2,852	3,154	0	10,596	1,377	2,855	3,156	0	10,641
	施設を要しない幼稚園	5,380				5,380				5,380			5,380					5,380						
	幼稚園・上預かり保育	4,772	0	1,582		4,662				4,662			4,662					4,662						
	企業主導型保育施設 の地域枠																							
	児童	19	24	22	33	19	24	22	33	19	24	22	33	19	24	22	33	19	24	22	33	19	24	22
	国家戦略特区 小規模保育	47	102	244	183	47	102	244	183	47	102	244	173	47	102	244	173	47	102	244	173	47	102	249
	認可外保育施設	128	434	464		128	429	463		128	429	463		128	429	463		128	429	463		128	423	456
	地域型保育																							
一時預かり事業・長時間預かり保育																								
見立区	(b)-(c)	4,052	1,266	388	183	218		4,324	1,306	389	163	258		4,511	1,272	402	143	235		4,741	1,410	413	114	182
	上の見込み(a)	2,542	649	7,834	993	5,417	0	2,613	642	7,280	968	5,262	0	2,614	642	7,107	982	5,216	0	2,593	638	6,752	972	5,149
	特定・教育療育施設	3,263	358	8,419	1,023	4,528	0	3,263	358	8,438	1,031	4,561	0	3,263	358	8,435	1,031	4,560	0	3,263	358	8,435	1,031	4,560
	施設を要しない幼稚園	6,467				6,467				6,467			6,467					6,467						
	幼稚園・上預かり保育	0	1,713	0		0				0			0					0						
	企業主導型保育施設 の地域枠																							
	児童	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	国家戦略特区 小規模保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	186	218	669	0	186	218	669	0	186	218	669	0	186	218	669	0	145	218	649	0	145	218	649
	地域型保育																							
一時預かり事業・長時間預かり保育																								
葛飾区	(b)-(c)	8,508	1,221	437	384	0		8,544	1,344	452	552	0		8,543	1,514	455	590	0		8,569	1,682	456	610	0
	上の見込み(a)	2,214	767	5,137	1,150	1,231	2,108	732	5,574	1,148	1,942	1,914	1,924	665	5,002	1,150	1,944	1,900	1,831	635	5,002	1,145	1,936	
	特定・教育療育施設	2,896	7,381	1,104	1,843	2,107		2,696	7,381	1,104	1,843	2,107		2,696	7,381	1,104	1,843	2,107		2,696	7,381	1,104	1,843	
	施設を要しない幼稚園	3,945				3,945				3,945			3,945					3,945						
	幼稚園・上預かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	企業主導型保育施設 の地域枠																							
	児童	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	国家戦略特区 小規模保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	81	43	70	79	81	43	70	79	81	43	70	79	81	43	70	79	81	43	70	79	81	43	70
	地域型保育																							
一時預かり事業・長時間預かり保育																								
江戸川区	(b)-(c)	2,760	1,715	52	75	189		2,901	1,888	54	84	390		3,038	2,097	56	101	406		3,152	2,262	52	102	420
	上の見込み(a)	5,124	0	9,908	720	2,287	2,943	4,760	0	8,720	2,566	2,929	4,549	0	8,422	774	2,646	2,929	4,265	0	8,205	779	2,736	3,021
	特定・教育療育施設	2,245	0	9,096	513	2,228	2,829	2,641	0	9,905	548	2,639	2,951	2,641	0	9,983	548	2,661	2,973	2,641	0	9,908	548	2,647
	施設を要しない幼稚園	4,370				4,370				4,370			4,370					4,370						
	幼稚園・上預かり保育	0	0			0				0			0					0						
	企業主導型保育施設 の地域枠																							
	児童	65	71	119	141	65	71	119	140	65	71	119	141	65	71	119	141	65	71	119	141	65	71	119
	国家戦略特区 小規模保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	95	314	14	108	95	311	111	105	95	311	111	105	95	311	111	105	95	311	111	105	95	311	111
	地域型保育																							
一時預かり事業・長時間預かり保育																								

[illegible]

[illegible]

[illegible]

家庭支援事業の実施(予定)状況一覧(令和7年度～令和11年度)

●…R6年度までに事業開始済 ○(R**)…R**年度に開始予定

自治体名	一時預かり事業	子育て短期支援事業	養育支援訪問事業	子育て世帯訪問支援事業	児童育成支援拠点事業	親子関係形成支援事業	備考
千代田区	●	●	●	●	○(調整中)	●	
中央区	●	●	●	○(R7)	○(調整中)	○(R8)	
港区	●	●	●	●	○(調整中)	●	
新宿区	●	●	●	●		●	児童育成支援拠点事業(既存の社会資源を活用しつつ、関係機関と連携することで支援が必要な児童に対応している。)
文京区	●	●	●	●	○(調整中)	●	児童育成支援拠点事業については、令和7～11年度に開始するよう検討を進めている。
台東区	●	●	●	●		○(R8)	
墨田区	●	●	●	●			
江東区	●	●	●	●	○(R10)	○(R10)	
品川区	●	●	●	●	●	●	子育て支援訪問支援事業は養育支援訪問事業と一体的に実施。児童育成支援拠点事業については、養育環境等に課題を抱える学童期の児童だけでなく、若者を含めて幅広く対応できる居場所として実施。親子関係形成支援事業については、要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等に対象を限定せず、幅広く18歳未満の子どもを養育する方を対象としている。
目黒区	●	●	●	●	○(調整中)	○(調整中)	
大田区	●	●	●	●	○(調整中)	●	
世田谷区	●	●	●	●	●	●	
渋谷区	●	●	●	●	○(R7)	●	
中野区	●	●	●	○(R7)		○(R7)	児童育成支援拠点事業については、同様の様々な事業を実施しているが、包括的な実施の必要性等について、今後、国及び他自治体の状況を注視し検討する。
杉並区	●	●	●	●	●	●	
豊島区	●	●	●	●	○(調整中)	●	
北区	●	●	●	●	○(R9)	○(R9)	
荒川区	●	●	●	●	○(調整中)	●	
板橋区	●	●	●	●		●	児童育成支援拠点事業については、家庭支援事業や他事業の連携により、フォロー体制を取っている。
練馬区	●	●	●	●		○(R7)	児童育成支援拠点事業については、地域子ども家庭支援ネットワーク会議など既存のネットワークを活用した支援を実施する。
足立区	●	●	●	●		●	児童育成支援拠点事業については、「生活困窮世帯への学習支援」や「不登校児童等に対する居場所支援事業」等を通じて、適切に支援している。
葛飾区	●	●	●	●	○(調整中)	●	児童育成支援拠点事業は検討中のため、開始時期は未定。
江戸川区	●	●	●	●	○(R8)	●	
八王子市	●	●	●	●	○(調整中)		親子関係形成支援事業については類似事業で充足しているため量の見込は設定していないが、今後の状況により、必要と判断した場合は中間改定などのタイミングで設定する。
立川市	●	●	●	○(R7)			
武蔵野市	●	●	●	●	○(調整中)	●	
三鷹市	●	●	●	●	○(調整中)	○(R7)	
青梅市	●	●	●	●	○(調整中)	●	
府中市	●	●	●	●	○(調整中)	●	児童育成支援拠点事業については、計画期間中に検討。
昭島市	●	●	●	○(調整中)	○(調整中)	●	
調布市	●	●	●	●			児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業については今後の国や東京都の動向や市の実情を踏まえ検討。
町田市	●	●	●	●			

家庭支援事業の実施(予定)状況一覧(令和7年度～令和11年度)

●…R6年度までに事業開始済 ○(R**)…R**年度に開始予定

自治体名	一時預かり事業	子育て短期支援事業	養育支援訪問事業	子育て世帯訪問支援事業	児童育成支援拠点事業	親子関係形成支援事業	備考
小金井市	●	●	●	●	○(調整中)	○(R7)	
小平市	●	●	●	●		●	
日野市	●	●	●	●	○(調整中)	●	
東村山市	●	●	●	●	○(調整中)	○(調整中)	
国分寺市	●	●	●	●	○(調整中)	●	
国立市	●	●	●	●	○(調整中)	●	
福生市	●	●	●	○(調整中)			
狛江市	●	●	●	●	○(調整中)	●	
東大和市	●	●	●	○(R7)			児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業については、今後検討を進める。
清瀬市	●	●	●	●	○(調整中)	○(R8)	
東久留米市	●	●	●	○(R7)			
武蔵村山市	●	●	●				子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業については、当市子ども計画に量の見込みと確保内容を掲載しているが実施については検討中である。
多摩市	●	●	●	●	○(調整中)	○(調整中)	
稲城市	●	●	●	●	○(調整中)	○(調整中)	
羽村市	●	●	●	●	○(調整中)	●	
あきる野市	●	●	●	●			親子関係形成支援事業については、ペアレント・トレーニング等の実施によりフォロー体制を取っている。
西東京市	●	●	●	●	○(調整中)	●	
瑞穂町	●	●	●	●			児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業は、現時点で実施の予定はありませんが、今後の国、東京都、他自治体の状況を踏まえて必要に応じて対応する。
日の出町	●	●	●	○(調整中)			
檜原村							
奥多摩町	●			○(調整中)			一時預かり支援事業はファミリーサポートセンター事業による一時預かりとして行っている。
大島町	●		●				
利島村			●	●			
新島村	○(調整中)		○(調整中)	○(調整中)	○(調整中)	○(調整中)	
神津島村	●						
三宅村	●		●				
御蔵島村							
八丈町	●		●	●			
青ヶ島村	○(調整中)	○(調整中)	○(調整中)	○(調整中)	○(調整中)	○(調整中)	
小笠原村			●				